
尼 崎 の 環 境

- 平成 28 年度版 -

[平成 27 年度現況報告]

～ 「 E C O 未来都市 あまがさき 」 を目指して ～

(案)

平成 28 年 月
尼 崎 市

❀ ひと咲き まち咲き あまがさき ❀

はじめに



尼崎市はかつて工業都市として大きく発展してきた傍ら、大気汚染・地盤沈下・水質汚濁といった深刻な公害問題を抱えてきました。しかしながら、長年にわたる市民・事業者・行政の連携と粘り強い取組により、市内の環境は大きく改善されてきています。さらに本市は公害対策の枠を超え、地球規模で問題となっている温暖化の対策にも積極的に取り組んでおり、平成 25 年に温室効果ガスの大幅な削減など低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする都市として国が定める「環境モデル都市」に選定されました。

平成 27 年度には、省エネと地域経済の活性化につながる取組を尼崎版スマートコミュニティとして認定するという新しい試みを始めました。街区で使われるエネルギーの見える化や、楽しみながら、そしてお得に節電できる仕組みがさらに市内全域広がっていくように、市としても協力していきたいと思えます。

本冊子は、この他にも平成 27 年度に行われた本市の取組や環境の状況を取りまとめたものです。皆さまに広く活用され、本市の環境について理解を深めていただくことの一助となることを願っております。

平成 28 年 月

尼崎市長 稲村 和美

「尼崎の環境」について

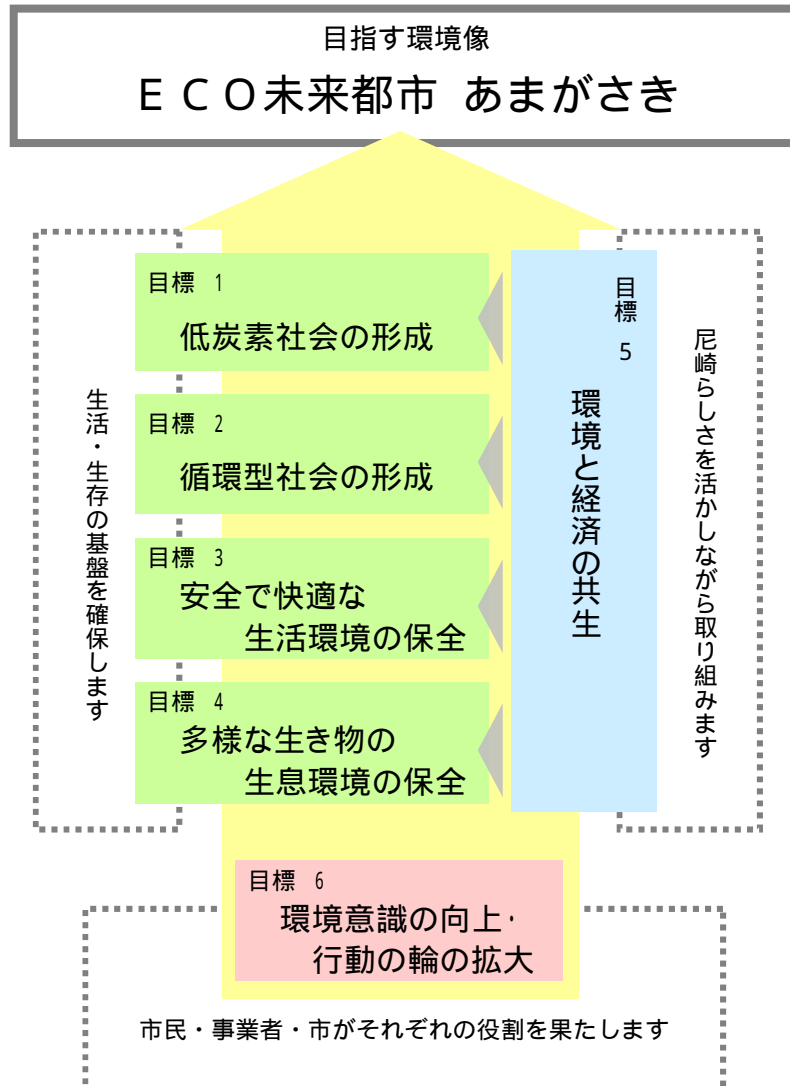
尼崎の環境とは

本市の環境白書である「尼崎の環境」は、旧著である「公害の現状と対策」とあわせると、40年以上の長い歴史をもつものであり、本市の環境について総合的な情報を提供するものです。

また、尼崎市環境基本計画（平成26年3月）では、本市における環境に関する取組状況や計画の指標などを基礎的なデータとともに公表し、計画の進行管理を行うものとして位置づけています。

尼崎市環境基本計画とは

尼崎市環境基本計画は、尼崎市の環境をまもる条例に基づき策定される良好な環境を確保するための施策を総合的かつ計画的に推進するためのものです。計画では、目指す環境像「ECO未来都市 あまがさき」を実現するために6つの目標を定めており、市民・事業者・市が協力しながら目標を達成するために、取組を行う際の方向性や施策を示しています。



【目次】

本編

| | |
|--------------------------------------|----|
| 第1章 平成27年度のトピックス | 1 |
| 第2章 環境への取組状況 | 5 |
| 目標1 低炭素社会の形成 | 7 |
| 取組の方向性 エネルギーの使用量を減らします | 9 |
| 取組の方向性 エネルギーを効率よく使います | 9 |
| 目標2 循環型社会の形成 | 16 |
| 取組の方向性 ごみができるだけ出ないようにします | 17 |
| 取組の方向性 出たごみはできるだけ資源化(リサイクル)します | 20 |
| 目標3 安全で快適な生活環境の保全 | 23 |
| 取組の方向性 空気・水・土・静けさを大切にします | 24 |
| 目標4 多様な生き物の生息環境の保全 | 40 |
| 取組の方向性 生き物に関心を持ち、そのすみかを守り、創ります | 41 |
| 目標5 環境と経済の共生 | 52 |
| 取組の方向性 環境によい製品・サービスを供給します | 53 |
| 取組の方向性 環境によい製品・サービスを選びます | 56 |
| 目標6 環境意識の向上・行動の輪の拡大 | 57 |
| 取組の方向性 環境について知り、まわりに伝えます | 58 |
| 取組の方向性 身近なところから環境のために活動します | 63 |
| 第3章 尼崎市の環境の変遷 | 68 |

資料編

数値は特に注釈がない限り、平成27年度末現在におけるものです。



「環境モデル都市あまがさき」ロゴマークについて
本市が環境モデル都市に選定されたことを市内外に
広くPRすることを目的として作成されたロゴマー
クです。市民・市内事業者の皆さまにおかれまして
は、自由にこのロゴマークを使用していただき、本
市のPRにご協力ください。

「ECO未来都市 あまがさき」

表紙のタイトルについて

「ECO未来都市 あまがさき」は本市の環境政策の
中長期的な考え方を示す尼崎市環境基本計画(平成
26年3月)で定められている目指す環境像です。市
民一人ひとりのライフスタイルの変革や、環境関連
産業の活性化などを進め、市内のあらゆる場所で環
境が生きづく持続可能なまちを目指します。

第1章 平成27年度のトピックス

尼崎版スマートコミュニティの提案を募集しました

本市では、一定規模以上の住宅開発の際に、各住宅においてエネルギー（電力）の使用状況を管理するシステム（HEMS：Home Energy Management System）の導入と地域におけるエネルギー（電力）の使用状況を把握できるシステム（AEMS：Area Energy Management System）を導入するとともに、このシステムを活用しながら、地域経済の活性化に繋がる仕組みが構築された街区を「尼崎版スマートコミュニティ」として認定する制度を設けています。

平成27年度は、JR塚口駅前の開発事業である「ZUTTOCITY」における、街区全体のエネルギー使用量の「見える化」と、市域全域において電力需給のひっ迫が予想される時間帯に地域通貨ポイントと連携して節電を呼び掛ける仕組みを認定しました。

「ZUTTOCITY」の街区では、エネルギー使用量を、デジタルサイネージ（電子看板）によりリアルタイムに表示するとともに、夏期・冬期において電力需要がピークとなる時間帯に市域全域に節電を呼び掛け、この時間帯に外出し、地元の商店等（ZUTTO・ECOまいポに加盟している店舗）で買い物をした際に地域通貨ポイントを2倍付与することで、地域経済の活性化と家庭における節電を促します。このような、通貨地域ポイントを連携させたデマンドレスポンスにより、特定の自治体全域にまたがる節電と地域経済の活性化の取組を行うのは、全国で初の試みです。

| | |
|------|---|
| 認定事業 | 「ZUTTO（ずっと）・ECO（エコ）まいポ」導入による持続可能な省エネ・地域活性化の取組み |
| 事業者 | 野村不動産（株）、JR西日本不動産開発（株）、（株）長谷工コーポレーション、（株）まいぷれ withYOU、関西電力（株） |
| 開発場所 | 尼崎市上坂部1丁目36番1号他 |
| 戸数 | 1,271戸（マンション3棟：1,200戸、戸建住宅：71戸） |
| 事業内容 | ・JR塚口駅前「ZUTTOCITY」全体のエネルギー消費量の見える化 ・地域通貨「ZUTTO・ECOまいポ」と連携したデマンドレスポンス |

ZUTTO・ECOまいポとは、（株）まいぷれ withYOU が運営するサービスであり、加盟店において100円を使うごとに1ポイントが貯まり、貯まったポイントは1ポイント=1円として利用できる。なお、デマンドレスポンスの要請時に登録店舗で買い物などをすると2倍のポイントが付与されることになっている。

デマンドレスポンスとは、電力需給がひっ迫する際に、供給側からの要請に基づいて、需要側で電力の使用を抑制もしくは別の時間帯にシフトすることにより需給バランスを保つこと。



ZUTTOCITY 完成イメージ図
提供：野村不動産（株）



まいポカード
提供：（株）まいぷれ withYOU

尼崎市燃料電池自動車シンポジウム～あまがさきのミライをみませんか～を開催しました

ガソリン車などの化石燃料を利用する自動車の使用は化石燃料の枯渇や大気汚染の問題を引き起こすだけでなく、地球温暖化の原因の1つとなっています。そのため、本市としても化石燃料の使用を大幅に減らし、環境負荷の低減に資する自動車をどのように普及させていくか、そして、化石燃料に依存しない社会づくりをどのように目指していくのか、について広く考えていく必要があります。

そこで、本市では、環境に優しい自動車として注目されている燃料電池自動車の普及や化石燃料に依存しない水素社会の実現に向けて、近畿経済産業局や岩谷産業（株）、トヨタ自動車（株）から水素・燃料電池分野の専門家を講師として招き、シンポジウムを開催しました。



シンポジウムの様子



燃料電池自動車の展示・説明の様子

電気自動車の無料貸出を始めました

環境に優しい自動車である電気自動車の利便性を知ってもらうために日産自動車（株）が実施した「EVをもっと身近に！プロジェクト 電気自動車活用事例創発事業」に応募し、採択を受けました。これにより、電気自動車（日産自動車（株）日産 e-NV200）の無償貸与（3年間）を受けることとなりました。貸与を受けた電気自動車は走行時の静粛性が高いだけでなく、車載されている蓄電池から家庭用コンセントと同様に電力を供給し、使用することができます。



100周年記念電気自動車

本市では平成28年の市制100周年を記念して、様々な主体により様々なイベントが行われています。これらのイベントにおいて機材の運搬だけでなく、マイクやスピーカー、モニターなどの電源とすることで電気自動車のPRを行っていく予定となっています。また、このような利便性を知ってもらうとともに、100周年事業の深化・多様化を進めていくために、市制100周年記念に関するイベントを主催する団体に無料で貸出を行っています。

尼崎市一般廃棄物処理基本計画の中間評価を行いました

尼崎市一般廃棄物処理基本計画は、本市の一般廃棄物処理に関する施策の基本的な方向性を示すもので、計画期間は平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間となっています。平成 27 年度は、計画期間の中間年度にあたることから、計画の進捗状況について中間評価を行いました。

計画では、1 人・1 日あたりの燃やすごみの量、事業系ごみの量、焼却対象量の 3 項目について、目標値が定められています。これまでに、家庭ごみの収集回収の見直し（紙類・衣類の日：月 2 回 週 1 回、燃やすごみ：週 3 回 週 2 回）や小型家電のリサイクルの推進（クリーンセンターへ運び込まれた小型家電の国の認定事業者へ引き渡し）、レジ袋削減等に関する環境協定事業者の拡大などの取組や市民・事業者の皆さまの協力により、ごみの減量・リサイクルが進んでおり、いずれの目標値についても平成 32 年度の目標に向けて順調に推移しています。

「尼崎公害患者・家族の会」に感謝状を贈呈しました

尼崎公害患者・家族の会は当時の大気汚染による公害患者やその家族を中心として昭和 46 年に結成された団体です。昭和 63 年に同団体が提訴した尼崎大気汚染公害訴訟では、交通公害による健康被害や損害賠償が認められるだけでなく、日本の大気汚染公害訴訟において全国で初めて差し止め請求（道路供用の差し止め）が認められました。その後、環境ロードプライシングや環境レーンを中心とする「国道 43 号通行ルール」などの交通施策の実施、国道 43 号交差点におけるエレベーターの設置などの歩行空間のバリアフリー化など様々な沿道対策が行われることになりました。特に、環境レーンについては、尼崎市内にとどまらず、川崎市や名古屋市といった他都市にも広がりを見せており、他都市に先駆けて実現につなげた功績はとても大きいものです。

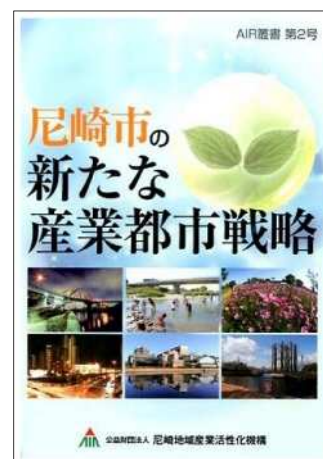
このように、尼崎公害患者・家族の会は、本市の大気汚染の改善には欠かすことのできない活動・はたらきをされたことから、第 44 回尼崎公害患者・家族の会 定期総会において、これまでの取組に対し、敬意と感謝の意を表するとともに、その功績を讃えるため、市長より感謝状を贈呈しました。



第 44 回尼崎公害患者・家族の会
感謝状贈呈の様子

「尼崎市の新たな産業都市戦略」が発行されました

産業都市である本市が目指すべき方向や現在の取組、本市の現状と課題などについて分析が行われています。また、経済と環境はどのように関わり合っていくべきなのか、尼崎版グリーンニューディールの効果の把握方法の検討などについても掲載されています。



尼崎市の新たな産業都市戦略

「エコ本」の読書イベントを開催しました

ブックオーナーズ制度を活用して NPO 法人あまがさきエコクラブから寄贈のあった環境に関する図書を特設コーナーに配架し、本を 10 冊以上読んだ子どもたちに特製ものさしをプレゼントするイベントを開催しました。また、同クラブとの協働により行った講演や紙芝居では、エコあま君が登場し、盛り上がりしました。



特設コーナーの様子

環境活動団体ミーティングを行いました

市内における環境活動をより活性化させるため、環境活動団体ミーティングを開催しました。ミーティングは市内で活動している環境活動団体を対象に、開催され、活動に役立つ情報の提供やグループ討議などを行う勉強会を通じ、団体のスキルアップや団体同士のネットワークの構築が図られました。



環境団体ミーティングの様子

第2章 環境への取組状況

計画で定める目指す環境像を実現していくためには、目標ごとに取組を進めていくだけでなく、横断的に取り組むことで、社会情勢の変化などに柔軟性・弾力性をもちながら、広い視野で対応することができます。ここでは、「ECO 未来都市 あまがさき」を実現するための6つの目標を定める際に整理された3つの視点に基づき平成27年度に行った代表的な取組を抜粋し整理しました。



公害の歴史の継承(p3、38)



むこっ子ロードの
生き物調査(p49)

生活・生存の基盤を確保します

市民・事業者・市がそれぞれの役割を果たします



尼崎版スマートコミュニティー
(p1、15)

尼崎らしさを活かしながら取り組みます



「エコ本」の読書イベント
(p4、61)

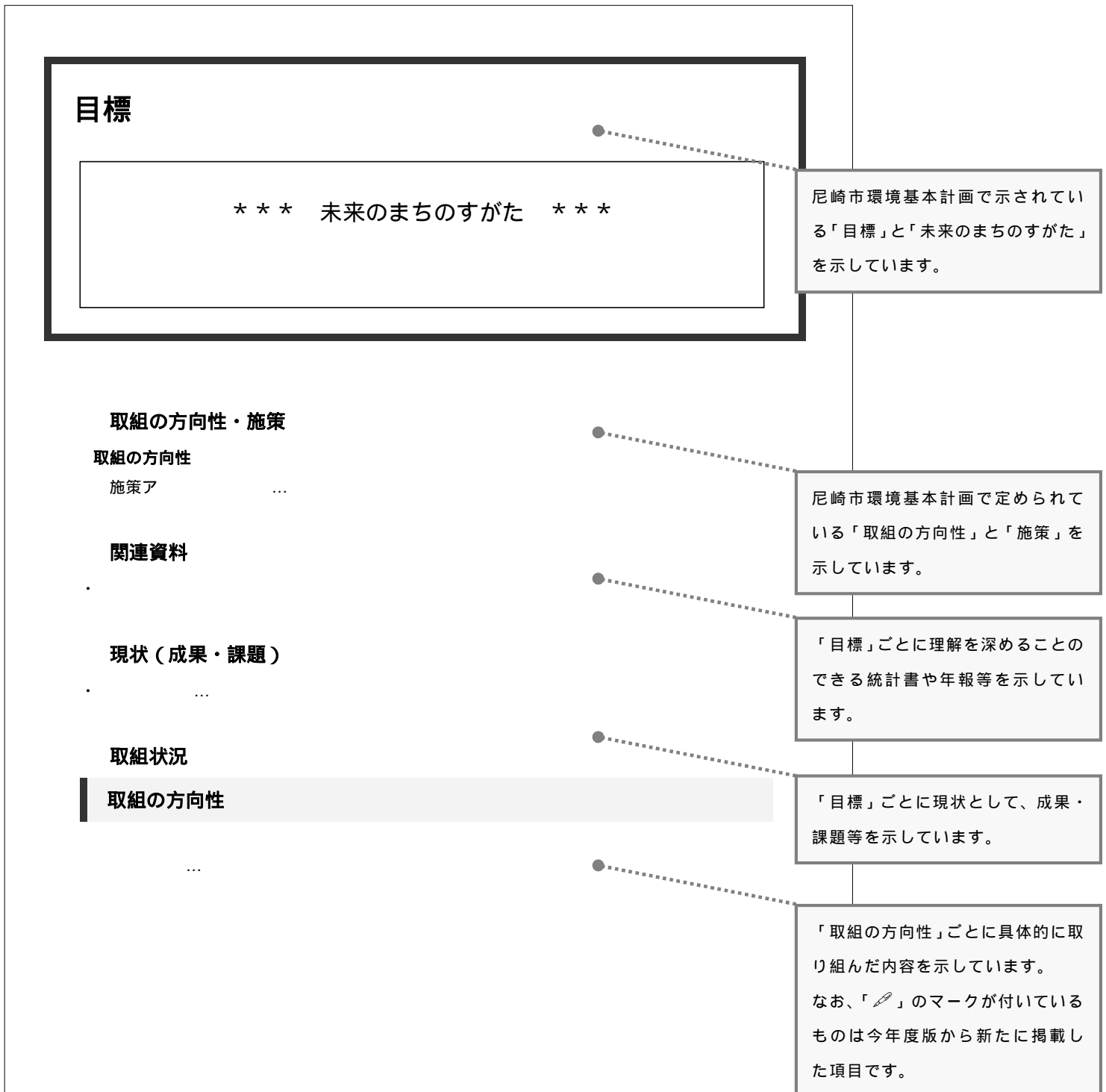


尼崎市燃料電池自動車
シンポジウム(p2、15)



環境活動団体ミーティング
(p4、64)

平成 27 年度の取組については、目標ごとにまとめています。各目標の内容の見方は次のとおりです。



目標 1 低炭素社会の形成

*** 未来のまちのすがた ***

家庭や職場で省エネに進んで取り組んでいます

取組の方向性・施策

取組の方向性 エネルギーの使用量を減らします

施策ア 環境に配慮した生活様式や事業活動についての意識啓発

施策イ 環境にやさしい住まい・省エネ製品などの普及促進

取組の方向性 エネルギーを効率よく使います

施策ア 再生可能エネルギーや未利用エネルギーの活用促進

施策イ 自動車による環境負荷を低減させる交通環境の整備

施策ウ エネルギー管理の観点を活かしたまちづくりの推進

関連資料

- ・市内温室効果ガス排出量推計結果報告書

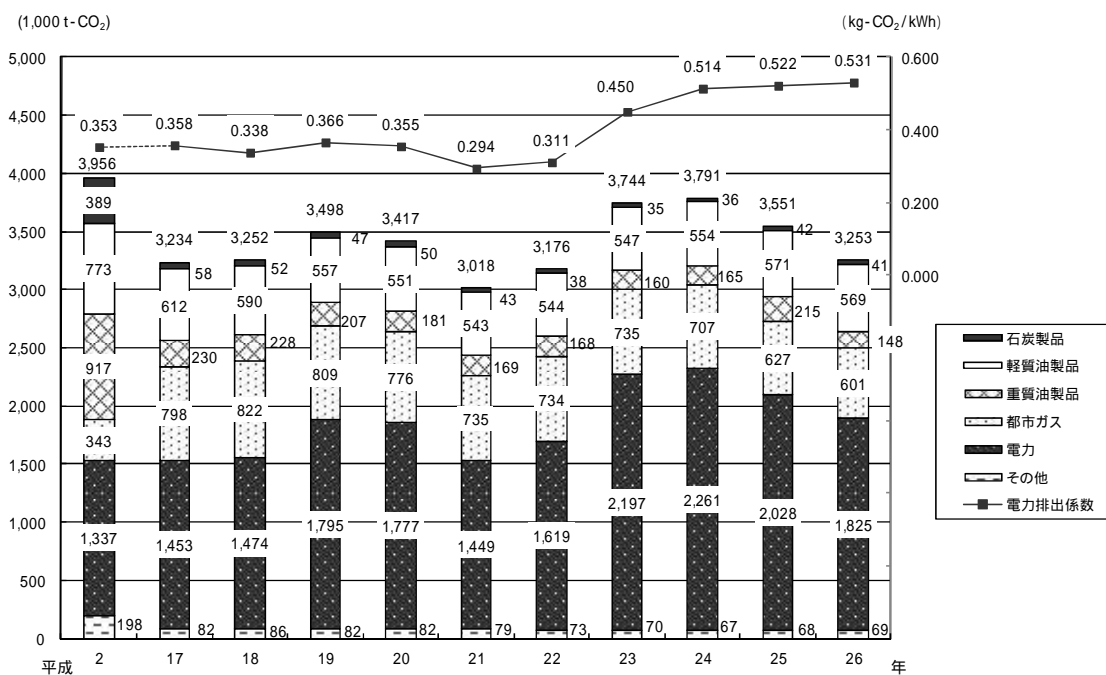
現状（成果・課題）

- ・二酸化炭素排出量の推移をみると、増減を繰り返しながら近年は減少傾向にあります。平成 26 年（速報値）の本市における二酸化炭素排出量は約 3,253,000 t となっており、第 2 次尼崎市地球温暖化対策地域推進計画の目標基準年である平成 2 年と比べ、17.8%の減少となっています。この数値は当該計画で定める中間目標（平成 32 年までに目標基準年より 15%以上削減）を達成しています。
- ・エネルギー種別排出量の推移では、石炭製品、軽質油製品や重質油製品に由来する二酸化炭素排出量は減少していますが、都市ガスや電力に由来する排出量は増加しています。
- ・電力は生活や産業活動と関わりが深く、東日本大震災以降の原子力発電所の稼働停止による火力発電の拡大により、電力排出係数が上昇しました。その影響を受け、平成 23 年は二酸化炭素排出量が増加しましたが、平成 25 年からは電力排出係数が増加する一方で二酸化炭素排出量は減少に転じています。
- ・部門別排出量の推移においては、産業都市である本市では、二酸化炭素の総排出量の約半分が産業部門から排出されています。産業部門からの排出量は、景気変動の影響を受けやすい

一方で、様々な取組により大きな削減効果が期待できます。

- ・民生家庭部門からの二酸化炭素排出量は、単身世帯の増加や家電の大型化・多様化などにより増加傾向にあったが、節電などの省エネの取組が意識され始めたことにより、減少に転じている。また、民生業務部門での、延べ床面積あたりの二酸化炭素排出量は、近年は増加傾向にあります。

図 二酸化炭素排出量の推移（エネルギー起原別）



備考 1 平成 26 年の値は速報値

備考 2 四捨五入を行っているため、各値と合計値が一致しない場合がある。

- ・本市の取組として前年度に引き続き公共施設に太陽光発電設備の導入が進められています。また、平成 26 年度から民間の活力を活用しながら太陽光発電設備の導入を進めるため、公共施設の屋根の貸出しが行われています。
- ・運輸部門から排出されている二酸化炭素を削減するために電気自動車を公用車として導入するとともに、エコカーの導入や電気自動車用充電器等の設置に対する補助が行われています。また、自転車の利用を促すため、駐輪場の整備に対する補助や自転車道や自転車レーンの整備が進められました。
- ・エネルギーの管理システムなどが導入された街区を尼崎版スマートコミュニティに認定しました。

取組状況

取組の方向性 エネルギーの使用量を減らします

クールシェアスポットの開放・クールシェアイベントの開催（環境創造課）

夏の暑い日には、家庭の電気使用量の半分以上をエアコンが占めているとされており、家庭内の各部屋でエアコンを使うのを止め、涼しさ（クール）を分け合える場所（クールシェアスポット）に行ったり、催し（クールシェアイベント）に参加することで家庭でのエアコンによる電気の使用量を削減するとともに、それに伴う二酸化炭素排出量を削減することができます。

平成 27 年度は公共施設 44 施設をクールシェアスポットとして開放し、のぼりを設置して利用を呼び掛けるとともに、19 のイベントをクールシェアイベントとして開催しました。



のぼり

尼崎市環境マネジメントシステムによる省エネルギー等の意識啓発（環境創造課）

本市では、独自の環境マネジメントシステムを運用しており、環境管理総括者（市長）が定める環境方針に基づき、事務事業に伴う環境への負荷の低減や環境関連施策全般について、自ら目標を設定し、取組を行っています。職員全員がシステムの内容とその重要性を理解し、各所属の事務事業が環境に及ぼす影響と各自の役割を考え、日常の業務においてどのように環境配慮に取り組んでいくべきかを考える機会の一環として環境管理研修を行っています。

取組の方向性 エネルギーを効率よく使います

尼崎市小規模産業用太陽光発電設備導入に係る固定資産税の課税免除制度（環境創造課）

市域における再生可能エネルギーによる分散型電源普及の加速を図り、地球温暖化防止対策や電力の安定供給を推進するとともに、市内経済の活性化に寄与することを目的として、市内事業者による施工により 10 kW 以上 50 kW 未満の太陽光発電設備を導入した際に、太陽光発電設備の取得に係る固定資産税を 3 年間免除する制度を設けています。

平成 27 年度は 3 件の認定を行いました。



制度活用事例

(株)あらしよ自社事務所

地域交通政策の策定（まち咲き施策推進担当）

少子高齢化の進展、環境への配慮などの社会状況の変化に対応し、都市の活力の維持・向上を図るため総合的な交通政策の策定に取り組んでいます。平成 27 年度は、市民・利用者をはじめ交通事業者や学識経験者などにより尼崎市地域交通政策審議会を設置し、交通の現状と課題や、将来の交通需要予測の分析を踏まえ、地域交通における鉄道・バス・自動車などの多様な交通手段の担うべき役割や本市の目指すべき交通体系の方向性などについて検討を行いました。

自動車による環境負荷の低減

・自動車利用の抑制（環境保全課）

本市は公共交通機関が発達していることから、阪神間 7 市（神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市）で阪神間ノーマイカーデー推進協議会を設立し、毎月 20 日を「ノーマイカーデー」と定め、マイカー利用の自粛やエコドライブを呼びかけています。また、毎年 6 月・11 月を強化月間とし、市報あまがさきへの啓発記事の掲載や交通量調査、エコあまフェスタでのブース出展（6 月のみ）、市内事業者へのダイレクトメールの送付（11 月のみ）などを行っています。



ノーマイカーデーポスター

・市営バスにおけるエコドライブの推進（まち咲き施策推進担当）

本市では、燃費の向上や排出ガスの抑制を目的として、平成 10 年度からアイドリングストップ機能付きのバス車両を導入しており、平成 21 年度には全車両をアイドリングストップ機能付き車両へと更新を終えました。また、乗務員に研修を通じて、最適な速度やギア比の相互関係を習得させるとともに、バス車両に搭載しているドライブレコーダーの記録に基づくアドバイス等を行うことで、エコドライブを継続的に取り組んでいます。

表 燃費の推移

| 年度 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 燃費 (km/L) | 2.298 | 2.324 | 2.387 | 2.344 | 2.328 | 2.289 |

備考 1 車体の老朽化に伴いエンジンの燃焼効率が低下してきており、平成 25 年度から燃費は若干悪化している。

エコカー（低公害車）の普及促進

・民間導入の推進（環境創造課）

平成 4 年度から民間事業者等がエコカーを導入する際に、導入費用の一部を補助しています。

平成 27 年度からは新たに燃料電池車も補助対象に加え、電気自動車 1 台、燃料電池車 2 台、天然ガス自動車（トラック）7 台とハイブリッド自動車（トラック）10 台の計 20 台に対して補助しました。



天然ガス自動車シンボルマーク
提供：(一社)日本ガス協会

表 民間への補助状況

| 区分 \ 補助年度 | ~ 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |
|----------------|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 電気自動車 | 4 | - | - | - | - | - | - | 0 | 2 | 1 |
| 燃料電池自動車 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 2 |
| 天然ガス自動車 | 33 | 31 | 31 | 7 | 8 | 4 | 1 | 1 | 7 | 7 |
| ハイブリッド自動車 | - | - | - | 9 | 9 | 9 | 12 | 10 | 4 | 10 |
| プラグインハイブリッド自動車 | - | - | - | - | - | - | - | 0 | 0 | 0 |

備考 1 - は補助の対象となっていないことを示す。

・市内における率先導入（環境創造課）

平成 2 年度から公用車の購入の際には、エコカーを率先導入しています。

平成 27 年度は、電気自動車の利便性を知ってもらうために日産自動車（株）が実施した「EV をもっと身近に！プロジェクト 電気自動車活用事例創発事業」を活用し、電気自動車の無償貸与を受けました。

表 導入状況

| 区分 \ 導入年度 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |
|-----------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 電気自動車 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 2 | 1 |
| 燃料電池自動車 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 天然ガス自動車 | 23 | 4 | 4 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ハイブリッド自動車 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

・電気自動車の無料貸出（市制 100 周年記念事業担当）✍

電気自動車の更なる普及を目的に日産自動車（株）が実施した「EV をもっと身近に！プロジェクト 電気自動車活用事例創発事業」に応募し、採択を受けました。これにより、電気自動車（日産自動車（株）日産 e-NV200）の無償貸与（3 年間）を受けることとなりました。貸与を受けた電気自動車は走行時の静粛性が高いだけでなく、車載されている蓄電池から電力を供給することができるため家庭用コンセントと同様に使用することができます。

本市では平成 28 年度の市制 100 周年を記念して、様々な主体により様々なイベントが行われています。これらのイベントにおいて機材の運搬だけでなく、マイクやスピーカー、モニターなどの電源とすることで電気自動車の PR を行っていく予定となっています。また、このような利便性を知ってもらうとともに、100 周年事業の深化・多様化を進めていくために、市制 100 周年記念に関するイベントを主催する団体に無料で貸出を行っています。

充電器の普及促進（環境創造課）

・民間導入の推進

電気自動車の更なる普及を進め、安心して利用できるようにするためには、走行を支えるインフラとして充電器の整備が不可欠です。

本市では、平成 26 年度から急速充電器を対象に補助制度を設けるとともに、平成 27 年度には普通充電器も対象に加えていますが、申請はありませんでした。

自転車の利用環境の向上

・民間駐輪場整備の促進（放置自転車対策担当）

放置自転車の削減など自転車の利用環境の向上のため、市内にある 13 の鉄道駅のうち、駐輪場が不足している 4 駅（阪急武庫之荘駅、阪急塚口駅、JR 立花駅、阪神杭瀬駅）において、民間用地を活用して駐輪場を整備した場合に補助金を交付しています。なお、特に駐輪場が不足している駅（阪急武庫之荘駅、阪急塚口駅）については、補助率を上げています。

平成 27 年度は 139 台分（JR 立花駅 139 台）の駐輪場が整備されました。



整備された駐輪場（JR 立花駅）

・自転車道・自転車レーンの整備（道路維持担当）

本市は平坦な地形であり、市域が中心地から東西南北ともに約 5 km ほどであることなどから、自転車利用に非常に適したまちであるといえます。また、近年では、環境にやさしい移動手段としても自転車利用が注目されています。そこで、市内の道路を管理する国・県・市・警察が一体となって、市域の自転車ネットワーク整備方針を策定し、自転車道、自転車レーンや自転車歩行者道の整備により、自転車の利用環境の改善、安全性・快適性の向上を図っています。

平成 27 年度は 0.6 km の自転車道、0.3 km の自転車レーンを整備することにより、合計 0.9 km の自転車ネットワークを整備しました。これにより、市道の自転車ネットワークは 3.8 km となっています。

また、県道においても平成 27 年度までに 3.1 km が整備されており、市内の自転車ネットワークは合計 6.9 km となっています。



自転車道（車道の両端の部分）



自転車専用通行帯（自転車レーン）

歩行者、自転車、自動車が通行する場所がそれぞれ分離されている構造の道路のうち、自転車が通行する部分を自転車道という。自転車は双方向に通行できる。

車道のうち自転車が通行する部分を視覚的に分離したものを自転車専用通行帯（自転車レーン）という。自転車は自動車と同一方向にのみ通行できる。

自転車が通行できる歩道（自転車歩行者道）のうち自転車が通行する部分を視覚的に分離したものを自転車通行位置指定という。自転車は双方向に通行できるが、徐行する必要がある。

・駐輪マナーの向上（放置自転車対策担当）

駐輪マナーの向上のため、地域だけでなく、鉄道事業者や商業者、警察と連携しながら自転車利用者が自転車を路上に放置しにくい環境づくりに努めています。平成 26 年度からはポスターの掲示による放置自転車防止の啓発や、トライやるウィークと連携し、実際に放置自転車の撤去作業を体験することで中学生に問題意識をもってもらう取組を行っています。

平成 27 年度は、駐輪場マップを作成し、駐輪場やレンタサイクルの場所の周知を図りました。



放置自転車防止ポスター

照明の省エネルギー化の推進

・市場や商店街等の省エネルギー・省資源化の促進（地域産業課）

市場や商店街等での省エネルギー化・省資源化を進めるとともに、市内経済の更なる循環を誘導するため、市内事業者により、既存照明器具の LED 化、省エネ設備（空調または冷蔵庫など）への更新を行った場合に、その設備費用の一部を補助しています。照明器具が LED であることを明示することで、住民や来街者の省エネルギーへの関心が高まるとともに、年間消費電力量が約 30 % に抑えられた事例もありました。

平成 27 年度は 2 件の補助を行っており、神田市場商業協同組合では、共同店舗内照明 85 台の LED 化により、年間消費電力を 28% 削減できました。また、武庫之荘みゆき通り商店会においても、看板灯 9 灯の蛍光灯を LED 化することで、年間消費電力を 38% 削減しました。

・街路灯の LED 化の推進（道路維持担当）

平成 21 年度から街路灯の LED 化を進め、消費電力量の抑制や二酸化炭素排出量の削減を進めています。

平成 27 年度は 842 基の街路灯が LED 化されました。これまでに、市内の街路灯の 24.6 % にあたる 6,769 基の街路灯が LED 化されており、LED 灯の導入前に比べ、年間約 700 t の二酸化炭素排出量が削減されています。

・庁舎の照明器具の LED 化の推進（庁舎管理課、神崎浄水場）

平成 24 年度から市役所本庁舎の照明器具の LED 化を進めており、平成 27 年度までの間に、40 W 型 4,972 本、20 W 型 1,246 本を取り替え、庁内の照明器具の 64 % が LED 化されています。これにより、年間約 189,000 kWh の節電がされており、75.2 t の二酸化炭素排出量が削減されました。

また、平成 27 年度には、神崎浄水場の排水処理棟の増築の際に、棟内の照明器具をすべて LED 化にしました。そのほかにも、4 箇所の児童ホームやこどもクラブなど 4 箇所の施設で照明器具の LED 化を行いました。

・環境に配慮した飲料自動販売機の設置（公有財産課）

本市では、公有財産の有効活用と自主財源の確保の観点から、平成 20 年度から飲料自動販売機を設置しています。

平成 27 年度に設置した 23 台については、省エネ性能が高く、冷媒としてオゾン破壊物質等を使用していないなどグリーン購入法に適合した自動販売機の導入を行いました。



環境に配慮した飲料自動販売機

公共施設への太陽光発電設備等の導入

・公共施設の屋根貸し（環境創造課）

市内における再生可能エネルギーの普及を促進するため、公共施設の屋根を太陽光発電設備の設置場所として貸出しを始めました。平成 27 年度は貸出しの対象となった 2 つの市有施設に対し、4 事業者から 5 つの提案があり、審査の結果、武庫公民館に 15 kW の太陽光発電設備を設置することになりました。

発電した電力の売却益は、すべて事業者の収益となりますが、災害や計画停電などの非常時には地域の電源として電力が無償で提供されることとなっています。また、事業者により、環境啓発の一環として、発電設備見学のパネルが作成されるほか、再生可能エネルギーに関する講座を実施することなどの地域貢献策も行われることになっています。

平成 27 年度はエコあまフェスタ 2015 の出展や環境学習バスツアーの見学先としてご協力いただきました。



平成 26 年度に締結され、平成 27 年度に市立尼崎高校に設置されたパネル

・学校施設への太陽光発電設備の導入（教育委員会施設課、施設設備担当、設備整備担当）

学校施設の防災機能の強化や児童生徒に対する環境教育の一環として、平成 27 年度は、難波の梅小学校（45 kW）、浜田小学校（30 kW）、立花小学校（45 kW）、浦風小学校（10 kW）、成文小学校（20 kW）、名和小学校（10 kW）、水堂小学校（10 kW）、園田小学校（45 kW）、塚口中学校（10 kW）、大島小学校（20 kW）及び園田中学校（10 kW）の 11 校に太陽光発電設備を導入しました。発電した電力は、教室の照明等に利用されています。



難波の梅小学校校舎屋上

・防災センターへのコージェネレーションシステムの導入（消防局企画管理課） 

防災センターの省エネルギー化を推進するため、コージェネレーションシステムを導入しました。本システムの導入により省エネ効果は原油換算で年間 15.99 kL となります。




コージェネレーションシステム

尼崎版スマートコミュニティの提案の募集（環境創造課） 

本市では、一定規模以上の住宅開発の際に、各住宅においてエネルギー（電力）を管理するシステム（HEMS：Home Energy Management System）の導入と地域におけるエネルギー（電力）の使用状況を把握できるシステム（AEMS：Area Energy Management System）を導入するとともに、このシステムを活用しながら、地域経済の活性化に繋がる仕組みが構築された街区を「尼崎版スマートコミュニティ」として認定する制度を設けています。

平成 27 年度は、JR 塚口駅前の開発事業である「ZUTTOCITY」における街区全体のエネルギー使用量の「見える化」と、市域全域において電力需給のひっ迫時に地域通貨ポイントと連携して節電を呼び掛ける仕組みを認定しました。

尼崎市燃料電池自動車シンポジウム～あまがさきのミライをみませんか～の開催（環境創造課） 

燃料電池自動車の普及や化石燃料に依存しない水素社会の実現に向けて、近畿経済産業局や岩谷産業（株）、トヨタ自動車（株）から水素・燃料電池分野の専門家を講師として招き、シンポジウムを開催し、149 人の参加がありました。

目標 2 循環型社会の形成

*** 未来のまちのすがた ***

市内のごみが減り資源として循環しています

取組の方向性・施策

取組の方向性 ごみができるだけ出ないようにします

施策ア 発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）に向けた意識啓発

施策イ 発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）に関する情報の提供

取組の方向性 出たごみはできるだけ資源化（リサイクル）します

施策ア 資源化（リサイクル）に向けた意識啓発

施策イ 分別収集体制の強化

施策ウ 事業所から排出されるごみの資源化（リサイクル）の促進

施策エ ごみ処理の効率化

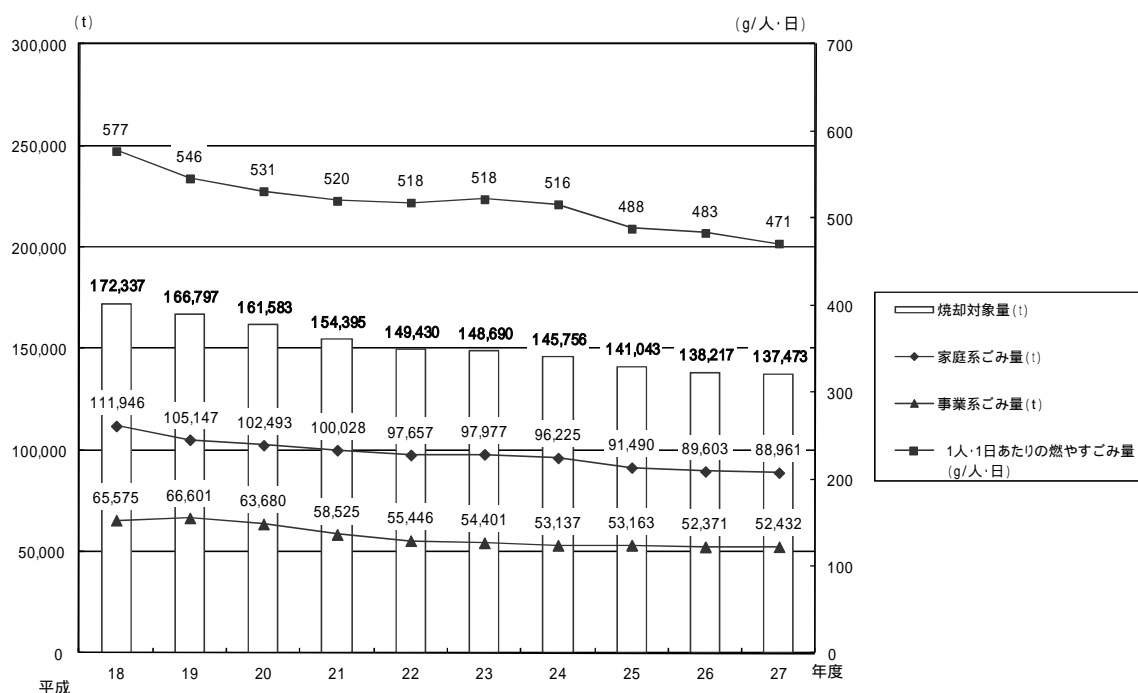
関連資料

- ・ 清掃事業概要 - 平成 28 年度版 -

現状（成果・課題）

- ・ 平成 22 年度に「循環型社会」と「低炭素社会」を両立した効率的かつ持続可能なごみ処理システムの構築を基本理念とした「尼崎市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、廃棄物の減量・リサイクルに関する取組を実施しています。
- ・ 近年のごみ量は、市民・事業者の様々な取組や人口の減少などにより減少傾向にあります。
- ・ 平成 27 年度の焼却対象量は 137,473 t で、平成 26 年度の 138,217 t と比較すると 0.5 % の減少で、ほぼ横ばいとなっています。また、1 人・1 日あたりの「燃やすごみ」の排出量は 471 g で、尼崎市一般廃棄物処理基本計画において基準年としている平成 21 年度の排出量である 520 g と比較すると 10.4 % の減少となりました。

図 ごみ量の推移



- ・燃やすごみとして出された事業系ごみの中には、リサイクルできる紙類が多く含まれているため、引き続き事業者の協力が必要となっています。
- ・ごみ減量のために、小学生のごみに対する意識の醸成、普段の生活におけるごみ出しの方法やスーパーとの連携によるマイバッグ運動など、生活の幅広い部分で様々な啓発が行われています。
- ・平成 27 年度から使用済みの小型家電に含まれるレアメタルなどの有用金属のリサイクルを始めました。

取組状況

取組の方向性 ごみができるだけ出ないようにします

一般廃棄物

ごみの発生抑制（資源循環課）

・生ごみたい肥化講習会の開催

生ごみは家庭から排出される燃やすごみの 3 割を占めています。その生ごみの発生量を減らすため、ボランティアグループ「いきいきコミ」との協働で「生ごみたい肥化講習会」を開催し、生ごみをごみとして廃棄するのではなくたい肥として資源化する方法を紹介しています。

平成 27 年度は講習会を 8 回開催し、301 人が参加しました。



生ごみたい肥化講習会

・生ごみ処理機等の購入に関する補助制度

生ごみを自家処理する機器等（生ごみ処理機、たい肥化容器、剪定枝粉碎機（ガーデンシユレッダー））の購入を補助することで、ごみの減量・リサイクルに対する意識を高めるとともに実践的な取組を促進しました。

平成 27 年度は 29 件の申請に対して補助を行いました。

・マイバッグ運動の推進

レジ袋の削減に向けて、買物袋を持参するマイバッグ運動を推進するため、市民・事業者・関係団体等と連携しながら、レジ袋削減キャンペーンとしてエコバッグの配布（1,209 人）や広告等による PR を行っています。

締結事業者一覧

イズミヤ（株）、（株）関西スーパーマーケット、（生協）コープこうべ、（株）ダイエー、（株）平和堂、（株）スーパーサンエー、（株）阪食、イオンマーケット（株）、イオンリテール（株）、（株）いかりスーパーマーケット、ウエルシア薬局（株）、（株）光洋、マックスバリュ西日本（株）、（株）ライフコーポレーション



レジ袋削減キャンペーン

子どもごみマイスター制度（資源循環課）

本制度は子どもがごみの減量・リサイクルに対する関心や気付きを得るきっかけを作るためのものです。ごみ出前教室「マイスタースクール」において、クイズなどを通じてごみに関する内容やリサイクル方法について学び、それらをごみ減量啓発冊子を用いながら、家庭において実践し、実践の度合いに応じてマイスターの称号を付与しています。また、特に優秀な学校に対しては、ごみマイスター推進校の称号を付与しています。

平成 27 年度はごみ出前教室に 15 校 1,321 人が参加しました。



ごみ減量啓発冊子

不要物の再使用の推進

・市民工房の運営（資源循環課）

資源リサイクルセンターにある市民工房では、ごみの減量・リサイクルに関する啓発やリサイクル商品の展示、家庭で不要となった家具類の提供を行っています。また、エコあまフェスタ等のイベントなどにおいても出前市民工房を実施しています。

平成 27 年度は市民工房を 2,035 人が利用し、570 個の家具等が再使用されました。



市民工房

・リサイクル情報バンク（生活安全課）

家庭で眠っている不用品の有効活用を図るとともに、ごみの減量や資源保護への関心を高めるため、リサイクル情報を登録し、市民へ情報提供を行っています。リサイクル情報は、「あげます（無償で提供）」「ゆずります（5,000円以内の有償で提供）」「もとめます（5,000円以内の有償または無償で提供を受けたい）」の3つがあり、本市HPや市内3箇所の掲示板で掲示を行っています。

平成27年度は278件の登録があり、74件（27.7%）が成立しました。

・図書館の本の再使用（中央図書館（北図書館））

寄贈いただいた本のなかで所蔵できなかったもの、また所蔵していた本が所蔵対象外となったものについて、リサイクルブックフェアを通じて再使用を促し廃棄図書の見直しにつなげました。

ごみの適正搬入の指導（クリーンセンター）

事業者や家庭などから持ち込まれるごみについて、家電リサイクル法の対象となるごみや危険物等の不適切なごみが搬入されていないかの確認を行っています。これにより、ごみの搬入者に対する適切な搬入の意識付け、不適切物の搬入抑止、ごみの減量化を進めています。

平成27年度は14,192件の持ち込みごみの確認、47件の事業系ごみに対して展開検査を行いました。

産業廃棄物

汚泥脱水施設の更新（神崎浄水場）

神崎浄水場の汚泥脱水施設の更新にあたり、浄水処理過程で発生する汚泥の脱水処理方法を変更しました。これまで、汚泥の脱水性を高めるために消石灰を添加していましたが、無薬注方式へと変更したことにより消石灰が不要となりました。また、施設の更新により汚泥の脱水性能が向上し、汚泥の含水率も低下したため、一層の廃棄物を削減することに繋がりました。

平成27年度は321tの削減となりました。



汚泥脱水施設

取組の方向性 出たごみはできるだけ資源化（リサイクル）します

一般廃棄物

資源集団回収運動奨励金交付制度（資源循環課）

燃やすごみ量の削減や資源の有効活用を図るために、家庭から出る紙類（新聞、雑誌、ダンボール等）、缶類、びん類や布類などの資源を、社会福祉協議会、子ども会やマンションの管理組合などの市に登録している団体が回収する場合、回収量に応じて奨励金（3円/kg）を交付しています。

平成27年度は本運動により7,754tの資源が回収されました。

表 登録団体数の推移

| 区分 \ 年度 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 登録団体数 | 584 | 595 | 597 | 606 | 609 | 609 | 601 | 609 | 611 | 608 |

ごみの分別・出し方の啓発（資源循環課）

・さわやか指導員制度

ごみの分別と減量・リサイクル、ごみ出しマナーの向上を図るため、地域から推薦された者に対して「さわやか指導員」を委嘱し、地域住民に対する実践指導や意識啓発を行うとともに、ごみに関する情報提供等の活動を行っています。

平成27年度は714人に委嘱しており、研修会、施設見学会や地区会議などが行われました。

・分別収集等に関する啓発

市政出前講座（ごみ減量・リサイクル講座 4回参加者83人）の実施、「集積所掲示ポスター」や「家庭ごみべんりちょう」の配布等により、リサイクル可能な資源の分別や燃やすごみの減量に向けた市民向けの啓発活動を実施しました。



集積所掲示ポスター



家庭ごみべんりちょう

一般廃棄物のリサイクル（クリーンセンター）

家庭から出されたびん・缶・ペットボトル、大型ごみ、金属製小型ごみについては、資源リサイクルセンターにおいて処理、選別が行われ、リサイクルが行われています。

平成 27 年度は 3,900 t がリサイクルされました。

小型家電のリサイクル（資源循環課）

使用済みの小型家電に含まれるレアメタルなどの有用金属のリサイクルを推進するために、クリーンセンター第 2 工場に搬入されたごみの中から小型家電を選別し、小型家電リサイクル法に基づく国の認定事業者への引き渡しを始めました。

平成 27 年度は 32 t が回収・売却されました。

また、併せて、全国で宅配便による回収サービスを行っている事業者と小型家電の回収に関する協定を結ぶことで、市民の利便性を高め、リサイクルを推進しています。

紙資源のリサイクル（庁舎管理課、資源循環課、学校保健課）

本市の支所や市立学校・園などから排出される事業系古紙のリサイクルを行うために、NPO 法人あまがさきエコクラブが運用するリサイクルシステムを活用しています。集められた古紙はトイレトーパー「エコあま君ロール」にリサイクルされ、市内の公衆便所等で使用されています。

平成 27 年度は 299,298 kg（うち、市立学校・園からは 272,758 kg、本市 6 支所・消防署・大高洲庁舎からは 26,540 kg）の古紙が回収されました。

これとは別に、市役所本庁舎においては、紙資源として古紙を回収しており、平成 27 年度は 68,750 kg が回収されました。



エコあま君ロール
提供：NPO 法人あまがさきエコクラブ

ごみの焼却による発電（クリーンセンター）

クリーンセンター第 1 工場・第 2 工場において、ごみを焼却する際に発生する熱を回収・利用するサーマルリサイクルを行い、発電を行っています。

平成 27 年度は第 1 工場で 9,439,470 kWh、第 2 工場で 52,094,070 kWh の発電が行われました。

焼却灰のセメント原料へのリサイクル（クリーンセンター）

クリーンセンターにおいてごみを焼却した際に発生する焼却灰は、大阪湾広域臨海環境整備センターの広域埋立処分場で最終処分をしていますが、最終処分量を削減し、限りある最終処分場を有効に活用していくために、平成 26 年 9 月から（公財）ひょうご環境創造協会と住友大阪セメント（株）が共同で実施しているセメントリサイクル事業の活用により、焼却灰の一部をセメント原料としてリサイクルしています。

平成 27 年度は 93 t の焼却灰をリサイクルしました。

産業廃棄物

産業廃棄物処理に関する研修会の開催（産業廃棄物対策担当）

産業廃棄物処理業者を対象に、兵庫県、尼崎市を含む県下の4政令市と（一社）兵庫県産業廃棄物協会が協力して、県下各地で廃棄物行政の動向、法令改正などに関する研修会を実施しました。

平成27年度は西宮市と合同で研修会を行い、参加者は69人でした。

産業廃棄物処理業の許可業者への立入検査（産業廃棄物対策担当）

産業廃棄物処理業の許可業者が産業廃棄物処理基準に則した処理を適正に行っているかどうかを確認するため、各業者に対して原則年1回の立入検査を行っています。基準違反等の問題があれば指導を行い、地域の生活環境の保全を図っています。

平成27年度は排出事業者や処理業者、ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の保管事業者の事業場や解体現場などに延べ172回の立入検査を行いました。

市の事業により排出される廃棄物のリサイクル

・学校給食における廃食用油のリサイクル（学校保健課）

市立小学校や尼崎養護学校の給食室から出る廃食用油を売却しており、売却された廃食用油は塗料インクの原料、配合飼料や石鹸等にリサイクルされています。

平成27年度は2,998缶（18L/缶）分の廃食用油を売却しました。

・神崎浄水場における脱水スラッジの再資源化（神崎浄水場）

神崎浄水場から排出される汚泥を再資源化し、道路の埋め戻し材などとして活用しています。平成23年度から試験的に活用をおこなっており、平成27年度は135t（全体排出量は386t）が再資源化されています。

平成28年度からは、浄水場から排出される浄水汚泥の全量を資源化していく予定となっています。

目標 3 安全で快適な生活環境の保全

*** 未来のまちのすがた ***

きれいな空気や水に囲まれて快適に暮らしています

本節は尼崎市の環境をまもる条例第 22 条に規定される環境の状況についての監視・測定等の結果の公表を兼ねるものとしています。

- 第 22 条 市長は、公害の防止に関する施策を適切に実施するため、大気の汚染、水質の汚濁、騒音等に関し、必要な監視、測定、検査及び研究を行わなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により監視、測定、検査及び研究を行ったときは、その結果明らかとなった大気の汚染、水質の汚濁、騒音等の状況を公表しなければならない。

取組の方向性・施策

取組の方向性 空気・水・土・静けさを大切にします

- 施策ア 大気環境の保全
施策イ 水環境の保全
施策ウ 静けさの確保
施策エ 土壌環境の保全
施策オ 公害の歴史の後世への継承
施策カ その他有害化学物質や快適環境の形成への対応

関連資料

- ・ 尼崎市環境監視センター年報
- ・ 平成 27 年度における環境の現況
- ・ 尼崎市における環境汚染等の推移
- ・ 保健行政の概要

現状（成果・課題）

- ・ 大気については、多くの項目で環境基準の達成率が改善傾向にあり、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質や二酸化窒素の達成率は 100 % でした。しかし、全国的に達成率の低い

光化学オキシダントについては本市においても達成率は0%でした。微小粒子状物質(PM2.5)については、本市が測定を開始して以来、初めて自動車排出ガス測定所1カ所で環境基準を達成し、達成率は20%となりました。

- ・水質については、公共用水域(河川・海域)において、一部の項目・水系で環境基準を達成していませんが、水質の状況を示す代表的な指標であるBOD(生物化学的酸素要求量)やCOD(化学的酸素要求量)については、達成率が100%でした。また、地下水については、一部の項目・地点で環境基準を達成していませんでしたが、達成率は99.0%となっています。
- ・幹線道路沿道における騒音については、一部の地域で夜間の環境基準が達成できていませんが、達成率は改善傾向にあります。航空機騒音については、環境基準を達成している状況が続いています。新幹線沿線の騒音については、軌道に近い一部の地点で環境基準を達成できていません。
- ・ダイオキシン類については、環境基準を達成している状況が続いています。
- ・工場や事業場への立入検査により、法令等が遵守されているか定期的に確認が行われているとともに、環境質の常時監視が適切に行われています。
- ・環境質の改善には、本市だけでなく、広域的な対応が必要となる場合があり、引き続き近隣自治体などと情報共有を進めていく必要があります。
- ・過去に直面した深刻な公害について、これまでの経験や取組の功績をたたえて、「尼崎公害患者家族の会」に感謝状を贈呈しました。

取組状況

取組の方向性 空気・水・土・静けさを大切にします

大気(一般環境)

一般環境大気の常時監視(環境保全課)

一般環境大気を監視するため、市内に北部(立花北小学校)、中部(国設尼崎大気環境測定所)、南部(琴ノ浦高校)の3地点に測定局を設けて状況を監視しており、いずれの物質も過去10年の傾向としては減少傾向にあります。

・北部

平成27年度は、光化学オキシダント以外いずれも環境基準を達成していました。なお、近年は二酸化硫黄については低い濃度で推移しており、二酸化窒素についても横ばいから減少傾向で推移しています。

・中部

平成27年度は、光化学オキシダントとPM2.5以外いずれも環境基準を達成していました。なお、PM2.5の濃度については横ばいから僅かに減少傾向で推移しています。

・南部

平成27年度は、光化学オキシダント以外いずれも環境基準を達成していました。

また、平成26年度まで学校耐震化工事のため開明庁舎に測定場所を移して調査を行って

いたベンゼン等の有害大気汚染物質調査は、元の南部測定局に戻して実施し、結果はすべて環境基準を達成していました。

大気汚染防止法等に基づく立入検査（環境保全課）

ばい煙発生施設や特定施設等を設置している事業所に対して立入検査を行い、法の遵守状況等を確認するとともに、事故時や緊急時においても、状況の確認をするために立入検査を行っています。

平成 27 年度は 107 件の立入検査を行いました。

環境保全協定等に基づく大気の調査（環境保全課）

主な固定発生源の汚染物質排出状況を把握するために、環境保全協定等に基づき、排出ガスの多い 34 事業所を対象に燃料・原料使用量を調査しています。

・燃料・原料の使用量

平成 27 年度の液体燃料使用量は約 3,900 kL（前年度比 21 %減）、固体燃料使用量は約 1.1 万 t（前年度比 1 %減）、気体燃料使用量は 19 万 kNm³（前年度比 0 %減）でした。

・大気汚染物質の排出状況

平成 27 年度の硫黄酸化物排出量は約 22 t（前年度比 20 %減）、窒素酸化物排出量は約 500 t（前年度比 1%増）でした。

光化学スモッグへの対策（環境保全課）

兵庫県では、兵庫県広域大気汚染緊急時対策実施要綱に基づき、光化学スモッグ緊急時対策実施要領を定め、県下各市町の測定局のオキシダント濃度が発令基準に達したとき、広報等（予報・注意報等）を発令するとともに、主要工場に排出ガス中の窒素酸化物量の削減を要請しています。

本市においても、尼崎市光化学スモッグ緊急時対策実施要綱を定め、市内 3 地点でのオキシダント濃度の常時監視、広報等の通報連絡網や被害発生時における救急、調査、連絡体制を整備しています。広報等発令時には、学校や支所等の公共施設に通報し、児童等の屋外での激しい運動や、外出、自動車の使用をなるべく控えるよう呼びかけています。また、ひょうご防災ネットを活用し、本市内における光化学スモッグの広報発令情報を携帯電話に配信できるように体制を整えています。

平成 27 年度は光化学スモッグに関する広報等の発令はありませんでした。

微小粒子状物質（PM2.5）への対策（環境保全課）

PM2.5 は、大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が 2.5 μm（マイクロメートル、1 μm = 0.001 mm）以下の物質のことをいい、工場からのばい煙や自動車からの排出ガスなどの人為的に発生するものと、黄砂や森林火災などの自然から発生するものがあります。

兵庫県では、PM2.5 の大気中の濃度が「日平均値で 1 m³ 中 70 μg（マイクログラム、1 μg = 0.001 mg）を超えると予想される場合」には、注意喚起情報を発信することとなっています。兵庫県から注意喚起情報が発信された場合は、屋外での長時間の激しい運動や外出をできるだ

け減らすなど吸入を減らすことに留意する必要があります。

本市では注意喚起情報が発信された場合には、本市 HP への掲載や尼崎市防災ネットによる電子メールの送信などにより注意喚起を促すこととしています。

なお、平成 27 年度の本市域における注意喚起情報の発信はありませんでした。

大気汚染防止強化期間における市民・事業者への呼びかけ（環境保全課）

冬期は暖房器具の使用や冬特有の気象条件により二酸化窒素濃度が高くなる傾向にあるため、11 月から翌年 1 月までの 3 か月間を「大気汚染防止強化期間」とし、暖房温度の適正化やボイラー等のばい煙発生施設の燃焼管理、貨物自動車等業務用車両の適正な運行管理の徹底や不要・不急の乗用自動車の使用自粛を市報等で市民・事業者呼びかけています。

大気（沿道環境）

沿道環境大気の常時監視（環境保全課）

沿道環境における大気の状態を監視するため、7 地点の測定局において測定を行っています。一般環境と比べると沿道環境は二酸化窒素や浮遊粒子状物質の濃度が高い傾向にありますが、平成 27 年度は PM2.5 の測定を開始して以来、初めて 1 地点（砂田子ども広場）で環境基準を達成しました。全体的には PM2.5 濃度は横ばいから僅かに減少傾向にあります。

また、環境基準は定められていませんが、沿道環境の汚染状況を把握するため自動車排出ガスの主成分である一酸化窒素の測定も行っています。交差点など交通の集中する地点などでは濃度が高い状況が続いていますが、全体的には減少傾向にあります。

簡易測定（環境保全課）

国道 43 号・阪神高速 3 号神戸線沿道における窒素酸化物の濃度分布を把握するため、平成 27 年 5 月と平成 28 年 1 月の 2 回（延べ 6 日間）にわたり、本市と西宮市、芦屋市の 3 市で時期を合わせて簡易測定法（PTIO 法）による調査を実施しました。

調査結果では、県道尼崎池田線（玉江橋線）交差点の北側（大阪方面）や県道米谷昆陽尼崎線（五合橋線）交差点の南側（神戸方面）、県道昭和東本町線（大物線）の交差点（南北両側）において窒素酸化物濃度が高い傾向を示していました。

環境測定車（あおぞら号）による環境監視（環境保全課）

測定局における常時監視のほか、測定局のない道路沿道等の局地的な大気汚染の状況を把握するため、環境測定車（あおぞら号）による環境監視を行っています。

平成 27 年度は延べ 8 地点で測定を行いました。測定結果については、特に問題となる地点はありませんでした。



あおぞら号

国・阪神高速道路（株）に対する要望活動（環境保全課）

本市は、昭和 45 年から芦屋市、西宮市とともに、国道 43 号・阪神高速道路自動車公害対策連絡協議会を設置し、毎年、国・阪神高速道路（株）に対して、発生源対策や道路構造対策など総合的な自動車公害対策の推進を要望しています。

平成 27 年度は使用過程車の排出ガス性能の維持や高架や移動発生源からの低周波に対する評価指針の策定、環境基準の早期設定などを要望しました。

国道 43 号における道路・沿道対策

・交通流対策（環境保全課）

国道 43 号の道路・沿道対策として「環境ロードプライシング」や「環境レーン」の取組がなされています。

「環境ロードプライシング」は平成 13 年 11 月から試験的にスタートし、大型車の通行量を調整することで国道 43 号及び阪神高速 3 号神戸線から、沿道環境への影響の少ない阪神高速 5 号湾岸線に交通を誘導することを目的としています。

また、平成 24 年 3 月から国道 43 号の沿道側の第 1 レーンを「環境レーン」として位置づけ、大型車に対して、夜間は最中央の第 3 レーンを通行するよう規制するとともに、昼間においても極力中央寄りの車線の通行を求めることで、沿道への騒音や排出ガスの影響軽減を図っています。

国道 43 号と阪神高速 3 号神戸線、阪神高速 5 号湾岸線の 3 道路における大型車の分担率を平成 13 年 2 月と平成 27 年 11 月で比較すると、国道 43 号線と阪神高速 3 号神戸線においてはそれぞれ 12.1 %、6.2 %の減少がみられ、阪神高速 5 号湾岸線においては 18.2 %の増加がみられることから「環境ロードプライシング」の取組の効果があらわれています。

さらに環境レーンにおける大型車の交通量比率を平成 24 年 4 月と平成 27 年 11 月とで比較すると、東行き（大阪方面）で 0.5 %の減少、西行き（神戸方面）で 2.0 %の増加が見られました。

こうした取組は川崎市や名古屋市など他市にも広がりを見せており、平成 27 年度はイベント時においてパンフレットを配布するなど、これらの取組について PR を行いました。



通行ルールの案内パンフレット

・環境防災緑地の整備（市街地整備課）

広域防災帯に指定された国道43号沿道の防災機能と沿道環境の改善を目的として、環境防災緑地の整備を進めるため、沿道の土地の買取制度（国土交通省所管）を土地所有者や開発業者に案内しています。国が買い取った土地については、植栽を中心とする緑地整備（国管理）などが行われています。

平成7年度の買取制度開始以降、本市における平成27年度末までの緑地などの整備実績は約21,000 m²となっています。



制度の案内パンフレット

悪臭

悪臭への対応（環境保全課）

悪臭防止法等に基づき、工場・事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行っています。市民等から悪臭に係る苦情申立があった際には、被害状況を確認し、必要に応じて事業者に対して改善指導等を行っています。悪臭防止法では、アンモニアなどの22物質を「特定悪臭物質」と定め、敷地境界線上等における基準値を設定しています。本市では、悪臭防止法で規制されていない物質や複合臭にも対応するため、悪臭を総合的に評価できる人間の嗅覚を用いて悪臭を測定する官能試験法を取り入れた尼崎市悪臭防止対策指導指針を定め、悪臭問題に総合的に対応しています。

アスベスト（石綿）

アスベスト環境濃度の監視（環境保全課）

平成27年度は4地点で測定し、アスベスト濃度はいずれも低い濃度でした。

また、大気中の総繊維数濃度が1本/Lを超えた場合には電子顕微鏡による成分の確認が必要となりますが平成27年度は1本/Lを超える結果はありませんでした。

表 一般環境中のアスベスト測定結果

| 項目 | 光学顕微鏡法 | | | | | | 電子顕微鏡法 | | |
|----------------|---------|-------|-------|--------|------|------|---------|---|---|
| | アスベスト濃度 | | | 総繊維数濃度 | | | アスベスト濃度 | | |
| 測定月 | 5 | 9 | 1 | 5 | 9 | 1 | 5 | 9 | 1 |
| 測定地点 | | | | | | | | | |
| 国設尼崎大気環境測定所 | 0.081 | 0.070 | 0.070 | 0.25 | 0.12 | 0.10 | - | - | - |
| 国設尼崎自動車交通環境測定所 | 0.087 | 不検出 | 0.11 | 0.16 | 0.09 | 0.20 | - | - | - |
| 衛生研究所 | 0.12 | 0.087 | 0.056 | 0.28 | 0.13 | 0.10 | - | - | - |
| 浜小学校 | 0.056 | 0.081 | 0.070 | 0.17 | 0.16 | 0.19 | - | - | - |

（単位：本/L）

備考1 平成22年6月にアスベストモニタリングマニュアル（第3版）が改訂されたことに伴い、光学顕微鏡法では総繊維数濃度を測定することとなった。このため、光学顕微鏡法によるアスベスト濃度の測定結果は参考値として扱っている。

備考2 光学顕微鏡法による総繊維数濃度は改訂による新たに定められたアスベストモニタリングマニュアル(第4.0版)(平成22年6月環境省)によるもので「長さ5 μ m以上、幅3 μ m未満で、かつ長さとの幅の比が3:1以上」の全繊維状物質の濃度をいう。

備考3 大気汚染防止法に基づく石綿製品製造工場の敷地境界における規制値:10本/L。

備考4 WHO(世界保健機関)によると、世界の都市部における一般環境中の石綿濃度は1~10本/L。

解体・改修工事に伴う立入検査(環境保全課)

本市では、特定建設作業実施届出書や建設リサイクル法に基づく届出書により把握できる解体工事については、原則として全数(平成27年度は656件)の立入検査を行い、アスベストの使用の有無を確認しています。また、吹付けアスベストの除去が行われる、解体・改修工事の現場においては、アスベスト濃度の測定を実施し、飛散の有無を確認しています。平成27年度は20件の測定を行いました。

平成26年に大気汚染防止法が改正されたことに伴い、建築物等の解体・改修工事を行う者はアスベストの使用の有無について事前調査を行い、その調査結果を掲示するよう義務付けられました。本市においては、市民に対し工事現場において事前調査の結果が掲示されていない場合には、市へ連絡をするように市のHPで広報するなど、不適正な工事が行われぬよう取り組んでいます。

吹付けアスベスト除去等に係る補助制度(建築安全担当)

市内にある民間建築物における吹付け材にアスベストが含まれているかどうかの調査や露出して吹付けされているアスベストの除去等に要する費用の一部を補助しています。

平成27年度については補助申請はありませんでした。

アスベストの適正処理(産業廃棄物対策担当)

産業廃棄物の中でもたびたび問題となるアスベストの適正な処理を推進するため兵庫県と協力し、解体・アスベスト廃棄物適正処理研修会を開催しました。

アスベスト廃棄物を適正に取り扱い、健康被害等防止するため、建築解体関連事業者や新規収集運搬業者に適正な解体工事の実施から廃棄物処理までの過程における各種関係法令等の啓発・指導を行いました。

平成27年度に行われた研修会への参加者は68人でした。

石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査(疾病対策担当)

本市では、環境省の委託を受けて、平成27年度から「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」を実施しています。この調査は国が検討している今後の石綿健康相談の実施のモデルとなる事業であり、既存の検診との連携など各種課題等について調査検討を行うことを目的としています。この調査では、市の肺がん検診・胸部エックス線検査等と併せて石綿ばく露に関する問診を行うとともに、必要に応じて、後日、指定医療機関で胸部CT検査を行い、その後、対象者数及び実施にあたっての課題等を環境省に報告しました。

尼崎市アスベスト対策会議の開催(疾病対策担当、(経済環境局企画管理課))

アスベスト問題に関する総合的な対策を推進するとともに、庁内での全体調整が必要となる

案件について協議し、情報共有を図っています。

平成 27 年度は 2 回開催し、アスベストの飛散防止対策、国への要望内容や各種調査・測定結果などについて協議・報告を行いました。

尼崎市公共施設に係るアスベスト含有建材の管理の手引きの作成（疾病対策担当、（経済環境局企画管理課））

使用中の本市公共施設におけるアスベスト含有建材において、損傷や劣化によるアスベストの飛散を防ぐための適切な管理を目的として、尼崎市アスベスト対策会議幹事会において手引きを作成しました。

作成した手引きについては、事業者におけるアスベスト飛散防止対策の取組として参考にしてもらうため、本市 HP 上で公表しています。

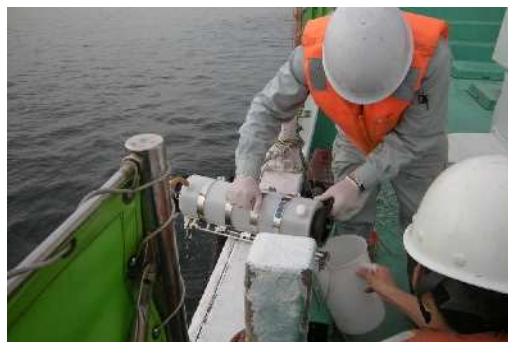


手引き

水質（公共用水域 河川・海域）

公共用水域の水質の常時監視（環境保全課）

本市では、市内主要河川や周辺海域において、水質汚濁状況を把握するため、市内を流れる神崎川、武庫川、庄下川、蓬川と尼崎港周辺海域について、河川 11 地点、海域 3 地点（運河域 1 地点を含む。）で定期的に水質調査を実施しています。



採水の様子

・神崎川水系

神崎川水系は、淀川の一津屋樋門で分岐し、猪名川、藻川と合流して尼崎市と大阪市の市境を流れ大阪湾に注ぐ一級河川です。平成 27 年度の測定結果をみると、水質の状況を示す代表的な指標である BOD の年間平均値は、平成 26 年度とほぼ同程度であり、すべての地点で環境基準を達成していました。また、推移をみても平成 17 年度以降は、ほぼ横ばいで推移しています。その他の基準については、人の健康の保護に関する環境基準と水生生物の保全に係る環境基準はすべての地点・項目で達成していましたが、生活環境の保全に関する環境基準は大腸菌群数が環境基準を達成していない地点がありました。

・武庫川水系

武庫川水系は、丹波丘陵に源を発し、三田盆地、神戸市北部、西宮市北部、宝塚市や伊丹市西部から尼崎市と西宮市の市境を流れ、大阪湾に注ぐ二級河川です。平成 27 年度の測定結果をみると、BOD はすべての地点で環境基準を達成していましたが、推移をみると

平成 17 年度以降は、ほぼ横ばいで推移しています。その他の基準については、人の健康の保護に関する環境基準、生活環境の保全に関する環境基準はともにすべての地点・項目で環境基準を達成していました。

・庄下川水系

庄下川水系は、伊丹市域を流れる伊丹川、昆陽川、富松川等が合流し、本市中央部を流れて大阪湾に注ぐ一級河川です。平成 27 年度の測定結果をみると、BOD の年間平均値は平成 26 年度とほぼ同程度で、すべての地点で環境基準を達成していました。また、推移をみると平成 17 年度以降ほぼ横ばいで推移しています。その他の基準については、人の健康の保護に関する環境基準、生活環境の保全に関する環境基準はともにすべての地点・項目で環境基準を達成していました。

・蓬川水系

蓬川水系は、武庫川の六樋取水口を源に、本市西部を貫流して尼崎港に注ぐ二級河川です。生活環境の保全に関する環境基準の類型指定はされていませんが、平成 27 年度の測定結果をみると、BOD の年間平均値は平成 26 年度とほぼ同程度でした。人の健康の保護に関する環境基準は、すべての地点・項目で環境基準を達成していましたが、尼崎市の環境をまもる条例に規定される環境上の基準では溶存酸素量が基準を達成していない地点がありました。推移をみると平成 17 年度以降はほぼ横ばいで推移しています。

・大阪湾（海域・運河）

尼崎港周辺海域は、大阪湾の最奥部に位置し、神崎川、武庫川、庄下川や蓬川から河川水が流入しています。平成 27 年度の測定結果をみると、海域での水質の状況を示す代表的な指標である COD の年間平均値は、平成 26 年度とほぼ同程度で、すべての地点で環境基準を達成していました。また、推移をみると多少の変動はあるものの近年はほぼ横ばいで推移しています。その他の基準については、人の健康の保護に関する環境基準はすべての地点・項目で達成、水生生物の保全に係る環境基準では閘門地点の全亜鉛以外で環境基準を達成していました。

生活環境の保全に関する環境基準は、pH の最大値は全地点で、全窒素、全磷は尼崎港沖地点、閘門地点で達成していませんでした。

水質汚濁防止法に基づく立入検査（環境保全課）

工場等の排水の汚染状況を監視するため、一般パトロールをはじめ、臨海部の工場等への海上パトロールを行っています。

平成 27 年度は、43 工場等に延べ 259 回の立入検査を実施し、延べ 62 工場等の排水を検査しました。その結果、延べ 8 工場等で排水基準を超過が確認されました。総量規制基準については、14 工場等の排水を検査した結果、1 事業場で窒素総量が超過しました。

いずれも事業場に対して、基準超過の原因究明とその対策を報告させることにより、適切な排水となるよう指導を行いました。

下水の適切な処理（下水道部経営企画課）

生活排水や工場排水などの下水は下水道を通過し、終末処理施設（浄化センターなど）へ運ばれます。

終末処理施設に運ばれた下水は、ゴミなどを取り除かれたあと、溶解性や浮遊性の汚濁物を微生物のはたらきにより分解・沈殿され、消毒された後に、河川や海域などの公共用水域に放流されています。このため、下水道や終末処理施設は河川や海域などの公共用水域の水質保全には欠かすことのできない施設です。



北部浄化センター

平成 27 年度に本市で処理された下水量は 93,999,071 m³ となっています。

表 下水の処理状況

| 区域 | 高級処理 (m ³) | 簡易処理 (m ³) | 合計 (m ³) |
|-----|------------------------|------------------------|----------------------|
| 東部 | 22,209,530 | 3,676,645 | 25,886,175 |
| 北部 | 22,264,930 | 3,933,650 | 26,198,580 |
| 武庫川 | 36,195,070 | 5,693,545 | 41,888,615 |
| 原田 | 25,269 | - | 25,269 |
| 庄内 | 432 | - | 432 |

下水道法に基づく排除基準への適合状況の監視（北部浄化センター）

除害施設等の運転管理、特定施設の稼働状況や排水設備の状況等の調査、排水調査の採水を行うため、事業場に対して立入調査を行い、必要に応じて施設の改善や運転方法等について指導を行っています。

平成 27 年度は立入または排水調査を 117 事業場に対して実施し、これらの事業場に延べ 154 回の水質検査を行いました。

浄化槽の維持管理（生活衛生課）

浄化槽の維持管理が不十分であると、モーター等の故障で臭気や騒音が発生し、近隣の迷惑となり、また放流水により公共用水域の汚濁の原因となります。これらを防ぐためにも、浄化槽管理者・保守点検業者・清掃業者に浄化槽の適切な使用（廃油を入れないなど）、浄化槽の保守点検（年 3 回以上、消毒剤の補充など）、浄化槽の清掃（年 1 回以上）や法定検査の実施を指導しています。平成 27 年度の指導等の状況は次のとおりです。

表 浄化槽監視指導等の状況

| 竣工検査 | 監視件数 | 指導件数 | | | | 水質検査 | 法定検査 |
|------|------|------|----|----|---|------|------|
| | | 許認可前 | 口頭 | 文書 | 計 | | |
| 8 | 8 | 8 | 0 | 0 | 8 | 0 | 412 |

河川・水路の維持管理（河港課）

本市の河川は、全般的にみて河床勾配が緩やかで平常時における流量・流速が少ないこともあり、河川水に混入した有機物（汚泥）が沈殿・堆積を促進しやすい河川環境となっており、堆積した有機物（汚泥）は、河川水等の溶存酸素を消費するため、河川や海域の水質汚濁源となっています。こうしたことから、兵庫県と本市では、本川への汚濁防止軽減策として、流入支川や水路の浚渫^{しゅんせつ}を実施し、水質浄化に努めています。

平成 27 年度は本市の事業として市内一円各水路等で 287 t を浚渫しました。また、ごみや藻の繁茂等は水質悪化の原因となるため、河川の浮きごみの処理、除草、ポンプ等の河川管理施設の点検・整備等を行っています。浮きごみについては、市内一円各水路等で 2,010 t を除去しました。さらに、庄下川については、流量の確保や流れを創出するために、浄化ポンプや可動堰^{かどうせき}を設置しており、これらの適切な維持管理により、水質の改善・維持を行っています。

雨水貯留タンク設置の促進（下水道部計画担当）

雨水の流出抑制や水資源の有効活用などを目的として市内の公共下水道計画区域内に雨水貯留タンクを設置しようとする市民や事業者に対して助成金を交付することで、設置を促進しています。

平成 27 年度は 10 件の助成を行いました。

水質（地下水）

地下水の常時監視（環境保全課）

本市では市域の地下水の状況を把握するために概況調査地点を 7 地点設定するとともに、過去に環境基準を超えた項目をモニタリングするために継続監視調査地点を 3 地点設定して水質調査を行っています。平成 27 年度は概況調査についてはすべての地点・項目において環境基準を達成していました。継続監視調査では 2 地点で 2 項目（テトラクロロエチレン、塩化ビニルモノマー）が環境基準を達成していませんでした。

井戸利用調査の実施（環境保全課）

近年、大規模開発などにより土壌汚染が確認される事例がふえています。このことから、土壌汚染による健康被害の影響をなくしていくため、井戸（地下水）の利用について調査を行っています。井戸利用調査の結果は、災害時の井戸水の利用について検討する基礎資料としても活用されることとなっています。

平成 27 年度は、立花・武庫・園田地区を対象に約 139,000 通の調査票を配布しました。

騒音・振動（一般環境）

騒音・振動の発生防止に関する指導（環境保全課）

・工場・事業場

本市では、特定施設に関する届出や事前協議の際に、公害発生の未然防止を図るため、事前指導を行っています。また、相談が寄せられた場合には、特定施設を有しない事業者であっても、騒音・振動に係る規制等について説明を行っています。

・建設作業

本市では、特定建設作業実施届出書の届出の際に、施工業者に対して、騒音・振動の防止対策を行うとともに、事前に工事説明を行うなど周辺住民の理解を得るよう指導を行っています。

・飲食店等からの騒音の未然防止に関する啓発

本市では、保健所が実施している食品衛生責任者養成講習会において、飲食店営業者を対象にカラオケ等の音響機器を中心とした営業騒音の防止について説明し、意識の啓発を行っています。

平成 27 年度は 12 回の講習会で、1,083 人に対して説明を行いました。

騒音・振動（自動車）

自動車騒音の常時監視（環境保全課）

本市では、沿道における自動車騒音を監視するため、沿道大気常時監視局 6 局において騒音測定を行っています。

平成 27 年度は昼間においては全測定局、夜間においては 5 測定局で環境基準を達成していました。

自動車騒音・振動の定点調査（環境保全課）

本市では、測定局を設置していない地点での自動車騒音・振動を把握するために、定点調査を行っています。騒音については、全測定地点（25 地点）のうち、国道 43 号の 1 地点（南城内 2）においては昼間・夜間ともに、玉江橋線（県道尼崎池田線）の 2 地点（開明町 1、東塚口町 2）においては夜間のみ、環境基準を達成していませんでしたが、その他 22 地点においては昼間・夜間とも環境基準を達成していました。振動については、全地点で昼間・夜間とも要請限度を下回っていました。

自動車騒音の面的評価（環境保全課）

平成 26 年度までの定点調査の結果をもとに、主要幹線 16 路線（総延長 63.9 km）に面する地域にある評価対象全戸数 46,148 戸に対し、ばく露騒音の予測を行いました。

昼間・夜間ともに環境基準を達成したのは 45,191 戸（97.9%）、昼間のみ環境基準を達成したのが 534 戸（1.2%）、夜間のみ環境基準を達成したのは 10 戸（0.02%）でした。昼間・夜

間とも環境基準を 100 %達成しているのは、山手幹線、園田西武庫線（県道西宮豊中線）、近松線（市道小園区画第 45 号線）、長洲線（県道尼崎停車場線）、園田橋線（主要地方道大阪伊丹線 41 号線）、臨港線（県道甲子園尼崎線）、大物線（県道昭和東本町線）、西川線（神崎停車場神崎線）、久々知水堂線（主要地方道尼崎池田線）であり、最も達成率が低いのは 90.8 %で国道 43 号でした。なお、全路線において 90 %以上が昼間・夜間ともに環境基準を達成しており、その達成率も改善傾向にあります。

沿道環境における建築物の騒音対策（環境保全課）

尼崎市の環境をまもる条例で、幹線道路 7 路線の周辺地域を自動車騒音防止地域に指定しています。この地域内において譲渡又は賃貸を目的として新築される長屋や共同住宅を特定建築物と定義し、入居者を自動車騒音からまもるため、建築主に対し、事前に一定の騒音対策を講じるよう義務づけています。

平成 27 年度の届出件数等とこれまでの累計届出件数等は次のとおりです。

表 特定建築物の届出状況

| 道路名 | 届出数・戸数 | | 平成27年度 | | 平成26年度までの累計 | |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|-------------|--------|
| | 届出数 | 届出対象戸数 | 届出数 | 届出対象戸数 | 届出数 | 届出対象戸数 |
| 名神高速道路 | 2 | 6 | 82 | 861 | | |
| 国道43号 | 2 | 8 | 72 | 1,407 | | |
| 国道2号 | 0 | 0 | 65 | 1,398 | | |
| 国道171号 | 0 | 0 | 11 | 122 | | |
| 県道尼崎宝塚線（尼宝線） | 2 | 6 | 51 | 596 | | |
| 県道米谷昆陽尼崎線（五合橋線） | 0 | 0 | 49 | 479 | | |
| 県道尼崎池田線（玉江橋線） | 0 | 0 | 21 | 222 | | |
| 合計 | 6 | 20 | 351 | 5,085 | | |

備考 1 尼崎市民の環境をまもる条例に基づく届出を含む。

騒音（航空機）

航空機騒音の常時監視・定点調査（環境保全課）

武庫北小学校において兵庫県が常時監視を行っています。

平成 27 年度は環境基準を達成していましたが、騒音レベルの推移をみると、低騒音機の導入等によって徐々に減少してきていますが、ここ数年は横ばいの状況となっています。また、本市では、武庫支所において、1 年に 1 回の頻度で定点調査を行っています。

国・空港・航空会社に対する要望活動（環境保全課）

本市は、昭和 39 年より周辺市（豊中市、池田市、箕面市、吹田市、尼崎市、西宮市、宝塚市、川西市、芦屋市、伊丹市）と大阪国際空港騒音対策協議会（平成 17 年より大阪国際空港周辺都市対策協議会へ名称変更）を設置し、国や空港等に対して、発生源対策、空港周辺対策や安全対策の推進を要望しています。

平成 27 年度は逆発着時の騒音対策や低騒音機の積極的な導入などについて要望を行いました。

騒音・振動（新幹線）

新幹線騒音・振動の定点調査（環境保全課）

本市では、山陽新幹線の騒音・振動の状況を把握するため、4地区（小中島・食満・猪名寺・武庫）24地点において定点調査を実施しています。

騒音については、上り線側10地点、下り線側10地点（軌道中心から12.5m地点の5地点、25m地点の7地点、50m地点の8地点）の合計20地点（83.3％）で環境基準を達成していました。猪名寺地区では上下線側の12.5m地点、下り線側の25m地点、食満地区では、上り線側の12.5m地点において環境基準を達成していませんでした。

また、振動については全地点で対策指針値を下回っていました。

国・西日本旅客鉄道（株）に対する要望活動（環境保全課）

本市は、昭和55年度より伊丹市と西宮市とともに、阪神三市山陽新幹線公害対策連絡協議会を設置し、毎年、国・西日本旅客鉄道（株）に対して、発生源対策、周辺対策や安全対策の促進を要望しています。

平成27年度は騒音に係る環境基準の早期達成のために、バラストマット（騒音・振動を軽減するためのゴム製のマット）の全線早期敷設やカーブ区間における積極的な対策、新幹線の速度の見直し、高架橋の維持管理の徹底を要望しました。

土壌

「工場跡地に関する取扱要綱」による協議（環境保全課）

2,000 m²以上の工場が事業活動を終結するとき、工場跡地に関する取扱要綱に基づき、土壌・地下水の調査対策、廃棄物の管理状況等について協議を行っています。

平成27年度は2件の協議が行われました。

土壌汚染対策法に基づく立入検査（環境保全課）

土壌汚染対策法に基づき、土壌汚染が判明した土地における工事が適切に行われているかを確認するため、立入検査を実施しています。

平成27年度は7事業所に対して、22回の立入検査を行いました。

また、土壌汚染処理業の許可事業者が適切に汚染土壌を処理しているかどうかを確認するため、許可業者に対して、立入検査を行っています。基準違反等の問題があれば指導を行い、改善させることにより、地域の生活環境の保全を図っています。

平成27年度は3事業者に対して、延べ23回の立入検査を行いました。

地盤沈下

水準測量（河港課）

土地の上下変動を精密に測り、地盤沈下対策に役立てるため、水準測量を3年ごとに実施しています。

平成27年度の測量結果は、水準点119点、測量延長100.8kmで、比較可能な平成24年度の結果と比べると、全水準点の平均値は-0.707cm（沈下）でした。また、全観測点からみると、沈下量1cm以上の地点は約1割であり、全市的には沈静化の傾向を示しています。

地盤変動量・地下水位の観測（河港課）

地盤の収縮量と地下水位を観測するため、本市では、昭和46年度に塚口本町の旧グンゼ工場内に地盤沈下計と地下水位計を設置しています。また、兵庫県では、昭和29年度に西海岸町に地盤沈下計を設置するとともに、昭和39年度に中浜町に地下水位計を設置しています。

平成27年度と平成26年度の測定結果を比較すると、地盤変動量については、旧グンゼ工場調査地点では+0.69mm、西海岸町では変化はなく、地下水位については、旧グンゼ工場地点では+0.49m、中浜町では+0.34mとなっており、地盤沈下は沈静化の傾向にあります。

ダイオキシン

ダイオキシン類の監視（環境保全課）

大気については1地点（琴ノ浦高校）で年4回、水質と水底の底質については4地点（庄下川橋、尾浜大橋、尾浜橋、南豊池橋）で年1回、土壌については1地点（琴ノ浦高校）で年1回の調査を行いました。

平成27年度はすべての地点・項目で環境基準を達成していました。

大気汚染公害による健康被害者対策

健康被害の補償給付・救済と健康被害の予防（公害健康補償課）

大気汚染を原因とする公害による健康被害の補償給付・救済については、公害健康被害の補償等に関する法律とこれを補完する尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例に基づき実施しています。また、大気汚染による健康影響を防ぐことを目的に健康被害予防事業を実施しています。

昭和63年3月の法改正により、大気汚染による公害補償地域の指定が解除され、新たな認定は行われなくなりましたが、既認定患者に対する補償給付は継続されています。

公害の歴史の継承

「尼崎公害患者・家族の会」に感謝状を贈呈しました（環境保全課）

尼崎公害患者・家族の会は当時の大気汚染による公害患者やその家族を中心として昭和46年に結成された団体です。昭和63年に同団体が提訴した尼崎大気汚染公害訴訟では、交通公害による健康被害や損害賠償が認められるだけでなく、日本の大気汚染公害訴訟において全国で初めて差し止め請求（道路供用の差し止め）が認められました。その後、環境ロードプライ

シングや環境レーンを中心とする「国道 43 号通行ルール」などの交通施策の実施、国道 43 号交差点におけるエレベーターの設置などの歩行空間のバリアフリー化など様々な沿道対策が行われることになりました。特に、環境レーンについては、尼崎市内にとどまらず、川崎市や名古屋市といった他都市にも広がりを見せており、他都市に先駆けて実現につなげた功績はとてつもないものです。

このように、尼崎公害患者・家族の会は、本市の大気汚染の改善には欠かすことのできない活動・はたらきをされたことから、第 44 回尼崎公害患者・家族の会 定期総会において、これまでの取組に対し、敬意と感謝の意を表するとともに、その功績を讃えるため、市長より感謝状を贈呈しました。

公害の歴史についての学習（環境創造課）

あまがさき環境オープンカレッジの主催講座で、公害について学びました。阪神尼崎駅前の会場で廃油をリサイクルして作ったキャンドルを灯し、「尼崎公害患者・家族の会」の会長の松光子さんから、当時の公害の解決に向けた取組について話を伺いました。イベントには 170 人が参加しました。

有害化学物質

ポリ塩化ビフェニル（PCB）の適正処理（産業廃棄物対策担当）

PCB が使用された廃電気機器については、法令や国の基本計画で処理期限が定められており、期限内に適正処理を行わなければなりません。しかし、PCB が使用されている電気機器がまだ使用されていたり、PCB 含有機器を保有しているか把握していない事業者も多く存在します。

そこで PCB 廃棄物の早期処理に向け、平成 27 年度は市内自家用電気工作物設置者 1,713 事業者を対象に PCB 含有機器の保有に関する調査を行いました。また、建築解体関連事業者や新規収集運搬業者に、解体建築物に残置されている PCB 含有の恐れのあるトランス、コンデンサ、蛍光灯安定器等の廃電気機器の扱いについて、注意喚起を行いました。

快適環境

空地の適正管理（開発指導課）

空地の管理が不適切な場合、雑草が繁茂したり、ごみの投棄場所にされるなど空地周辺の住民の生活環境にさまざまな影響を及ぼすことがあります。本市では、尼崎市の環境をまもる条例に基づき、空地の所有者等に対し雑草の刈取りや、廃棄物が不法に投棄されない措置など適正な管理を義務付け、管理不十分な空地の解消に取り組んでいます。

平成 27 年度は 66 件の指導を行いました。

環境影響評価（環境創造課）

平成 27 年度末現在で、尼崎市環境影響評価等に関する条例が適用されている事業は、兵庫東流域下水汚泥処理事業（広域処理場 2 号炉更新に伴う 5 号炉建設）の 1 件となっています。

表 尼崎市環境影響評価等に関する条例の適用状況

| | | |
|--------------|--------------------------|------------------------------|
| 事業名 | 兵庫東流域下水汚泥処理事業 | |
| 事業者 | 兵庫県 | |
| 事業の種類 | 下水道終末処理場の建設（下水汚泥焼却施設の建設） | |
| 事業の規模 | 8.3 t/時 | |
| 環境影響評価項目 | 大気質、廃棄物、資源循環、地球温暖化、景観 | |
| 実施計画書に関する手続き | 実施計画書 | 平成20年11月25日 |
| | 意見書 | 2通 |
| | 審査書 | 平成21年7月14日 |
| 準備書に関する手続き | 準備書 | 平成23年6月13日 |
| | 説明会 | 平成23年7月28日、平成23年7月31日 |
| | 意見書 | 1通 |
| | 公聴会 | 平成23年10月19日（公述意見者数1人、傍聴者数3人） |
| | 審査書 | 平成24年3月27日 |
| 評価書に関する手続き | 評価書 | 平成24年8月29日 |

目標 4 多様な生き物の生息環境の保全

*** 未来のまちのすがた ***

身近な緑や水辺でいろいろな生き物が見られます

取組の方向性・施策

取組の方向性 生き物に関心を持ち、そのすみかを守り、創ります

施策ア 生物多様性のモデルとなる取組の重点実施

施策イ 生物多様性に対する理解の促進と意識啓発

施策ウ 地域の特性に応じた緑づくりの推進

施策エ 緑の適正な配置と維持・管理

施策オ 水辺の保全・創出

施策カ 農地の保全と活用

関連資料

- ・公園・緑化のあゆみ

現状（成果・課題）

- ・本市は市域のほとんどが市街化されており、山地がない一方で、西部には武庫川、東部には猪名川・藻川、中央部には庄下川・蓬川が流れるなど水辺環境には恵まれているといえます。また、市域の北西部・北東部・西部には農地が残っていますが、宅地化が進んでおり、面積は減少傾向にあります。一方で、公園や緑地の面積については増加傾向にあります。
- ・尼崎 21 世紀の森構想や 21 世紀の尼崎運河再生プロジェクトなどにより臨海部において緑や水辺に触れることのできるイベントが多数行われています。
- ・本市の事務事業において生物多様性の考え方を示す尼崎市生物多様性保全・創出ガイドラインの作成を進めています。

取組状況

取組の方向性 生き物に関心を持ち、そのすみかを守り、創ります

尼崎市生物多様性保全・創出ガイドラインの検討（環境創造課）

生物多様性については、本市の環境基本計画や緑の基本計画などで触れられており、その重要性については認識が進んでいますが、具体的な生物の種類やその生息場所を踏まえた検討は進んでいない状況です。

そのため、本市では日ごろから生物やそれらの生息場所に関係する業務・取組を行っている所属から構成される検討会を設置し、本市における生物多様性の保全・創出について統一的な対応ができるよう課題・考え方などを整理・検討を行っています。

自然環境の保全・創出

・自然と文化の森構想の推進（園田地域振興センター）

猪名川と藻川に囲まれた地域とその周辺に残る自然環境や歴史・文化資源の「価値」を再発見し、財産として守り、活かしながら取組を進めるため、自然と文化の森協会により、園田地区を中心に生き物観察、農業体験や歴史探索などが行われています。

また、公開型意見交換の場としてプラットフォームが設けられており、偶数月は「園田の自然を楽しもう」、奇数月は「園田の歴史を知る」というテーマで開催されています。

平成 27 年度は 12 回開催され、116 人の参加がありました。



プラットフォームの様子

・尼崎 21 世紀の森構想の推進（公園計画・21 世紀の森担当）

臨海部において、自然環境の回復・創造、都市のアメニティ空間の創出や操業環境の向上などにより「森と水と人が共生する環境創造のまち」をテーマとして、魅力と活力のあるまちに再生するための取組を進めており、平成 27 年度には、尼崎の森中央緑地で、兵庫県による大芝生広場オープニング植樹会などの各種イベントが行われるとともに、運河では運河クルージングや尼崎運河博覧会（うんぱく）などが行われました。また、臨海部の工場緑化を推進するため、平成 21 年度にガイドブックが作成されており、企業においては尼崎 21 世紀の森型工場緑化が進められています。



うんぱくチラシ



21 世紀の森 植樹会

表 主なイベントの開催状況

| 開催日 | イベント名 | 概要 | 参加者(人) | 実施主体 |
|----------------|------------------------|--|--------|-------------------------|
| 毎月第3日曜日 | オープンチャンネルデイ | 北堀チャンネルベースや水質浄化施設を拠点に、憩いの場として利用するため、水質浄化活動や「水上さんぼ」などを行った。 | 280 | 兵庫県、運河まるまるクラブ |
| 毎月第1土曜日(5月から) | 森の会議 | 尼崎21世紀の森構想を推進するため、団体・個人が集まり、仲間集め、企画・告知を行うためのプラットフォームを開催した。 | 197 | 兵庫県、尼崎市 |
| 5月30日 | 尼崎運河クルージング | 工都を船から体感できる1日限定の運河クルーズを行った。 | 105 | NPO法人尼崎21世紀の森、尼崎南部再生研究室 |
| 10月10日 | 森のピクニック | 尼崎の森中央緑地において植樹会、エコキッズメッセ、ご当地グルメフェア、ヨガ、リレーマラソンなど森の会議の関係者が集まりイベントを行った。 | 1,200 | 兵庫県、森の会議の参加者 |
| 10月31日 | 尼崎運河博覧会(うんぱく) | 運河を舞台にした博覧会を開催し、運河を身近に感じてもらった。 | 600 | 尼崎運河博覧会実行委員会 |
| 3月16日 3月19日 | 尼崎の森中央緑地 苗木の里親さん植樹会 | 尼崎の森中央緑地に植える苗木を育てるために、市民・事業者などが「苗木の里親」となり、苗木を預かり、植樹が可能となる大きさに育ったものを、自分たちの手で植樹した。 | 29 | 兵庫県 |

生き物に対する理解の醸成

・公園等における講座・イベントの開催(公園計画・21世紀の森担当)

市内の公園を活用して野鳥やセミの羽化を観察する等のイベントが行われており、身近な緑に生息する生き物について知る機会を提供しています。

平成27年度はキッズ教室など、夏休み期間中に子どもを対象としたセミの羽化観察の他、野鳥観察会など計11回の講習会が行われ、128人と12組の親子が参加しました。

・魚釣り公園の管理(公園維持課)

本市には武庫川河口に栈橋型の魚釣り公園があり、様々なイベントが行われているとともに、魚釣りを通じて、スズキやクロダイをはじめ様々な魚と触れ合うことができます。

平成27年度は47,674人の利用がありました。

・あまがさきの身近な自然写真展の開催・カレンダーの作成（環境創造課）

環境に対する関心、理解を深めるため、市内の身近な自然を題材とした写真を募集し、写真展を開催するとともに、入選作品を用いてカレンダーを作成し、小中学校等の公共施設や市民へ配布しています。

平成元年から始まった写真展は 27 回目を迎え、総数 430 の応募作品から選出された写真によって、カレンダーを 4,000 枚作成し、うち 1,500 枚を市民に配布しました。



あまがさきの身近な自然カレンダー

・野良猫対策活動講習会の開催（生活衛生課（動物愛護センター））

本市では、野良猫によるトラブルを低減させるために生息数を減らすことを目的に不妊手術費用の助成を行っています。

効果的に野良猫対策を進めていくために、助成にあたっては、猫の特性や野良猫対策に関する活動の仕組みや注意点、事例などを学ぶための講習の受講が義務付けられています。

平成 27 年度は 39 人が受講しました。

緑の保全・緑化の推進

・保護樹木・保護樹林の指定（公園計画・21 世紀の森担当）

緑が少ない本市において、点在する景観木や景観林は長年かけて築きあげられた貴重な財産です。本市では、先祖から引き継がれてきた樹木や古木を、尼崎市の環境をまもる条例に基づき、「保護樹木等」として指定しています。また、保護樹木等の保護養生に関する費用の助成も行っています。

平成 27 年度は障害枝剪定等に対し 4 件の助成を行いました。しかし、近年は、樹林の保護よりも周辺住環境の変化に伴う苦情等への対応として剪定が行われていることが多くなってきています。



保護樹木（伊佐具神社）

表 保護樹木・樹林の指定箇所数

| 種類 | | 年度 | | | | |
|-------|---------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |
| 樹木（本） | | 65 | 65 | 65 | 65 | 65 |
| 樹林 | 箇所数 | 41 | 41 | 41 | 41 | 41 |
| | 面積（m ² ） | 77,423 | 77,423 | 77,423 | 77,423 | 77,423 |

・ **生垣設置の推進**（公園計画・21世紀の森担当）

緑視率を高め、まちの景観の向上に役立つだけでなく、防災上の効果もあることから、生垣を新設もしくは改善した市民に対し、一定の助成を行っています。

これまでに240件、総延長3,339.74mの生垣に対して助成を行いました。

平成27年度については、申請はありませんでした。



生垣の設置

・ **工場緑化**（公園計画・21世紀の森担当）

本市では尼崎市の環境をまもる条例に基づき10,000 m²以上の敷地を有する工場においては、敷地の10%以上の緑化を義務付けています。昭和57年度末には事業者の努力により対象となるすべての工場の緑化が完了しました（昭和57年度末94社、104工場 緑地面積約651,000 m²）。

平成22年4月に尼崎市工場立地法の特例措置及び景観と環境に配慮した工場緑化等の推進に関する条例が制定され、この条例が適用される事業所については、尼崎市の環境をまもる条例の緑化義務が適用されないこととなりました。

平成27年度末では88社、96工場で緑地面積が約594,000 m²（累計）となっています。



工場緑化

・ **地域に応じた工場の緑化**（経済活性化対策課）

工場立地法に規定される緑地面積を地域に応じて緩和することにより、工場の操業環境の維持・保全をしながら、工場緑化による周辺地域との調和に努めています。

平成27年度は3件が本制度を活用しました。

・ **県民まちなみ緑化事業**（公園計画・21世紀の森担当）

都市における環境の改善や防災性の向上などを目的として、市が作成する緑化計画に適合した緑化活動を実施する場合には、兵庫県により助成が行われます。

平成27年度は9件が補助金の交付を受け、3,782.1 m²の緑地が造成されました。

・ **開発事業緑化**（公園計画・21世紀の森担当）

本市では尼崎市住環境整備条例に基づき、市内で事業施行地積が500 m²以上3,000 m²未満の共同住宅又は500 m²以上の住宅以外の建築物の建設を目的とする開発事業を行う場合には、一定規模の緑地を事業者の協力で造成し、その維持管理等について協定を締結し、地域の環境改善に役立てています。



集合住宅における開発緑化

平成 27 年度は 42 件の緑化協定を締結し、12,433 m² の緑地が造成されました。

・ **建築物緑化**（公園計画・21 世紀の森担当）

本市では、平成 14 年 10 月から環境の保全と創造に関する条例（兵庫県）に基づき、建築面積が 1,000 m² 以上の建築物を新築・増築・改築する場合には、当該建築物の屋上面積の 20 % 以上を屋上や壁面等を活用し、建築物上で緑地として確保するよう義務付けられています。

平成 27 年度は 11 件の届出があり、4,580 m² の建築物緑化が行われました。



商業施設における建築物緑化

・ **壁面緑化**（環境創造課）

市役所本庁舎南館の東西二面 480 m² においてイリオモテアサガオ等による壁面緑化を行うとともに、市内保育所、幼稚園や小学校等の約 90 施設に対してゴーヤの種 28 袋・苗 1,400 株を配布し、壁面緑化を推進することで温暖化問題についての児童生徒への環境教育や地域への啓発を図りました。また、市民に対して日常生活で取り組める省エネの方法や、壁面緑化に適した植物の紹介や育て方などについての講習会を開催し、参加者にゴーヤの苗を配布しました。

平成 27 年度は市内 3 箇所で行い、83 人の参加がありました。

表 省エネ壁面緑化講習会の開催状況

| 開催場所 | 参加者（人） |
|-------|--------|
| 中央公民館 | 43 |
| 大庄公民館 | 17 |
| 武庫公民館 | 23 |



本庁舎南館の壁面緑化



幼稚園における壁面緑化

・壁面緑化の普及の促進（環境創造課）

あまがさき環境オープンカレッジの主催講座「ゴーヤ de クッキング」を行いました。壁面緑化の普及を進めるためにサーモカメラを用いて、緑のカーテンによる省エネ効果を実感してもらうとともに、壁面緑化に適した植物であるゴーヤの調理方法について学びました。

平成 27 年度は、市民を対象とした講座に 22 人、小学生を対象とした講座に 22 人が参加しました。

公園等の整備・維持管理（公園維持課）

尼崎市緑の基本計画を踏まえ、適切な公園等の配置や維持管理を行っています。

平成 27 年度は 2 公園（塚口清水公園、神崎川緑地）を整備しました。



塚口清水公園、

花・緑と触れ合う機会の創出

・2015 春の花と緑のフェスティバル（公園計画・21 世紀の森担当）

毎年 4 月 29 日（祝）に上坂部西公園で緑の月間行事として、本市と（公財）尼崎緑化公園協会との共催で、市民の緑化への関心の向上、公園利用者の増加を目的に開催しています。花と緑に関わる協力団体による花苗の販売や幼稚園児、中高生によるステージなどを実施するとともに、あまがさきフラワーガーデニングコンテストの表彰を行うなど、子どもから大人まで幅広い年齢層が楽しめる緑化イベントとなっています。



春の花と緑のフェスティバル

平成 27 年度の来場者数は約 8,500 人でした。

・緑化・園芸講習会の開催（公園計画・21 世紀の森担当）

上坂部西公園や中央公園などにおいて、緑化に関する講習会を行っています。今後は、参加者の年齢層拡大のためにテーマの幅を広げ、多種多様な内容を扱っていく必要があります。

平成 26 年度からは、現場実践型の講習会として、公園内で花壇づくりを行う体験型花壇講習会を開始しました。

表 講習会の開催状況

| 講習会名 | 概要 | 回数 | 参加者(人) |
|----------|--|----|--------|
| 一般講習会 | 花と緑の普及・啓発を目的に、上坂部西公園や中央公園などにおいて、菊作り・小型盆栽・臈月盆栽など、各種テーマに沿って講習会を実施した。 | 62 | 984 |
| 依頼講習会 | 自治会・幼稚園などからの依頼に応じて寄せ植えやフラワーアレンジメントなどについて出張講座を実施した。 | 22 | 276 |
| 体験型花壇講習会 | 上坂部西公園と中央公園において各 3 回の花壇の植え替講習会を実施した。 | 6 | 83 |

・農業公園管理ボランティア講習会の実施（農政課）

農業公園内の植物（バラ・ボタンなど）の管理や除草作業をボランティアの方々と協力しながら行っています。植物の管理作業を通じて植栽管理のノウハウの習得や農業に対する意識の醸成を図っています。

平成 27 年度は 9 回の講習会を開催し、延べ 58 人のボランティアが参加しました。

・緑に関する展示会の開催（公園計画・21 世紀の森担当）

市民の緑に関する意識の向上を図るため、様々な展示会を開催しました。



尼崎市菊花展

表 展示会の開催状況

| 展示名 | 概要 | 期間・回数 | 来場者(人) |
|--------|---|-------------------|--------|
| 緑化展示会 | 上坂部西公園の緑の相談所や温室、中央公園パークセンターにおいて小品盆栽展やあじさい展など各種緑化に関する展示会を実施した。 | 36回 | 36,232 |
| 尼崎さつき展 | 中央公園において、伝統的な花の魅力を楽しんでもらうことや花・緑に対する関心を深め緑化意識の向上を図った。市内高等学校 | 5月23日～ 5月31日 | 7,734 |
| 尼崎市菊花展 | 箏曲部や茶道部の合同で、琴演奏と野点を行うなど若い人たちが園芸に触れ合える機会を作った。 | 10月25日～ 11月15日 | 13,730 |

・緑に関する相談（公園計画・21 世紀の森担当）

花と緑づくりの指導・相談を行うため、上坂部西公園に相談所を設置し、緑化協会園芸相談員や緑化協力団体が市民の相談に応じています。現在は、ホームページでの FAQ の充実を図り、インターネットでの対応も行っています。

平成 27 年度は上坂部西公園で 3,052 件の相談を受けました。



緑の相談所（上坂部西公園）

表 「緑の相談所」における利用状況

| 相談数 | 相談内容 | | | | | | | | | |
|-------|----------|-----|-----|-----|------|-------|-----|------|-----|-----|
| | かき 花卉 | そ菜 | 果樹 | 樹木 | 地衣菌類 | 土壌・肥料 | 病虫害 | 植栽計画 | 同定 | その他 |
| 3,052 | 1,092 | 235 | 145 | 740 | 5 | 335 | 384 | 217 | 409 | 167 |

備考 1 市外居住者からの相談 570 件も含む

備考 2 電話相談含む

・情報の発信（公園計画・21世紀の森担当）

緑化に関する情報の発信として「緑の相談所だより」を発行しています。

平成27年度から文字を大きくし、レイアウトを変えるなど、見やすい紙面に変更しました。植物のある暮らしをテーマに「植物と暮らそう」、上坂部西公園にある温室植物の紹介「温室図鑑」などの新コーナーを設けるなど、読者層の拡大を図りました。また、ブログやホームページでも緑に関する情報を発信しています。



緑の相談所だより

花・緑づくりの推進

・街なみ街かど花づくり運動（公園計画・21世紀の森担当）

市民自らの手で街を花で飾ることにより、美しい街なみ景観の向上を図り、尼崎のイメージアップを目的とする「花の世話役さん」と呼ばれる市民（企業の従業員を含む。）からなる花づくりボランティアグループ「あまがさき花のまち委員会」が公園、駅前、河川沿い、公共施設の入り口や街なかの空地等で多くの人目を楽しませることができると見つけ、花づくり運動を進めています。

平成27年度は139グループ（790人）の花の世話役さんが活動しました。



花がきれいに植えられたスペース

・花のまちあまがさきチューリップ運動（公園計画・21世紀の森担当）

栽培が簡単で幅広く親しまれているチューリップを市民・事業者・市が身近な場所に咲かせることにより、花のまちのイメージを内外に発信することを目的とし、平成11年度から市民と市の協働で「花のまちあまがさきチューリップ運動」に取り組んでいます。「チューリップから始まる四季花咲くまち」をキャッチフレーズに市民や事業者等に幅広く協力を呼びかけ、同運動の普及・啓発を行っています。



中央公園芝生広場

平成27年度には市内の18箇所に大型市民花壇が作られ、特に中央公園（20,000本）やJR尼崎駅北緑道（10,000本）のチューリップは市民や来訪者を楽しませています。

武庫川コスモス園の整備（公園計画・21世紀の森担当）

武庫川河川敷の古くから「髭の渡し」と呼ばれている一帯では、ゴミの不法投棄などで一時は荒れ果てていました。しかし、地元住民が中心となる市民グループ「髭の渡し花咲き会」のメンバーをはじめとする多くのボランティアの努力により、見事なコスモス園として生まれ変わらせることができました。

平成 27 年度で 13 年目を迎え、秋には 13,000 m² の敷地に、約 550 万本のコスモスが咲いています。



武庫川コスモス園

水辺の保全

・ 21 世紀の尼崎運河再生プロジェクトの推進（公園計画・21 世紀の森担当）

臨海部では産業が集積しているという特色を活かしながら、運河や河川を核に、自然と人と産業との良好な共生関係による持続的発展が可能な 21 世紀の環境先進都市の創造を目指しています。これまでに PR 用の DVD、冊子等の作成や社会実験等を実施するとともに、市域の小学生に広く運河のこについて知ってもらうために、環境体験事業の充実化を図っています。



環境学習の様子

兵庫県が運河を学ぶための施設として整備した水質浄化施設や北堀キャナルベースを利用し、平成 27 年度は 6 回の環境学習を行い、443 人が参加しました。

また、臨海地域の魅力を広く伝えるために第 3 期尼崎キャナルガイド養成講座が行われ、9 人が修了し、修了生は累計 45 人となりました。講座の修了生による尼崎キャナルガイドの会の活動も活発化し、キャナルウォークなどのイベントも盛んに行われ、臨海部の魅力発信の一翼を担っています。

平成 27 年度は 7 回のウォークイベントに 175 人が参加しました。

・ むこっ子ロードの整備（武庫地域振興センター）

武庫幼稚園、武庫小学校と武庫中学校の間の道路・水路とそれを囲む学校園の空間を地域に開放して清流や生き物と触れ合うための交流の場として整備を行っています。

平成 25 年度には武庫小学校にホタルの飼育施設を作り、平成 26 年度には 3 年生の環境教育の一環としてホタルの幼虫を飼育し放流を行い、平成 27 年 5 月には、むこっ子ロードの水路で数匹のホタルを見ることができました。また、南武庫地区の豊かな自然を子供たちに引き継ぐため、関西学院大学の学生と、平成 28 年度に向けてリーダー育成プログラム「むこっ子キッズクラブ」を作成しました。



生き物調査の様子

農地の利用・保全

・市民農園・学童農園・体験型市民農園の整備（農政課）

児童を含む、あらゆる市民を対象に土と触れ合う機会を提供し、農業への理解を深めるとともに、農地の有効利用と緑地の保全を図っています。また、体験型市民農園を新規開設する農家に対して整備費用の一部を助成しています。

表 地区別市民農園・学童農園・体験型市民農園

| 区分 地区 | 市民農園 | | 学童農園 | | 体験型市民農園 | |
|----------|------|---------------------|------|---------------------|---------|---------------------|
| | 数 | 面積（m ² ） | 数 | 面積（m ² ） | 数 | 面積（m ² ） |
| 中央 | - | - | - | - | - | - |
| 小田 | - | - | - | - | - | - |
| 大庄 | - | - | 1 | 519 | 1 | 1,322 |
| 立花 | 4 | 3,217 | 2 | 934 | - | - |
| 武庫 | 6 | 5,308 | - | - | - | - |
| 園田 | 7 | 11,147 | - | - | 1 | 717 |
| 計 | 17 | 19,672 | 3 | 1,453 | 2 | 2,039 |

・生産緑地地区の指定（都市計画課）

市街化区域内の農地は、都市の中での貴重な緑のオープンスペースとして機能し、災害時の避難場所となるなど豊かで安全な都市生活の実現に貢献しています。このような農地を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資するために、土地所有者等の申出に基づき、指定基準を満たす農地については、「生産緑地地区」として指定しています。近年は、農家の高齢化や後継者不足等の問題から、農地が年々減少しているため、生産緑地地区の追加指定に努める等、都市農地の維持保全に取り組んでいます。

表 市街化区域内農地・生産緑地面積

| 市街化区域内農地（ha） | 生産緑地（ha） |
|--------------|----------|
| 93.1 | 77.4 |

（平成 28 年 1 月 1 日現在）

・農業の振興（農政課）

農業振興を目的に、野菜の出荷に必要となるロゴ入り結束帯と有機肥料の配付を行っています。また、農業祭においてそ菜品評会を行うなど、市民の農業に対する理解を深めるとともに、農家の営農環境や意欲の向上を図っています。

平成 27 年度は結束帯を 32 戸（920,000 本）、有機肥料を 364 戸（12,819 袋）に配付しました。

・伝統野菜の普及（農政課）

市内農家や援農ボランティアの協力のもと、伝統野菜である「^{あまいも}尼蒔」の栽培・収穫を行っています。また、毎年、尼蒔を原材料とした焼酎を、酒販組合が中心となり製造・販売しており、取組が定着してきています。さらに、尼蒔を原料としたスイーツや蔓^{つる}を材料とした佃煮の製造も行われており、農家や農業協同組合（JA）、尼崎商工会議所と連携を図りながら、伝統野菜を活用した特産品の商品化を進めています。

尼蒔については、平成 27 年度は栽培農家数 6 戸で 3,518 kg の収穫がありました。



尼蒔の収穫

・タケノコ掘り体験の実施（農政課）✍

農業公園にある竹林において、市民を対象としたタケノコ掘り体験を実施しました。普段、体験することのできない農作業を行う機会を提供することで、農業への関心をもってもらうきっかけとするとともに、楽しみながら竹林管理に協力をしてもらいました。

平成 27 年度は、2 回の機会を設け、39 人が参加しました。



タケノコ掘りの様子

有害動物への対応（農政課）

・有害鳥獣特定外来生物（アライグマ、ヌートリア）の防除

本市では、特定外来生物であるアライグマとヌートリアによる農作物や市民生活への被害等が増加しているため、防除実施計画を策定し、防除を行っています。

平成 27 年度はアライグマ 4 頭、ヌートリア 4 頭を捕獲・処分しました。

また、アライグマ等の殺処分の方法について、従来の炭酸ガスに加え電気による安楽死処分を行うため、兵庫県森林動物研究センターから講師を招き猟友会を対象に電殺器の使用方法等の講習会を開きました。

目標 5 環境と経済の共生

*** 未来のまちのすがた ***

環境に関連した製品やサービスが次々と
生まれています

取組の方向性・施策

取組の方向性 環境によい製品・サービスを供給します

施策ア 環境関連産業の育成

施策イ 環境経営への支援

取組の方向性 環境によい製品・サービスを選びます

施策ア 環境負荷の低い製品・サービスについての意識啓発

施策イ 環境負荷の低い製品・サービスや事業所の取組のPR

現状（成果・課題）

- ・市内環境の向上と地域経済の活性化を目指す「尼崎版グリーンニューディール」の取組として、環境関連製品・サービスの導入や環境分野の技術開発などについて積極的な支援が行われています。尼崎グリーンニューディールの効果としてCO₂削減量が462.8t、経済効果波及額が6億7千万円になりました。
- ・平成26年度から事業所への省エネ設備の導入を推進するとともに、省エネに関する知識を有する専門家の育成を行うため、省エネ診断員制度が設けられています。
- ・あまがさきオープンカレッジの主催事業で、エコ社会見学ツアーを実施し、環境関連製品やサービスについて学びました。

取組状況

取組の方向性 環境によい製品・サービスを供給します

尼崎版グリーンニューディール（AGND）の推進（経済活性化対策課、環境創造課）

平成 24 年度に尼崎版グリーンニューディール推進会議を設置し、「自然エネルギーの推進」と「住まいと交通・スマートシティの推進」を重点テーマとして、「環境と産業の共生」や「地域経済の好循環」を図る手段を検討しています。

平成 27 年度はワーキンググループが 2 回、サポートワーキングが 4 回開催されました。

平成 27 年度の取組としては、尼崎版スマートコミュニティ認定事業の実施、燃料電池自動車の普及促進や来るべき水素社会の啓発を目的とした、「尼崎市燃料電池自動車シンポジウム」の開催やエコカーの導入に対する補助の対象車種拡大(燃料電池自動車)などが実現しました。また、平成 28 年度に向けて、自動車・住宅充電システム（V2H システム）の導入に対する補助によるスマートハウスの普及促進などの施策について検討しました。

環境関連産業の育成（地域産業課）

・あまがさき E C O 事業促進貸付

市内中小企業の省エネ・二酸化炭素排出量の削減に寄与する機器の製造等に関する事業の新たな立ち上げや拡大のために必要な設備資金・運転資金を融資するため、日本政策金融公庫と連携して特別融資を実施しており、本市では、利息額の一部を助成金として交付しています。

平成 27 年度の交付はありませんでした。



制度の案内チラシ

・中小企業に対する新技術・新製品創出の支援

中小企業の新技術・新製品等の研究開発を推進するため、市内事業者が行う研究開発に対して、経費の一部を補助しており、平成 24 年度からは、新エネルギー、省エネルギーや環境改善分野の研究開発について積極的に支援しています。

平成 27 年度は環境分野において、2 社に対し補助しました。

・起業家への支援

新規・成長分野の担い手となる事業者が尼崎リサーチ・インキュベーションセンターに居る場合に賃料を補助しており、通常は月額賃料の 1/4 が補助率となっていますが、環境分野に関する事業者の場合は補助率を 1/2 とし、重点的に支援を行っています。

平成 27 年度は環境分野において、1 社に対し補助しました。

・グリーンイノベーションの推進

近畿高エネルギー加工技術研究所が運営する「ものづくり支援センター」が実施しているグリーンイノベーション推進事業に対し補助を行うことにより、環境・エネルギー関連の基盤技術の開発支援、並びに企業向けの講演会や研究会の実施を通じて先端技術や企業参入を推進しています。

また、平成 27 年度は国際フロンティア産業メッセへの出展支援を環境関連の市内 10 事業者に対して行うとともに、水素をテーマにした講演会等を 6 回開催し、延べ 351 人が参加しました。

環境経営の推進

・環境経営に関する情報提供（環境創造課）

環境保全活動に積極的に取り組む事業者間でネットワーク(エコカンパニーネットワーク)を作り、環境保全に関する市・市民団体の取組やネットワークに参加する事業者の取組事例等の情報を発信することで、メンバー間の交流や情報交換等を促し、効率的かつ効果的な環境保全活動を推進しています。

平成 27 年度は 60 社がネットワークに参加しました。

・エコアクション 21 自治体イニシアティブ・プログラム（環境創造課）

エコアクション 21 を普及させるため、(公財)ひょうご環境創造協会と協力して、エコアクション 21 認証 & 省エネセミナーを開催し、より多くの事業者が短期間で効率よくエコアクション 21 に取り組めるよう市域内でエコアクション 21 の認証・登録を目指す事業者を募り、普及プログラムを実施しています。

平成 27 年度は 29 人がセミナーに参加し、5 社(うち市内事業者 4 社)が普及プログラムに参加しました。



エコアクション21

エコアクション 21 のロゴマーク

エコアクション 21 とは、環境省が策定したエコアクション 21 ガイドラインに基づく、主に中小企業を対象とした環境経営認証・登録制度です。二酸化炭素・廃棄物排出量などの削減に取り組み、その活動レポートを作成、公表することで、環境にやさしい経営の証明が得られる仕組みです。

・入札における環境マネジメントシステムの評価（契約課、環境創造課）

ISO14001 やエコアクション 21 などの環境マネジメントシステムの普及促進を進めていくため、本市での建設や電力に関する入札に参加する事業者を評価する際に、これらの環境マネジメントシステムの認証を受けている事業者に加点が行われています。

建設に関しては平成 26 年度・平成 27 年度には 38 社、電力に関しては平成 27 年度に 9 社の事業者が加点を受けています。

・尼崎市省エネ診断員の育成（環境創造課）

省エネ設備の導入の推進を図るため、工場・事業所などにおける省エネ対策に関する知識を有する専門家の育成と事業者が省エネ対策について身近に相談できる機会を設けることを目的として、エネルギー管理士やエネルギー診断プロフェッショナルの資格を有する者を「尼崎市省エネ診断員」として登録する制度を実施しています。また、これにあわせて、エネルギー管理士やエネルギー診断プロフェッショナルの資格の取得に要する費用の一部を助成しています。尼崎市省エネ診断員による診断は、本市が実施する省エネ設備の導入などの補助を受ける際の条件の1つとされるなど、今後も本制度の活用を進めていきます。

平成 27 年度は資格取得助成制度は 1 件の利用があり、診断員は新たに 5 名の登録がありました。また、省エネルギー活動の推進のためのガイドブックを作成し、省エネ診断員登録制度及び資格取得支援の周知を行いました。



尼崎市省エネ活用術ガイド

・中小企業に対する省エネ活動の支援（地域産業課、環境創造課）

無料省エネセミナーを開催し、事業者が活用できる省エネなどに関する施策について講演を実施しました。また、事業者を対象に、無料省エネ診断を実施するとともに、診断の提案に従い、省エネ設備を導入した事業者には費用の一部を補助しています。なお、平成 26 年度からは尼崎市省エネ診断員による提案に従い、省エネ設備を導入した事業者に対しても、費用の一部を補助しています。

平成 27 年度は 29 人がセミナーに参加しました。また、無料省エネ診断を利用した、6 社に対して補助が行われるとともに、尼崎市省エネ診断員による診断を利用した、15 社に対して補助が行われました。

・エコサポートファイナンス（地域産業課）

環境に関する取組を通じて市内経済を活性化していくために、市内金融機関と本市が連携・協力しながら金融面から支援をしています。平成 25 年度からは、連携事業第 1 弾として太陽光発電設備を設置する際の初期投資に対して金融商品の提供を行っています。また、平成 26 年度には連携事業第 2 弾として、企業の環境配慮に資する取組を金融機関が独自に評価して行う融資（環境配慮融資）において、事業者が借り入れた資金の利息の一部を助成することで、支払う利息の負担軽減を図っており、平成 27 年度は 2 社が本制度を利用しました。



チラシ

取組の方向性 環境によい製品・サービスを選びます

エコ社会見学バスツアーの実施（環境創造課）

あまがさき環境オープンカレッジの主催講座で、環境に配慮した取組を行っている事業者や市内の環境関連施設などを見学し、環境負荷の低い製品・サービスについての意識啓発を行いました。

平成 27 年度は 9 人の参加があり、(株)クボタにおいて、資源のリサイクル方法や工場内のビオトープの見学、尼崎沖フェニックス事業用地にある大規模な太陽光発電所である「エコひょうご尼崎発電所」の見学等を行いました。



エコ社会見学の様子

省エネ・省CO₂支援制度に関するガイドブックの作成（環境創造課）

産業部門から排出される二酸化炭素排出量の削減を一層進めていくためには、省エネ設備・再生可能エネルギーなどの導入が必要となります。しかし、一般的にこのような設備は高額な場合が多く、簡単に導入ができるものではありません。そこで、国や兵庫県、本市における補助金・減税などの支援制度をガイドブックとして取りまとめ発行することで、積極的な導入を促しています。



ガイドブック

びわ湖環境ビジネスメッセ2015への出展（地域産業課）

本市において、平成 23 年度から平成 25 年度までの 3 年間に行われたエコプロダクツグランプリの受賞製品を日本最大級の環境見本市である「びわ湖環境ビジネスメッセ 2015」に出展しました。一部の製品については、製造企業の社員により直接説明が行われるなど、活発な商談が行われました。



第 1 回グランプリ
太陽電池向け高純度金属セレン材料
(新興化学工業株式会社)



第 2 回グランプリ
アルミ箔エコキューオン
(工場・道路等の吸音材)
(神鋼建材工業株式会社)



第 3 回グランプリ
アトッチ
(現場施工型後付け Low-E ガラス)
(AGC グラスプロダクツ株式会社)

あまがさきエコプロダクツグランプリ受賞製品

目標 6 環境意識の向上・行動の輪の拡大

*** 未来のまちのすがた ***

みんなが環境に関心をもって行動・活動しています

取組の方向性・施策

取組の方向性 環境について知り、まわりに伝えます

施策ア 環境教育・学習に役立つ情報の整備・提供

施策イ 積極的な取組の表彰や普及啓発の推進

取組の方向性 身近なところから環境のために活動します

施策ア 環境に関する情報交換、交流の機会づくり、人材育成

施策イ 市民・事業者の連携による取組の拡大

現状（成果・課題）

- ・あまがさき環境オープンカレッジを中心として、市民・学校・事業者・市の協働のもと「エコあまフェスタ」をはじめ、子どもから大人まで幅広い層を対象とした環境に関するイベントや講座が多数行われています。
- ・環境活動の推進を目的とした環境活動初心者講座や、環境活動団体ミーティングを通じて、新たなネットワークづくりを進めました。
- ・生物多様性や公害について考える講座等、今まで手薄だったジャンルについても内容を検討し、充実させていくことや、環境活動の推進を目的とした環境活動初心者講座や環境活動団体ミーティング等を通じた更なるネットワークの拡大が課題となっています。

取組状況

取組の方向性 環境について知り、まわりに伝えます

あまがさき環境オープンカレッジを通じた環境への取組（環境創造課）

あまがさき環境オープンカレッジでは、平成 22 年度の開校以来、身近な自然、地球環境、暮らしやまちづくりなど環境に関連した幅広い啓発活動を行っています。平成 26 年度には実行委員会の市民等が中心となり NPO 法人が設立され、事務局業務を担っています。あまがさき環境オープンカレッジでは多くのイベントや講座を開催しており、平成 27 年度までの開催講座・イベントへの参加者数は延べ 22,000 人を超えています。

問い合わせ先

| | |
|----------|---|
| 名称 | あまがさき環境オープンカレッジ |
| 運営 | NPO法人あまがさき環境オープンカレッジ |
| 所在地 | 尼崎市南塚口町2丁目1番3号 塚口さんさんタウン3番館6階 |
| TEL/FAX | 06-6421-0544 |
| HP | http://www001.upp.so-net.ne.jp/aoce/ |
| Facebook | https://ja-jp.facebook.com/amagasaki.opencollege.of.the.environment |
| E-mail | aoce@gb4.so-net.ne.jp |
| 休館日 | 水曜日、祝日及び年末年始 |
| 開館時間 | 午前10時から午後5時まで |



あまがさき環境オープンカレッジ

・あまがさき環境オープンカレッジの主催による講座・イベント

あまがさき環境オープンカレッジ実行委員会が提案・実施する講座で、エコあまフェスタや打ち水大作戦などのイベントをはじめ、様々な講座が実施されています。

平成 27 年度は 37 講座・イベントが行われ、8,504 人が参加しました。



エコあまフェスタ 2015



打ち水大作戦 in あまがさき 2015

表 平成 27 年度に行われた主催事業

| 開催日 | イベント・講座名 | 内容 | 参加者(人) |
|--------|---------------------|---|--------|
| 5月30日 | あるもんで交歓会 | 不用品を持ち寄り交換する、0円マーケットを行った。 | 50 |
| 6月6日 | エコあまフェスタ 2015 | 市民への環境情報の発信・啓発及び環境活動団体・グループ・個人・行政のつながりを広く深めた。(ステージと27ブースが出展。) | 2,835 |
| 6月20日 | オープンカレッジ活動の森を育てよう | 尼崎の森中央緑地の植樹エリアにおいて、除草作業を行った後、ヤギとともに親子で宝探しを行った。 | 28 |
| 7月18日 | あるもんで交歓会 | 不用品を持ち寄り交換する、0円マーケットを行った。 | 35 |
| 7月18日 | 武庫川をもっと知ろう! | 武庫川の上流、下流の魅力、治水について学んだ。 | 13 |
| 7月21日 | ゴーヤ de クッキング(保健所) | 壁面緑化で収穫したゴーヤを使った調理実習を行った。 | 22 |
| 7月24日 | 打ち水大作戦 | 夕涼み縁日を開催し、その後参加者とともに打ち水を行った。(スカイコム&周辺) | 150 |
| 7月29日 | ゴーヤ de クッキング(武庫小学校) | 壁面緑化で収穫したゴーヤを使った調理実習を行った。 | 22 |
| 8月3日 | あまっこエコライフチャレンジ | 小学生を対象に地球温暖化の講義を行い、エコライフを促した。 | 5 |
| 8月14日 | 自由研究:クロベンケイガニを釣ろう | 汽水域にすむクロベンケイガニを釣りあげた。 | 41 |
| 8月24日 | あまっこエコライフチャレンジ | エコライフの振り返りを行い、エコ工作でソーラークッカーを作った。 | 5 |
| 9月12日 | 武庫川をもっと知ろう! | 「川の汚濁と市民による河川環境調査」の演題による講義が行った後、武庫川で水質調査を行った。 | 17 |
| 9月19日 | あるもんで交歓会 | 不用品を持ち寄り交換する、0円マーケットを行った。 | 60 |
| 10月11日 | 尼崎市民まつり | 尼崎市民まつりに「あるもんで手作り市」をブース出店した。 | 4,019 |
| 10月14日 | 求む!エコあま協力隊 | 環境活動を新たにはじめる人向けに、環境活動について考えるワークショップを開催した。 | 4 |
| 10月21日 | 求む!エコあま協力隊 | | 4 |
| 11月4日 | 求む!エコあま協力隊 | | 4 |
| 11月11日 | 求む!エコあま協力隊 | | 4 |
| 11月12日 | エコキャンドルナイト | 廃油キャンドルを作り、公害の話をついた。 | 170 |
| 11月14日 | あるもんで交歓会 | 不用品を持ち寄り交換する、0円マーケットを行った。 | 65 |
| 11月14日 | 武庫川をもっと知ろう! | 水循環が生みだす川と暮らしの講義を行った。 | 7 |
| 12月11日 | エコライフチャレンジ | 立花南小学校でエコライフについて講義、体験を行った。 | 113 |
| 12月16日 | エコライフチャレンジ | 成徳小学校エコライフについて講義、体験を行った。 | 64 |
| 12月19日 | 高校生集まろう! | 高校生を対象に「楽しい」「ボランティア」「可能性」について話し合った。 | 6 |
| 1月23日 | 武庫川をもっと知ろう! | 総合治水をめざす武庫川づくりと流域連携について学んだ。 | 8 |
| 1月30日 | あるもんで交歓会 | 不用品を持ち寄り交換する、0円マーケットを行った。 | 70 |
| 2月6日 | 「鳥の道を越えて」上映会と講話 | 映画「鳥の道を越えて」を上映し、日本野鳥の会ひょうごより、野鳥観察について話を伺った。 | 21 |
| 2月7日 | バードウォッチング&冬の生き物観察 | 猪名川公園でバードウォッチングを行い越冬する生き物を観察した。 | 35 |
| 2月13日 | 子どものためのあまらぶワークショップ | ドングリを使った自然工作や丸太切りのワークショップを行った。 | 69 |
| 3月12日 | 環境学習バスツアー | 篠山の森公園を探索後、NPO 法人大山捕獲隊にアライグマの出没地域の仲間との連携による安心安全なまちづくりの話をついた。 | 39 |

| 開催日 | イベント・講座名 | 内容 | 参加者(人) |
|---------|--------------------|--|--------|
| 3月26日 | あるもんで交歓会 | 不用品を持ち寄り交換する、0円マーケットを行った。 | 60 |
| 3月28日 | エコ社会見学バスツアー | 環境保全に積極的に取り組んでいる市内企業の株式会社クボタや、尼崎沖埋立処分場のメガソーラー、あこや学園の太陽光発電施設の見学、燃料電池自動車 MIRAI への同乗体験を行った。 | 9 |
| 10月31日 | オープンカレッジ活動の森を育てよう | 尼崎の森中央緑地の植樹エリアにおいて、草ひきや昆虫採集、森のもので工作などを行った。 | 15 |
| 12月19日 | | | 11 |
| 2月27日 | | | 7 |
| 毎週木曜日 | ごみ拾い隊「TONG」(計41回) | 阪急塚口駅南側周辺等のごみ拾いを行った。 | 85 |
| 毎月第1土曜日 | おもちゃ病院 塚口診療所(計11回) | 物を大切に作る心をはぐくむため、おもちゃの修理を行った。 | 76 |
| 毎月第4日曜日 | エコ工作(計11回) | 21世紀の森の間伐材を使用したエコ工作を行った | 124 |
| 毎月第4木曜日 | あるもんでパッチワーク(計10回) | 古布を使って小物づくりを行った。 | 67 |

「あまがすき通信」の発行(環境創造課)

あまがさき環境オープンカレッジでは市内で開催される環境学習講座・イベントのお知らせや市の環境関連施策の紹介などを広報する情報誌を発行しています。月刊で、市内の図書館、公民館や地区会館等で配布するほか、あまがさき環境オープンカレッジのHPにも掲載しています。また、希望者には「あまがすき通信メール版」の配信を行っています。

平成27年度は毎月号を12回、特別号を2回発行しました。



あまがすき通信

環境学習プログラムの作成(環境創造課)

環境学習を推進するため、環境学習の場で活用できるよう、事業者や市民団体等が実施している環境学習プログラムを冊子にまとめ、本市HPに掲載し、市内の小学校や公民館などに紹介しています。

平成27年度の掲載講座は、事業者6社7講座、大学1校1講座、市民団体4団体10講座、市4講座で、合計22講座でした。



プログラム冊子

環境学習支援用品の貸出（環境創造課）

環境調査を行う際に役立つ水質検査キット、双眼鏡や虫・魚取り網などの用品のほか、約2,000冊の環境図書の貸出しを行っています。

平成27年度は環境図書の貸出が117冊、双眼鏡等の環境学習用品の利用が12件ありました。



環境図書



環境学習用品

「エコ本」の読書イベントの開催（中央図書館）

ブックオーナーズ制度を活用してNPO法人あまがさきエコクラブから寄贈のあった環境に関する図書を特設コーナーに配架し、本を10冊以上読んだ子どもたちに特製ものさしをプレゼントするイベントを開催しました。また、同クラブとの協働により行った講演や紙芝居では、エコあま君が登場し、盛り上がりました。

社会教育における環境学習の推進（中央公民館）

公民館では各種講座の中で、環境問題について学んでいます。幅広い学習の場の中で環境問題を取り上げるとともに、市民に対して、身近な問題として環境問題を考える機会を提供しています。

表 社会教育における環境学習

| 講座名及び実施内容 | 参加者 (人) |
|--|------------|
| ・中央公民館 地域・現代学講座 「身近なアスベスト問題入門講座」 身近にあるアスベスト問題についての知識を深めるため、尼崎におけるアスベスト被害の状況やアスベスト建材及びその管理や簡単な修復方法について学習を行った。 | 20 |
| ・小田公民館 地域お出かけ事業（子どもふれあいスクール事業） 「街の中で身近な自然を楽しもう」 潮小学校を会場に、ピオトープや校庭の自然観察や草花遊びなど五感を使った体験活動を通じ、地域の身近な自然の良さを知り、生態系など環境の大切さについて学習を行った。 | 24 |
| ・立花公民館 地域お出かけ事業（地域・現代学講座） 「地球温暖化を考える！」 塚口南地域学習館を会場に、地球温暖化の現状、原因について学習を行った。 | 24 |
| ・園田公民館 地域お出かけ事業（地域・現代学講座） 「鍋帽子をつくろう！」 園田東中学校を会場に、鍋帽子の使い方やその効果について講義を受け、実際に鍋帽子を製作するとともに鍋帽子を利用した調理実習を行い、できる限り化石燃料に頼らない暮らし方ができることについて学習を行った。 | 24 |

小学生を対象とした体験型環境学習（学校教育課）

小学校3年生を対象に、地域の自然に出かけ、地域の人々等の協力を得ながら、自然観察や栽培・飼育など五感を使って自然に触れ合う体験型環境学習を実施しています。平成27年度は3,553人の児童が参加しました。また、小学校5年生を対象に、4泊5日の日程で、豊かな自然の中で自然観察、登山・ハイキング、星空観察、野外炊飯や農業体験などの活動を通じて、心身ともに調和のとれた子どもの育成を図っています。平成27年度は3,573人の児童が参加しました。



自然学校

市内での自然体験活動・環境改善学習（学校教育課）

本市が環境モデル都市に選定されたことを受け、平成26年度から小学校4年生を対象に「かんきょうモデル都市あまがさき探検事業」を実施しています。

身近でできる環境にやさしい取組や行動について考え、実践しようという意欲を高めることをねらいに、学校ごとに尼崎の身近な自然環境に触れる「自然体験活動コース」と環境保全とその向上に対する取組をしている施設を見学できる「環境改善コース」のそれぞれから1箇所以上を選択し、体験・見学しています。

平成27年度は3,520人の児童が参加しました。



探検事業の様子

取組の方向性 身近なところから環境のために活動します

あまがさき環境オープンカレッジと連携して行われた講座（環境創造課）

環境団体等が企画・提案した環境保全に資する講座・イベント等に対し、経費の一部を補助することで、新たな団体の発掘を行うとともに、市報やあまがさき通信等により広報を行うことで、環境団体や市民の自主的な取組を推進しています。

平成 27 年度は 22 講座が行われ、353 人が参加しました。

表 平成 27 年度に行われた連携講座

| 開催日 | 講座名 | 主催者 | 参加者(人) |
|--------|-------------------------------|------------------------|--------|
| 4月18日 | 猪名川の自然環境保全を基礎にしたコミュニティ活動 | 出合いの島プロジェクト実行委員会 | 20 |
| 6月7日 | 田植えにチャレンジ～棚田で田植えをしよう～ | こどもエコクラブにこにこキッズ | 33 |
| 6月13日 | 尼崎から「エコな発明」を全国に！ | 尼崎環境発明研究会 | 10 |
| 6月18日 | 環境バスツアー ～地球にやさしい暮らしを考えよう～ | 尼崎地区地球温暖化防止活動推進会 | 38 |
| 6月27日 | 尼崎から「エコな発明」を全国に！ | 尼崎環境発明研究会 | 6 |
| 7月11日 | 尼崎から「エコな発明」を全国に！ | 尼崎環境発明研究会 | 6 |
| 7月25日 | 尼崎から「エコな発明」を全国に！ | 尼崎環境発明研究会 | 6 |
| 7月25日 | みんなで作ろう！エコボール | 亀井 寿恵 | 4 |
| 8月8日 | 尼崎から「エコな発明」を全国に！ | 尼崎環境発明研究会 | 4 |
| 8月19日 | 環境大実験！ ～えっ、ほんと？洗剤が入浴剤に変身！～ | あまがさきおとなエコクラブ | 12 |
| 8月22日 | 尼崎から「エコな発明」を全国に！ | 尼崎環境発明研究会 | 6 |
| 8月26日 | お店で探検環境ウォッチング | 尼崎コープEARTHくらぶ | 23 |
| 9月15日 | ロハスな暮らしを提案 | 株式会社 みつば電気 | 9 |
| 10月3日 | 自然エネルギー学校・尼崎 | NPO法人あまっこ市民エネルギープロジェクト | 11 |
| 10月21日 | アロマハンドトリートメントボランティア講座 | Teamたつまじ | 7 |
| 11月29日 | 自然エネルギー学校・尼崎 | NPO法人あまっこ市民エネルギープロジェクト | 21 |
| 12月5日 | 葉っぱのフレディ | 塚口南地域学習館管理運営協議会 | 53 |
| 12月12日 | 自然エネルギー学校・尼崎 | NPO法人あまっこ市民エネルギープロジェクト | 10 |
| 12月13日 | 買い物袋をバックに！ | エコくらぶ“ひまわり” | 10 |
| 1月30日 | おしゃれなエコ植木鉢作り | 花グループ いちご | 16 |
| 3月28日 | 親子deアロマ | Teamたつまじ | 17 |
| 3月30日 | 環境実験教室「イオンと食べ物」 | 兵庫・科学実験をたのしむ会 | 31 |

環境活動初心者講座の開催（環境創造課）

環境に関心のある人が実際に活動を行うためのきっかけ作りや仲間作りを支援することで新たに環境活動に携わる市民を増やし、市内の環境活動を促進することを目的に環境活動初心者講座を開催しました。講座を修了された方々は「エコあま協力隊」として市内で様々な環境活動に取り組んでいます。

平成 27 年度は 4 人が受講し、エコあま協力隊となりました。

環境活動団体ミーティングの開催（環境創造課）

市内における環境活動をより活性化させるため、環境活動団体ミーティングを開催しました。ミーティングは市内で活動している環境活動団体を対象に、開催され、活動に役立つ情報提供やグループ討議などを行う勉強会を通じ、団体のスキルアップや団体同士のネットワークの構築が図られました。

平成27年度は、3回の講座を通じてイベント時の事故・救急や助成金の紹介・申請方法、環境についての意見交換などが行われました。

また、市内の環境活動団体の名簿を作成し、冊子として公民館等に配布するほか、HPにも掲載しました。

教職員に対する環境に関する研修（教育総合センター）

教職員を対象に本市の環境に対しての理解を深めるための研修を行い、学校での環境学習に活かしています。

表 教職員に対する研修内容

| 研修日 | 内容 | 参加者(人) |
|-------|--|--------|
| 7月23日 | ・「尼崎市におけるごみの減量とリサイクル」-子どもごみマイスター制度を中心に- 尼崎市の取組や現状を理解し、学校教育に活かしていける内容を学んだ。 | 23 |
| 8月10日 | ・環境教育研修 まず最初に、「環境とは何、どのように」というテーマから、環境教育は何のために行われるのか、そのステップと目的について学んだ。次に「環境市民」としての取り組みを学んだ。 | 8 |
| 10月6日 | ・環境学習・全体地域研究発表 尼崎の歴史を学ぶ中で、尼崎市の環境状況の変化について学んだ。 | 97 |

環境学習に関する受賞（学校教育課）

特色ある優れた環境教育を実践している学校に対して、種々の表彰を受けています。

平成27年度は5校が受賞しました。

表 各校の受賞内容

| | | |
|-----------|------|--|
| 尼崎市立成文小学校 | 成績 | 第69回愛鳥週間「全国野生生物保護功労者表彰」 環境省自然環境局長賞（環境省） |
| | 取組名 | 成文小に飛来する野鳥を観察しよう |
| | 取組内容 | 愛鳥活動は平成4年より生活科・総合的な学習の時間を活用し継続している。市と連携し、児童は「こどもエコクラブ」に所属して活動を行った。平成16年から学校ビオトープをつくり野鳥観察を中心に意欲的に活動している。現在は地域と連携してビオトープの管理や観察を継続している。また、小中学校の連携の一環として中学校から講師を招き、野鳥について共に活動する時間を設けている。 |
| 尼崎市立潮小学校 | 成績 | 全国学校・園庭ビオトープコンクール2015 日本生態系協会賞（(公財)日本生態系協会） |
| | 取組名 | 学校を「まるごとビオトープ化」 |
| | 取組内容 | 生き物にも人にも癒しを与える「学校のオアシス」を目指して、ビオトープの維持活動を行っている。校区的に自然に触れる機会が少ない子どもたちが、生き物に慣れ親しむことができ、また生命を大切に守る態度を育むことができる貴重な場所となることを望んでいる。具体的には在来種の保護を行い、地域にもともと生息する生き物を増やすようにしている。虫や草、土に触れることに抵抗を感じる児童はほとんどおらず、自然に「慣れ親しむ」という点では目標が十分に達成されている。 |

| | | |
|--------------|------|---|
| 尼崎市立清和小学校 | 成績 | 全国学校・園庭ビオトープコンクール2015 日本生態系協会賞（（公財）日本生態系協会） |
| | 取組名 | 学校まるごとビオトープ計画 |
| | 取組内容 | 学校内の一部をビオトープとして位置付けるのではなく、校地全体にある豊かな自然の価値を見直し、その維持管理を児童達の手で行うという「学校まるごとビオトープ計画」を展開してきた。学校は周囲をマンションや工場に囲まれた立地ではあるが、樹木数が多く、校庭では、夏にはミンミンゼミの声が聞こえるなど、自然に恵まれている。街中で育つ子どもたちにとって、日々校内で植物や生き物に触れる機会は貴重であり、子どもたちの思い出となる「ふるさと」にすべく、貴重な自然環境を大切に維持し、児童の様々な学習や活動に活用するよう努めることで、児童と職員、地域がともに愛着の持てるような「学校まるごとビオトープ」を目指している。 |
| 尼崎市立武庫庄小学校 | 成績 | 全国学校・園庭ビオトープコンクール2015 日本生態系協会賞（（公財）日本生態系協会） |
| | 取組名 | 命のタイムカプセル ～武庫庄小学校ビオトープの取り組み～ |
| | 取組内容 | ビオトープにおける活動は、身近に豊かな自然環境の場を提供することにより、児童の自然観を育み、生き物との共生が人の暮らしやすい環境になることを学び、本来の自然環境を守る意識を高めることを目的としている。平成25年から平成27年にかけて敷地南東隅にトンボ池を作り、周辺に小川や木々の間を通る遊歩道、鳥の巣箱などを設置した。トンボ池、小川、遊歩道、掲示板などが完成した本年度の春には、鴨が飛来したり、トンボの産卵が見られたりと生き物の訪れを確認することができている。校区内の田んぼの土を移植した池にはカブトエビが確認でき、兵庫県内のメダカも放流した。これらの環境は子どもたちにとっても理科や生活科などとの教科の授業だけではなく自然体験や環境学習、生活の憩いの場としてビオトープの存在が定着しつつある。 |
| 尼崎市立南武庫之荘中学校 | 成績 | 平成27年度グリーンスクール奨励賞（兵庫県教育委員会） |
| | 取組名 | 「命の循環を体験し、豊かな心を育む環境教育」 |
| | 取組内容 | 校区内にある街路樹の落ち葉がごみとなり、地域住民を悩ませている。このことをきっかけに総合的な学習の時間や技術・家庭科で、持続可能な社会や循環型社会の構築についての基礎的な知識を身につけさせ、生徒会、厚生委員会、ボランティア部が中心となり落ち葉回収に取り組んでいる。 また、学校内に堆肥化施設をつくり、これまで可燃ゴミとして処分していた落ち葉を、低炭素社会の構築を目指し、全て堆肥にする取組を行っている。環境学習に興味関心の高い生徒に対しては、「循環」をテーマとした体験型の「堆肥作り」、「作物栽培」、「食育」、「エネルギー学習」を行い、人間と自然の調和を実感できる活動に発展させている。 こうした活動を通して、町の現状を知り、自分たちの生きる環境を自ら改善していこうとする心と態度を育てている。 |

庄下川の河川環境を利用した環境学習プログラムの構築（衛生研究所、環境保全課）

児童生徒の親水性を向上させるために、園田学園女子大学と連携し、庄下川中流域における水質や生き物と歴史文化などを関連させ、学校教育で用いることのできる学習プログラムの構築を検討しています。

平成27年度は大学と合同で水質調査と生き物調査を行いました。

街の清掃（市民活動推進担当）

市制 80 周年を契機として、市民・事業者・市が一体となって取り組んだ全市一斉「春の 10 万人わがまちクリーン運動」を継続して実施することにより、市民のわがまち意識を醸成し、住みよ良さやかなまちづくりを推進しています。

平成 27 年度は 28,834 人（「わがまちクリーン月間」参加者数含む）が参加しました。



春の 10 万人わがまちクリーン運動

河川の清掃（河港課）

・ラブリバー庄下川作戦

庄下川を「ふるさとの川」として守り、未来に受け継いでいくため、周辺企業や地域団体が中心となった「庄下川ラブリバー委員会」が平成 7 年度より実施している事業です。

平成 27 年度は 169 人が参加しました。

・市内一斉 河川清掃大作戦

様々な団体が市内の河川を一斉に清掃しています。

平成 27 年度は 5 団体が参加しました。ラブリバー庄下川作戦と市内一斉 河川清掃大作戦により 0.84 t のごみを回収しました。



ラブリバー庄下川作戦



河川清掃大作戦のチラシ

・猪名川クリーン作戦

河川清掃や水質調査などを通じて、猪名川流域の市民、事業者、自治体のネットワークづくりを目指しながら、猪名川への関心を高め、多様な生物が棲める自然や清流を取り戻すことを目的に、流域で活動する市民団体や事業者が中心となり平成 16 年度から実施している事業です。

平成 27 年度は流域の 22 箇所で開催され、市内では 4 箇所で開催されました。

ポイ捨て防止啓発（業務課）

市内主要駅を中心として、自分たちの住むまちは、自分たちできれいにするといいわがまち意識を創出するために、「クリーンキャンペーン」を実施しています。市民・事業者・市が協働のもと実施する「たそがれクリーンキャンペーン」では平成 27 年度は計 3 回実施され、延べ 645 人が参加しました。クリーンパートナー（ボランティア）により、毎月 2 回行われているクリーンキャンペーンでは、計 15 回実施され、延べ 151 人が参加しました。



たそがれクリーンキャンペーン

表 主な美化推進事業

| 事業名 | 事業内容 | 場所 | 実績 |
|--------------------|---|-------------------------|---|
| 春の 10 万人わがまちクリーン運動 | 5 月 17 日に市内一斉のクリーン運動を実施した。 | 市内の 9 駅前広場、3 河川敷や 2 公園等 | 参加者 21,555 人 収集したごみ量 32.3 t 可燃ごみ 31.9 t 資源ごみ 0.41 t |
| わがまちクリーン月間 | 5 月をクリーン運動月間に指定し、清掃活動を実施した。 | 学校・公共施設周辺道路 | 参加者 7,279 人 |
| ラブリバー庄下川作戦 | 10 月 24 日に清掃活動を実施した。 | 庄下川玉江橋周辺 | 参加者 169 人 回収したごみ量 0.84 t（市内一斉 河川清掃大作戦で回収したごみを含む） |
| 市内一斉 河川清掃大作戦 | 10 月 24 日（一部団体 10 月 25 日）に清掃活動を実施した。 | 庄下川・昆陽川・東堀運河など流域 5 箇所 | 実施団体 5 団体 参加者 56 人 回収したごみ量 0.84 t（ラブリバー庄下川作戦で回収したごみを含む） |
| 猪名川クリーン作戦 | 2 月 6 日に猪名川流域 22 箇所で一斉清掃活動を実施した。 | 猪名川流域 22 箇所（うち市内 4 箇所） | 実施団体 50 団体 参加者 1,700 人 |
| たそがれクリーンキャンペーン | 6～8 月にかけて市内の主要駅を中心としてクリーンキャンペーンを行い、清掃活動と啓発活動を行った。 | JR 尼崎駅周辺 | 雨天中止 |
| | | 阪急武庫之荘駅周辺 | 雨天中止 |
| | | JR 立花駅周辺 | 実施日 7 月 3 日 参加者 225 人 |
| | | 阪急塚口駅周辺 | 実施日 8 月 4 日 参加者 211 人 |
| | | 阪神尼崎駅周辺 | 実施日 8 月 7 日 参加者 209 人 |

第3章 尼崎市の環境の変遷

～「公害のまち」から「環境のまち」へ～

本市の環境の変遷を振り返るとき、触れなければならないのは公害の歴史です。本市は工業化により大きく発展しましたが、一方で、経済成長を優先する発展は甚大な公害問題を引き起こしました。しかし、市民・事業者・行政により様々な取組や活動が行われ、「公害のまち」と呼ばれていた本市の環境は、他都市と比べても遜色のないほど改善されてきています。そして、近年では高度なものづくり技術の蓄積や産業の集積を活かし、様々な環境関連製品が生み出されるまでになっています。

現在、本市では市民・事業者・市の各主体の想いや本市の歴史、特色・特徴を活かしながら、環境を「守るべきもの」から生活を豊かにするために「活かすもの」として様々な取組が進められています。

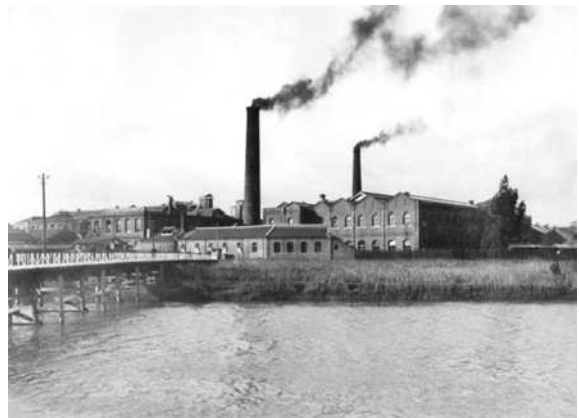
ここでは、本市の環境の変遷を振り返ってみましょう。

工業化の進展による公害の発生

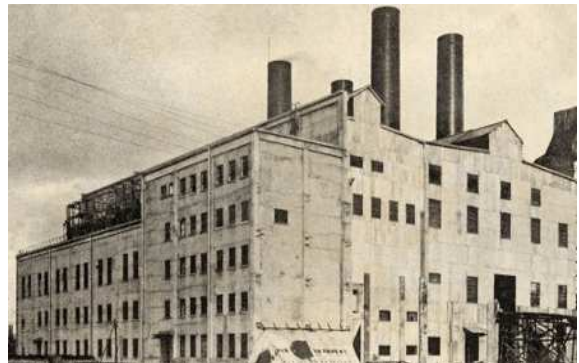
尼崎市域はかつて、そのほとんどが田畑であり、ところどころに集落が形成されている状況でした。また、江戸時代には尼崎城の周辺は阪神間の唯一の城下町として栄えました。明治初期頃の主な産業は農業や漁業でしたが、この頃になると日本においても産業革命が始まります。大阪周辺の地域は綿業の中心地であったことや尼崎市域では綿花の生産が盛んであったことから、蒸気機関を使った大規模な紡績工場の操業が始まり、ここから本市の工業化が始まりました。

明治後期から大正期にかけての日露戦争や第1次世界大戦の時期は、南部には財閥系・外国の資本によりガラス、電線、セメント、油脂など様々な種類の工場が進出するとともに、軍需の増大などによりこれらの企業は業績を伸ばし、工業都市の基礎が築かれていきました。しかし、工業化が進んだことにより、工場排水による河川の汚濁、ばい煙による大気汚染、工業用水の汲み上げによる地下水位の変化など生活・地域環境に影響を与え始めました。

昭和初期の日中戦争や太平洋戦争にかけては、臨海部の埋め立てによる工場用地の造成や港湾の整備が進められ、工場の立地が一層進み、戦

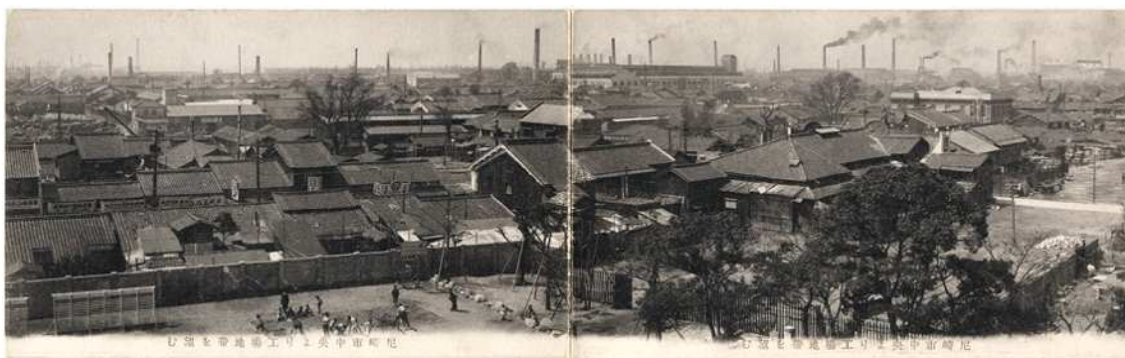


左門殿川越しに尼崎紡績を望む。左手には辰巳橋が架かる。(大正5年頃撮影、「御大典記念献上 尼崎市写真帖」)



日本電力尼崎火力発電所。大正14年(1925) 尼崎東新田に開設。拡張工事により、昭和3年(1928)9月には全出力14万キロワットとなり、当時東洋一の規模を誇りました。平成14年(2002)廃止。(大正末～昭和戦前期の絵はがき)

争が激化するにつれ、重化学工業都市としての性格を強めていきました。この頃には、特に航空機や船舶などの材料として用いられる鋼鉄を生産するために次々と製鉄所が設立され、増加した電力需要に応えるために火力発電所の建設が進み、鉄鋼や電力などを中核とする重化学工業地帯が確立されます。一方で、環境が大きく悪化したのもこの頃でした。火力発電所からの降下ばいじんや二酸化硫黄による被害をはじめ、毎年数センチ規模で進行した地盤沈下や工場排水による庄下川や神崎川の汚濁など様々な公害が深刻化し、住民による抗議・反対運動や自治体による交渉などが行われましたが、十分な解決はみられませんでした。



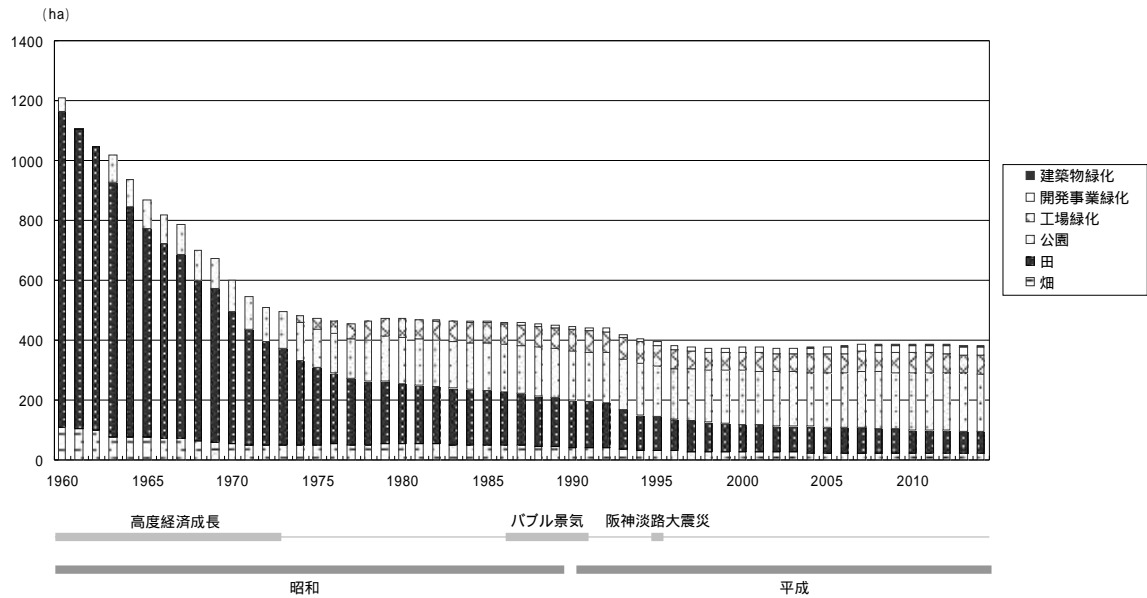
尼崎南部の様子。城内小学校からの眺望。手前に城内の町並み、その向こうに築地、最奥に臨海部の工場地帯が見える。(昭和初期、尼崎市立地域研究史料館所蔵はがき)

戦後復興・高度経済成長による産業公害の深刻化と都市・生活型公害の拡大

敗戦により尼崎の製造業は生産が大きく落ち込みますが、当時の基幹産業であった石炭・鉄鋼などを重点産業とする政策が国策として経済復興のために行われたことや朝鮮戦争の特需などにより、本市は「鉄のまち」として比較的早く経済の復興を遂げ、高度経済成長期には、阪神工業地帯の中核として日本の経済成長を支えました。

また、敗戦時には落ち込んだ人口についても、好調な経済を背景に職を求めた来住者などにより増加に転じ、この傾向は高度経済成長が終わる頃まで続きました。人口の増加によりそれまで農地が多くを占めていた北部にも住宅地が広がり、交通網も整備されるなど、市域は急速に都市化が進み、街の様子は一変しました。

しかし、こうした経済成長を優先した発展は環境に様々な弊害を及ぼし、全国的にも四大公害(水俣病、新潟水俣病、イタイイタイ病、四日市ぜんそく)をはじめ、各地で公害が多発しました。特に、東京・名古屋・大阪といった早くから工業化が進んでいた大都市圏においては公害が深刻化し、本市でも、地盤沈下や水質汚濁、騒音・振動、大気汚染について深刻な被害が発生しました。また、本市を代表する産業であった農業については農地の宅地化などにより大きく縮小され、漁業については河川・海域の水質の悪化により終焉を迎えてしまいました。



本市における緑地面積の推移。高度経済成長期に農地が大きく減少しており、現在も減少傾向にあるが、それを公園などが補うような構造となっている。近年は緑地の合計面積は横ばいの状況である。

地盤沈下は大正期には始まっていた現象で、敗戦直後には工場の壊滅などにより地下水の汲み上げが減少したため、沈下は一時的に止まりましたが、戦後の復興に伴い再び沈下し、昭和 30 年代には毎年 10 センチ以上も沈下する事態となりました。地盤沈下による低地化は台風などによる高潮被害を大きくしたとされ、特にジェーン台風（昭和 25 年（1950））では、市内の約半分（現在の JR 東海道線以南）が浸水するという甚大な被害がでました。この対策として防潮堤の建設が行われ、高潮・台風からの被害は大きく軽減されましたが、その後も沈下は続き、嵩上げ工事などが行われました。地盤沈下については、工業用水道の整備と地下水の汲み上げ規制により昭和 40 年代ようやく収束しました。



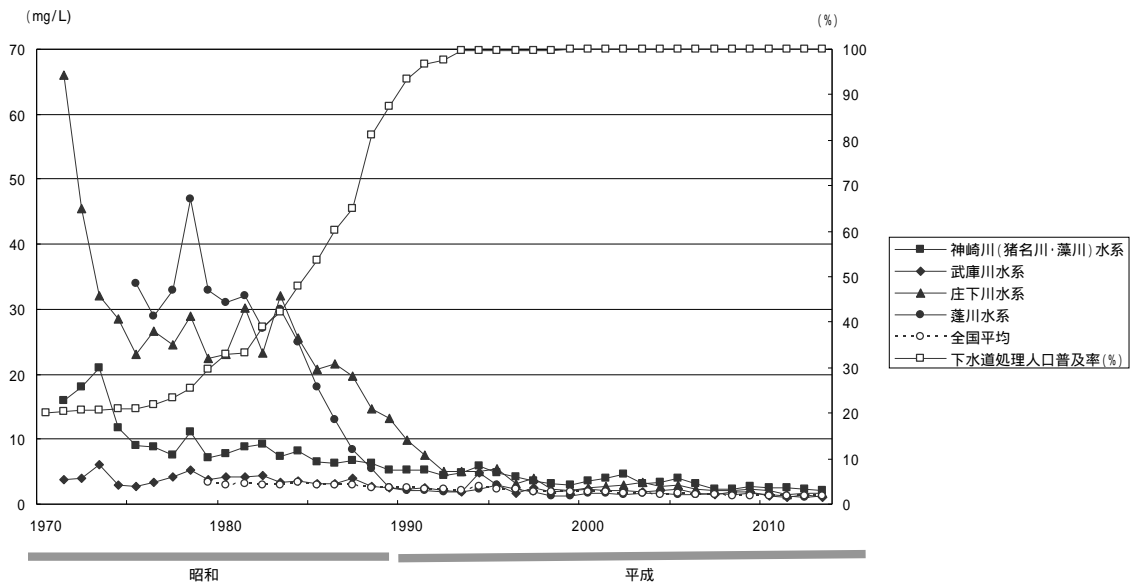
末広町、地盤沈下により道路が海に沈み、電信柱だけが水面に残っている。（昭和 29 年（1954）、村井邦夫氏撮影）

工場排水による河川の水質汚濁についても戦前から深刻な問題でした。また、戦後には生活排水・畜産排水による汚濁も大きな問題となりました。本市の臨海部では地盤沈下が生じていたため、蓬川・庄下川・大物川（現在は廃川となっている）などでは自然流下ができなくなり、河口部では水が淀んでしまうとともに、流下による自浄作用がはたらかないことが汚濁に拍車をかけました。河川の水質は、下水道の整備や工場排水を規制する法律・条例の施行、河川の



地盤沈下のため流れが止まり、ゴミためのようなになった大物川。昭和 40 年に埋立工事が行われ、現在は緑道公園となっている。（昭和 40 年（1965）、市広報課撮影）

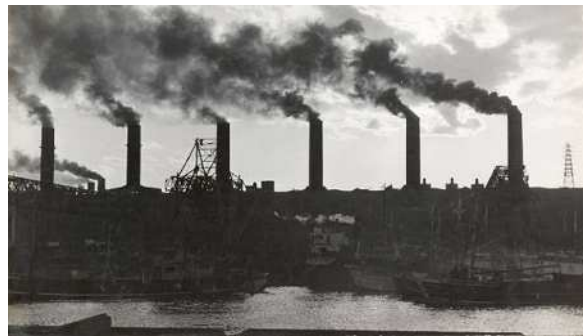
浄化事業などにより平成に入ってからようやく改善が進みました。



本市における下水の普及率と水質（BOD）の推移（年平均値）。下水道の普及とともに水質が大きく改善しているのがわかる。現在では、全国平均と比較しても遜色のないレベルとなっている。

本市において最も大きな被害を与えた公害の1つに大気汚染があります。戦前から戦後復興期については石炭を燃焼させることによる降下ばいじん（いわゆる「黒いスモッグ」）が問題となり、高度経済成長期に入り石炭から重油へと燃料転換が進むと二酸化硫黄（いわゆる「白いスモッグ」）が問題となりました。二酸化硫黄は、四日市、横浜、川崎、大阪といった工場の密集する都市において、ぜん息などの被害を引き起こし、本市もそのような被害が集中した地域の1つでした。

高度経済成長期における本市の主な大気汚染物質であったばい煙などの排出源は臨海部に集中する火力発電所と重化学工業分野の工場群でした。このような状況に対して、市は、降下ばいじん調査、国内初の大気汚染立体観測調査や健康被害における疫学調査などを行い、大気汚染の発生メカニズムや大気汚染と呼吸器系疾患発生の関係性などの解明に取り組みました。一方、市民も公害の反対請願署名の提出や公害対策の申し入れなど公害反対運動を活発化させていきました。これらを受けて、本市の大気環境に大きな影響を与えていた火力発電所について



黒煙を吐く火力発電所の煙突群（昭和30年頃、尼崎市立地域研究史料館所蔵写真）



大気汚染立体調査は自衛隊の協力を得て、ヘリコプターによる調査も行われた。（昭和32年（1957）、尼崎市立地域研究史料館所蔵、大阪読売新聞社発行「尼崎市大気汚染調査」）

は稼働率や使用燃料の質の改善などについて電気事業者と数々の協議が重ねられるとともに、様々な対策が講じられました。昭和44年(1969)には、本市と兵庫県、市内62社(69工場)・3企業団地(55工場)との間で大気汚染防止協定が締結され、硫黄酸化物の取組が進められました。火力発電所については、次第に関西各地に発電所が新設されたこと、火力から原子力への比重が移ったことや老朽化が進んだことなどにより予備発電所へと役割を変え、その後、すべて廃止されることになりました。

高度経済成長期には新たな公害として交通公害も発生しました。経済の成長にともない貨物・旅客ともに大幅に輸送需要が増加し、その手段については当初は鉄道や船舶の割合が大部分を占めていましたが、モータリゼーション(車社会化)の進展に伴い、次第に自動車へと転換していきました。また、輸送について求められるものも大量輸送から大量高速輸送へと指向が変化していきました。こうした流れは本市においても影響を及ぼし、昭和38年(1963)の国道43号の供用開始は自動車排出ガスや騒音・振動による交通公害を引き起こすこととなりました。昭和56年(1981)に供用が開始された



国道43号線公害対策尼崎連合会の座り込み。

国道43号上の高速道路建設に対し、沿線住民が絶対反対として工事現場において、2,556日間に及ぶ座り込み闘争が行われた。

阪神高速道路3号神戸線の建設にあたっては住民が国道43号線公害対策尼崎連合会を結成し、建設を阻止するための座り込み闘争が行われました。昭和51年(1976)には、阪神地域の沿線住民と原告団を結成し、道路管理者である国と阪神高速道路公団(現阪神高速道路(株))を被告として「国道43号線道路公害訴訟」が提訴されました。排出ガスによる健康被害は認められなかったものの、生活妨害などについて道路管理者の責任を認め、以後の日本の道路行政に大きな影響を与えました。

このような様々な交通公害に対して、本市では周辺自治体と協議会を発足させ、新幹線については線路や構造物の防振・防音対策などを、航空機については発着便数の制限などを周辺住民の声を聞きながら現在も継続して国などに要望しており、環境は改善してきています。

廃棄物における汚物の処理については、戦後までコレラやチフスなどの感染症の蔓延を防ぐ観点から公衆衛生の問題として扱われていました。しかし、高度経済成長期になるとし尿が肥料として利用されなくなる一方で、「三種の神器」といわれたテレビ、電気冷蔵庫、電気洗濯機の普及などによる生活様式の変化や消費活動の活発化により、廃棄物の発生量の増大が問題となりました。これにより、廃棄物の処理についても都市における環境問題として認識されるようになります。当初、廃棄物の処分については、海洋投棄や池などへの埋立て、野焼き、焼却場での焼却処分などが主な方法でした。そんな中、本市では、廃棄物を利用した熱回収についての検討や、^し尿塵芥高速堆肥化装置の建設が行われるなど、当時としては先進的な試みが行われていますが、技術的・費用的な課題や廃棄物排出量の著しい増加に処理が間に合わないなどの理由から、一般廃棄物については焼却炉での焼却処分、し尿については下水道施設による処理が行われることとなりました。

高度経済成長期における都市化の進展は、本市の数少ない自然へも影響を与えました。昭和44年（1969）に猪名川の治水対策として利倉捷水路が完成した際、旧河道沿いに残存する自然林をどうするかが問題となり、保存を求める住民と宅地・公園の整備を進めたい市との間で考え方の隔たりが生じました。住民は昭和46年（1971）に猪名川の自然と文化を守る会を結成し、市にはたらきかけるとともに、昭和47年（1972）には猪名川の子供会を組織し、動植物調査など猪名川の自然・歴史・文化を学ぶ活動を続けました。これらの活動により市も都市に残る貴重な自然を保全すべく、区画整理計画を変更し、旧河畔林の約70%にあたる11haが保存されることになりました。現在では、自然林の面影を残す貴重な場所として、兵庫県のレッドデータブックに掲載されています。



猪名川自然林の様子。南北に流れる現在の河道(利倉捷水路)の西側に当時の河道に沿って河畔林が「く」の字に残っているのがわかる。(平成2年(1990)、尼崎市撮影)

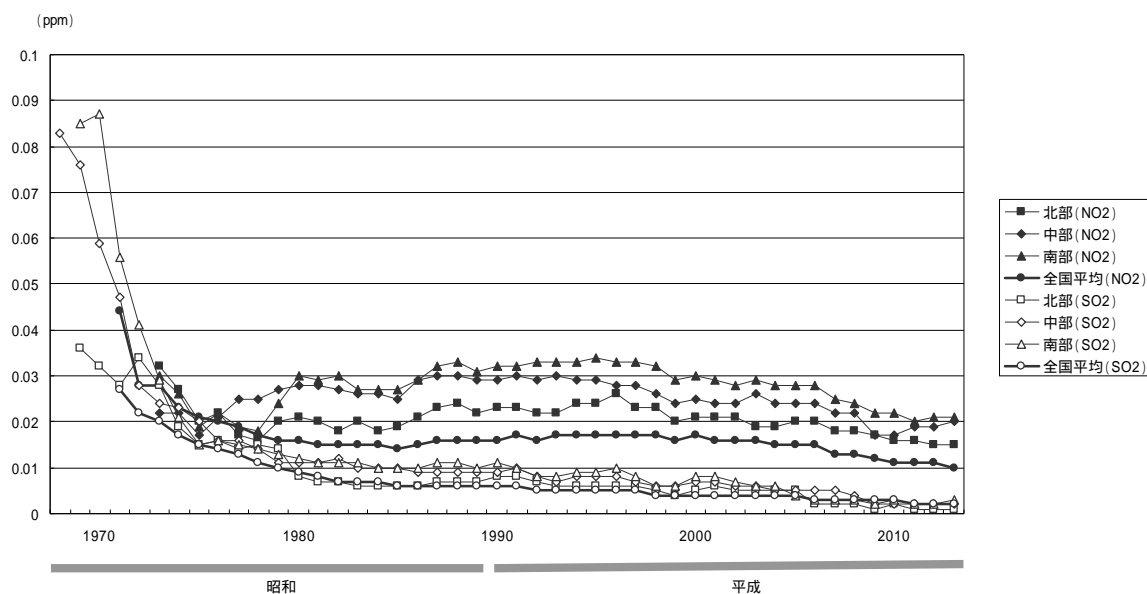
物質的な豊かさを追求した高度経済成長は急速な都市化と家電や自動車などの普及を進展させるとともに、大量生産・大量消費・大量廃棄を助長させていき、この頃から公害問題の構図についても変化が生じました。当初の公害は、産業公害といわれ企業が加害者であり、地域住民が被害者というわかりやすい構図でしたが、次第に、日常生活に起因する都市型・生活型の公害が問題になるようになります。都市型・生活型公害は、誰もが被害者であるとともに、加害者にもなりえるという複雑な構図となり、このことが今日の環境問題の解決を困難にしている1つの要因といえます。また、バブル経済が始まる頃から公害の原因となる汚染物質の除去や発生源対策だけでなく、自然環境の保全やさらに住宅や道路、公園などを含む生活環境が快適なものであってほしいという要求がなされるようになりました。

これらに対応していくために、本市の環境に関する報告書についても公害問題を中心に切り上げていた「公害の現状と対策」から昭和62年（1987）には、環境に関する内容を幅広く扱う「尼崎の環境」へと改められました。

地球環境問題の顕在化

日本では昭和 60 年代から平成初期にかけてバブル景気が起こり、耐久消費財やサービス分野を中心に個人消費が大きく拡大するとともに都市部への人口の集中が進み、都市・生活型公害が課題となりました。

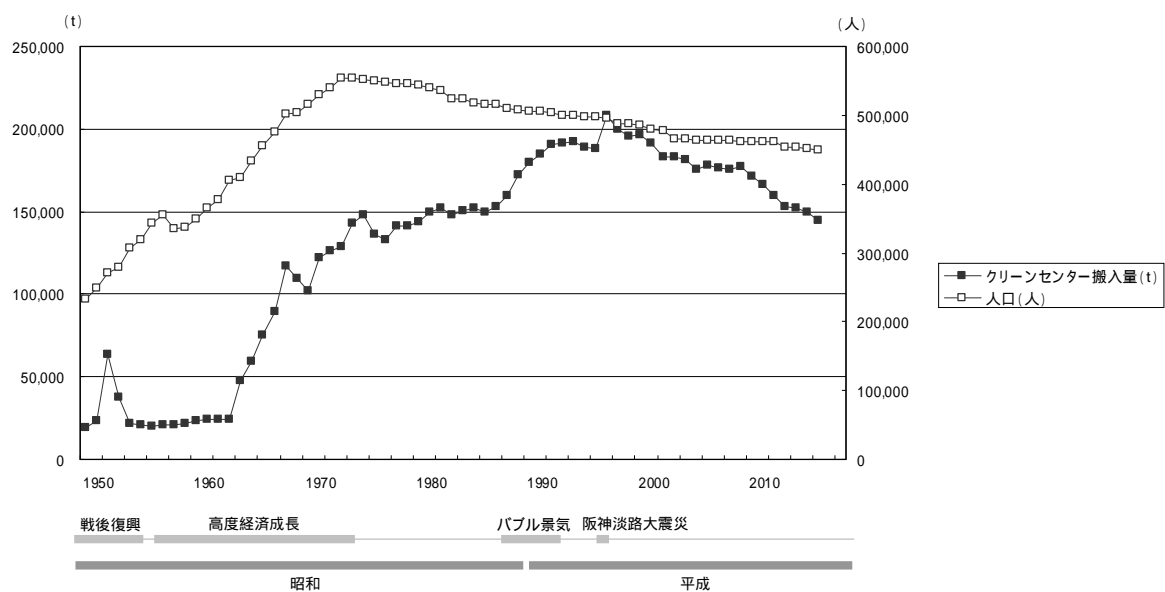
一方、本市では依然として自動車や事業所から排出される二酸化窒素や浮遊粒子状物質の濃度が高い状況が続いており、課題となっていました。昭和 62 年（1987）の公害健康被害補償法の改正により大気汚染指定地域の全面解除と公害患者の新規認定が打ち切られたことから、尼崎公害患者・家族の会の呼びかけにより結成された原告団が、昭和 63 年（1988）に、大気汚染物質排出の差し止めなどを求め、道路管理者である国と阪神高速道路公団、電力・鉄鋼など 9 企業を被告として、「尼崎大気汚染公害訴訟」を提訴しました。裁判では交通公害による健康被害や損害賠償が認められるだけでなく、日本の大気汚染公害訴訟において全国で初めて差し止め請求（道路供用の差し止め）が認められました。その後、排出ガス対策、大型車交通規制や連絡会設置などの実施を条件に差し止めを放棄し、和解がなされました。発生源対策として排出ガスにおける窒素酸化物などの濃度やガソリン中に含まれる硫黄濃度などの規制が行われ、道路対策としては車線の削減、遮音壁の設置や緑地の整備、交通流・交通量対策としてロードプライシングの実施や環境レーンの導入など多くの対策が講じられることにより次第に沿道環境の改善が進むことになりました。平成 25 年（2013）には、改善に一定の成果が見られ、今後も改善・保持が見込まれるとして、尼崎公害患者・家族の会と国・阪神高速道路（株）との和解条項の履行に係る意見交換が終了しました。現在は、沿道環境の状況を確認するために国との協議が行われています。



大気汚染の推移（年平均値）。二酸化硫黄（ SO_2 ）については、過去から大幅な改善がみられ、現在では全国平均と遜色のないレベルとなっている。一方で、二酸化窒素（ NO_2 ）については、近年は環境基準については達成している状況が続いているが、全国平均に比べると若干濃度が高い状況が続いている。

バブル景気における消費の拡大は排出される廃棄物の増大・多様化をもたらししました。乾電池や大型化したテレビ・冷蔵庫などの家電製品といった処理が困難な廃棄物を増大させるとともに、商品の少量多種化による使い捨て商品の普及やプラスチック容器・包装紙の使用も増加しました。事業所では事務作業のOA化が進みコピー用紙などの紙ごみの発生量も増加しました。

この傾向は本市にもあてはまり、バブル期には本市の廃棄物量は大きく増加し、焼却処理能力の限界に迫りました。本市ではごみの減量を推進する部署を設け、古紙の回収に対する奨励金の交付、ごみ出しのマナーの指導的役割を果たす「さわやか指導員」制度の発足、可燃物と資源物の分別を進めるためのごみの収集区分の細分化、資源リサイクルセンターの建設など様々な取組が進められました。平成25年(2013)には収集回数の見直しなどにより紙類のリサイクルが進んだことなどから、近年のごみの排出量は減少傾向にあります。



クリーンセンターへのごみの搬入量。高度経済成長期には人口の増加と相まって、搬入量は大きく増加した。その後、横ばいの状況が続くが、バブル景気の頃には再度増加に転じている。近年は、減少傾向にある。

各国の国内の問題として認識されていた公害問題は、1970年代ごろから社会経済活動のグローバル化や大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会システムが、日本のみならず世界中で拡大していき、環境破壊・汚染が自然の修復能力を超えて進行したことにより、酸性雨や海洋汚染、オゾン層の破壊、熱帯林の減少、砂漠化、地球温暖化など地球規模の問題として認識されるようになりました。

本市においても地球環境の保全に取り組んでいくために「ローカルアジェンダ 21 あまがさき(地球環境を守るわたしたちの行動計画)」(平成8年(1996))を策定するなど、地球温暖化を中心として次第に市内環境だけでなく地球環境にも目が向けられていきました。

現在の環境問題は、かつての公害問題のように事業者に対する規制だけでは解決することは困難であり、市民・事業者・市の3者が協力しながら進める必要があるため、このような協力の場として平成17年(2005)に「あまがさき市民環境会議」が設置されました。その後、市民環境会議は取組を一層進めるために発展的解消がなされ「あまがさき環境オープンカレッジ」(平成22年(2010))が新たに開校しました。平成26年(2014)4月からはNPO法人とな

り様々なイベントを企画したり、環境学習・活動に関する支援などを行っています。市民自らが事務局業務を担うことにより、市民の自由な発想とフットワークの軽さを活かし、市民目線での環境活動支援の取組や、環境活動の輪の広がりが進められています。

また、本市の環境保全の取組の中には外部より評価を受けているものもあります。汚濁のひどかった庄下川については、良好な水辺空間の形成を図ることを目的として、昭和 63 年(1988)に建設省(現国土交通省)による「ふるさとの川モデル河川」の指定を受け、整備事業を進め、水質の改善に取り組みました。下水道の整備や川泥の浚渫などにより水質が大幅に改善され、多数の魚類の生息が確認されるまでとなり、平成 12 年(2000)には建設省より「甦る水 100 選」の 1 つに選ばれました。

この他にも、優れた環境施策を進めている自治体を表彰するために環境 NGO が共同で主催している「持続可能な地域社会をつくる日本の環境首都コンテスト」において、本市は平成 13 年(2001)の第 1 回目から最終回となる平成 22 年(2010)の第 10 回目まで全国で本市のみが連続で 10 位以内に入賞しました。

近年では、公害の発生場所として捉えられていた臨海部において自然と共生するまちづくりが始まるなど新たな取組も始まっています。

そのひとつが、国道 43 号線以南の臨海部(約 1,000 ha)を対象として、兵庫県により進められている「尼崎 21 世紀の森構想」(平成 14 年(2002)3 月)です。これは、「森と水と人が共生する環境創造のまち」の実現をめざし、100 年かけてまちづくりを進めていくという壮大なものです。現在は、構想の対象となる地域の一部(約 29 ha)を「尼崎の森中央緑地」として先導的に整備が行われています。森づくりにあたっては、一般的な緑化が生物種レベルまでしか考慮せずに行われるのに対して、ここでの取組は、地域の生態系を手本に、地域で種を集めるところから始め、遺伝子レベルで生物多様性に配慮して行われるというものであり全国的にも先進的なものとなっています。

このように、過去には公害の発生源であった臨海部は現在では大きく変貌してきています。



尼崎の森中央緑地の将来イメージ図。(兵庫県阪神南
県民センター尼崎港管理事務所尼崎 21 世紀プロジェクト推進室より提供)

本市では、平成 24 年（2012）の組織改正において、これまで規制する側であった環境部署と規制される側であった経済部署を統合して「経済環境局」を新設し、市内環境の向上と地域経済の活性化の両立を目指す「尼崎版グリーンニューディール」を展開しています。また、平成 25 年（2013）には低炭素社会の実現に向けて高い目標を掲げ先駆的な取組にチャレンジする都市として国から「環境モデル都市」に選定されるなど、環境を軸とした本市経済の発展・成長を図っています。



左写真：現在の臨海部の様子。過去のように黒煙を出す煙突は見られなくなった。右写真：南掘運河の様子。人々が集まり、憩える空間づくりが進められています。（左写真：大阪湾広域臨海環境整備センターより（平成 26 年（2014）撮影）、右写真：尼崎市撮影）

【余白】

【資料編】

関連資料について

資料編に掲載されている内容以外にも、関連する資料として以下のようなものがありますので、必要に応じてご活用ください。

| | |
|------------------------|--|
| 温室効果ガスの排出量に関する資料 | 市内温室効果ガス排出量推計結果報告書 |
| ごみの処理に関する資料 | 清掃事業概要 - 平成28年度版 - |
| 公害（環境質・公害健康補償など）に関する資料 | 尼崎市環境監視センター年報 平成27年度における環境の現況 尼崎市における環境汚染等の推移 保健行政の概要 |
| 公園・緑に関する資料 | 公園・緑化のあゆみ |

【目次】

資料編

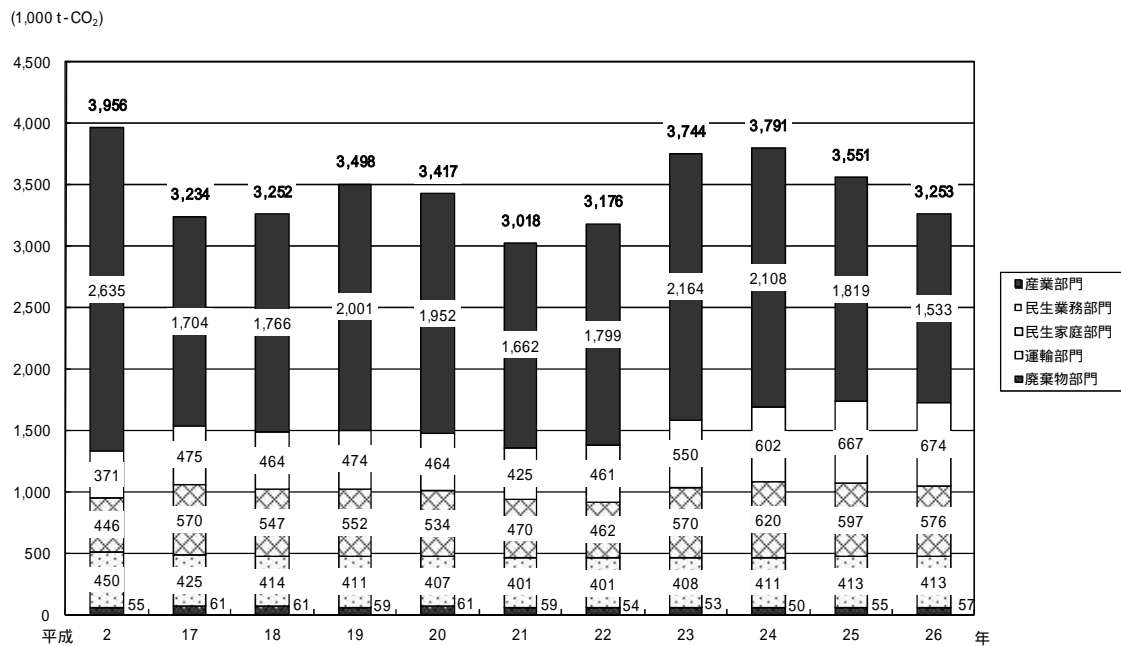
| | |
|-----------------------------|----|
| ・ 二酸化炭素排出量 | 1 |
| ・ エネルギー使用量 | 2 |
| ・ 再生可能エネルギー | 3 |
| ・ 尼崎市環境マネジメントシステム | 4 |
| ・ 環境モデル都市における取組の評価..... | 5 |
| ・ 一般廃棄物 | 6 |
| ・ 産業廃棄物 | 7 |
| ・ 環境基準の達成状況 | 9 |
| ・ 大気 | 13 |
| ・ 水質（公共用水域 河川・海域） | 27 |
| ・ 水質（地下水） | 37 |
| ・ 騒音・振動（自動車） | 40 |
| ・ 騒音（航空機） | 46 |
| ・ 騒音・振動（新幹線） | 50 |
| ・ 土壌 | 53 |
| ・ 地盤沈下 | 54 |
| ・ ダイオキシン | 56 |
| ・ 環境保全協定..... | 57 |
| ・ 公害に関する苦情・相談 | 58 |
| ・ 尼崎の公害の歴史 | 59 |
| ・ 尼崎大気汚染公害訴訟 | 61 |
| ・ 公害健康被害補償制度 | 62 |
| ・ アスベスト問題 | 68 |
| ・ 緑化 | 71 |
| ・ 尼崎版グリーンニューディールの波及効果 | 73 |
| ・ 基礎データ | 74 |

二酸化炭素排出量

部門別の二酸化炭素排出量

温室効果ガス排出量の約 99 %を占める二酸化炭素排出量の平成 26 年の部門別内訳をみると、産業部門（製造業、建築業、鉱業など）が 51.2 %を占め、以下、民生業務部門（商業、サービス、事務所など）が 18.8 %、民生家庭部門（家庭での冷暖房、給湯、家電など）が 16.8 %、運輸部門（鉄道、自動車など）が 11.6 %となっています。

図 二酸化炭素排出量の推移（部門別）



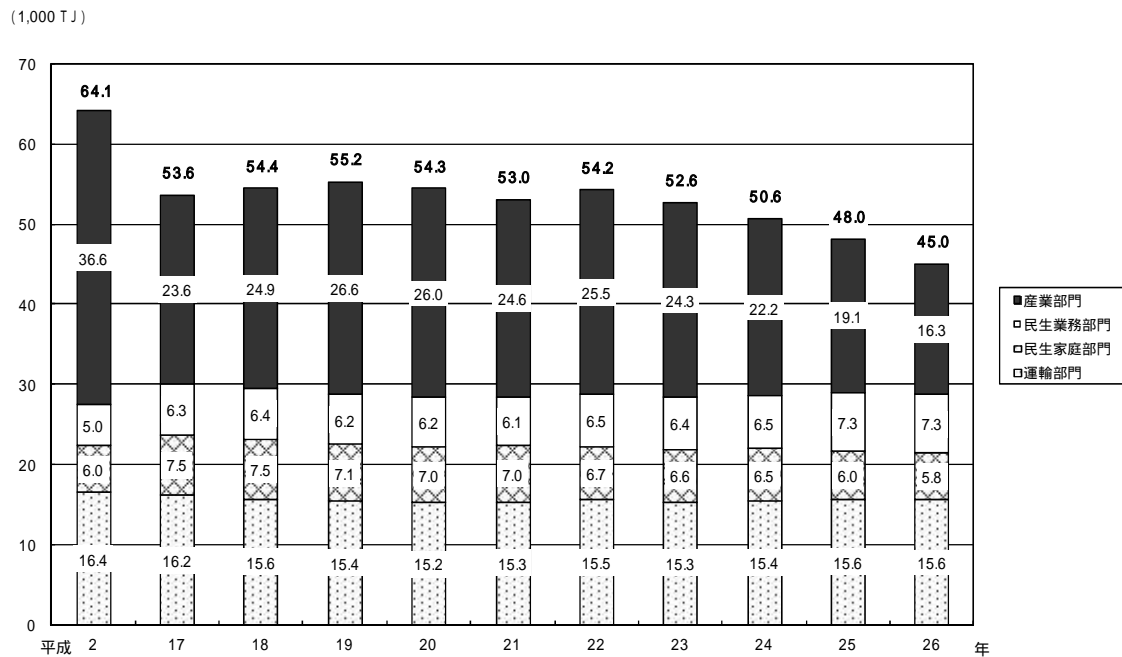
備考 1 温室効果ガス排出量推計は、平成 22 年報告分から、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策）策定マニュアル（第 1 版 / 平成 21 年 6 月環境省）」に基づき、推計方法を一部変更している。主な変更点は、電力排出係数を全国(電気事業連合会)値から関西電力の係数へ変更、運輸部門において車種別交通量データを基に算出する方法から市内の車種別登録台数などから推計する方法へ変更、個別部門として計上していたエネルギー転換部門を産業部門に統合など。

備考 2 平成 26 年の値は速報値

備考 3 四捨五入を行っているため、各値と合計値が一致しない場合がある。

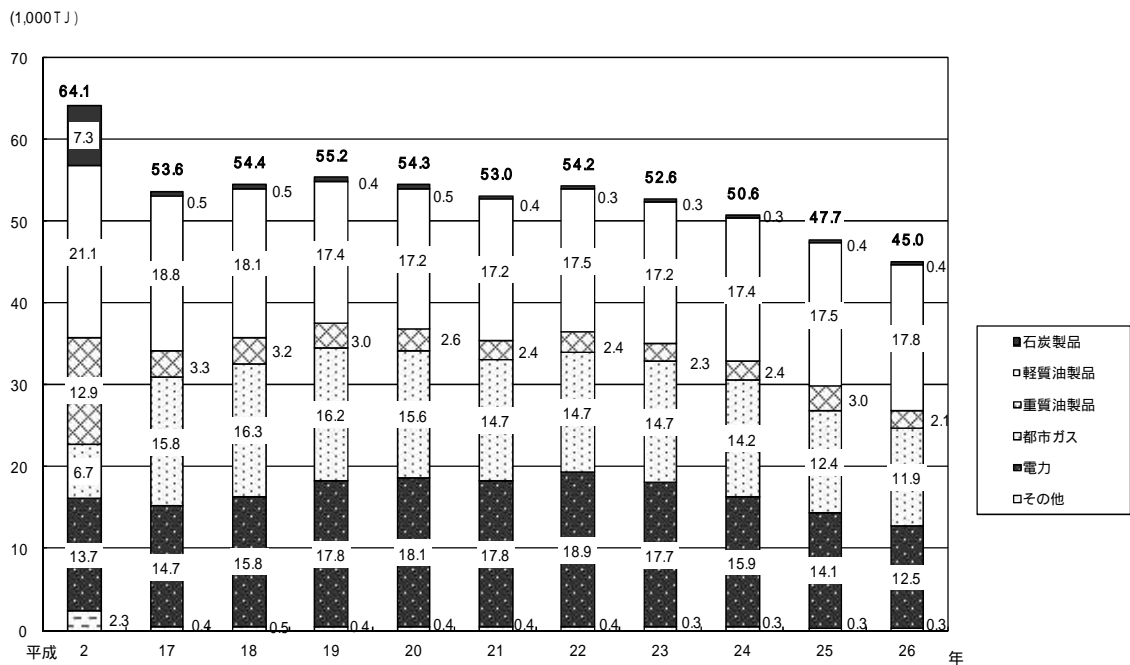
エネルギー使用量

部門別のエネルギー使用量



備考 1 四捨五入を行っているため、各値と合計値が一致しない場合がある。

エネルギー起源別のエネルギー使用量



備考 1 四捨五入を行っているため、各値と合計値が一致しない場合がある。

再生可能エネルギー

公共施設における再生可能エネルギーの導入状況

表 公共施設における再生可能エネルギーの導入状況

| 導入時期 (年度) | 導入施設 | 出力規模 (kW) | 導入時期 (年度) | 導入施設 | 出力規模 (kW) |
|--------------|-------------|--------------|--------------|------------|--------------|
| 10 | 尼崎高校 | 10.0 | 25 | 東消防署 | 11.0 |
| 10 | 東部浄化センター | 3.0 | 26 | 塚口保育所 | 5.5 |
| 11 | 市営久々知住宅1号棟 | 9.0 | 26 | 金楽寺小学校 | 10.0 |
| 19 | 成良中学校 | 10.0 | 26 | 塚口小学校 | 3.0 |
| 20 | 大庄支所(別棟) | 3.0 | 26 | 開明庁舎 | 16.5 |
| 20 | 杭瀬小学校 | 10.0 | 26 | 東消防署常光寺出張所 | 5.5 |
| 20 | 開明庁舎 | 3.0 | 27 | 水堂小学校 | 10.0 |
| 21 | 大庄中学校 | 10.0 | 27 | 立花小学校 | 45.0 |
| 22 | 女性勤労・婦人センター | 3.0 | 27 | 大島小学校 | 20.0 |
| 22 | 難波小学校 | 10.0 | 27 | 名和小学校 | 10.0 |
| 22 | 尼崎北小学校 | 3.0 | 27 | 成文小学校 | 20.0 |
| 22 | 尼崎双星高等学校 | 5.5 | 27 | 園田中学校 | 10.0 |
| 23 | 園田東中学校 | 10.0 | 27 | 園田小学校 | 45.0 |
| 24 | 大庄北中学校 | 10.0 | 27 | 塚口中学校 | 10.0 |
| 24 | 園田保育所 | 3.3 | 27 | 浜田小学校 | 30.0 |
| 25 | 上坂部小学校 | 10.0 | 27 | 難波の梅小学校 | 45.0 |
| 25 | 武庫東小学校 | 10.0 | 27 | 浦風小学校 | 10.0 |
| 25 | クリーンセンター | 64.0 | | | |

備考1 平成27年度に実施した公共施設の屋根貸し事業において、民間事業者によってあこや学園と尼崎高校にそれぞれ26.4kW、39.6kWの太陽光発電設備が導入されています。

尼崎市環境マネジメントシステム

環境目標の実績

平成 27 年度については、環境負荷の低減に関する事項 7 項目のうち、「都市ガス使用量」と「上水使用量」の 2 項目で目標を達成しましたが、「二酸化炭素排出量」など 5 項目では達成できませんでした。都市ガス使用量については平成 27 年度に初めての目標達成しました。

表 環境目標の達成状況

| 項目 | 基準年度（平成11年度）実績 | 平成27年度目標値 | 平成27年度実績 | 達成状況 |
|------------------------------|----------------|---|------------------------|----------------|
| 二酸化炭素排出量（t-CO ₂ ） | 46,797 | 39,661 | 40,430 （ - 13.6 % ） | × |
| 電気使用量（千kWh） | 107,468 | 92,146 | 95,216 （ - 11.4 % ） | × |
| 都市ガス使用量（千m ³ ） | 2,625 | 2,704 | 2,591 （ - 1.3 ） | |
| ガソリン・軽油使用量（kL） | 2,880 | 2,243 | 2,304 （ - 20.0 % ） | × |
| 上水使用量（kL） | 2,001 | 1,301 | 1,115 （ - 38.2 % ） | |
| コピー用紙使用量（t） | 112 | 103 | 121 （ + 7.5 % ） | × |
| | | | | （ 19.06 %未達成 ） |
| ごみ排出量（%） | - | すべての所属において燃やすごみの排出量を50 g/日・人以下にする。 （達成率100%） | 72.0 | × |

備考 1 二酸化炭素排出量については、省エネ等による効果を把握することを主な目的としているため、排出係数は関西電力（株）の平成 21 年度排出係数である 0.294 kg-CO₂/kWh で固定して算出している。

備考 2 平成 27 年度実績の欄にある（ ）の数値は基準年度の実績に対する削減率を示す。

環境モデル都市における取組の評価

本市における環境モデル都市の概要

環境モデル都市とは、低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする都市として国が選定しているもので、本市は市民と地元産業界が一丸となって環境と産業の両立を目指していくという提案が評価を受け、平成 25 年 3 月に選定を受けています。また、平成 26 年度 3 月には、取組を計画的に進めていくために「尼崎市環境モデル都市アクションプラン」を策定しており、毎年、取組の評価を行っています。

平成 26 年度の主な取組

・「尼崎市省エネ診断員登録制度」、「尼崎市省エネ診断員資格助成制度」、「あまがさき ECO 事業促進貸付制度」、「環境モデル都市住宅エコリフォーム助成事業」などの事業を行いました。また、市内産業団体で構成する「ECO 未来都市・尼崎」宣言団体の連携事業の実施により事業者との連携、環境と産業の共生、地域経済の活性化を図りました。

・（一財）近畿高エネルギー加工技術研究所が運営する「ものづくり支援センター」の支援やあまがさき産業フェア 2014 の開催、びわ湖環境ビジネスメッセの出展等により、市内で生み出された環境に優れた製品・技術・サービス等を広く周知することで、市内のみならず国内の低炭素社会づくりに貢献しました。

・あまがさき環境オープンカレッジの主催・連携講座の実施、かんきょうモデル都市あまがさき探検事業等の環境学習講座の実施及び子どもごみマイスター制度の運用などにより市民・事業者等の環境意識の向上を図りました。

評価結果

表 環境モデル都市取組評価結果

| 項目 | 平成26年度 |
|--------------|--------|
| 取組の進捗 | 3 |
| 温室効果ガス削減・吸収量 | - |
| 地域活力の創出 | 5 |
| 地域のアイデア・市民力 | 5 |
| 取組の普及展開 | 4 |

備考 1 環境モデル都市の取組評価は、5つの指標において、それぞれ5段階で評価を行うことになっており、内閣官房地域活性化統合事務局の環境モデル都市評価・調査検討会の助言を踏まえ、評価を決定している。

備考 2 「取組の進捗」はアクションプランに関連する事業の進捗状況結果に関する評価。

備考 3 「温室効果ガス削減・吸収量」は取組によって削減・吸収した温室効果ガス量とアクションプランに掲げる削減目標の達成への寄与度に関する評価。平成 26 年度はアクションプラン実施の初年度のため前年との比較が行えず評価対象外。

備考 4 「地域活力の創出」は尼崎市の継続持続的な発展に資する成果に関する評価。

備考 5 「地域のアイデア・市民力」は地域のアイデア、特性を活かした取組や市民参加・市民力強化に資する取組の先駆性、モデル性とともに、その取組の実施による成果に関する評価。

備考 6 「取組の普及・展開」は取組が地域内外に普及・展開（他団体との連携も含む）した成果に関する評価。

備考 7 環境モデル都市における平成 26 年度の取組評価等の結果については内閣府地方創生推進事務局 HP で公表されています。<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kankyo/teian/followup/h280331-2.html>

一般廃棄物

一般廃棄物の発生・処理状況

表 ごみ発生量・ごみ処理状況の推移

| 年度 | 発生量 | | | 処理量 | |
|----|-------------|------------|-------------|---------|----------|
| | クリーンセンター搬入量 | 紙類・衣類の日回収量 | 資源集団回収運動回収量 | 焼却量 | 資源化・再利用量 |
| 18 | 177,520 | 11,684 | 11,856 | 164,371 | 28,550 |
| 19 | 171,686 | 11,256 | 11,288 | 159,768 | 27,344 |
| 20 | 166,174 | 9,557 | 10,235 | 156,312 | 24,307 |
| 21 | 159,904 | 8,588 | 9,654 | 150,816 | 22,323 |
| 22 | 153,102 | 8,102 | 9,644 | 146,362 | 21,419 |
| 23 | 152,378 | 7,697 | 9,335 | 147,058 | 20,719 |
| 24 | 149,362 | 7,458 | 8,963 | 142,221 | 20,027 |
| 25 | 144,653 | 10,244 | 8,727 | 135,374 | 22,581 |
| 26 | 142,184 | 9,946 | 8,289 | 138,722 | 22,085 |
| 27 | 141,393 | 4,423 | 5,228 | 141,982 | 21,067 |

(単位：t)

し尿の搬入・処理状況

表 し尿処理状況の推移

| 年度 | 搬入量 | | | 処理量 |
|----|-------|-------|-------|-------|
| | し尿 | 浄化槽汚泥 | 計 | |
| 18 | 1,670 | 4,971 | 6,641 | 6,928 |
| 19 | 1,520 | 4,498 | 6,018 | 6,277 |
| 20 | 1,316 | 4,507 | 5,823 | 6,100 |
| 21 | 1,089 | 4,315 | 5,404 | 5,396 |
| 22 | 956 | 4,472 | 5,428 | 7,262 |
| 23 | 932 | 4,428 | 5,360 | 6,508 |
| 24 | 768 | 4,274 | 5,042 | 5,303 |
| 25 | 849 | 4,267 | 5,116 | 5,492 |
| 26 | 917 | 4,499 | 5,416 | 5,888 |
| 27 | 805 | 4,423 | 5,229 | 5,606 |

(単位：kL)

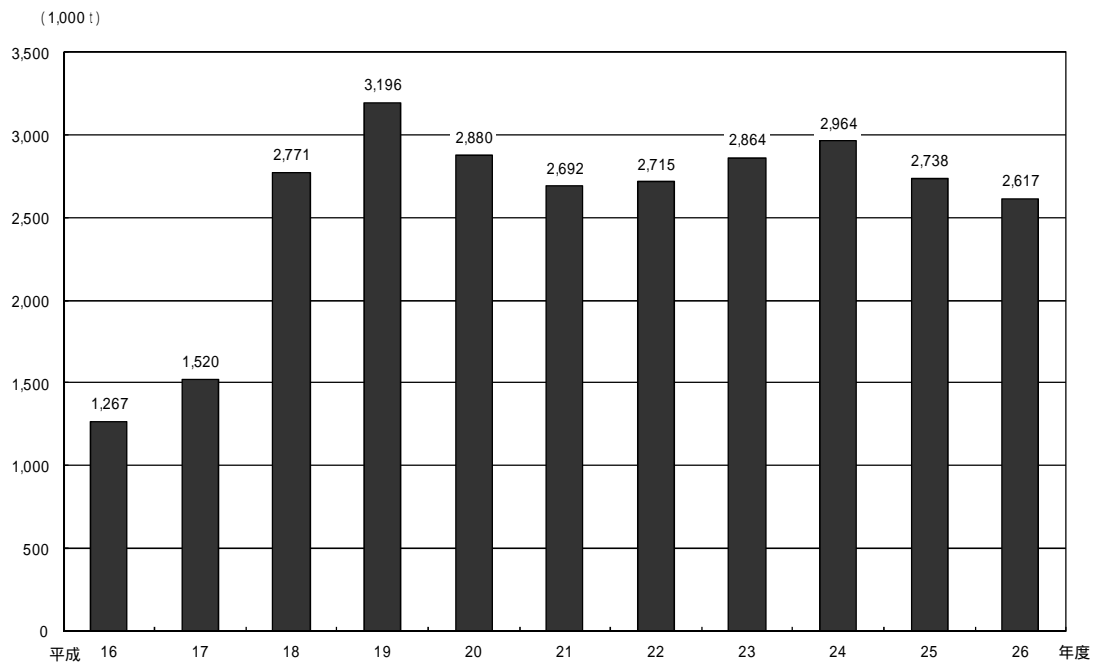
産業廃棄物

産業廃棄物の排出状況

廃棄物処理法により、前年度に産業廃棄物が 1,000 t 以上または特別管理産業廃棄物が 50 t 以上発生した事業場を設置している事業者は「多量排出事業者」として、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用などについて定める処理計画とその実施状況について市長に報告しなければなりません。平成 26 年度の市内における多量排出事業者は 86 事業所（公共施設を含む）です。

近年は、市内の多量排出事業者から出される産業廃棄物は概ね横ばいで、近年は、約 2,800 千 t 前後で推移しています。

図 産業廃棄物排出量の推移



備考 1 グラフの値は、多量排出事業者が排出した産業廃棄物量である。なお、市内の産業廃棄物の約 90 %は多量排出事業者が排出したものと推計される。

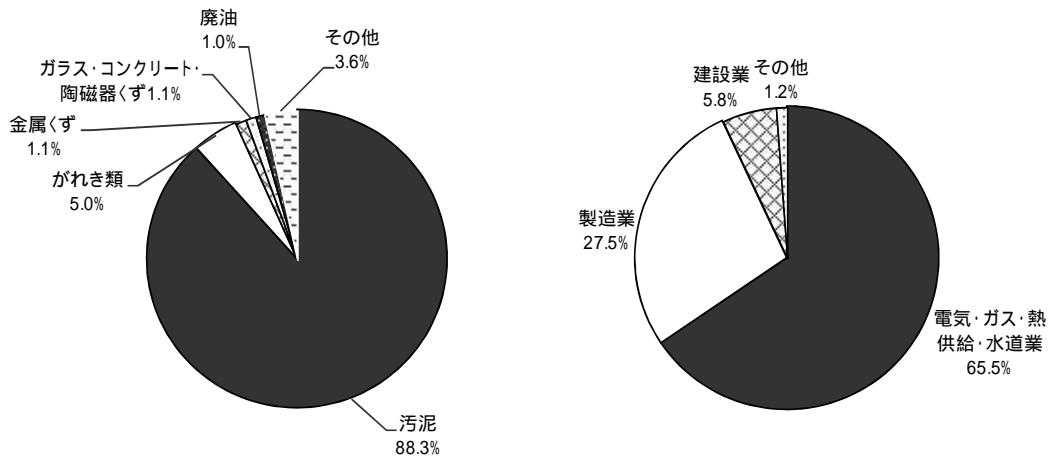
備考 2 多量排出報告書の性質上、前年度の排出量によって提出する義務が発生するかどうか決まるため、各年度により母数にばらつきが生じ、数字に変動がある。

備考 3 平成 27 年度の多量排出事業者による報告書に関しては、集計中であるため平成 26 年度の集計結果までを掲載している。

種類別・業種別の産業廃棄物の排出状況

産業廃棄物の種類別排出量では汚泥が全体の 88.3 %を占めています。また、業種別排出量では、電気・ガス・熱供給・水道業から出る産業廃棄物が最も多く全体の 65.5 %、次いで製造業から排出される産業廃棄物が 27.5 %で、この 2 業種で全体の 93.0 %を占めています。

図 産業廃棄物の内訳（種類別・業種別）



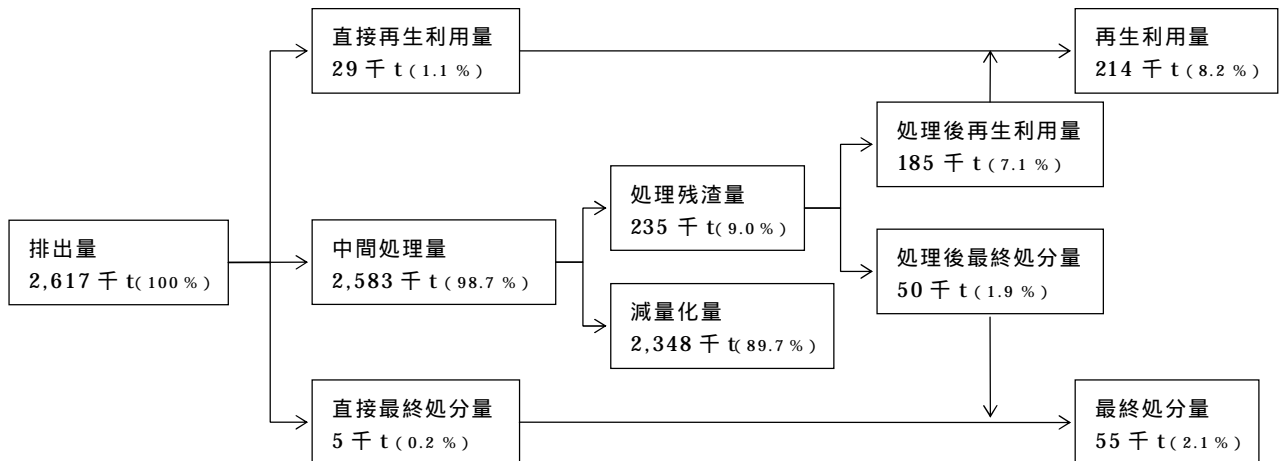
備考 1 平成 26 年度尼崎市多量実績報告及び管理票交付等状況報告書より算出

備考 2 四捨五入を行っているため、各値と合計値が一致しない場合がある。

産業廃棄物の処理の流れ

平成 26 年度の多量排出事業者から発生した産業廃棄物の処理の流れは次のとおりです。総排出量のうち 89.7% が減量化、8.2% が再生利用されており、残りの 2.1% が埋立処分されています。平成 25 年度と比較するとほぼ横ばいの数値となっていますが、減量化量についてはやや減少し再生利用率についてはやや増加、最終処分量については微減しています。本市の場合、汚泥の排出量が最も多く、汚泥は水分を多量に含んでいるため、脱水などによる減量化量が多くなっています。

図 産業廃棄物の処理の流れ



環境基準の達成状況

本市において環境基準が指定されている項目について、環境改善の目安として、項目ごとに達成率を算出しました。達成率は、環境基準を達成した測定局・地点数を全測定局・地点数で除することで算出しています。また、測定局を設置する建屋の改修工事などによりやむを得ず測定を行うことができなかった測定局・地点があった場合には、計算の対象としません。

なお、環境基準とは、人の健康の保護と生活環境の保全のうえで維持することが望ましい基準のことであり、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていかうとするものです。個別の発生源を対象に規制を行う「規制基準」とは別のものであり、「環境基準」で規制を行うものではありません。

$$\text{達成率 (\%)} = \frac{\text{環境基準を達成した測定局・地点数}}{\text{全測定局・地点数}} \times 100$$

大気

表 大気の汚染に係る環境基準の達成状況

| 測定対象 | 評価方法 | 達成局数 | 測定局数 | 達成率 (%) |
|-----------|-------|------|------|---------|
| 二酸化硫黄 | 短期的評価 | 3 | 3 | 100 |
| | 長期的評価 | 3 | 3 | 100 |
| 一酸化炭素 | 短期的評価 | 4 | 4 | 100 |
| | 長期的評価 | 4 | 4 | 100 |
| 浮遊粒子状物質 | 短期的評価 | 10 | 10 | 100 |
| | 長期的評価 | 10 | 10 | 100 |
| 光化学オキシダント | - | 0 | 3 | 0 |
| 二酸化窒素 | - | 15 | 15 | 100 |
| 微小粒子状物質 | - | 1 | 5 | 20 |
| 合計 | | 50 | 57 | 87.7 |

備考1 国土交通省や阪神高速道路(株)が設置しているものなど本市に設置してあるすべての測定局(移動測定局を除く)を評価の対象としている。

表 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準の達成状況

| 測定対象 | 達成地点数 | 測定地点数 | 達成率 (%) |
|------------|-------|-------|---------|
| ベンゼン | 2 | 2 | 100 |
| トリクロロエチレン | 2 | 2 | 100 |
| テトラクロロエチレン | 2 | 2 | 100 |
| ジクロロメタン | 2 | 2 | 100 |
| 合計 | 8 | 8 | 100 |

水質（公共用水域 河川・海域）

表 人の健康の保護に関する環境基準の達成状況

| 測定対象 | 達成地点数 | 測定地点数 | 達成率（％） | 測定対象 | 達成地点数 | 測定地点数 | 達成率（％） |
|-----------------|-------|-------|--------|----------------|------------|------------|------------|
| カドミウム | 14 | 14 | 100 | 1,1,2-トリクロロエタン | 14 | 14 | 100 |
| 全シアン | 14 | 14 | 100 | トリクロロエチレン | 14 | 14 | 100 |
| 鉛 | 14 | 14 | 100 | テトラクロロエチレン | 14 | 14 | 100 |
| 六価クロム | 14 | 14 | 100 | 1,3-ジクロロプロペン | 14 | 14 | 100 |
| 砒素 | 14 | 14 | 100 | チウラム | 10 | 10 | 100 |
| 総水銀 | 14 | 14 | 100 | シマジン | 10 | 10 | 100 |
| アルキル水銀 | 14 | 14 | 100 | チオベンカルブ | 10 | 10 | 100 |
| P C B | 14 | 14 | 100 | ベンゼン | 14 | 14 | 100 |
| ジクロロメタン | 14 | 14 | 100 | セレン | 10 | 10 | 100 |
| 四塩化炭素 | 14 | 14 | 100 | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 14 | 14 | 100 |
| 1,2-ジクロロエタン | 14 | 14 | 100 | ふっ素 | 9 | 9 | 100 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 14 | 14 | 100 | ほう素 | 9 | 9 | 100 |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 14 | 14 | 100 | 1,4-ジオキサン | 10 | 10 | 100 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 14 | 14 | 100 | 合計 | 348 | 348 | 100 |

備考1 ふっ素・ほう素について、海水の影響を受ける河川2地点（琴浦橋、南武橋）及び海域は評価対象としていない。

表 生活環境の保全に関する環境基準の達成状況

| 測定対象 | 河川 | | | 海域 | | |
|-----------|-----------|-----------|-------------|----------|-----------|-------------|
| | 達成地点数 | 測定地点数 | 達成率（％） | 達成地点数 | 測定地点数 | 達成率（％） |
| 水素イオン濃度 | 9 | 9 | 100 | 0 | 3 | 0 |
| BOD | 9 | 9 | 100 | - | - | - |
| COD | - | - | - | 3 | 3 | 100 |
| 浮遊物質量 | 9 | 9 | 100 | - | - | - |
| 溶存酸素 | 9 | 9 | 100 | 3 | 3 | 100 |
| 大腸菌群数 | 0 | 2 | 0 | - | - | - |
| 全窒素 | - | - | - | 1 | 3 | 33.3 |
| 全燐 | - | - | - | 1 | 3 | 33.3 |
| 合計 | 36 | 38 | 94.7 | 8 | 15 | 53.3 |

表 水生生物の保全に係る環境基準の達成状況

| 測定対象 | 河川 | | | 海域 | | |
|----------------------|----------|----------|------------|----------|----------|-------------|
| | 達成地点数 | 測定地点数 | 達成率（％） | 達成地点数 | 測定地点数 | 達成率（％） |
| 全亜鉛 | 2 | 2 | 100 | 2 | 3 | 66.7 |
| ノニフェノール | 2 | 2 | 100 | 3 | 3 | 100 |
| 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 | 2 | 2 | 100 | 3 | 3 | 100 |
| 合計 | 6 | 6 | 100 | 8 | 9 | 88.9 |

水質（地下水）

表 地下水の水質汚濁に係る環境基準の達成状況

| 測定対象 | 達成地点数 | 測定地点数 | 達成率（％） | 測定対象 | 達成地点数 | 測定地点数 | 達成率（％） |
|----------------|-------|-------|--------|----------------|------------|------------|-------------|
| カドミウム | 7 | 7 | 100 | 1,1,2-トリクロロエタン | 7 | 7 | 100 |
| 全シアン | 7 | 7 | 100 | トリクロロエチレン | 8 | 8 | 100 |
| 鉛 | 7 | 7 | 100 | テトラクロロエチレン | 7 | 8 | 87.5 |
| 六価クロム | 7 | 7 | 100 | 1,3-ジクロロプロペン | 7 | 7 | 100 |
| 砒素 | 7 | 7 | 100 | チウラム | 7 | 7 | 100 |
| 総水銀 | 7 | 7 | 100 | シマジン | 7 | 7 | 100 |
| アルキル水銀 | 7 | 7 | 100 | チオベンカルブ | 7 | 7 | 100 |
| P C B | 7 | 7 | 100 | ベンゼン | 7 | 7 | 100 |
| ジクロロメタン | 7 | 7 | 100 | セレン | 7 | 7 | 100 |
| 四塩化炭素 | 7 | 7 | 100 | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 7 | 7 | 100 |
| 塩化ビニルモノマー | 7 | 8 | 87.5 | ふっ素 | 7 | 7 | 100 |
| 1,2-ジクロロエタン | 7 | 7 | 100 | ほう素 | 7 | 7 | 100 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 8 | 8 | 100 | 1,4-ジオキサン | 7 | 7 | 100 |
| 1,2-ジクロロエチレン | 8 | 8 | 100 | 合計 | 200 | 202 | 99.0 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 8 | 8 | 100 | | | | |

自動車騒音

表 常時監視における騒音に係る環境基準の達成状況

| 区分 | 達成地点数 | 測定地点数 | 達成率（％） |
|-----------|-----------|-----------|-------------|
| 昼間 | 6 | 6 | 100 |
| 夜間 | 5 | 6 | 83.3 |
| 合計 | 11 | 12 | 91.7 |

表 定点調査における騒音に係る環境基準の達成状況

| 区分 | 達成地点数 | 測定地点数 | 達成率（％） |
|-----------|-----------|-----------|-------------|
| 昼間 | 25 | 25 | 100 |
| 夜間 | 22 | 25 | 88.0 |
| 合計 | 47 | 50 | 94.0 |

表 面的評価における騒音の環境基準の達成状況

| 達成状況 | 対象戸数 | 達成戸数 | 達成率（％） |
|------------------|--------|---------------|-------------|
| 昼間のみ達成 | 46,148 | 534 | 1.2 |
| 夜間のみ達成 | | 10 | 0 |
| 昼間・夜間とも非達成 | | 413 | 0.9 |
| 昼間・夜間とも達成 | | 45,191 | 97.9 |

備考1 達成率については小数第2位を四捨五入しているため、0となる場合がある。

航空機騒音

表 航空機騒音に係る環境基準の達成状況

| 測定地点 | 達成地点数 | 測定地点数 | 達成率(%) |
|-----------|----------|----------|------------|
| 武庫北小学校 | 1 | 1 | 100 |
| 合計 | 1 | 1 | 100 |

新幹線騒音

表 新幹線騒音に係る環境基準の達成状況

| 測定地点 | 達成地点数 | 測定地点数 | 達成率(%) |
|-----------|-----------|-----------|-------------|
| 12.5 m | 5 | 8 | 62.5 |
| 25 m | 7 | 8 | 87.5 |
| 50 m | 8 | 8 | 100 |
| 合計 | 20 | 24 | 83.3 |

ダイオキシン

表 ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び

土壌の汚染に係る環境基準の達成状況

| 測定地点 | 達成地点数 | 測定地点数 | 達成率(%) |
|-----------|-----------|-----------|------------|
| 大気 | 1 | 1 | 100 |
| 水質 | 4 | 4 | 100 |
| 水底の底質 | 4 | 4 | 100 |
| 土壌 | 1 | 1 | 100 |
| 合計 | 10 | 10 | 100 |

大気

一般環境・沿道環境

図 大気測定局の位置

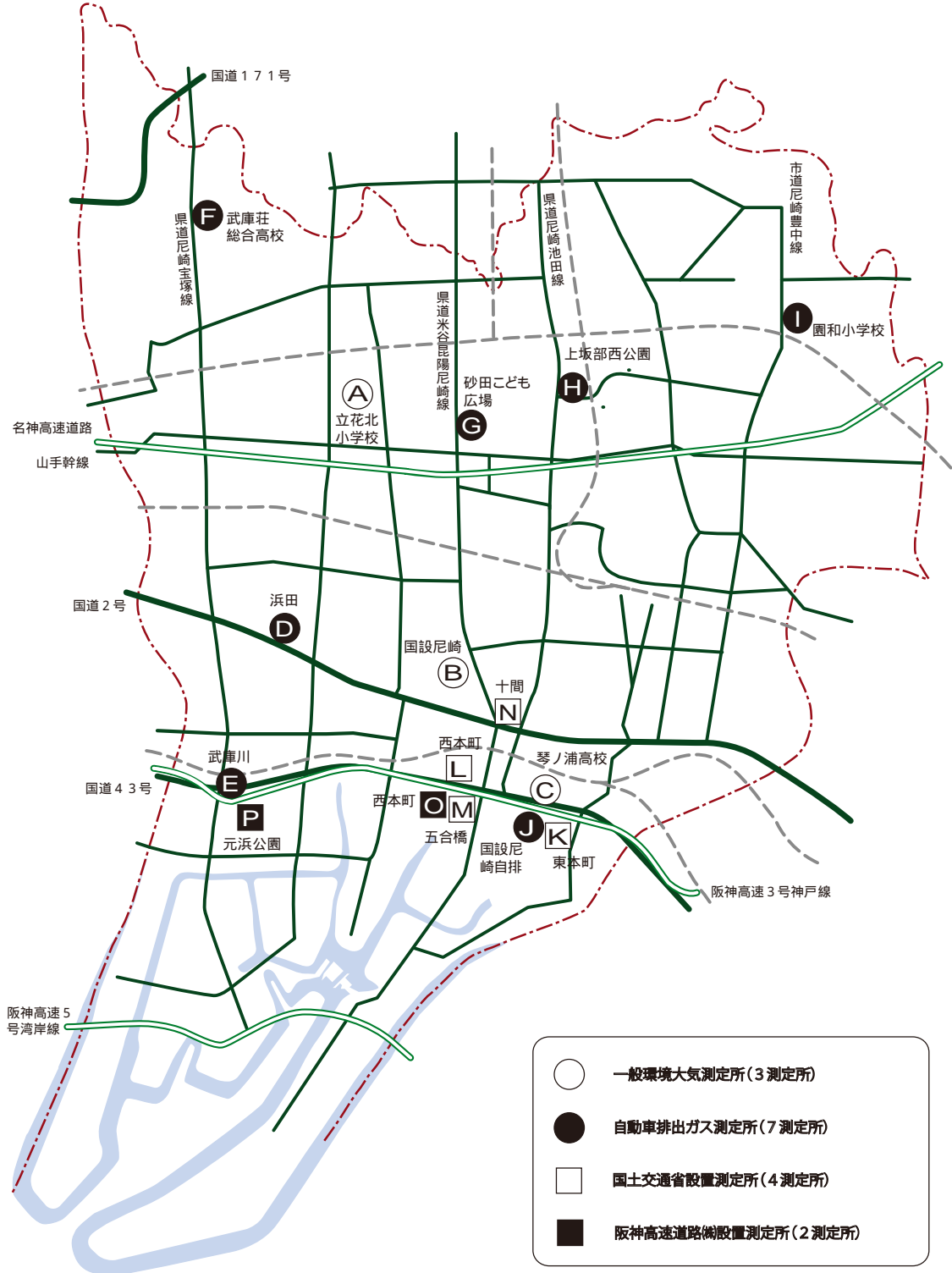


表 尼崎市内に設置された測定局の測定項目

| 区分 | 地点記号 | 測定局 | | 項目 | 二酸化硫黄 | 一酸化炭素 | 浮遊粒子状物質 | 光化学オキシダント | メタン | 非メタン炭化水素 | 二酸化窒素 | 一酸化窒素 | 微小粒子状物質 | 有害大気汚染物質 | 風向・風速 | 気温・湿度 | 降水量・日射量 | 酸性雨・紫外線 | 騒音 | 交通量 | 設置年月 | 設置者(所有者) | 維持管理 |
|--------------|------|-----------------------|------------|----|-------|-------|---------|-----------|-----|----------|-------|-------|---------|----------|-------|-------|---------|---------|----|-----|---------|----------|------|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一般環境大気測定局 | A | 北部(立花北小学校) | 栗山町2-6-1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 昭和42年6月 | 尼崎市 | 尼崎市 |
| | B | 中部(国設尼崎大気環境測定所) | 東難波町4-9-12 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 昭和41年8月 | 環境省 | 尼崎市 |
| | C | 南部(琴ノ浦高校) | 北城内47-1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 昭和44年6月 | 尼崎市 | 尼崎市 |
| 自動車排出ガス測定局 | D | 国道2号(浜田) | 大庄北5-2-1地先 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 昭和49年4月 | 尼崎市 | 尼崎市 |
| | E | 国道43号(武庫川) | 武庫川町1-25 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 昭和50年4月 | 尼崎市 | 尼崎市 |
| | F | 県道尼崎宝塚線(武庫荘総合高校) | 武庫之荘8-31-1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 昭和51年4月 | 尼崎市 | 尼崎市 |
| | G | 県道米谷昆陽尼崎線(砂田子ども広場) | 南塚口町7-17 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 昭和52年4月 | 尼崎市 | 尼崎市 |
| | H | 県道尼崎池田線(上坂部西公園) | 東塚口町2-2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 昭和53年4月 | 尼崎市 | 尼崎市 |
| | I | 市道尼崎豊中線(園和小学校) | 東園田町4-79 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 平成元年4月 | 尼崎市 | 尼崎市 |
| | J | 国道43号(国設尼崎自動車交通環境測定所) | 東本町4-47地先 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 平成14年4月 | 環境省 | 尼崎市 |
| 国土交通省測定局 | K | 国道43号(東本町交差点局) | 東本町4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 平成14年4月 | 国交省 | 国交省 |
| | L | 国道43号(西本町局) | 西本町5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 平成10年4月 | 国交省 | 国交省 |
| | M | 国道43号(五合橋局) | 西本町3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 平成14年4月 | 国交省 | 国交省 |
| | N | 国道2号(十間交差点局) | 東難波町5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 平成15年4月 | 国交省 | 国交省 |
| 阪神高速道路(株)測定局 | O | 阪神高速3号神戸線(西本町) | 西本町3-46 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 昭和56年5月 | 阪高(株) | 尼崎市 |
| | P | 阪神高速3号神戸線(元浜公園) | 元浜町1-1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 昭和56年7月 | 阪高(株) | 尼崎市 |
| (移動測定局) | - | 環境測定車(あおぞら号) | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | 昭和49年5月 | 尼崎市 | 尼崎市 |

備考1 平成27年度から南部測定局を設置している高校の名称が琴ノ浦高校に変更

気象に関する測定結果

表 最多風向・平均風速

| 測定局 | 項目 | 月 | | | | | | | | | | | | 年間 |
|---------------------|------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | |
| 北部 (立花北小学校) | 最多風向 | ENE | WSW | ENE | SW | SW | N | N | N | N | N | N | N | N |
| | 平均風速 (m/秒) | 3.1 | 2.9 | 2.9 | 3.2 | 2.8 | 2.6 | 2.5 | 2.3 | 2.4 | 2.6 | 2.7 | 2.8 | 2.7 |
| 中部 (国設尼崎大気環境測定所) | 最多風向 | WSW | WSW | WSW | WSW | WSW | N | NNE | NNE | NNE | NNE | N | N | NNE |
| | 平均風速 (m/秒) | 2.1 | 2.0 | 2.0 | 2.1 | 1.9 | 2.0 | 1.9 | 1.7 | 1.7 | 1.8 | 1.9 | 2.0 | 1.9 |
| 南部 (琴ノ浦高校) | 最多風向 | NE | WSW | ENE | SW | SW | NE | NE | NE | NE | NE | NE | NE | NE |
| | 平均風速 (m/秒) | 2.8 | 2.7 | 2.7 | 3.0 | 2.5 | 2.3 | 2.2 | 2.2 | 2.3 | 2.6 | 2.6 | 2.3 | 2.5 |

備考1 風向は16方位で示している。

表 気温・湿度・降水量・日射量・紫外線

| 測定局 | 項目 | 月 | | | | | | | | | | | | 年間 |
|---------------------|----------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|-------|-------|--------|
| | | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | |
| 中部 (国設尼崎大気環境測定所) | 気温 () | 16.0 | 21.6 | 23.1 | 27.3 | 28.8 | 23.6 | 19.2 | 15.3 | 10.1 | 6.8 | 7.2 | 10.5 | 17.5 |
| | 湿度 (%) | 60 | 53 | 64 | 68 | 61 | 63 | 53 | 64 | 59 | 56 | 54 | 52 | 59 |
| | 降水量 (mm) | 96.0 | 100.0 | 178.0 | 388.5 | 146.5 | 115.0 | 33.0 | 102.0 | 82.0 | 58.0 | 92.5 | 78.0 | 1469.5 |
| | 日射量 (MJ/m ² ・日) | 14.19 | 21.03 | 16.08 | 16.94 | 17.90 | 13.03 | 13.95 | 7.23 | 7.66 | 8.63 | 11.23 | 15.01 | 13.60 |
| | 紫外線 (kJ/m ² ・日) | 15.6 | 26.0 | 21.5 | 28.4 | 27.1 | 17.2 | 14.1 | 5.9 | 4.5 | 4.2 | 7.9 | 13.6 | 16.4 |

備考1 降水量は月合計値で示し、それ以外については月平均値で示している。

表 真夏日・熱帯夜の日数の推移

| 測定局 | 年度 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |
|---------------------|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 中部 (国設尼崎大気環境測定所) | 真夏日 | 62 | 53 | 70 | 68 | 65 | 78 | 74 | 75 | 97 | 66 | 56 |
| | 熱帯夜 | 47 | 45 | 48 | 48 | 34 | 63 | 66 | 52 | 60 | 40 | 55 |

備考1 真夏日は日最高気温が30 以上の日、熱帯夜は日最低気温が25 以上の日の数を示す(1時間値から算出)。

酸性雨に関する測定結果

表 酸性雨

| 測定局 | 項目 | 月 | | | | | | | | | | | | 年間 |
|---------------------|----------|-------|------|-------|-------|-------|-------|------|------|------|------|------|------|--------|
| | | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | |
| 中部 (国設尼崎大気環境測定所) | pH | 4.45 | 4.52 | 4.90 | 4.88 | 4.77 | 4.99 | 4.77 | 4.79 | 4.94 | 4.78 | 5.21 | 5.08 | 4.81 |
| | 降水量 (mm) | 100.5 | 95.5 | 160.0 | 406.5 | 144.5 | 156.5 | 40.5 | 94.5 | 82.0 | 58.0 | 92.5 | 93.0 | 1524.0 |

備考1 pH は月平均値、降水量は月合計値。

備考2 降水量は、酸性雨の pH を測定した際の降水量を示す。

監視・測定結果

・環境基準項目

表 大気の汚染に係る環境基準の達成状況

| 測定の対象 | | 一般環境 | | | 沿道環境 | | | | | | | | | | | | |
|------------------------------------|------|----------------|---------------------|---------------|--------------|----------------|----------------------|------------------------|---------------------|--------------------|---------------------------|--------------------|-----------------|------------------|------------------|--------------------|---------------------|
| 設置者 | | 尼崎市 | 環境省 | 尼崎市 | | | | | | 環境省 | 国土交通省 | | | | 阪神高速道路(株) | | |
| 測定局 | 測定項目 | A | B | C | D | E | F | G | H | I | J | K | L | M | N | O | P |
| | | (立花北小学校) 北部 | (国設尼崎大気環境測定所) 中部 | (琴ノ浦高校) 南部 | (浜田) 国道2号 | (武庫川) 国道43号 | (武庫荘総合高校) 県道尼崎宝塚線 | (砂田子ども広場) 県道米谷昆陽尼崎線 | (上坂部西公園) 県道尼崎池田線 | (園和小学校) 市道尼崎豊中線 | (国設尼崎自動車交通環境測定所) 国道43号 | (東本町交差点局) 国道43号 | (西本町局) 国道43号 | (五合橋局) 国道43号線 | (十間交差点局) 国道2号 | 阪神高速3号神戸線 (西本町) | 阪神高速3号神戸線 (元浜公園) |
| 二酸化硫黄(SO₂) [ppm] | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 短期的評価 | | | | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 1時間値の最高値 | 0.1 | 0.017 | 0.019 | 0.018 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 1日平均値の最高値 | 0.04 | 0.005 | 0.006 | 0.006 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 長期的評価 | | | | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 1日平均値の2%除外値 | 0.04 | 0.004 | 0.004 | 0.005 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 1日平均値が2日以上連続して0.04 ppmを超えたことの有無 | 無 | 無 | 無 | 無 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| (参考)1年平均値 | なし | 0.001 | 0.001 | 0.002 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 一酸化炭素(CO) [ppm] | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 短期的評価 | | - | | - | - | | | | - | - | | - | - | - | - | - | - |
| 1時間値の最高値 | 20 | - | 1.5 | - | - | 1.8 | - | 2.1 | - | - | 2.2 | - | - | - | - | - | - |
| 1日平均値の最高値 | 10 | - | 0.6 | - | - | 0.7 | - | 0.8 | - | - | 1.0 | - | - | - | - | - | - |
| 長期的評価 | | - | | - | - | | | | - | - | | - | - | - | - | - | - |
| 1日平均値の2%除外値 | 10 | - | 0.6 | - | - | 0.6 | - | 0.7 | - | - | 0.8 | - | - | - | - | - | - |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|------|-------|-------|-------|---|-------|-------|-------|---|---|-----|-------|-------|-------|-------|---|---|
| 1日平均値が2日以上連続して10 ppmを超えたことの有無 | 無 | - | 無 | - | - | 無 | - | 無 | - | - | 無 | - | - | - | - | - | - |
| (参考)1年平均値 | なし | - | 0.3 | - | - | 0.4 | - | 0.5 | - | - | 0.6 | - | - | - | - | - | - |
| 浮遊粒子状物質 (SPM) [mg/m³] | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 短期的評価 | | | | - | - | | - | | - | - | - | | | | | - | - |
| 1時間値の最高値 | 0.20 | 0.084 | 0.104 | 0.116 | - | 0.108 | 0.080 | 0.077 | - | - | - | 0.082 | 0.098 | 0.101 | 0.135 | - | - |
| 1日平均値の最高値 | 0.10 | 0.059 | 0.042 | 0.071 | - | 0.073 | 0.065 | 0.059 | - | - | - | 0.063 | 0.074 | 0.067 | 0.074 | - | - |
| 長期的評価 | | | | - | - | | - | | - | - | - | | | | | - | - |
| 1日平均値の2%除外値 | 0.10 | 0.044 | 0.034 | 0.052 | - | 0.052 | 0.049 | 0.046 | - | - | - | 0.047 | 0.049 | 0.049 | 0.053 | - | - |
| 1日平均値が2日以上連続して0.10 mg/m ³ を超えたことの有無 | 無 | 無 | 無 | - | - | 無 | - | 無 | - | - | - | 無 | 無 | 無 | 無 | - | - |
| (参考)1年平均値 | なし | 0.017 | 0.013 | 0.021 | - | 0.022 | 0.022 | 0.020 | - | - | - | 0.021 | 0.022 | 0.022 | 0.024 | - | - |
| 光化学オキシダント (Ox) [ppm] | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 短期的評価 | | × | × | × | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 昼間の1時間値の最高値 | 0.06 | 0.100 | 0.111 | 0.111 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| (参考)昼間の1時間値が0.06 ppmを超えた日数 | なし | 71 | 78 | 74 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| (参考)昼間の1時間値が0.06 ppmを超えた時間数 | なし | 317 | 380 | 362 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| (参考)監視期間の平均値 | なし | 0.036 | 0.032 | 0.036 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |

備考1 環境基準の達成状況については、達成：○、非達成：×で示す。

備考2 環境基準について非達成の数値がある場合は、灰色の塗りつぶし()で示す。

備考3 - は測定していないこと、評価を行っていないことを示す。

備考4 二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質については短期的評価と長期的評価の2評価を行うこととなっている。

備考5 1日平均値の2%除外値とは、1年間を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%範囲にある測定値を除外した後の最高値。二酸化硫黄、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質では環境基準の長期的評価の達成状況を評価する際の値として用いる。ただし、1日平均値の環境基準を超えた日が2日以上連続した場合には、このような評価にかかわらず非達成と評価する。

備考6 光化学オキシダントの監視期間は毎年4月20日(土曜の場合は翌々日、日曜日の場合は翌日)から10月19日(土曜日の場合は前日、日曜日の場合は前々日)まで、昼間は5時から20時までの時間帯をいう。

備考7 大気汚染に係る環境基準 <http://www.env.go.jp/kijun/taiki1.html>

(参考)表 炭化水素の状況

| 測定の対象 | | 一般環境 | | | 沿道環境 | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------|------|----------------|---------------------|---------------|--------------|----------------|----------------------|------------------------|---------------------|--------------------|---------------------------|--------------------|-----------------|------------------|------------------|--------------------|---------------------|--|
| 設置者 | | 尼崎市 | 環境省 | 尼崎市 | | | | | | | 環境省 | 国土交通省 | | | | | 阪神高速道路(株) | |
| 測定局 | 測定項目 | A | B | C | D | E | F | G | H | I | J | K | L | M | N | O | P | |
| | | (立花北小学校 北部) | (国設尼崎大気環境測定所 中部) | (琴ノ浦高校 南部) | (浜田) 国道2号 | (武庫川) 国道43号 | (武庫荘総合高校) 県道尼崎宝塚線 | (砂田子ども広場) 県道米谷昆陽尼崎線 | (上坂部西公園) 県道尼崎池田線 | (園和小学校) 市道尼崎豊中線 | (国設尼崎自動車交通環境測定所) 国道43号 | (東本町交差点局) 国道43号 | (西本町局) 国道43号 | (五合橋局) 国道43号線 | (十間交差点局) 国道2号 | 阪神高速3号神戸線 (西本町) | 阪神高速3号神戸線 (元浜公園) | |
| メタン [ppmC] | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年平均値 | なし | - | 1.93 | - | - | 2.05 | - | 1.97 | - | - | 1.96 | - | - | - | - | - | - | |
| 非メタン炭化水素 [ppmC] | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年平均値 | なし | - | 0.12 | - | - | 0.21 | - | 0.14 | - | - | 0.18 | - | - | - | - | - | - | |
| 3時間平均値 | 0.31 | - | 0.14 | - | - | 0.22 | - | 0.21 | - | - | 0.23 | - | - | - | - | - | - | |
| 全炭化水素 [ppmC] | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年平均値 | なし | - | 2.05 | - | - | 2.25 | - | 2.11 | - | - | 2.15 | - | - | - | - | - | - | |

備考1 - は測定していないこと、評価を行っていないことを示す。

備考2 非メタン炭化水素の3時間平均値は、午前6時から午前9時までの平均値。

備考3 大気中の非メタン炭化水素濃度の指針値は、昭和51年に光化学オキシダントの生成防止のため中央公害対策審議会答申で示されたもの。

表 二酸化窒素に係る環境基準の達成状況

| 測定の対象 | | 一般環境 | | | 沿道環境 | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------------|------|----------------|---------------------|---------------|--------------|----------------|----------------------|------------------------|---------------------|--------------------|---------------------------|--------------------|-----------------|------------------|------------------|--------------------|---------------------|
| 設置者 | | 尼崎市 | 環境省 | 尼崎市 | | | | | | | 環境省 | 国土交通省 | | | | 阪神高速道路(株) | |
| 測定項目 | 測定局 | A | B | C | D | E | F | G | H | I | J | K | L | M | N | O | P |
| | | (立花北小学校) 北部 | (国設尼崎大気環境測定所) 中部 | (琴ノ浦高校) 南部 | (浜田) 国道2号 | (武庫川) 国道43号 | (武庫荘総合高校) 県道尼崎宝塚線 | (砂田子ども広場) 県道米谷昆陽尼崎線 | (上坂部西公園) 県道尼崎池田線 | (園和小学校) 市道尼崎豊中線 | (国設尼崎自動車交通環境測定所) 国道43号 | (東本町交差点局) 国道43号 | (西本町局) 国道43号 | (五合橋局) 国道43号線 | (十間交差点局) 国道2号 | 阪神高速3号神戸線 (西本町) | 阪神高速3号神戸線 (元浜公園) |
| 二酸化窒素(NO ₂) [ppm] | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価 | | | | - | | | | | | | - | | | | | | |
| 1日平均値の年間98%値 | 0.06 | 0.032 | 0.037 | 0.037 | 0.035 | 0.056 | 0.038 | 0.041 | 0.039 | 0.032 | - | 0.055 | 0.046 | 0.053 | 0.042 | 0.050 | 0.047 |
| (参考)1年平均値 | なし | 0.014 | 0.017 | 0.018 | 0.016 | 0.027 | 0.021 | 0.022 | 0.019 | 0.017 | - | 0.034 | 0.023 | 0.033 | 0.026 | 0.026 | 0.031 |

備考1 環境基準の達成状況については、達成：○、非達成：×で示す。

備考2 環境基準について非達成の数値がある場合は、灰色の塗りつぶし()で示す。

備考3 - は測定していないこと、評価を行っていないことを示す。

備考4 1日平均値の年間98%とは、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に該当する値。二酸化窒素の環境基準の達成状況を評価する際の値として用いる。

備考5 二酸化窒素に係る環境基準 <http://www.env.go.jp/kijun/taiki2.html>

(参考)表 一酸化窒素の状況

| 測定の対象 | | 一般環境 | | | 沿道環境 | | | | | | | | | | | | |
|-----------------|-----|-------|-------------|------------------|------------|-----------|-------------|-------------------|---------------------|------------------|-----------------|------------------------|-----------------|--------------|---------------|---------------|-----------------|
| 設置者 | | 尼崎市 | 環境省 | 尼崎市 | | | | | | | 環境省 | 国土交通省 | | | | 阪神高速道路(株) | |
| 測定項目 | 測定局 | A | B | C | D | E | F | G | H | I | J | K | L | M | N | O | P |
| | | 環境基準 | (立花北小学校) 北部 | (国設尼崎大気環境測定所) 中部 | (琴ノ浦高校) 南部 | (浜田) 国道2号 | (武庫川) 国道43号 | (武庫荘総合高校) 県道尼崎宝塚線 | (砂田子ども広場) 県道米谷昆陽尼崎線 | (上坂部西公園) 県道尼崎池田線 | (園和小学校) 市道尼崎豊中線 | (国設尼崎自動車交通環境測定所) 国道43号 | (東本町交差点局) 国道43号 | (西本町局) 国道43号 | (五合橋局) 国道43号線 | (十間交差点局) 国道2号 | 阪神高速3号神戸線 (西本町) |
| 一酸化窒素(NO) [ppm] | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年平均値 | なし | 0.002 | 0.004 | 0.005 | 0.007 | 0.018 | 0.018 | 0.015 | 0.015 | 0.010 | - | 0.067 | 0.013 | 0.048 | 0.021 | 0.018 | 0.028 |

備考1 - は測定していないことを示す。

表 微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準の達成状況

| 測定局の対象 | | 一般環境 | | | 沿道環境 | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------------|------|----------------|---------------------|---------------|--------------|----------------|----------------------|------------------------|---------------------|--------------------|---------------------------|--------------------|-----------------|------------------|------------------|--------------------|---------------------|
| 設置者 | | 尼崎市 | 環境省 | 尼崎市 | | | | | | | 環境省 | 国土交通省 | | | | 阪神高速道路(株) | |
| 測定局 | 環境基準 | A | B | C | D | E | F | G | H | I | J | K | L | M | N | O | P |
| | | (立花北小学校) 北部 | (国設尼崎大気環境測定所) 中部 | (琴ノ浦高校) 南部 | (浜田) 国道2号 | (武庫川) 国道43号 | (武庫荘総合高校) 県道尼崎宝塚線 | (砂田子ども広場) 県道米谷毘陽尼崎線 | (上坂部西公園) 県道尼崎池田線 | (園和小学校) 市道尼崎豊中線 | (国設尼崎自動車交通環境測定所) 国道43号 | (東本町交差点局) 国道43号 | (西本町局) 国道43号 | (五合橋局) 国道43号線 | (十間交差点局) 国道2号 | 阪神高速3号神戸線 (西本町) | 阪神高速3号神戸線 (元浜公園) |
| 測定項目 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 微小粒子状物質 (PM2.5) [μg/m ³] | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価 | | - | × | - | - | × | × | () | - | - | × | - | - | - | - | - | - |
| | | | (×) | | | (×) | (×) | | | | (×) | | | | | | |
| 1日平均値の年間98パーセントイル値(短期基準) | 35 | - | 35.2 | - | - | 41.0 | 35.3 | 35.0 | - | - | 36.8 | - | - | - | - | - | - |
| | | - | (35.2) | - | - | (41.0) | (35.3) | (35.0) | - | - | (36.8) | - | - | - | - | - | - |
| 1年平均値(長期基準) | 15 | - | 15.0 | - | - | 16.9 | 16.0 | 14.2 | - | - | 16.5 | - | - | - | - | - | - |
| | | - | (15.0) | - | - | (16.8) | (16.0) | (14.1) | - | - | (16.4) | - | - | - | - | - | - |

備考1 環境基準の達成状況については、達成：、非達成：×で示す。なお、短期基準・長期基準の両方について基準値内であった場合を「達成」とする。

備考2 環境基準について非達成の数値がある場合は、灰色の塗りつぶし()で示す。

備考3 - は測定していないこと、評価を行っていないことを示す。

備考4 ()は黄砂の影響を除いた場合。平成26年度において気象庁が公表した黄砂の観測日は平成27年6月13日の1日間である。

備考5 1日平均値の年間98パーセントイル値とは、1年間を通じて得られた1日平均値のうち低い方から数えて98%目に該当する値。微小粒子状物質では短期基準の達成状況を評価する際の値として用いる。

備考6 国道43号(武庫川)の測定機は濾過捕集との等価性がないので、測定結果は参考値。

備考7 微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準 <http://www.env.go.jp/kijun/taiki4.html>

表 ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準の達成状況

| 測定局の種類 | | 一般環境 | | | 沿道環境 | | | | | | | | | | | | |
|--|-------|----------------|---------------------|-------------|--------------|----------------|----------------------|------------------------|---------------------|--------------------|---------------------------|--------------------|-----------------|------------------|------------------|--------------------|---------------------|
| 設置者 | | 尼崎市 | 環境省 | 尼崎市 | | | | | | | 環境省 | 国土交通省 | | | | 阪神高速道路(株) | |
| 測定局 | 環境基準 | A | B | C | D | E | F | G | H | I | J | K | L | M | N | O | P |
| | | (立花北小学校) 北部 | (国設尼崎大気環境測定所) 中部 | 琴ノ浦高校 南部 | (浜田) 国道2号 | (武庫川) 国道43号 | (武庫荘総合高校) 県道尼崎宝塚線 | (砂田子ども広場) 県道米谷昆陽尼崎線 | (上坂部西公園) 県道尼崎池田線 | (園和小学校) 市道尼崎豊中線 | (国設尼崎自動車交通環境測定所) 国道43号 | (東本町交差点局) 国道43号 | (西本町局) 国道43号 | (五合橋局) 国道43号線 | (十間交差点局) 国道2号 | 阪神高速3号神戸線 (西本町) | 阪神高速3号神戸線 (元浜公園) |
| ベンゼン [mg/m ³] | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価 | | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 1年平均値 | 0.003 | - | - | 0.0014 | - | 0.0015 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| トリクロロエチレン [mg/m ³] | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価 | | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 1年平均値 | 0.2 | - | - | 0.0010 | - | 0.00071 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| テトラクロロエチレン [mg/m ³] | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価 | | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 1年平均値 | 0.2 | - | - | 0.00020 | - | 0.00019 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| ジクロロメタン [mg/m ³] | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価 | | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 1年平均値 | 0.15 | - | - | 0.0015 | - | 0.0010 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |

備考1 環境基準の達成状況については、達成：○、非達成：×で示す。

備考2 環境基準について非達成の数値がある場合は、灰色の塗りつぶし()で示す。

備考3 - は測定していないこと、評価を行っていないことを示す。

備考4 ベンゼン等に係る環境基準 <http://www.env.go.jp/kijun/taiki3.html>

・有害大気汚染物質

大気汚染防止法では、「継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となるもの」として有害大気汚染物質が定められており、現在 248 物質が選定されています。

これらの中で、健康リスクがある程度高いと考えられる 23 物質が優先取組物質として指定されています。このうち、ジクロロメタン、ダイオキシン類、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン及びベンゼンの 5 物質については環境基準が設定されており、平成 27 年度時点ではアクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、クロロホルム、1,2 ジクロロエタン、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、1,3 ブタジエン、マンガン及びその化合物の 9 物質に指針値が定められています。

表 有害大気汚染物質の測定結果

| 測定の対象 | | | | 一般環境 | 沿道環境 |
|--------------|------|-----|------------------------|-------|----------------|
| 地点記号 | | | | - | E |
| 測定項目 | 環境基準 | 指針値 | 測定局 単位 | 琴ノ浦高校 | 国道43号 (武庫川) |
| アクリロニトリル | なし | 2 | μg/m ³ | 0.032 | - |
| アセトアルデヒド | なし | なし | | 2.7 | 2.6 |
| 塩化ビニルモノマー | なし | 10 | | 0.025 | - |
| 塩化メチル | なし | なし | | 1.8 | - |
| クロム及びクロム化合物 | なし | なし | ng/m ³ | 13 | - |
| クロロホルム | なし | 18 | μg/m ³ | 0.34 | - |
| 酸化エチレン | なし | なし | | 0.076 | - |
| 1,2-ジクロロエタン | なし | 1.6 | | 0.18 | - |
| ジクロロメタン | 150 | なし | | 1.5 | 1.0 |
| 水銀及びその化合物 | なし | 40 | ng Hg/m ³ | 2.1 | - |
| ダイオキシン類 | 0.6 | なし | pg-TEQ/ m ³ | 0.025 | - |
| テトラクロロエチレン | 200 | なし | μg/m ³ | 0.20 | 0.19 |
| トリクロロエチレン | 200 | なし | | 1.0 | 0.71 |
| トルエン | なし | なし | | 11 | 8.6 |
| ニッケル化合物 | なし | 25 | ng Ni/m ³ | 9.7 | - |
| ヒ素及びその化合物 | なし | 6 | ng As/m ³ | 1.3 | - |
| 1,3-ブタジエン | なし | 2.5 | μg/m ³ | 0.095 | 0.14 |
| ベリリウム及びその化合物 | なし | なし | ng/m ³ | 0.024 | - |
| ベンゼン | 3 | なし | μg/m ³ | 1.4 | 1.5 |
| ベンゾ[a]ピレン | なし | なし | ng/m ³ | 0.12 | 0.11 |
| ホルムアルデヒド | なし | なし | μg/m ³ | 2.5 | 2.5 |
| マンガン及びその化合物 | なし | 140 | ng Mn/m ³ | 46 | - |

備考 1 環境基準・指針値の非達成の数値がある場合は、灰色の塗りつぶし()で示す。

備考 2 「クロム及び三価クロム化合物」及び「六価クロム化合物」については分析方法が確立していないため「クロム及びその化合物」として掲載している。

備考 3 国道 43 号(武庫川)の測定局は、沿道環境を調査することを目的としており、自動車排出ガスに関連する項目を対象に測定している。

備考 4 指針値は「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第七次答申~第十次答申)について」(第七次答申:平成 15 年 9 月 30 日 環境省環境管理局长、第八次答申:平成 18 年 12 月 20 日 環境省水・大気環境局长、第九次答申:平成 22 年 10 月 15 日 環境省水・大気局长、第十次答申:平成 26 年 5 月 1 日 環境省水・大気環境局长)により通知されている。

主要な物質の年間平均値の推移

図 二酸化窒素濃度の推移（年間平均値）

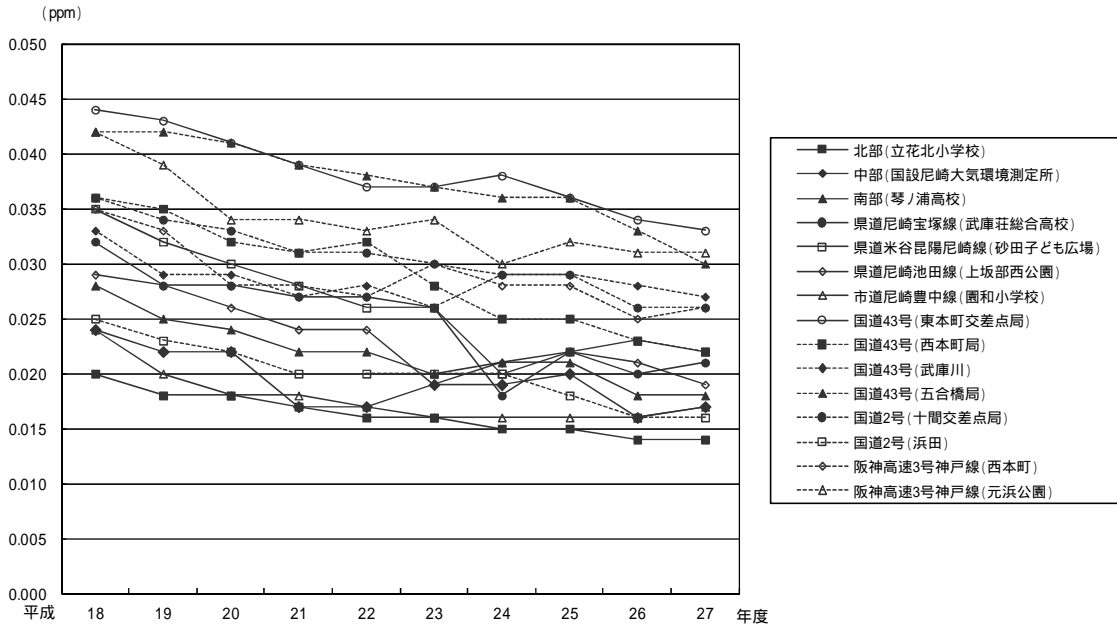


図 浮遊粒子状物質濃度の推移（年間平均値）

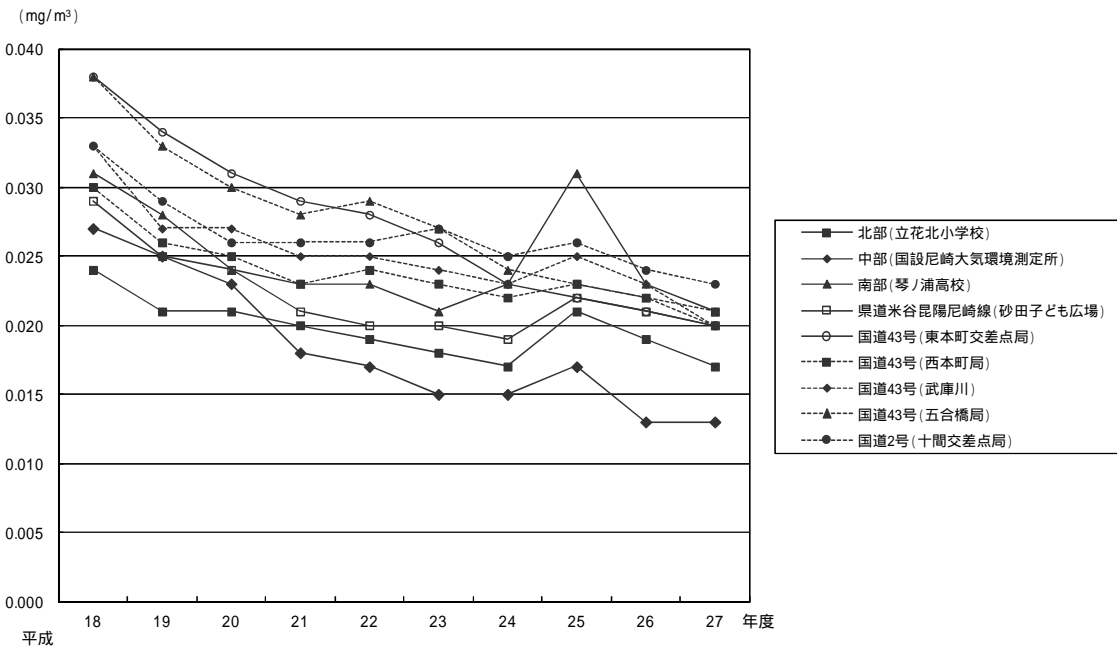
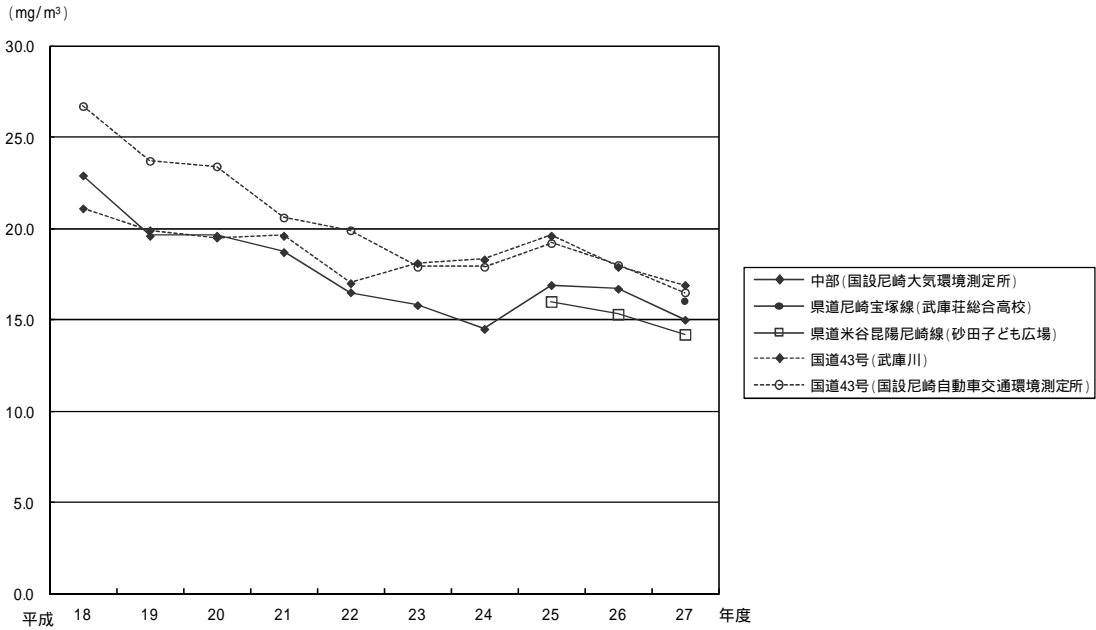
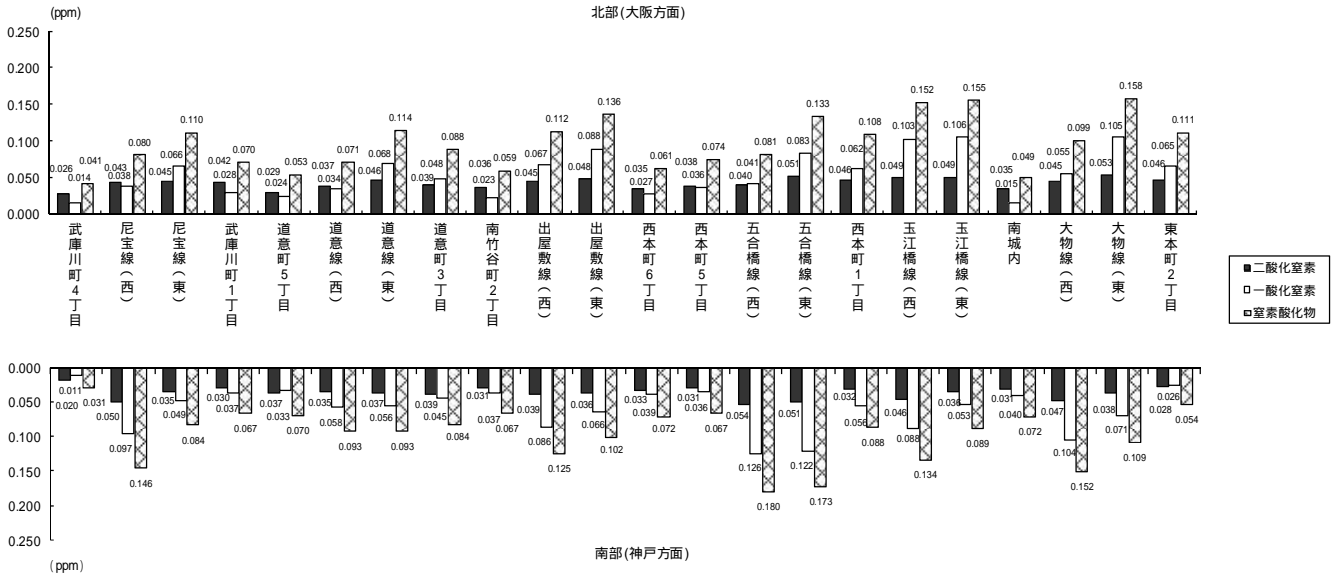


図 微小粒子状物質濃度の推移（年間平均値）



国道43号における窒素酸化物の簡易測定 (PT10法) 結果

図 簡易測定 (PT10法) による窒素酸化物の濃度分布



環境測定車（あおぞら号）による測定結果

表 環境測定車（あおぞら号）の測定結果

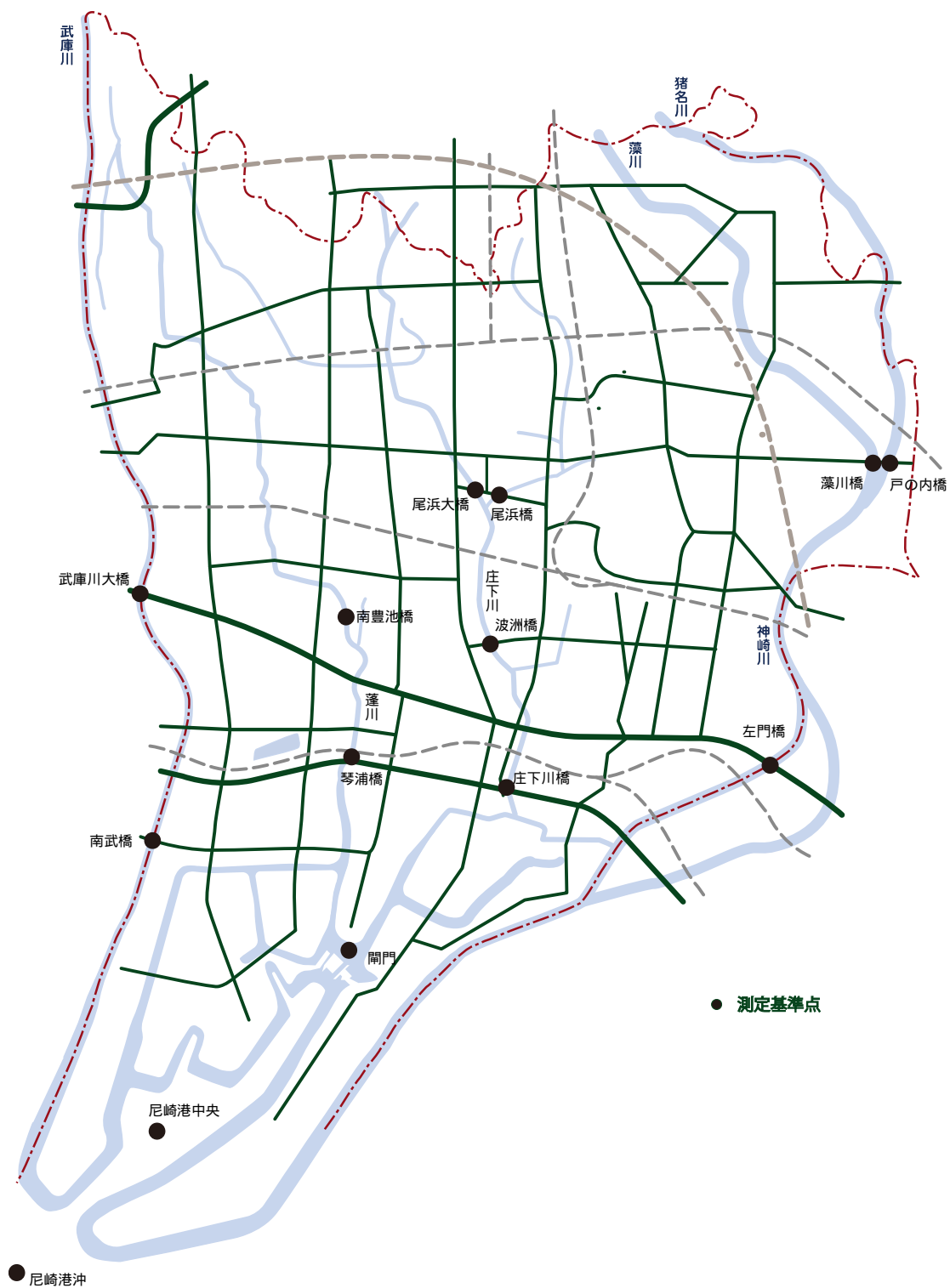
| 測定地点 | | 測定期間 | 測定日数（日） | 期間平均値 | | |
|--------|--------|------------|---------|---------------------------------|----------------|----------------|
| | | | | 浮遊粒子状物質 （mg/m ³ ） | 一酸化窒素 （ppm） | 二酸化窒素 （ppm） |
| 国道43号 | 東本町2丁目 | 4/23~5/29 | 37 | 0.034 | 0.015 | 0.030 |
| 道意線 | 道意町6丁目 | 6/2~6/25 | 24 | 0.026 | 0.011 | 0.021 |
| 昭和東本町線 | 大物町2丁目 | 7/1~7/24 | 24 | 0.023 | 0.011 | 0.018 |
| 国道43号 | 東本町2丁目 | 8/4~9/27 | 24 | 0.029 | 0.019 | 0.024 |
| 大物線 | 東本町3丁目 | 10/1~10/29 | 29 | 0.027 | 0.010 | 0.025 |
| 五合橋線 | 東向島東之町 | 11/5~12/3 | 29 | 0.018 | 0.017 | 0.025 |
| 道意線 | 道意町6丁目 | 1/21~2/17 | 28 | 0.018 | 0.018 | 0.022 |
| 山手幹線 | 栗山町2丁目 | 2/18~3/17 | 29 | 0.023 | 0.005 | 0.017 |

備考1 測定日数は224日（設置から撤収に至る日数）

備考2 昭和49年5月から継続的に測定を行っている。

水質（公共用水域 河川・海域）

図 河川・海域における水質調査地点



監視・測定結果

・環境基準項目

表 人の健康の保護に関する環境基準の達成状況

| 項目 | 測定地点 環境基準 | 河川 | | | | | | | | | | | 海域 | | |
|-----------------|------------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | | 神崎川水系 | | | 武庫川水系 | | 庄下川水系 | | | 蓬川水系 | | 大阪湾 | | | |
| | | 神崎川 | 猪名川 | 藻川 | 武庫川 | | 庄下川 | | | 昆陽川 | 蓬川 | | 大阪湾 | | |
| | | 左門橋 | 戸ノ内橋 | 藻川橋 | 南武橋 | 武庫大橋 | 庄下川橋 | 波洲橋 | 尾浜大橋 | 尾浜橋 | 琴浦橋 | 南豊池橋 | 尼崎港沖 | 尼崎港中央 | 開門 |
| カドミウム | 0.003 mg/L | < 0.0003 | < 0.0003 | < 0.0003 | < 0.0003 | < 0.0003 | < 0.0003 | < 0.0003 | < 0.0003 | < 0.0003 | < 0.0003 | < 0.0003 | < 0.0003 | < 0.0003 | < 0.0003 |
| 全シアン | 検出されないこと。 | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND |
| 鉛 | 0.01 mg/L | < 0.001 | 0.001 | 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | 0.001 | 0.001 | 0.001 | 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | 0.001 |
| 六価クロム | 0.05 mg/L | < 0.01 | < 0.01 | < 0.01 | < 0.01 | < 0.01 | < 0.01 | < 0.01 | < 0.01 | < 0.01 | < 0.01 | < 0.01 | < 0.01 | < 0.01 | < 0.01 |
| 砒素 | 0.01 mg/L | 0.001 | 0.001 | 0.001 | 0.001 | 0.001 | 0.001 | 0.001 | < 0.001 | 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | 0.001 | 0.001 | 0.001 |
| 総水銀 | 0.0005 mg/L | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと。 | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND |
| PCB | 検出されないこと。 | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND |
| ジクロロメタン | 0.02 mg/L | 0.002 | < 0.002 | < 0.002 | < 0.002 | < 0.002 | < 0.002 | < 0.002 | < 0.002 | < 0.002 | < 0.002 | < 0.002 | < 0.002 | < 0.002 | < 0.002 |
| 四塩化炭素 | 0.002 mg/L | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.004 mg/L | < 0.0004 | < 0.0004 | < 0.0004 | < 0.0004 | < 0.0004 | < 0.0004 | < 0.0004 | < 0.0004 | < 0.0004 | < 0.0004 | < 0.0004 | < 0.0004 | < 0.0004 | < 0.0004 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.1 mg/L | < 0.01 | < 0.01 | < 0.01 | < 0.01 | < 0.01 | < 0.01 | < 0.01 | < 0.01 | < 0.01 | < 0.01 | < 0.01 | < 0.01 | < 0.01 | < 0.01 |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04 mg/L | < 0.004 | < 0.004 | < 0.004 | < 0.004 | < 0.004 | < 0.004 | < 0.004 | < 0.004 | < 0.004 | < 0.004 | < 0.004 | < 0.004 | < 0.004 | < 0.004 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 1 mg/L | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006 mg/L | < 0.0006 | < 0.0006 | < 0.0006 | < 0.0006 | < 0.0006 | < 0.0006 | < 0.0006 | < 0.0006 | < 0.0006 | < 0.0006 | < 0.0006 | < 0.0006 | < 0.0006 | < 0.0006 |
| トリクロロエチレン | 0.01 mg/L | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 |
| テトラクロロエチレン | 0.01 mg/L | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 |
| 1,3-ジクロロプロペン | 0.002 mg/L | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 |
| チウラム | 0.006 mg/L | - | < 0.0006 | < 0.0006 | - | < 0.0006 | < 0.0006 | - | < 0.0006 | < 0.0006 | - | < 0.0006 | < 0.0006 | < 0.0006 | < 0.0006 |
| シマジン | 0.003 mg/L | - | < 0.0003 | < 0.0003 | - | < 0.0003 | < 0.0003 | - | < 0.0003 | < 0.0003 | - | < 0.0003 | < 0.0003 | < 0.0003 | < 0.0003 |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| チオベンカルブ | 0.02 mg/L | - | < 0.002 | < 0.002 | - | < 0.002 | < 0.002 | - | < 0.002 | < 0.002 | - | < 0.002 | < 0.002 | < 0.002 | < 0.002 |
| ベンゼン | 0.01 mg/L | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 |
| セレン | 0.01 mg/L | - | <0.001 | <0.001 | - | < 0.001 | < 0.001 | - | < 0.001 | < 0.001 | - | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10 mg/L | 1.8 | 3.2 | 0.92 | 0.35 | 0.50 | 0.61 | 0.74 | 0.61 | 0.72 | 0.88 | 0.62 | 0.40 | 0.20 | 1.20 |
| ふっ素 | 0.8 mg/L | 0.17 | 0.17 | 0.21 | - | 0.31 | 0.25 | 0.22 | 0.26 | 0.31 | - | 0.40 | - | - | - |
| ほう素 | 1 mg/L | 0.34 | 0.17 | 0.09 | - | 0.11 | 0.11 | 0.10 | 0.08 | 0.08 | - | 0.10 | - | - | - |
| 1,4-ジオキサン | 0.05 mg/L | - | < 0.005 | < 0.005 | - | < 0.005 | < 0.005 | - | < 0.005 | < 0.005 | - | < 0.005 | < 0.005 | < 0.005 | < 0.005 |

備考1 環境基準について非達成の数値がある場合は、灰色の塗りつぶし()で示す。

備考2 - は測定していないことを示す。

備考3 < は1年間を通じて得られたすべての値が報告値下限値未満を示す。NDは検出限界以下を示す。

備考4 環境基準及び測定結果は年間平均値であり、年間測定回数は測定項目により異なる。

備考5 水質汚濁に係る環境基準について 別表1 人の健康の保護に関する環境基準 <http://www.env.go.jp/kijun/mizu.html>

表 生活環境の保全に関する環境基準の達成状況

| 項目 | 河川 | | | | | | | | | | | | 海域 | | |
|--------------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|------|------|----------------|----------------|----------------|--|
| | 神崎川水系 | | | 武庫川水系 | | 庄下川水系 | | | | 蓬川水系 | | 大阪湾 | | | |
| | 神崎川 | 猪名川 | 藻川 | 武庫川 | | 庄下川 | | 昆陽川 | 蓬川 | | 大阪湾 | | | | |
| | 左門橋 | 戸ノ内橋 | 藻川橋 | 南武橋 | 武庫大橋 | 庄下川橋 | 波洲橋 | 尾浜大橋 | 尾浜橋 | 琴浦橋 | 南豊池橋 | 尼崎港沖 | 尼崎港中央 | 開門 | |
| 環境基準の水域類型 | B | D | B | C | C | C | C | C | C | なし | なし | C | C | C | |
| 水素イオン濃度 (pH) | | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価 | | | | | | | | | | - | - | × | × | × | |
| 環境基準 | 6.5以上 8.5以下 | 6.0以上 8.5以下 | 6.5以上 8.5以下 | 6.5以上 8.5以下 | 6.5以上 8.5以下 | 6.5以上 8.5以下 | 6.5以上 8.5以下 | 6.5以上 8.5以下 | 6.5以上 8.5以下 | なし | | 7.0以上 8.3以下 | 7.0以上 8.3以下 | 7.0以上 8.3以下 | |
| 日間平均値の最小値 | 7.0 | 7.0 | 7.0 | 7.6 | 7.1 | 7.2 | 7.4 | 7.3 | 7.5 | 7.3 | 7.5 | 7.5 | 7.8 | 7.7 | |
| 日間平均値の最大値 | 7.8 | 7.5 | 7.6 | 8.2 | 8.3 | 8.1 | 8.5 | 8.2 | 8.5 | 8.5 | 8.1 | 8.4 | 8.7 | 8.9 | |
| (参考)年間平均値 | 7.2 | 7.2 | 7.3 | 7.7 | 7.7 | 7.5 | 7.7 | 7.6 | 7.7 | 7.5 | 7.7 | 7.9 | 8.1 | 8.2 | |
| 生物化学的酸素要求量 (BOD) [mg/L] | | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価 | | | | | | | | | | - | - | - | - | - | |
| 環境基準 | 3以下 | 8以下 | 3以下 | 5以下 | 5以下 | 5以下 | 5以下 | 5以下 | 5以下 | なし | | なし | | | |
| 75%水質値 | 1.5 | 3.1 | 1.3 | 1.3 | 1.4 | 2.0 | 1.6 | 1.5 | 1.6 | 1.6 | 1.1 | - | - | - | |
| (参考)年間平均値 | 1.3 | 3.6 | 1.4 | 1.0 | 1.1 | 1.6 | 1.2 | 1.2 | 1.4 | 1.4 | 0.8 | - | - | - | |
| 化学的酸素要求量 (COD) [mg/L] | | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | | | | |
| 環境基準 | なし | | | なし | | なし | | | | なし | | 8以下 | 8以下 | 8以下 | |
| 75%水質値 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 4.4 | 4.8 | 7.1 | |
| (参考)年間平均値 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 3.4 | 3.7 | 6.6 | |
| 浮遊物質量 (SS) [mg/L] | | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価 | | | | | | | | | | - | - | - | - | - | |
| 環境基準 | 25以下 | 100以下 | 25以下 | 50以下 | 50以下 | 50以下 | 50以下 | 50以下 | 50以下 | なし | | なし | | | |
| 日間平均値の最大値 | 5 | 25 | 16 | 14 | 16 | 15 | 10 | 22 | 23 | 5 | 13 | - | - | - | |
| (参考)年間平均値 | 4 | 5 | 5 | 6 | 5 | 6 | 5 | 5 | 6 | 3 | 3 | - | - | - | |
| 溶存酸素量 (DO) [mg/L] | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------------|---------|---------|---------|---------|--------|---------|---------|---------|---------|--------|---------|----------|----------|--------|
| 評価 | | | | | | | | | | - | - | | | |
| 環境基準 | 5以上 | 2以上 | 5以上 | 5以上 | 5以上 | 5以上 | 5以上 | 5以上 | 5以上 | なし | | 2以上 | 2以上 | 2以上 |
| 日間平均値の最小値 | 6.0 | 5.2 | 5.8 | 6.0 | 6.6 | 6.6 | 6.9 | 6.1 | 7.7 | 4.3 | 5.8 | 4.1 | 5.3 | 7.8 |
| (参考)年間平均値 | 7.1 | 7.4 | 8.5 | 8.6 | 9.8 | 8.5 | 9.2 | 8.9 | 9.6 | 7.8 | 8.3 | 8.0 | 8.5 | 11 |
| 大腸菌群数 [MPN/100 mL] | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価 | × | - | × | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 環境基準 | 5,000以下 | なし | 5,000以下 | なし | | なし | | | | なし | | なし | | |
| 日間平均値の最大値 | 790,000 | 330,000 | 49,000 | 140,000 | 33,000 | 130,000 | 130,000 | 130,000 | 170,000 | 17,000 | 230,000 | 2400,000 | 1100,000 | 3,300 |
| (参考)年間平均値 | 160,000 | 57,000 | 13,000 | 37,000 | 11,000 | 58,000 | 44,000 | 40,000 | 38,000 | 4,300 | 46,000 | 420,000 | 180,000 | 1,200 |
| n-ヘキサン抽出物(油分等) [mg/L] | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 環境基準 | なし | | | なし | | なし | | | | なし | | なし | | |
| 日間平均値の最大値 | < 0.5 | < 0.5 | < 0.5 | < 0.5 | < 0.5 | < 0.5 | < 0.5 | < 0.5 | < 0.5 | 0.5 | 0.5 | < 0.5 | < 0.5 | < 0.5 |
| 環境基準の水域類型 | | | | | | | | | | | | | | |
| | なし | なし | なし | なし | なし | なし | なし | なし | なし | なし | なし | | | |
| 全窒素 [mg/L] | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | × | | × |
| 環境基準 | なし | | | なし | | なし | | | | なし | | 1以下 | 1以下 | 1以下 |
| 年間平均値 | 2.7 | 5.0 | 1.3 | 0.65 | 0.74 | 1.2 | 1.1 | 0.98 | 0.96 | 1.3 | 0.84 | 1.1 | 0.63 | 1.9 |
| 全機 [mg/L] | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | × | | × |
| 環境基準 | なし | | | なし | | なし | | | | なし | | 0.09以下 | 0.09以下 | 0.09以下 |
| 年間平均値 | 0.34 | 0.67 | 0.078 | 0.059 | 0.041 | 0.092 | 0.092 | 0.069 | 0.073 | 0.079 | 0.058 | 0.13 | 0.057 | 0.11 |

備考1 環境基準の達成状況については、達成：、非達成：×で示す。

備考2 環境基準について非達成の数値がある場合は、灰色の塗りつぶし()で示す。

備考3 -は測定していないこと、評価を行っていないことを示す。

備考4 <は報告値下限値未満を示す。

備考5 75%水質値とは、1年間の測定を通じて得られた日間平均値のうち低い方から数えて75%目に該当する値。河川のBODや海域でのCODの環境基準の達成状況を評価する際の値として用いる。

備考6 水質汚濁に係る環境基準について 別表2 生活環境の保全に関する環境基準 <http://www.env.go.jp/kijun/mizu.html>

表 水生生物の保全に係る環境基準の達成状況

| 項目 | 河川 | | | | | | | | | | | | 海域 | | |
|------------------------------------|----------|----------|-----------|-------|---------|---------|-------|---------|---------|-------|----------|-----------|-----------|----------|--|
| | 神崎川水系 | | | 武庫川水系 | | 庄下川水系 | | | 蓬川水系 | | 大阪湾 | | | | |
| | 神崎川 | 猪名川 | 藻川 | 武庫川 | | 庄下川 | | 昆陽川 | 蓬川 | | 大阪湾 | | | | |
| | 左門橋 | 戸ノ内橋 | 藻川橋 | 南武橋 | 武庫大橋 | 庄下川橋 | 波洲橋 | 尾浜大橋 | 尾浜橋 | 琴浦橋 | 南豊池橋 | 尼崎港沖 | 尼崎港中央 | 開門 | |
| 環境基準の水域類型 | 生物B | 生物B | なし | なし | なし | なし | なし | なし | なし | なし | なし | 生物A | 生物A | 生物A | |
| 全亜鉛 [mg/L] | | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価 | | | - | - | - | - | - | - | - | - | - | | | × | |
| 環境基準 | 0.03 以下 | 0.03 以下 | なし | なし | | なし | | | なし | | 0.02 以下 | 0.02 以下 | 0.02 以下 | | |
| 年間平均値 | 0.015 | 0.022 | 0.016 | 0.008 | 0.008 | 0.014 | 0.013 | 0.017 | 0.019 | 0.011 | 0.008 | 0.009 | 0.007 | 0.027 | |
| ノニルフェノール [mg/L] | | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価 | | | - | - | - | - | - | - | - | - | - | | | | |
| 環境基準 | 0.002 以下 | 0.002 以下 | なし | なし | | なし | | | なし | | 0.001 以下 | 0.001 以下 | 0.001 以下 | | |
| 年間平均値 | 0.00006 | 0.00006 | < 0.00006 | - | 0.00006 | 0.00007 | - | 0.00006 | 0.00007 | - | 0.00007 | < 0.00006 | < 0.00006 | 0.00009 | |
| 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 [mg/L] | | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価 | | | - | - | - | - | - | - | - | - | - | | | | |
| 環境基準 | 0.05 以下 | 0.05 以下 | なし | なし | | なし | | | なし | | 0.01 以下 | 0.01 以下 | 0.01 以下 | | |
| 年間平均値 | 0.0017 | 0.0015 | 0.0009 | - | 0.0007 | 0.0019 | - | 0.0032 | 0.0032 | - | < 0.0006 | < 0.0006 | < 0.0006 | < 0.0006 | |

備考1 環境基準の達成状況については、達成：○、非達成：×で示す。

備考2 環境基準について非達成の数値がある場合は、灰色の塗りつぶし()で示す。

備考3 - は測定していないこと、評価を行っていないことを示す。

備考4 < は報告値下限値未満を示す、ND は検出限界以下を示す。

備考5 水質汚濁に係る環境基準について 別表2 生活環境の保全に関する環境基準 <http://www.env.go.jp/kijun/mizu.html>

・要監視項目

要監視項目とは、「人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努める物質」として設定されているものです。公共用水域では「人の健康の保護に関する項目」として 26 項目、「水生生物の保全に関する項目」として 6 項目が設定されています。

表 公共用水域における要監視項目の測定結果

| 項目 | 測定地点 指針値 | 河川 | | | | | | | | | | | 海域 | | |
|----------------------|-------------|---------|----------|----------|---------|----------|----------|---------|----------|----------|---------|----------|----------|----------|----------|
| | | 神崎川水系 | | | 武庫川水系 | | 庄下川水系 | | | | 蓬川水系 | | 大阪湾 | | |
| | | 神崎川 | 猪名川 | 藻川 | 武庫川 | | 庄下川 | | 昆陽川 | 蓬川 | | 大阪湾 | | | |
| | | 左門橋 | 戸ノ内橋 | 藻川橋 | 南武橋 | 武庫大橋 | 庄下川橋 | 波洲橋 | 尾浜大橋 | 尾浜橋 | 琴浦橋 | 南豊池橋 | 尼崎港沖 | 尼崎港中央 | 開門 |
| 人の健康の保護に関する項目 | | | | | | | | | | | | | | | |
| クロロホルム | 0.06 mg/L | - | < 0.006 | < 0.006 | - | < 0.006 | < 0.006 | - | < 0.006 | < 0.006 | - | < 0.006 | < 0.006 | < 0.006 | < 0.006 |
| トランス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04 mg/L | < 0.004 | < 0.004 | < 0.004 | < 0.004 | < 0.004 | < 0.004 | < 0.004 | < 0.004 | < 0.004 | < 0.004 | < 0.004 | < 0.004 | < 0.004 | < 0.004 |
| 1,2-ジクロロプロパン | 0.06 mg/L | - | < 0.006 | < 0.006 | - | < 0.006 | < 0.006 | - | < 0.006 | < 0.006 | - | < 0.006 | < 0.006 | < 0.006 | < 0.006 |
| p-ジクロロベンゼン | 0.2 mg/L | - | < 0.02 | < 0.02 | - | < 0.02 | < 0.02 | - | < 0.02 | < 0.02 | - | < 0.02 | < 0.02 | < 0.02 | < 0.02 |
| イソキサチオン | 0.008 mg/L | - | < 0.0008 | < 0.0008 | - | < 0.0008 | < 0.0008 | - | < 0.0008 | < 0.0008 | - | < 0.0008 | < 0.0008 | < 0.0008 | < 0.0008 |
| ダイアジノン | 0.005 mg/L | - | < 0.0005 | < 0.0005 | - | < 0.0005 | < 0.0005 | - | < 0.0005 | < 0.0005 | - | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 |
| フェニトロチオン (MEP) | 0.003 mg/L | - | < 0.0003 | < 0.0003 | - | < 0.0003 | < 0.0003 | - | < 0.0003 | < 0.0003 | - | < 0.0003 | < 0.0003 | < 0.0003 | < 0.0003 |
| イソプロチオラン | 0.04 mg/L | - | < 0.004 | < 0.004 | - | < 0.004 | < 0.004 | - | < 0.004 | < 0.004 | - | < 0.004 | < 0.004 | < 0.004 | < 0.004 |
| オキシ銅 (有機銅) | 0.04 mg/L | - | < 0.004 | < 0.004 | - | < 0.004 | < 0.004 | - | < 0.004 | < 0.004 | - | < 0.004 | < 0.004 | < 0.004 | < 0.004 |
| クロロタロニル (TPN) | 0.05 mg/L | - | < 0.004 | < 0.004 | - | < 0.004 | < 0.004 | - | < 0.004 | < 0.004 | - | < 0.004 | < 0.004 | < 0.004 | < 0.004 |
| プロピザミド | 0.008 mg/L | - | < 0.0008 | < 0.0008 | - | < 0.0008 | < 0.0008 | - | < 0.0008 | < 0.0008 | - | < 0.0008 | < 0.0008 | < 0.0008 | < 0.0008 |
| EPN | 0.006 mg/L | - | < 0.0006 | < 0.0006 | - | < 0.0006 | < 0.0006 | - | < 0.0006 | < 0.0006 | - | < 0.0006 | < 0.0006 | < 0.0006 | < 0.0006 |
| ジクロロボス (DDVP) | 0.008 mg/L | - | < 0.0008 | < 0.0008 | - | < 0.0008 | < 0.0008 | - | < 0.0008 | < 0.0008 | - | < 0.0008 | < 0.0008 | < 0.0008 | < 0.0008 |
| フェノブカルブ (BPMC) | 0.03 mg/L | - | < 0.002 | < 0.002 | - | < 0.002 | < 0.002 | - | < 0.002 | < 0.002 | - | < 0.002 | < 0.002 | < 0.002 | < 0.002 |
| イプロベンホス (IBP) | 0.008 mg/L | - | < 0.0008 | < 0.0008 | - | < 0.0008 | < 0.0008 | - | < 0.0008 | < 0.0008 | - | < 0.0008 | < 0.0008 | < 0.0008 | < 0.0008 |
| クロルニトロフェン (CNP) | なし | - | < 0.0001 | < 0.0001 | - | < 0.0001 | < 0.0001 | - | < 0.0001 | < 0.0001 | - | < 0.0001 | < 0.0001 | < 0.0001 | < 0.0001 |
| トルエン | 0.6 mg/L | - | < 0.06 | < 0.06 | - | < 0.06 | < 0.06 | - | < 0.06 | < 0.06 | - | < 0.06 | < 0.06 | < 0.06 | < 0.06 |
| キシレン | 0.4 mg/L | - | < 0.04 | < 0.04 | - | < 0.04 | < 0.04 | - | < 0.04 | < 0.04 | - | < 0.04 | < 0.04 | < 0.04 | < 0.04 |
| フタル酸ジエチルヘキシル | 0.06 mg/L | - | < 0.003 | < 0.003 | - | < 0.003 | < 0.003 | - | < 0.003 | < 0.003 | - | < 0.003 | < 0.003 | < 0.003 | < 0.003 |
| ニッケル | なし | - | 0.001 | < 0.001 | - | < 0.001 | < 0.001 | - | < 0.001 | < 0.001 | - | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | 0.010 |
| モリブデン | 0.07 mg/L | - | < 0.007 | < 0.007 | - | < 0.007 | < 0.007 | - | < 0.007 | < 0.007 | - | < 0.007 | < 0.007 | < 0.007 | 0.019 |
| アンチモン | 0.02 mg/L | - | < 0.002 | < 0.002 | - | < 0.002 | < 0.002 | - | < 0.002 | < 0.002 | - | < 0.002 | < 0.002 | < 0.002 | < 0.002 |
| 塩化ビニルモノマー | 0.002 mg/L | - | < 0.0002 | < 0.0002 | - | < 0.0002 | < 0.0002 | - | < 0.0002 | < 0.0002 | - | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------|-------------|------------|----------|----------|---------|----------|----------|---------|----------|----------|---------|----------|----------|----------|---------|---------|
| エピクロロヒドリン | 0.0004 mg/L | - | < 0.0001 | < 0.0001 | - | < 0.0001 | < 0.0001 | - | < 0.0001 | < 0.0001 | - | < 0.0001 | < 0.0001 | < 0.0001 | 0.0004 | |
| 全マンガン | 0.2 mg/L | - | 0.03 | 0.02 | - | 0.02 | 0.04 | - | 0.02 | 0.05 | - | 0.04 | 0.02 | 0.02 | 0.07 | |
| ウラン | 0.002 mg/L | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| 水生生物の保全に関する項目 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 環境基準の水質類型 | 生物A | 生物B | 生物B | 生物B | なし | なし | なし | なし | なし | なし | なし | なし | なし | 生物A | 生物A | 生物A |
| クロロホルム | 0.8 mg/L | 3 mg/L | - | < 0.006 | < 0.006 | - | < 0.006 | < 0.006 | - | < 0.006 | < 0.006 | - | < 0.006 | < 0.006 | < 0.006 | < 0.006 |
| フェノール | 2 mg/L | 0.08 mg/L | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| ホルムアルデヒド | 0.3 mg/L | 1 mg/L | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 4-t-オクチルフェノール | 0.0009 mg/L | 0.004 mg/L | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| アニリン | 0.1 mg/L | 0.02 mg/L | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 2,4-ジクロロフェノール | 0.02 mg/L | 0.03 mg/L | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |

備考1 指針値について非達成の数値がある場合は、灰色の塗りつぶし()で示す。

備考2 - は測定していないことを示す。

備考3 < は報告値下限値未達を示す。

備考4 「水生生物の保全に関する項目」については指針値を「河川及び湖沼 生物B」・「海域 生物A」の順で示している。

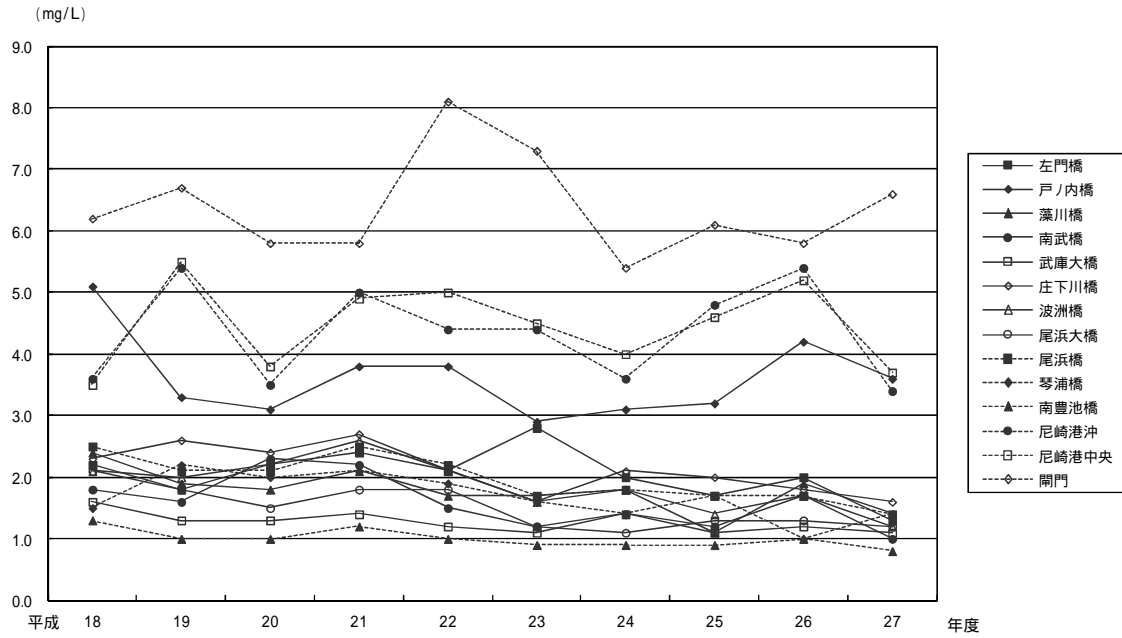
備考5 クロロホルムについては「人の健康の保護に関する項目」及び「水生生物の保護に関する項目」のいずれにも要監視項目として設定されており、指針値は異なるが、測定結果は同じ値である。

備考6 「人の健康の保護に関する項目」の指針値 水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行について(平成21年11月30日 環境省水・大気環境局長)

備考7 「水生生物の保全に関する項目」の指針値 水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について(平成25年3月27日 環境省水・大気環境局長)

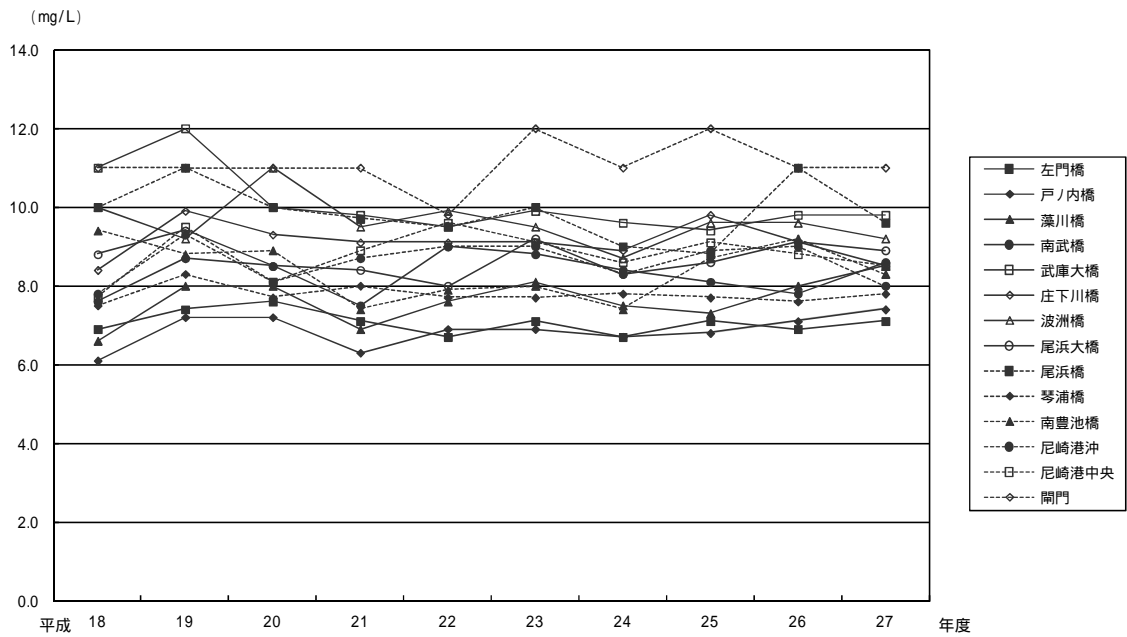
主要な物質の年間平均値の推移

図 BODの推移（年間平均値）



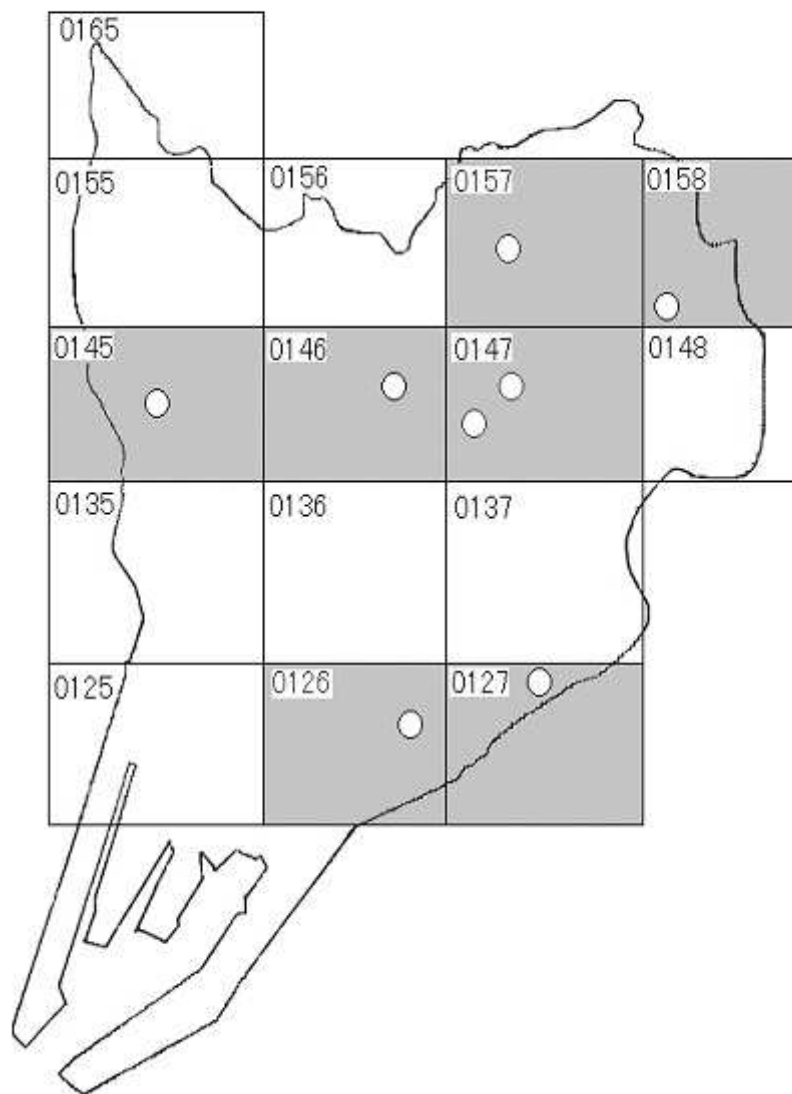
備考1 海域についてはCODの値を示す。

図 溶存酸素量の推移（年間平均値）



水質（地下水）

図 地下水における水質調査地点



備考1 は調査井戸の位置を示す。

備考2 番号は調査地域番号を示す。

監視・測定結果

・環境基準項目

表 地下水における水質汚濁に係る環境基準の達成状況

| 調査地域番号 | 0126 | 0127 | 0145 | 0146 | 0146-2 | 0147 | 0147-2 | 0147-3 | 0157 | 0158 | |
|----------------|-------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 調査区分 | 概況 | 概況 | 概況 | 概況 | 継続監視 | 概況 | 継続監視 | 継続監視 | 概況 | 概況 | |
| 項目 | 調査地区 | 築地 | 杭瀬 | 南武庫之荘 | 南塚口町 | 南塚口町 | 東塚口町 | 東塚口町 | 東塚口町 | 南清水 | 東園田町 |
| | 環境基準 | | | | | | | | | | |
| カドミウム | 0.003 mg/L | < 0.0003 | < 0.0003 | < 0.0003 | < 0.0003 | - | < 0.0003 | - | - | < 0.0003 | < 0.0003 |
| 全シアン | 検出されないこと。 | ND | ND | ND | ND | - | ND | - | - | ND | ND |
| 鉛 | 0.01 mg/L | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | - | < 0.001 | - | - | 0.002 | < 0.001 |
| 六価クロム | 0.05 mg/L | < 0.01 | < 0.01 | < 0.01 | < 0.01 | - | < 0.01 | - | - | < 0.01 | < 0.01 |
| 砒素 | 0.01 mg/L | 0.001 | < 0.001 | 0.001 | 0.001 | - | < 0.001 | - | - | 0.003 | 0.001 |
| 総水銀 | 0.0005 mg/L | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | - | < 0.0005 | - | - | < 0.0005 | < 0.0005 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと。 | ND | ND | ND | ND | - | ND | - | - | ND | ND |
| PCB | 検出されないこと。 | ND | ND | ND | ND | - | ND | - | - | ND | ND |
| ジクロロメタン | 0.02 mg/L | < 0.002 | < 0.002 | < 0.002 | < 0.002 | - | < 0.002 | - | - | < 0.002 | < 0.002 |
| 四塩化炭素 | 0.002 mg/L | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | - | < 0.0002 | - | - | < 0.0002 | < 0.0002 |
| 塩化ビニルモノマー | 0.002 mg/L | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | - | 0.0025 | - | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.004 mg/L | < 0.0004 | < 0.0004 | < 0.0004 | < 0.0004 | - | < 0.0004 | - | - | < 0.0004 | < 0.0004 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.1 mg/L | < 0.01 | < 0.01 | < 0.01 | - | < 0.01 | - | < 0.01 | < 0.01 | < 0.01 | < 0.01 |
| 1,2-ジクロロエチレン | 0.04 mg/L | < 0.004 | < 0.004 | < 0.004 | - | 0.004 | - | 0.020 | 0.017 | < 0.004 | < 0.004 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 1 mg/L | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | - | < 0.0005 | - | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006 mg/L | < 0.0006 | < 0.0006 | < 0.0006 | < 0.0006 | - | < 0.0006 | - | - | < 0.0006 | < 0.0006 |
| トリクロロエチレン | 0.01 mg/L | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | - | < 0.001 | - | 0.006 | 0.004 | < 0.001 | < 0.001 |
| テトラクロロエチレン | 0.01 mg/L | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | - | < 0.0005 | - | 0.017 | 0.0054 | < 0.0005 | < 0.0005 |
| 1,3-ジクロロプロペン | 0.002 mg/L | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | - | < 0.0002 | - | - | < 0.0002 | < 0.0002 |
| チウラム | 0.006 mg/L | < 0.0006 | < 0.0006 | < 0.0006 | < 0.0006 | - | < 0.0006 | - | - | < 0.0006 | < 0.0006 |
| シマジン | 0.003 mg/L | < 0.0003 | < 0.0003 | < 0.0003 | < 0.0003 | - | < 0.0003 | - | - | < 0.0003 | < 0.0003 |
| チオベンカルブ | 0.02 mg/L | < 0.002 | < 0.002 | < 0.002 | < 0.002 | - | < 0.002 | - | - | < 0.002 | < 0.002 |
| ベンゼン | 0.01 mg/L | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | - | < 0.001 | - | - | < 0.001 | < 0.001 |
| セレン | 0.01 mg/L | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | - | < 0.001 | - | - | 0.002 | < 0.001 |
| 硝酸性窒素・亜硝酸性窒素 | 10 mg/L | 0.89 | < 0.055 | < 0.055 | < 0.055 | - | 0.67 | - | - | 4.5 | 1.6 |
| ふっ素 | 0.8 mg/L | 0.20 | 0.20 | 0.21 | 0.13 | - | 0.10 | - | - | 0.18 | 0.19 |
| ほう素 | 1 mg/L | 0.15 | 0.25 | 0.13 | 0.15 | - | 0.12 | - | - | 0.10 | 0.07 |
| 1,4-ジオキサン | 0.05 mg/L | < 0.005 | < 0.005 | < 0.005 | < 0.005 | - | < 0.005 | - | - | < 0.005 | < 0.005 |

備考1 環境基準について非達成の数値がある場合は、灰色の塗りつぶし()で示す。

備考2 - は測定していないことを示す。

備考3 < は報告値下限値未達を示す。NDは検出限界以下を示す。

備考4 「概況」は概況調査(本市の地下水の水質の概況を把握するための調査)を示し、「継続監視」は継続監視調査(過去の調査で環境基準を超えた項目を継続的にモニタリングするための調査)を示す。

備考5 地下水の水質汚濁に係る環境基準について <http://www.env.go.jp/kijun/tika.html>

備考6 四塩化炭素は塩化ビニルモノマー及びテトラクロロエチレンの関連項目ではないため、平成27年度から調査地域番号0146-2、0147-2での継続監視調査は概況調査に変更して実施。また、調査地域番号0147-3については廃止。

・要監視項目

要監視項目とは、「人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努める物質」として設定されているものです。地下水では「人の健康の保護に関する項目」として24項目が設定されています。

表 地下水における要監視項目の測定結果

| 調査地域番号 | | 0126 | 0127 | 0145 | 0146 | 0146-2 | 0147 | 0147-2 | 0147-3 | 0157 | 0158 |
|-----------------|-------------|----------|----------|----------|----------|--------|----------|--------|--------|----------|----------|
| 調査区分 | | 概況 | 概況 | 概況 | 概況 | 継続監視 | 概況 | 継続監視 | 継続監視 | 概況 | 概況 |
| 項目 | 調査地区 | 築地 | 杭瀬 | 南武庫之荘 | 南塚口町 | 南塚口町 | 東塚口町 | 東塚口町 | 東塚口町 | 南清水 | 東園田町 |
| | 指針値 | | | | | | | | | | |
| クロロホルム | 0.06 mg/L | < 0.006 | < 0.006 | < 0.006 | < 0.006 | - | < 0.006 | - | - | < 0.006 | < 0.006 |
| 1,2-ジクロロプロパン | 0.06 mg/L | < 0.006 | < 0.006 | < 0.006 | < 0.006 | - | < 0.006 | - | - | < 0.006 | < 0.006 |
| p-ジクロロベンゼン | 0.2 mg/L | < 0.02 | < 0.02 | < 0.02 | < 0.02 | - | < 0.02 | - | - | < 0.02 | < 0.02 |
| イソキサチオン | 0.008 mg/L | < 0.0008 | < 0.0008 | < 0.0008 | < 0.0008 | - | < 0.0008 | - | - | < 0.0008 | < 0.0008 |
| ダイアジノン | 0.005 mg/L | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | - | < 0.0005 | - | - | < 0.0005 | < 0.0005 |
| フェニトロチオン (MEP) | 0.003 mg/L | < 0.0003 | < 0.0003 | < 0.0003 | < 0.0003 | - | < 0.0003 | - | - | < 0.0003 | < 0.0003 |
| イソプロチオラン | 0.04 mg/L | < 0.004 | < 0.004 | < 0.004 | < 0.004 | - | < 0.004 | - | - | < 0.004 | < 0.004 |
| オキシ銅 (有機銅) | 0.04 mg/L | < 0.004 | < 0.004 | < 0.004 | < 0.004 | - | < 0.004 | - | - | < 0.004 | < 0.004 |
| クロロタロニル (TPN) | 0.05 mg/L | < 0.004 | < 0.004 | < 0.004 | < 0.004 | - | < 0.004 | - | - | < 0.004 | < 0.004 |
| プロピザミド | 0.008 mg/L | < 0.0008 | < 0.0008 | < 0.0008 | < 0.0008 | - | < 0.0008 | - | - | < 0.0008 | < 0.0008 |
| EPN | 0.006 mg/L | < 0.0006 | < 0.0006 | < 0.0006 | < 0.0006 | - | < 0.0006 | - | - | < 0.0006 | < 0.0006 |
| ジクロルボス (DDVP) | 0.008 mg/L | < 0.0008 | < 0.0008 | < 0.0008 | < 0.0008 | - | < 0.0008 | - | - | < 0.0008 | < 0.0008 |
| フェノブカルブ (BPMC) | 0.03 mg/L | < 0.002 | < 0.002 | < 0.002 | < 0.002 | - | < 0.002 | - | - | < 0.002 | < 0.002 |
| イプロベンホス (IBP) | 0.008 mg/L | < 0.0008 | < 0.0008 | < 0.0008 | < 0.0008 | - | < 0.0008 | - | - | < 0.0008 | < 0.0008 |
| クロルニトロフェン (CNP) | なし | < 0.0001 | < 0.0001 | < 0.0001 | < 0.0001 | - | < 0.0001 | - | - | < 0.0001 | < 0.0001 |
| トルエン | 0.6 mg/L | < 0.06 | < 0.06 | < 0.06 | < 0.06 | - | < 0.06 | - | - | < 0.06 | < 0.06 |
| キシレン | 0.4 mg/L | < 0.04 | < 0.04 | < 0.04 | < 0.04 | - | < 0.04 | - | - | < 0.04 | < 0.04 |
| フタル酸ジエチルヘキシル | 0.06 mg/L | < 0.003 | < 0.003 | < 0.003 | < 0.003 | - | < 0.003 | - | - | < 0.003 | < 0.003 |
| ニッケル | なし | < 0.001 | < 0.001 | 0.002 | < 0.001 | - | < 0.001 | - | - | < 0.001 | < 0.001 |
| モリブデン | 0.07 mg/L | < 0.007 | < 0.007 | < 0.007 | < 0.007 | - | < 0.007 | - | - | < 0.007 | < 0.007 |
| アンチモン | 0.02 mg/L | 0.005 | < 0.002 | < 0.002 | < 0.002 | - | < 0.002 | - | - | < 0.002 | < 0.002 |
| エピクロロヒドリン | 0.0004 mg/L | < 0.0001 | < 0.0001 | < 0.0001 | < 0.0001 | - | < 0.0001 | - | - | < 0.0001 | < 0.0001 |
| 全マンガン | 0.2 mg/L | 0.01 | 0.36 | 0.63 | 0.47 | - | 0.06 | - | - | < 0.01 | < 0.01 |
| ウラン | 0.002 mg/L | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |

備考1 指針値の非達成の数値がある場合は、灰色の塗りつぶし()で示す。

備考2 - は測定していないことを示す。

備考3 < は報告値下限値未満を示す。

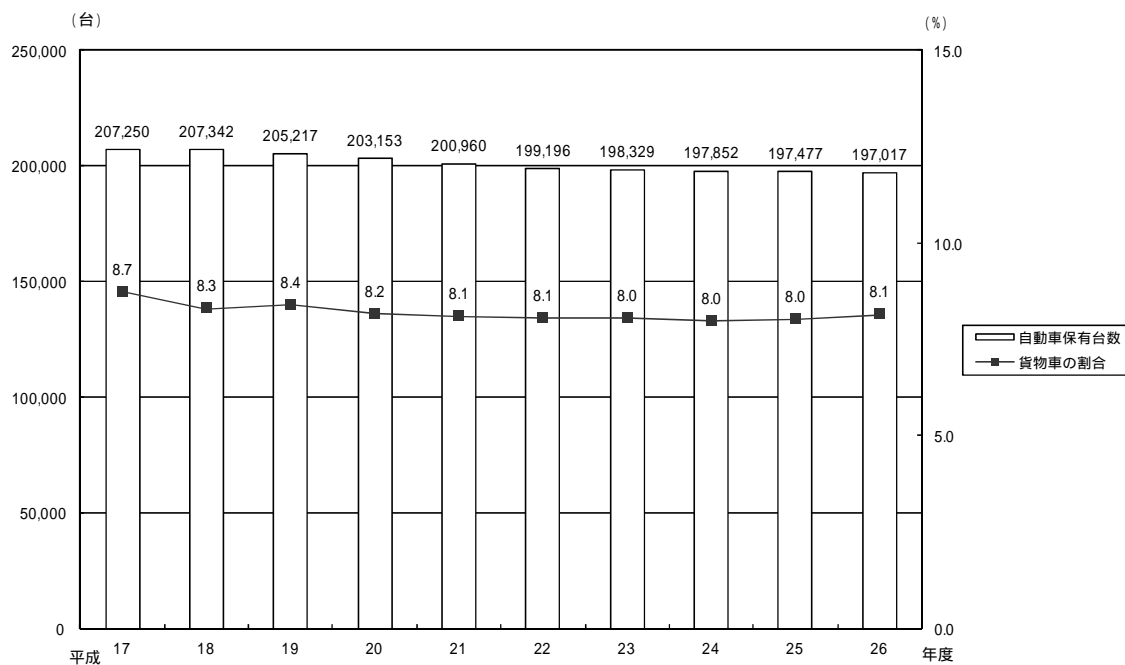
備考4 「概況」は概況調査(本市の地下水の水質の概況を把握するための調査)を示し、「継続監視」は継続監視調査(過去の調査で環境基準を超えた項目を継続的にモニタリングするための調査)を示す。

備考5 「人の健康の保護に関する項目」の指針値 水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行について(平成21年11月30日 環境省水・大気環境局長)

騒音・振動（自動車）

自動車保有台数

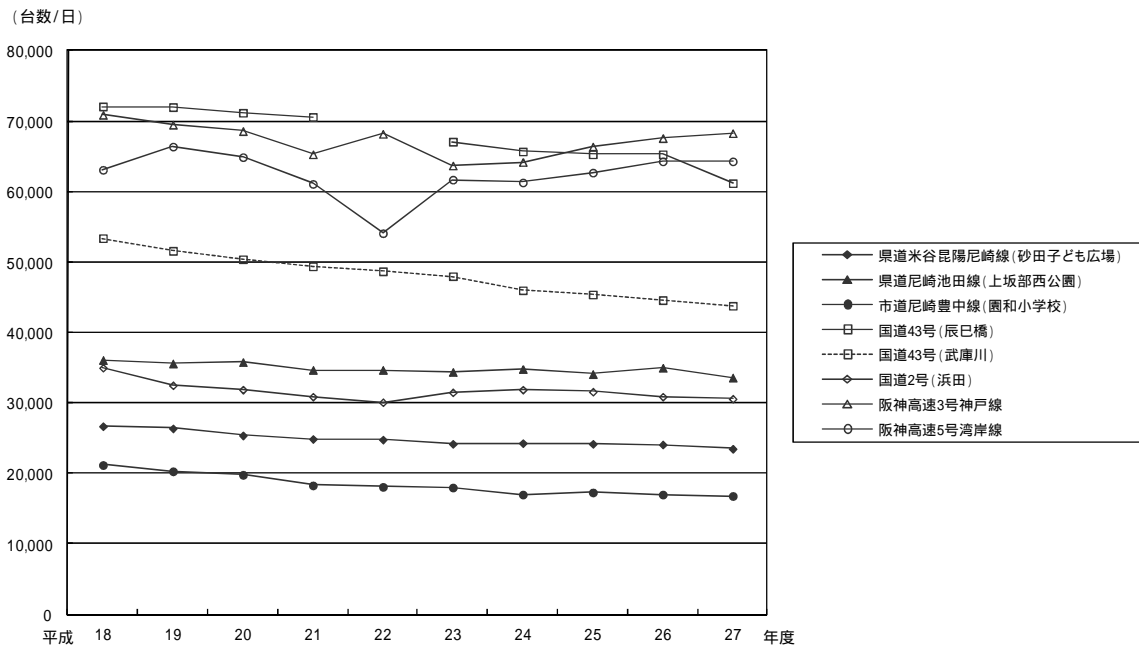
図 自動車保有台数の推移



備考 1 尼崎市統計書平成 27 年度版より作成

日平均交通量

図 日平均交通量の推移



備考1 国道43号線(辰巳橋)の数値について、機器の故障等により平成20年度は4月から9月まで、平成21年度は欠測、平成22年度は4月から翌年2月まで、平成23年度は4月から翌年2月までの期間の測定結果である。

騒音に係る監視・測定結果

表 道路に面する地域における騒音に係る環境基準の達成状況

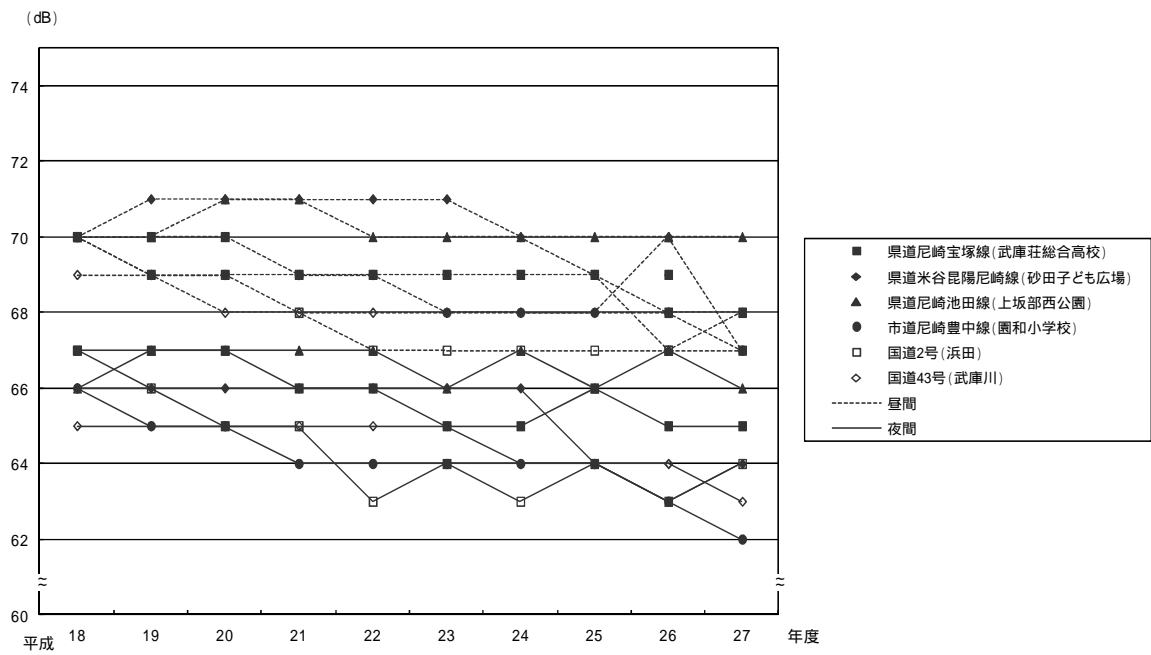
| 区分 | 環境基準 | (武庫荘総合高校) 県道尼崎宝塚線 | (砂田子ども広場) 県道米谷昆陽尼崎線 | (上坂部西公園) 県道尼崎池田線 | (園和小学校) 市道尼崎豊中線 | 国道2号 (浜田) | 国道43号 (武庫川) |
|----|------|----------------------|------------------------|---------------------|--------------------|--------------|----------------|
| 昼間 | 70 | 68 | 68 | 70 | 67 | 67 | 67 |
| 夜間 | 65 | 65 | 64 | 66 | 62 | 64 | 63 |

(単位: dB)

備考1 環境基準について非達成の数値がある場合は、灰色の塗りつぶし()で示す。

騒音の推移

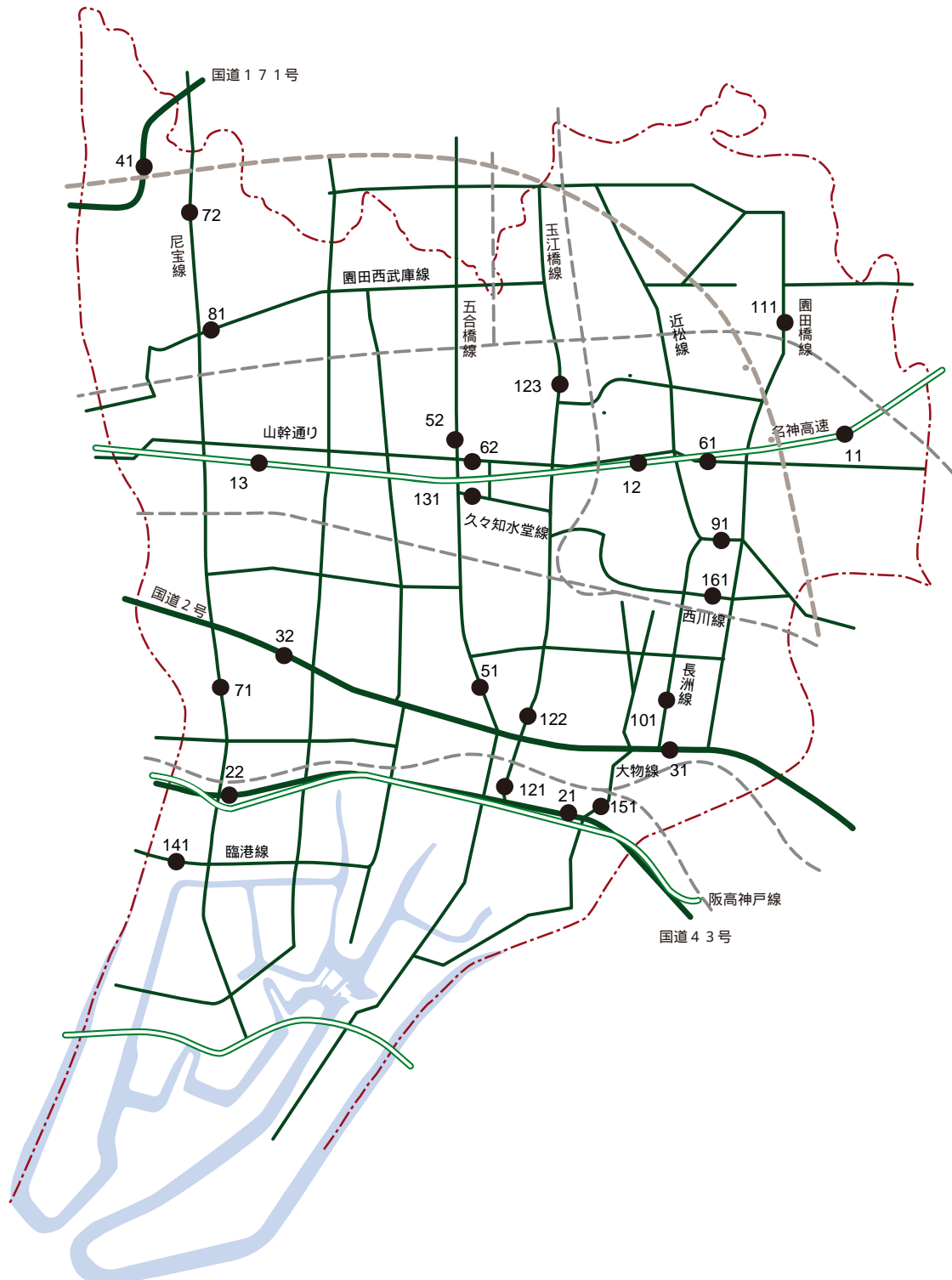
図 騒音 (L_{Aeq}) の推移



備考1 県道米谷昆陽尼崎線 (砂田子ども広場)、国道43号 (武庫川) は通年測定。その他は、年間約3ヶ月間の測定の結果である。

騒音・振動・交通量に係る定点調査・測定結果

図 主要幹線道路自動車騒音等測定地点



備考1 数字は地点番号

表 調査地点の騒音・振動・交通量結果

| 路線 番号 | 道路名 | 地点 番号 | 測定場所 | 車線数 | 用途地域 | 騒音 L _{Aeq} (dB) | | | 振動 L ₁₀ (dB) | | | 交通量 (台) | | | | 大型車混入率 (%) | | 速度 (km/h) | | 備考 |
|----------|--------|----------|-------------|-----|---------|--------------------------|----|-----|-------------------------|-----|-----|---------|-----|-----|-----|------------|------|-----------|------|------------|
| | | | | | | 昼間 | 夜間 | 日平均 | 昼間 | 夜間 | 日平均 | 昼間 | 夜間 | 日平均 | 前年比 | 昼間 | 夜間 | 大型 | 小型 | |
| 1 | 名神高速 | 11 | 弥生ヶ丘町1 | 4 | 第2種住居地域 | 67 | 64 | 66 | - | - | - | 2,884 | 766 | - | - | 23.7 | 52.4 | - | - | 平成 27 年度測定 |
| | | 12 | 久々知2-29-13 | 4 | 工業地域 | 67 | 61 | 66 | - | - | - | 2,864 | 784 | - | - | 23.0 | 52.1 | - | - | |
| | | 13 | 水堂町1-11-18 | 4 | 第1種住居地域 | 69 | 65 | 68 | 44 | 43 | 43 | 2,413 | 633 | - | - | 19.0 | 44.5 | - | - | |
| 2 | 国道43号 | 21 | 南城内2-35 | 6 | 準工業地域 | 71 | 67 | 70 | - | - | - | (3,054) | - | - | - | (34.3) | - | 48.3 | 49.0 | |
| | | 22 | 武庫川町1-25 | 6 | 準住居地域 | 67 | 64 | 66 | 43 | 42 | 43 | 2,442 | - | - | - | (36.2) | - | 47.5 | 49.7 | |
| 3 | 国道2号 | 31 | 杭瀬本町3-3 | 4 | 近隣商業地域 | 69 | 65 | 68 | 38 | 31 | 34 | (1,986) | - | - | - | (14.4) | - | 47.9 | 48.8 | |
| | | 32 | 大庄北5-2 | 4 | 近隣商業地域 | 67 | 63 | 66 | - | - | - | 1,616 | - | - | - | (11.4) | - | 45.1 | 50.8 | |
| 4 | 国道171号 | 41 | 西昆陽1-26 | 4 | 準住居地域 | 67 | 62 | 66 | 33 | <30 | 31 | (2,649) | - | - | - | (13.9) | - | 32.8 | 35.3 | |
| 5 | 五合橋線 | 51 | 東難波町3-20 | 4 | 準住居地域 | 69 | 65 | 68 | 42 | 37 | 39 | (1,227) | - | - | - | (20.5) | - | 34.9 | 38.2 | |
| | | 52 | 南塚口町7-17 | 4 | 準住居地域 | 66 | 61 | 65 | 37 | 31 | 33 | 1,322 | - | - | - | (13.9) | - | 39.4 | 45.8 | |
| 6 | 山幹通り | 61 | 下坂部3-21-18 | 4 | 準工業地域 | 68 | 63 | 67 | 40 | 38 | 39 | (1,299) | - | - | - | (10.4) | - | 48.7 | 51.1 | |
| | | 62 | 南塚口町6-10 | 6 | 工業地域 | 67 | 64 | 66 | - | - | - | (1,962) | - | - | - | (8.7) | - | 45.6 | 46.1 | |
| 7 | 尼宝線 | 71 | 大庄西町2-4 | 4 | 準住居地域 | 65 | 61 | 64 | 40 | 34 | 37 | (960) | - | - | - | (25.9) | - | 45.9 | 51.1 | |
| | | 72 | 武庫之荘8-31 | 4 | 第2種住居地域 | 68 | 64 | 67 | 38 | 34 | 36 | (1,269) | - | - | - | (22.7) | - | 36.6 | 42.7 | |
| 8 | 園田西武庫線 | 81 | 武庫之荘3-16 | 2 | 第1種住居地域 | 64 | 58 | 63 | 31 | <30 | <30 | (792) | - | - | - | (12.9) | - | 42.5 | 45.6 | |
| 9 | 近松線 | 91 | 次屋2-3-1 | 4 | 工業地域 | 65 | 61 | 64 | 39 | 32 | 36 | (723) | - | - | - | (15.4) | - | 44.9 | 46.0 | |
| 10 | 長洲線 | 101 | 長洲東通2-12-1 | 4 | 第1種住居地域 | 67 | 61 | 66 | 40 | <30 | 34 | (780) | - | - | - | (23.5) | - | 44.8 | 48.4 | |
| 11 | 園田橋線 | 111 | 東園田町4-79 | 4 | 第1種住居地域 | 67 | 61 | 65 | 41 | 33 | 37 | 937 | - | - | - | (15.2) | - | 43.9 | 48.2 | |
| 12 | 玉江橋線 | 121 | 開明町1-80 | 4 | 第2種住居地域 | 69 | 66 | 68 | 48 | 45 | 46 | (750) | - | - | - | (37.2) | - | 28.4 | 35.5 | 平成 26 年度測定 |
| | | 122 | 東難波町5-29-55 | 6 | 工業地域 | 67 | 64 | 67 | 46 | 42 | 44 | (1,341) | - | - | - | (34.0) | - | 38.8 | 43.7 | 平成 27 年度測定 |
| | | 123 | 東塚口町2-2 | 2 | 第1種住居地域 | 70 | 66 | 69 | - | - | - | 1,855 | - | - | - | (24.4) | - | 42.9 | 46.5 | |
| 13 | 久々知水堂線 | 131 | 名神町1-2-32 | 4 | 準工業地域 | 66 | 62 | 65 | - | - | - | (903) | - | - | - | (15.9) | - | 41.8 | 46.5 | 平成 25 年度測定 |
| 14 | 臨港線 | 141 | 元浜町5-71-1 | 4 | 第1種住居地域 | 69 | 63 | 67 | 41 | 44 | 43 | (738) | - | - | - | (26.0) | - | 40.4 | 44.4 | 平成 26 年度測定 |
| 15 | 大物線 | 151 | 大物町1-8-18 | 4 | 準工業地域 | 70 | 63 | 69 | - | - | - | (969) | - | - | - | (34.4) | - | 41.8 | 44.2 | 平成 27 年度測定 |
| 16 | 西川線 | 161 | 浜1-3-1 | 4 | 第1種住居地域 | 64 | 58 | 63 | - | - | - | (825) | - | - | - | (12.7) | - | 40.5 | 44.8 | |

備考 1 騒音における環境基準は、昼間：70 dB、夜間：65 dB、振動における要請限度は、昼間：75 dB、夜間：70 dB である。

備考 2 環境基準について非達成の数値がある場合は、灰色の塗りつぶし()で示す。

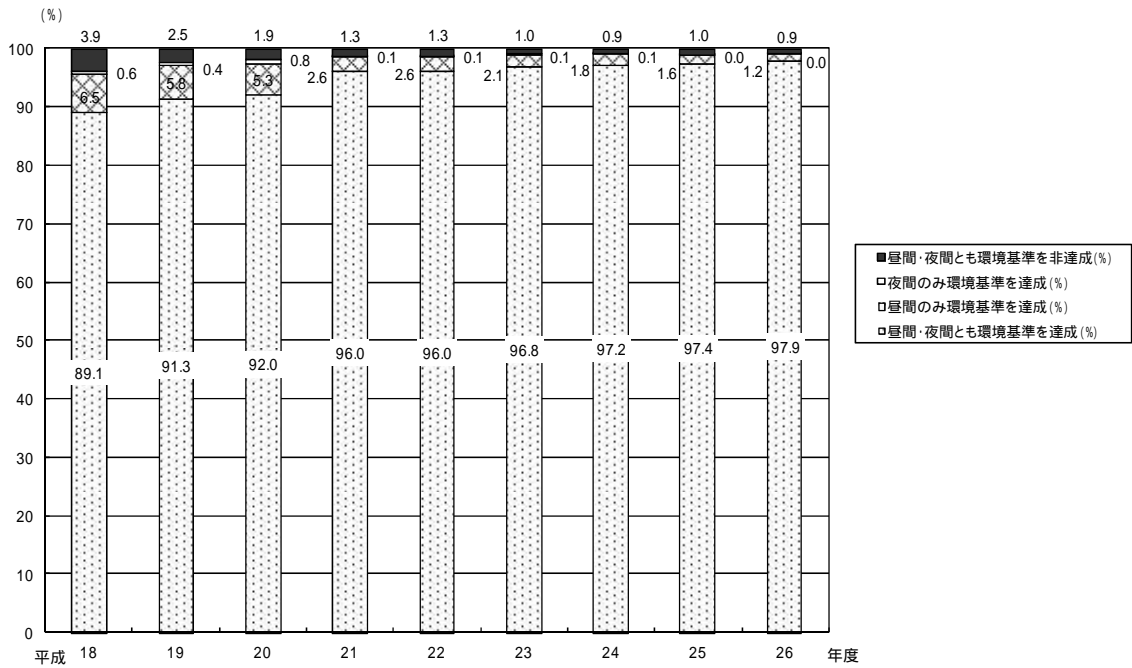
備考 3 - は測定していないことを示し、< は測定下限値未満を示す。

備考 4 ()については、10 時台・14 時台における 10 分交通量からの推計値

備考 5 騒音・大型車混入率の時間区分は、昼間：午前 6 時～午後 10 時、夜間：午後 10 時～午前 6 時、振動の時間区分は、昼間：午前 8 時～午後 7 時、夜間：午後 7 時～午前 8 時

騒音に係る面的評価結果

図 面的評価結果



備考 1 定点調査を行った 16 路線が評価対象である。

備考 2 1 路線につき 5 年ごとの評価となる。

備考 3 四捨五入を行っているため、各値と合計値が一致しない場合がある。

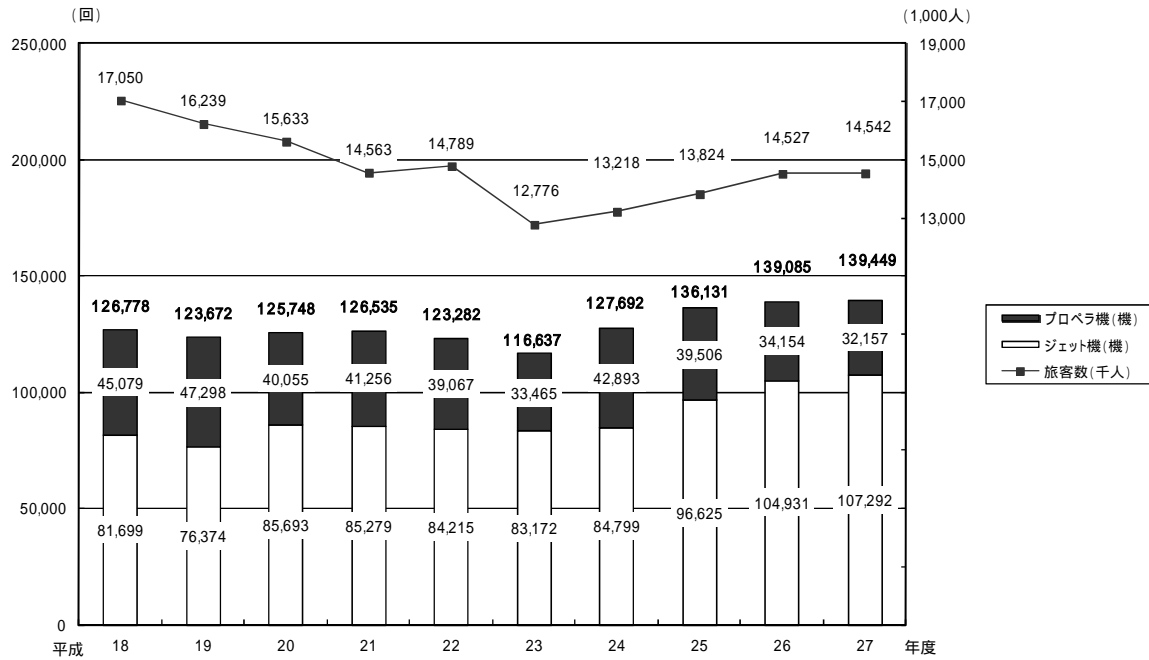
騒音（航空機）

大阪国際空港の概要

現空港の施設能力は、311 ha の空港敷地に 1,828 m と 3,000 m の 2 本の滑走路を有しており、年間の処理能力は 175,000 発着です。

平成 27 年度の航空機の年間発着回数は 139,449 回（382 回/日）で、平成 26 年度に比べ 0.3 % の増便となっています。このうちジェット機の発着回数は 107,292 回（294 回/日 臨時便、空港での点検・整備を含む。）となっています。

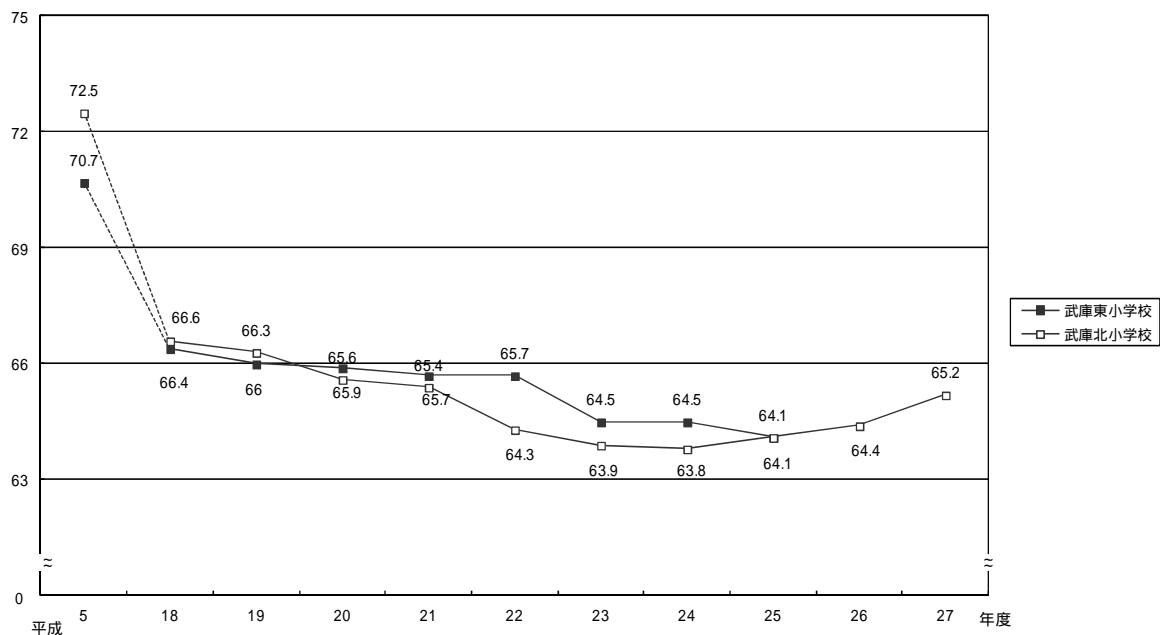
図 大阪国際空港の発着回数・旅客数



定点調査・測定結果

・加重等価平均感覚騒音レベル（WECPNL）

図 騒音（WECPNL）の推移

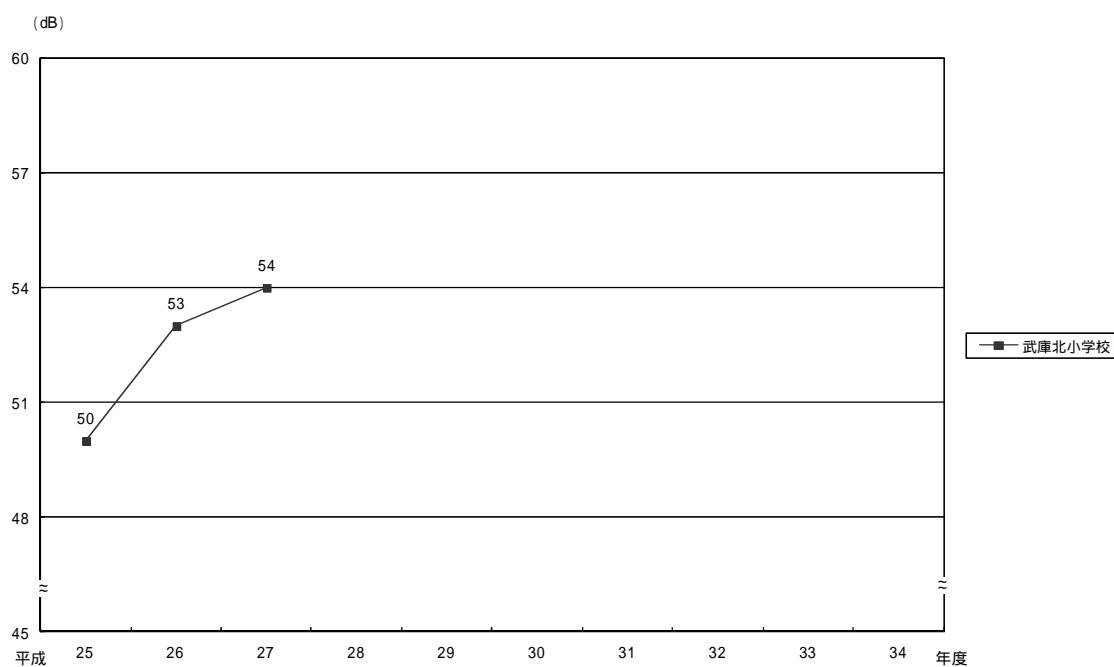


備考 1 平成 5 年度は関西国際空港開港（平成 6 年 9 月）前年度にあたる。

備考 2 武庫東小学校については、校舎の建替えに伴い、平成 25 年 8 月 29 日に新関西国際空港（株）が測定局を廃止した。

・時間帯補正等価騒音レベル (L_{den})

図 騒音 (L_{den}) の推移



備考 1 平成 25 年度から航空機騒音に係る環境基準の評価方法が WECPNL から L_{den}へと変更されている。

備考 2 航空機騒音に係る環境基準は 57 dB である。

機種別の騒音状況

本市では、武庫地域振興センターにおいて年に 1 度、1 日の始発便から最終便までの航空機騒音を測定しています。発着枠の種類に応じてジェット機、低騒音ジェット機、プロペラ機の 3 つの区分に分けて L_{den}を算出しました。平成 27 年度の結果は次のとおりです。

表 発着枠別の航空機騒音

| ジェット機 | 低騒音ジェット機 | プロペラ機 |
|-------|----------|-------|
| 50 | 50 | 40 |

(単位 : dB)

備考 1 時間帯ごとの重み付けは行っていない。

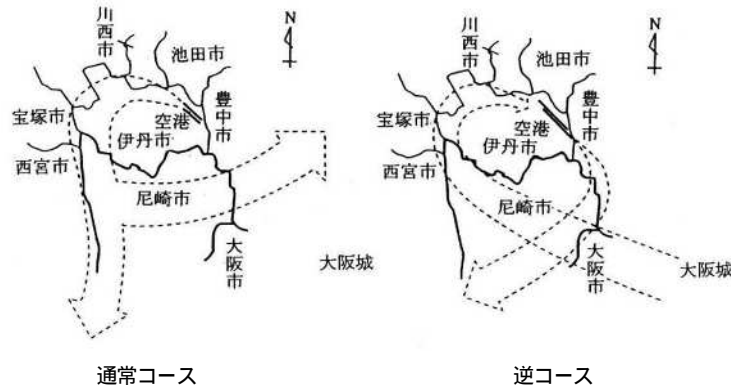
飛行コース

航空機は、揚力をつけるため風に向かって離陸するが、東又は南よりの風で風速 5 ノット（約 2.5 m/s）以上になると通常コースと逆方向の発着となります。

通常コースでは本市域においては、県道尼崎宝塚線を中心とする武庫地区が特に離陸機の騒音の影響を受けています。逆発着時には航空機が本市上空を低空で飛行するため、本市の北部及び東部地域が騒音の影響を受けます。

逆発着の発生する日数の頻度は、平成 25 年度は 7.1 % (2.0 %)、平成 26 年度は 4.9 % (0.9 %)、平成 27 年度は 5.5 % (1.5 %) で、春から夏にかけて多くなります。(() 内は、航空機数に対する割合)

図 飛行コース



大阪国際空港における騒音対策

表 大阪国際空港における騒音対策

| | | | |
|--------|------------------------------|--|---------------------------|
| 発生源対策 | 機材改良 | 低騒音機の導入 | |
| | | 現用機エンジンの低騒音改良 | |
| | 便数規制 | 370回/日（ジェット機200回/日・低振動機170回/日） | |
| | 運行方式の改良 | 運用時間の短縮（7時～21時の運行） 騒音軽減運航方式（急上昇方式等） | |
| 空港周辺対策 | 土地利用 （本市は対象外） | 立地規制 | |
| | | 計画的土地利用 （空港周辺整備計画） | 緩衝緑地帯等の整備 |
| | | | 空港周辺再開発等 |
| | 補償等 | 防音工事 | 教育施設等の防音工事 |
| | | | 民間防音工事（本市は平成12年4月1日より対象外） |
| | | 共同利用施設整備（本市は平成23年4月1日より対象外） | |
| | テレビ受信料助成等（本市は平成17年4月1日より対象外） | | |
| | 移転補償（本市は対象外） | | |

騒音・振動（新幹線）

山陽新幹線の概要

山陽新幹線は、昭和 47 年 3 月 15 日に新大阪から岡山間で営業を開始し、昭和 50 年 3 月 10 日に博多までの全線が開通しました。また、平成 23 年 3 月から九州新幹線と相互乗り入れを専用車両で開始しました。山陽新幹線は、阪神間の住宅が密集する市街地を通過するため、列車走行に伴う騒音・振動が沿線住民の生活環境に大きな影響を与えています。

表 本市における山陽新幹線の運行状況

| 距離 | 陸地部 | | 河川部 | | 通過列車本数 (定期) | 列車速度 (km/h) | | 運行時間帯 | |
|--------|---------|---------|-------|-------|------------------|---------------|----------|--------------|--------------|
| | 住居系 | 工業系 | 神崎川 | 武庫川 | | 上り | 下り | 上り | 下り |
| 6,104m | 4,195 m | 1,360 m | 400 m | 149 m | 208 本 / 日 | 193~ 222 | 200~ 226 | 6:21 ~ 23:37 | 6:00 ~ 23:25 |
| | 5,555 m | | 549 m | | | | | | |

備考 1 通過列車本数は臨時・季節列車・回送を除く。(平成 27 年 3 月 31 日 ダイヤ改正時 新大阪 姫路間)

備考 2 列車速度は平成 27 年の実測で、測定地点ごとに平均速度を算出し、最高・最低速度を掲載

備考 3 運行時間帯は時刻表の新大阪駅発着時刻 (平成 27 年 3 月 31 日 ダイヤ改正時 新大阪 姫路間)

騒音・振動の監視・測定結果

表 新幹線鉄道騒音に係る環境基準・振動に係る指針値の達成状況

| 区分 地区名 | 上下線側の別 | 騒音 (dB) | | | 振動 (dB) | | | 列車速度 (km/h) |
|-----------|--------|-----------|------|------|-----------|------|------|---------------|
| | | 12.5 m | 25 m | 50 m | 12.5 m | 25 m | 50 m | |
| 武庫地区 | 上り | 69 | 67 | 63 | 56 | 54 | 48 | 222 |
| | 下り | 68 | 67 | 65 | 54 | 55 | 50 | 218 |
| 猪名寺地区 | 上り | 72 | 69 | 64 | 52 | 52 | 49 | 218 |
| | 下り | 72 | 71 | 67 | 53 | 51 | 48 | 216 |
| 食満地区 | 上り | 71 | 69 | 62 | 56 | 55 | 53 | 212 |
| | 下り | 69 | 68 | 65 | 61 | 58 | 50 | 222 |
| 小中島地区 | 上り | 67 | 64 | 60 | 61 | 58 | 49 | 193 |
| | 下り | 68 | 64 | 61 | 56 | 51 | 51 | 200 |

備考 1 環境基準について非達成の数値がある場合は、灰色の塗りつぶし () で示す。

備考 2 騒音の環境基準は 70 dB

備考 3 振動の環境保全上緊急を要する対策指針値は 70 dB

騒音の推移

図 騒音の推移（軌道中心から 12.5 m の地点の結果）

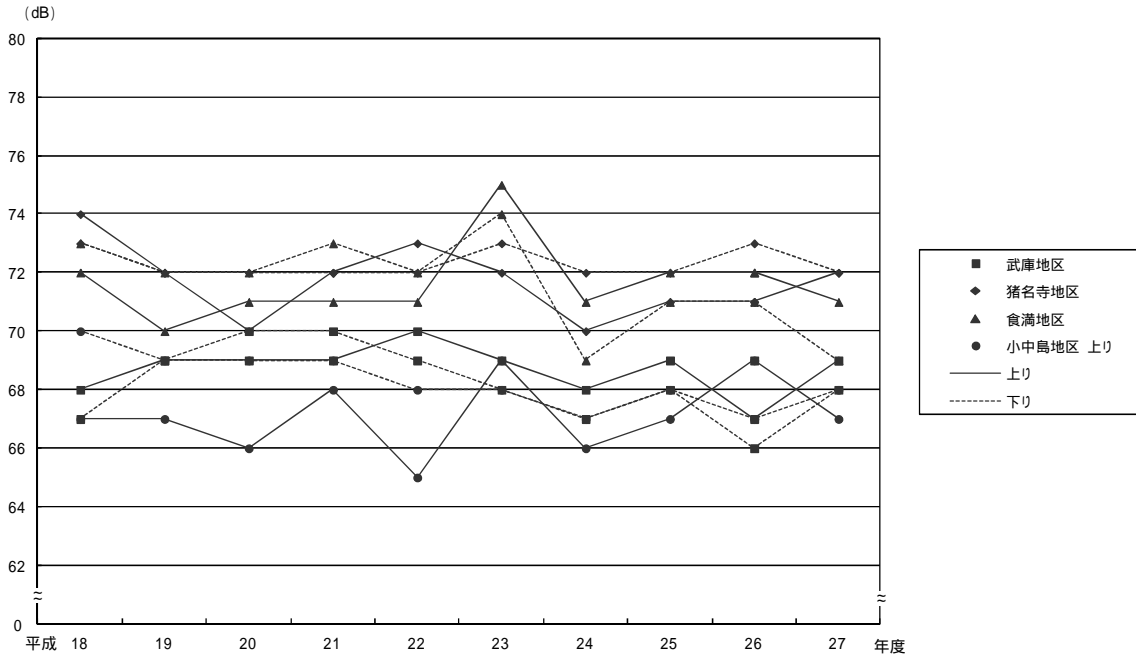
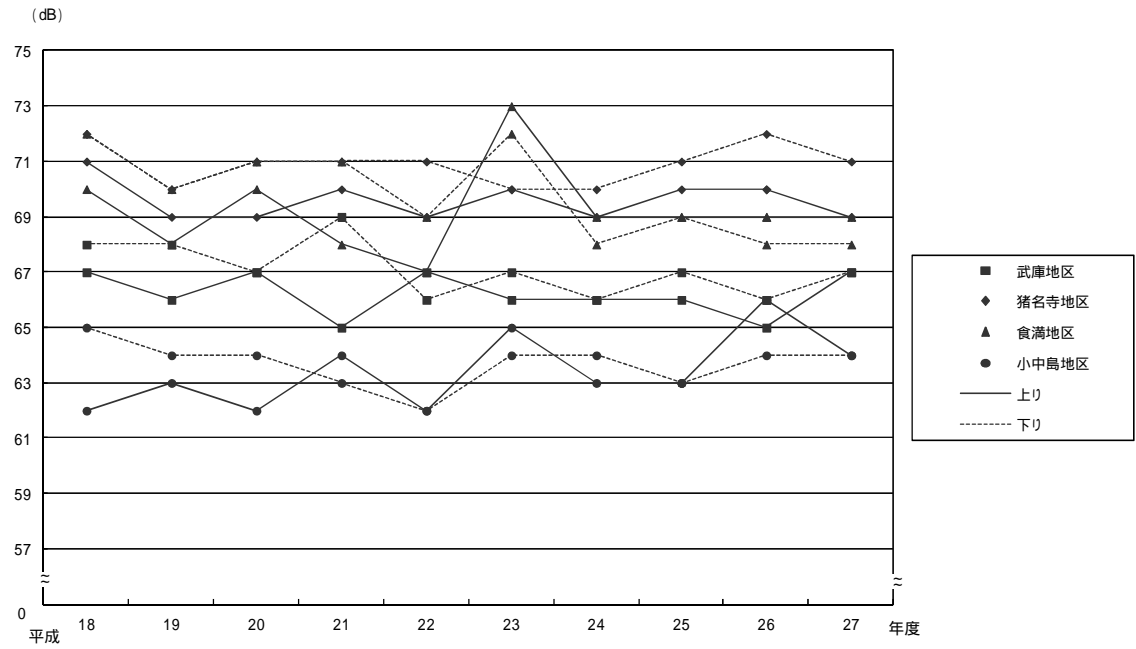


図 騒音の推移（軌道中心から 25 m の地点の結果）



これまでの対策

表 山陽新幹線における環境対策実施状況

| 区分 | 項目 | 内容 |
|------------|------------|---|
| 発生源対策 | 車両の改良 | 軽量車両への転換 |
| | 弾性枕木の設置 | 小中島地区 24 m (平成 7 年度)、54 m (平成 9 年度) 瓦宮地区 120 m (平成 14 年度) 瓦宮、食満地区 474 m (平成 4 年度)、123 m (平成 5 年度)、 食満地区 108 m (平成 6 年度) 食満、南清水地区 1,540 m (平成 2 年度) 武庫、食満、南清水地区 1,094 m (平成 3 年度) 武庫地区 977 m (平成元年度) |
| | パラストマットの敷設 | 神崎地区 400 m (昭和 51 年度)、80 m (平成 16 年度)、100 m (平成 19 年度) 善法寺地区 179 m (平成 20 年度) 小中島地区 50 m (平成 22 年度)、53 m (平成 27 年度) 瓦宮地区 506 m (昭和 51 年度～平成元年度)、186 m (平成 17 年度)、274 m (平成 27 年度) 食満地区 240 m (昭和 47 年度)、110 m (平成 6 年度)、177 m (平成 21 年度) 143 m (平成 22 年度)、251 m (平成 23 年度)、264 m (平成 24 年度)、261 m (平成 26 年度) 猪名寺地区 38 m (平成 22 年度)、100 m (平成 24 年度) 武庫地区 193 m (平成 2 年度)、44 m (平成 6 年度)、120 m (平成 8 年度) |
| | レールの研磨 | 全線にわたり、レールの平坦性を保つために研磨 (年 1 回) |
| | 運行方法の改善 | 騒音、振動の継続時間の短い短編成列車の運行 (昭和 62 年度) |
| | 防音壁等の設置 | 側壁に吸音板の内張り (昭和 49 年度完成) 側壁 (軌道面から高さ 1.3 m) の上に高さ 1 m の防音壁を日照問題のある部分を除き、ほぼ全線に設置 (昭和 53 年度、平成 6 年度) 防音壁上に音の干渉作用を利用したラムダ型防音壁の設置 (昭和 61 年度、平成 2 年度) |
| | 周辺対策 | 民家防音工事助成 |
| 教育施設防音工事助成 | | 沿線の園田小学校 (昭和 59 年度)、園田中学校 (昭和 59 年度)、小田北中学校 (昭和 60 年度) について実施 |
| 民家防振工事助成 | | 振動対策指針値 70 dB を超える家屋について実施 (昭和 59 年度) 2 棟 5 戸 |
| 電波障害対策 | | 昭和 53 年度に共同受信施設の工事を実施、平成 20 年度ケーブル TV に切替え |
| 振動実害補償 | | 振動による被害の申し出のあった住宅のうち、65 dB 以上等の要件を満たす 5 戸について旧国鉄が実施 |

土壌

土壌汚染対策の経緯

土壌汚染は、揮発性有機化合物や重金属類を含む原材料等の不適切な取扱による漏出やこれらの物質を含んだ排水が地下に浸透することが主な原因となって引き起こされると考えられています。土壌は、いったん汚染されると、有害物質が蓄積され、汚染が長期にわたるといった特徴があります。また、土壌汚染による人の健康への影響については、汚染された土壌に直接ふれたり、口にしたりする直接摂取によるリスクと、汚染土壌から溶出した有害物質で汚染された地下水を飲用するなどの間接的なリスクが考えられます。

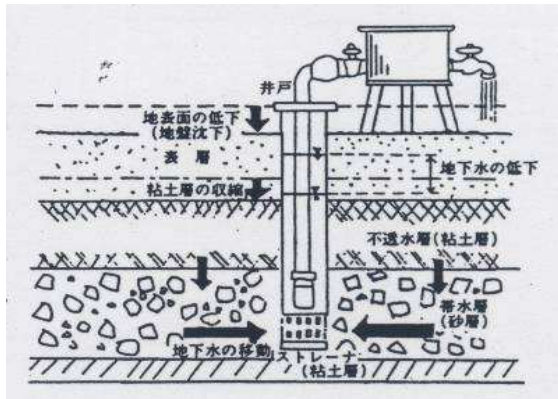
平成 3 年 8 月に、環境基本法に基づき「土壌の汚染に係る環境基準」が定められ、平成 11 年 1 月には、土壌汚染等の調査対策を進めるための指針として「土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針及び運用基準」が策定され、自主的な調査・対策実施の条件が整備されてきました。

さらに、土壌汚染の状況の把握及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置等を定めた土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）が平成 15 年 2 月 15 日に施行されました。

同法の施行から 6 年が経過し、同法に基づく土壌汚染の調査・対策とは別に、一般の土地取引等の際に、自主的に土壌汚染の調査、対策が広く実施されるようになり、また汚染土壌が不適正に処理される事例も明らかになってきました。こうした現状を鑑み、土壌汚染対策法が一部改正され平成 22 年 4 月 1 日に施行されました。このようなことから、土壌汚染の状況調査及びその汚染対策については法に基づき実施されるほか、工場跡地売却時や工場・事業場における ISO14001 認証取得などのための自主調査など、近年活発に行われるようになってきました。

地盤沈下

地盤沈下の仕組み



地盤沈下の仕組み

地下水を農業用水や工業用水として長期にわたり過剰に揚水したり、建設（掘削）工事現場等で地下水を排除した結果、粘土層の中の間隙水がしぼり出され、粘土層が脱水し、圧密されて収縮します。これが地表における地盤沈下となって現れます。

本市では、昭和40年代前半まで地盤沈下が続いていましたが、その後は一部地域を除いて沈静化の傾向にあります。

水準測量の結果

表 水準測量結果

| 測量水準点数 | 平成24年度との標高差 (cm) | | |
|--------|------------------|--------|---------|
| | 最高沈下量 | 最低沈下量 | 平均沈下量 |
| 119点 | - 3.75 | - 0.02 | - 0.707 |

備考1 結果は平成27年度の測量結果である。

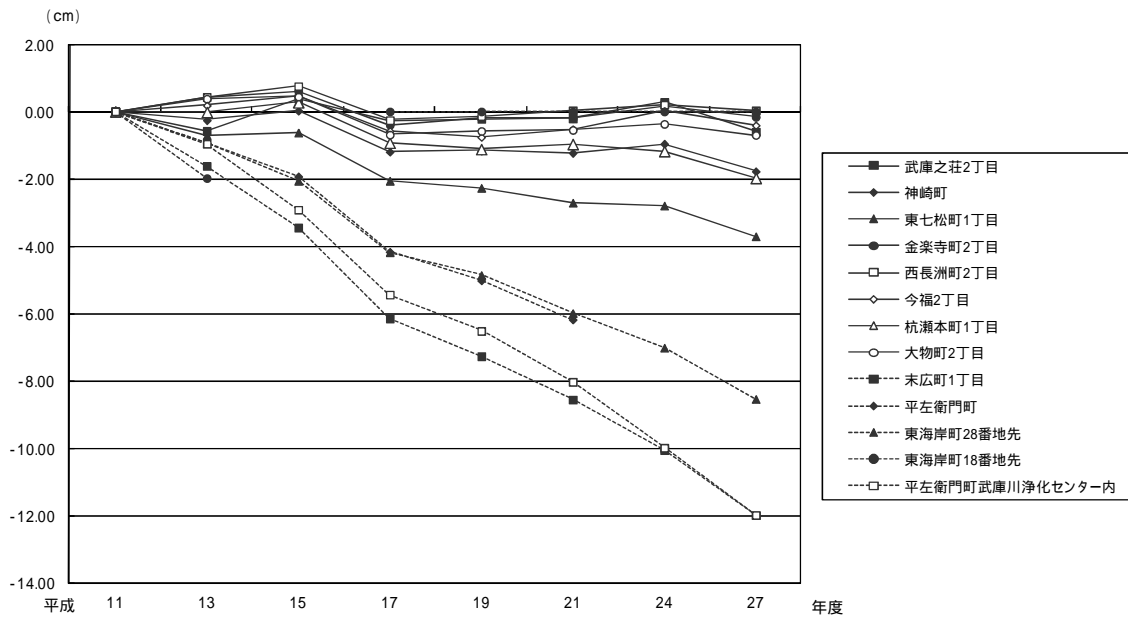
備考2 地盤が沈下した場合マイナス表記、隆起した場合プラス表記とする。

表 主な水準点の累計沈下量

| 地区 | 測定地点 | 測定開始年度 | 累計沈下量 (cm) | 標高 (m) | | | | | | |
|--------------|-----------------------|--------|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | | | 平成13年度 | 平成15年度 | 平成17年度 | 平成19年度 | 平成21年度 | 平成24年度 | 平成27年度 |
| 北部 | 武庫之荘2丁目 | 昭和26年度 | 15.05 | 8.0464 | 8.0561 | 8.0493 | 8.0500 | 8.0501 | 8.0550 | 8.0462 |
| 中部 | 神崎町 | 昭和7年度 | 102.59 | 3.2054 | 3.2082 | 3.1960 | 3.1963 | 3.1957 | 3.1984 | 3.1902 |
| | 東七松町1丁目 | 昭和34年度 | 41.48 | 2.5830 | 2.5838 | 2.5695 | 2.5674 | 2.5630 | 2.5621 | 2.5530 |
| | 金楽寺町2丁目 | 昭和7年度 | 148.14 | 3.2975 | 3.2995 | 3.2895 | 3.2916 | 3.2915 | 3.2950 | 3.2919 |
| 南部 | 西長洲町2丁目 | 昭和7年度 | 162.20 | 1.0784 | 1.0816 | 1.0715 | 1.0727 | 1.0744 | 1.0761 | 1.0744 |
| | 今福2丁目 | 昭和7年度 | 155.75 | 1.3719 | 1.3745 | 1.3643 | 1.3625 | 1.3648 | 1.3702 | 1.3660 |
| | 杭瀬本町1丁目 | 昭和7年度 | 226.74 | 0.6506 | 0.6535 | 0.6415 | 0.6396 | 0.6411 | 0.6390 | 0.6310 |
| | 大物町2丁目 | 昭和7年度 | 221.04 | 1.8257 | 1.8263 | 1.8150 | 1.8161 | 1.8164 | 1.8182 | 1.8149 |
| 臨海部 (埋立地) | 末広町1丁目 | 昭和26年度 | 142.16 | 6.2602 | 6.2419 | 6.2149 | 6.2037 | 6.1908 | 6.1758 | 6.1565 |
| | 平左衛門町 | 昭和41年度 | 83.04 | 5.6274 | 5.6175 | 5.5951 | 5.5866 | 5.5750 | 5.3798 | 5.3613 |
| | 東海岸町28番地先 | 昭和49年度 | 56.30 | 4.2916 | 4.2804 | 4.2592 | 4.2524 | 4.2411 | 4.2308 | 4.2156 |
| | 東海岸町18番地先 | 昭和49年度 | 125.02 | 3.5649 | 3.5666 | 3.5309 | 3.5127 | 3.4901 | 3.4637 | 3.4387 |
| | 平左衛門町 (武庫川浄化センター内) | 昭和53年度 | 57.48 | 5.1098 | 5.0902 | 5.0650 | 5.0542 | 5.0391 | 5.0195 | 4.9995 |

備考1 累計沈下量は測定開始年度から直近測定年度までの累計量

図 主な水準点の累計沈下量



備考1 平成11年度を基準として沈下量の累計を示している。

地盤変動量・地下水位の推移

表 地盤変動量・地下水位の推移

| 測定地点 | 項目 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 旧グンゼ工場 | 地盤変動量 | -0.07 | -0.03 | +0.13 | -0.01 | -0.06 | -0.09 | +0.12 | 0.00 | +0.92 | +0.69 |
| | (mm) | -0.74 | -0.12 | -0.09 | -0.03 | -0.01 | -0.03 | -0.02 | +0.01 | 0.00 | +0.02 |
| 旧グンゼ工場 | 平均水位 | 16.53 | 16.49 | 16.31 | 16.21 | 15.85 | 13.61 | 15.15 | 14.52 | 14.11 | 13.62 |
| | (m) | 4.95 | 4.81 | 4.54 | 4.13 | 3.67 | 3.82 | 4.14 | 4.27 | 4.58 | 4.24 |

備考1 変動量については沈下・低下した場合にはマイナス表記、隆起・上昇した場合にはプラス表記とする。

ダイオキシン

監視・測定結果

表 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準の達成状況

| 項目 | 環境基準 | 琴ノ浦高校 | 庄下川橋 | 尾浜大橋 | 尾浜橋 | 南豊池橋 |
|-------|---------------------------|-------|------|-------|------|-------|
| 大気 | 0.6 pg-TEQ/m ³ | 0.025 | - | - | - | - |
| 水質 | 1 pg-TEQ/L | - | 0.10 | 0.040 | 0.22 | 0.076 |
| 水底の底質 | 150 pg-TEQ/g | - | 3.6 | 0.45 | 4.7 | 0.65 |
| 土壌 | 1000 pg-TEQ/g | 1.5 | - | - | - | - |

備考1 環境基準について非達成の数値がある場合は、灰色の塗りつぶし（ ）で示す。

備考2 - は測定していないことを示す。

備考3 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準

<http://www.env.go.jp/kijun/dioxin.html>

ダイオキシン類の推移

表 ダイオキシン類濃度の推移

| | | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|--------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 大気 (pg-TEQ/m ³) | 琴ノ浦高校 | - | - | - | - | 0.054 | 0.033 | 0.027 | - | - | 0.025 |
| | 開明庁舎 | - | - | - | - | - | - | - | 0.017 | 0.029 | - |
| | 小田南中学校 | 0.12 | 0.045 | 0.048 | 0.026 | - | - | - | - | - | - |
| | 尼崎東高校 | 0.051 | 0.044 | 0.036 | 0.020 | 0.030 | - | - | - | - | - |
| 水質 (pg-TEQ/L) | 庄下川橋 | 0.34 | 0.20 | 0.20 | 0.29 | 0.22 | 0.16 | 0.30 | 0.14 | 0.40 | 0.10 |
| | 尾浜大橋 | 0.075 | 0.059 | 0.080 | 0.099 | 0.068 | 0.040 | 0.036 | 0.050 | 0.10 | 0.040 |
| | 尾浜橋 | 0.20 | 0.16 | 0.32 | 0.26 | 0.17 | 0.38 | 0.20 | 0.31 | 0.17 | 0.22 |
| | 南豊池橋 | 0.083 | 0.055 | 0.14 | 0.049 | 0.083 | 0.060 | 0.032 | 0.045 | 0.023 | 0.076 |
| 水底の底質 (pg-TEQ/g) | 庄下川橋 | 7.2 | 5.7 | 6.4 | 11 | 4.4 | 2.4 | 11 | 43 | 4.0 | 3.6 |
| | 尾浜大橋 | 0.54 | 1.4 | 0.40 | 0.33 | 0.46 | 0.47 | 0.31 | 0.38 | 0.37 | 0.45 |
| | 尾浜橋 | 6.7 | 13 | 5.4 | 9.9 | 8.0 | 7.6 | 5.1 | 12 | 7.4 | 4.7 |
| | 南豊池橋 | 3.3 | 1.3 | 1.5 | 0.79 | 0.68 | 0.58 | 0.58 | 0.46 | 0.35 | 0.65 |
| 土壌 (pg-TEQ/g) | 琴ノ浦高校 | - | - | - | 0.92 | 0.76 | 1.3 | 3.1 | 4.0 | 0.91 | 1.5 |

備考1 - は測定していないことを示す。

備考2 大気については、平成22年度の尼崎東高校の廃校により、測定を停止。平成23年度からは測定地点を2地点から1地点へ変更したが、測定回数を年2回から年4回とした。

備考3 大気については、平成25年度と平成26年度に琴ノ浦高校で学校耐震化工事が行われたため、近隣の開明庁舎で測定を実施した。

環境保全協定

昭和初期、南部臨海地域の埋め立てが進むと、火力発電所や大規模工場が集中的に建設され、本市は鉄と電力の街として栄えました。その一方で、工場等の煙突から排出される降下ばいじんや二酸化硫黄が急増し、大気環境は悪化しました。

昭和 40 年代に入ると、石炭から重油への燃料転換により、降下ばいじん量は減少しましたが、硫黄酸化物による汚染が深刻化しました。このような状況を受けて、昭和 44 年に兵庫県・尼崎市・市内 62 者 3 企業団地の 3 者は硫黄酸化物の環境基準の早期達成を目指して、大気汚染防止協定を締結しました。その後、時代や社会的状況に応じて協定の内容を強化・更新し、平成 18 年 2 月には、地球温暖化や省エネルギー、廃棄物の増大等の新たな環境課題に対応するため、協定の一部改定を行うとともに、名称も「環境保全協定」に変更しました。平成 21 年 4 月には中核市への移行に合わせて尼崎市と事業者の 2 者で環境保全協定を締結し、事業者が環境課題に自主的かつ率先的に取り組むとともに、それらの内容についてより積極的に情報公開を行うことなどを新たに盛り込みました。

平成 27 年度に環境保全協定を締結していた 33 社 34 事業所の環境保全対策の実施状況等については次の URL にて本市 HP で公開しています。

URL : <http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kankyo/5409/034kankyouhozenkyoutei.html>

表 環境保全協定内容

| 協定名 | 年月日 | 事業所数 | 主な内容 | |
|----------|---------------------------------|-----------------------|--|---|
| 大気汚染防止協定 | 昭和 44 年 6 月 30 日 9 月 24 日 | 62 社 69 事業所 3 企業団地 | <ul style="list-style-type: none"> ・硫黄酸化物の抑制 ・集中被害を避けるための高煙突化・新設時の事前協議制 ・市の立入権限 | |
| 公害防止協定 | 第 1 次 | 昭和 47 年 2 月 16 日 | 66 社 73 事業所 3 企業団地 | <ul style="list-style-type: none"> ・硫黄酸化物を工場重合着地濃度で規制 ・自主測定強化 ・損害補償の明確化 ・住民参加 ・違反工場の公表 |
| | 第 2 次 | 昭和 50 年 3 月 28 日 | 62 社 67 事業所 2 企業団地 | <ul style="list-style-type: none"> ・大気、水質、騒音、振動、産業廃棄物の分野の総合協定となる ・窒素酸化物を新たに対象とする ・排煙監視テレメータ装置の設置（16 社 19 工場） ・設備指導基準の導入 ・事業者ごとに硫黄酸化物の協定値を設定し、総排出量を抑制 |
| | 第 3 次 | 昭和 58 年 3 月 23 日 | 52 社 56 事業所 | <ul style="list-style-type: none"> ・緑地整備、工場地の景観の確保、工場跡地利用、自動車公害の防止を加えて環境全般の総合協定となる ・窒素酸化物の総量抑制（増加も認める） ・水質汚濁防止対策として、COD、BOD、SS に加えて窒素、燐も低減に努める |
| 環境保全協定 | 第 1 次 | 平成 18 年 2 月 28 日 | 41 社 42 事業所 | <ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染、水質汚濁等の産業型公害への対応 ・新たな課題への対応（自動車公害問題、土壤汚染問題、アスベスト問題など） ・情報公開の取組 |
| | 第 2 次 | 平成 21 年 4 月 1 日 | 36 社 37 事業所 | <ul style="list-style-type: none"> ・中核市への移行に伴い、兵庫県、尼崎市及び事業者の三者から尼崎市と事業者の二者で協定締結 ・環境管理の徹底 ・事故時等の臨機応変な対応 ・情報公開の推進 |

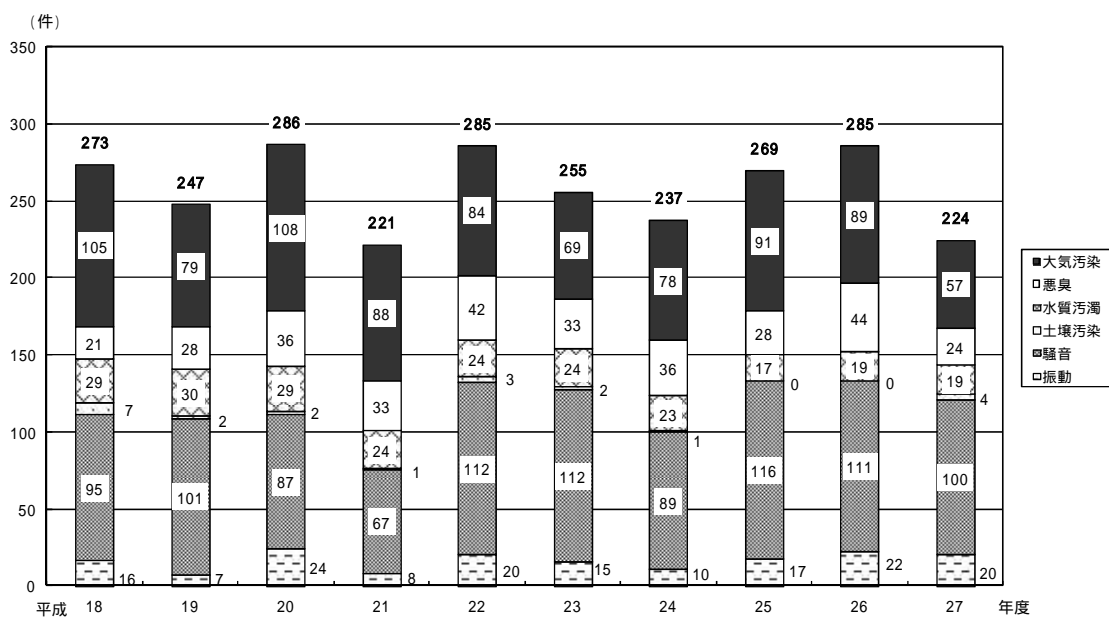
公害に関する苦情・相談

平成 27 年度に市民から寄せられた公害に関する苦情は、224 件で、前年度と比較して 21% (61 件) 減少しました。

公害の種類別にみると、騒音に関する苦情が全体の 45% (100 件) と最も多く、次いで大気汚染が 25% (57 件) となっています。

被害の種類別にみると、「感覚的・心理的」が 83% (185 件) と最も多く、被害の発生地域別にみると、住居専用地域が 33% (73 件) と最も多くなっています。

図 苦情・相談件数の推移



尼崎の公害の歴史

表 尼崎の公害の歴史

| 年代 | 環境の状況 | 市民の動き | 市の動き | 国・兵庫県の動き |
|---------------|---|--|---|--|
| 明治 | | 43 カマル製鐵所立ち退きを請願（尼崎の公害第1号といわれている。） | | |
| 大正 | ・工場の地下水汲み上げによる地下水位の低下 ・工場排水による河川の水質悪化 | | 5 尼崎市が誕生（尼崎町と立花村の東灘波、西灘波地区に市制が実施される。その後、小田村、大庄村、立花村、武庫村、園田村と合併し、現在の尼崎市になる） 6 上水道整備開始 | |
| 昭和 | ・昭和初期、南部臨海地域に製鐵所、発電所の新設・増設が相次ぐ。 5 尼崎築港（株）が南部臨海地域において工場用地の造成開始 | 11 煤煙防止河川浄化委員会発足 | 3 淀川に上水道の水源を移す | |
| | | | 26 防潮堤建設開始 29 衛生局衛生課に公害防止担当職員配置 29 降下ばいじん量、浮遊ばいじん量、亜硫酸ガス濃度等調査実施 29 騒音防止条例公布 | |
| | 32 一部地域で降下ばいじん量67.6 t/km ³ /月を記録 38 国道43号供用開始 39 大阪国際空港ジェット旅客機就航 | | 32 尼崎市大気汚染対策本部発足 32 大気汚染立体調査実施 32 工業用水供給開始 34 下水道供用開始 36 大気汚染広報開始 39 大阪国際空港騒音対策協議会発足 | 31 工業用水法公布 33 公共用水域の水質の保全に関する法律公布 33 工場排水等の規制に関する法律公布 37 ばい煙の排出の規制等に関する法律公布 |
| | 45 国道43号全線開通 45 一部地域で二酸化硫黄濃度年間平均値0.087 ppmを記録 47 山陽新幹線営業開始（新大阪～岡山） 48 関西電力(株)尼崎第一発電所運転停止 | 41 山陽新幹線尼崎地区乗入れ反対期成同盟発足 42 山陽新幹線対策特別委員会発足 42 山陽新幹線公害対策三市議会連絡協議会発足 42 阪神地区山陽新幹線対策協議会発足 44 杭瀬地区公害対策市民の会発足 45 尼崎から公害をなくす市民連絡会発足 46 尼崎公害患者・家族の会発足 46 国道43号線公害対策尼崎連合会発足 47 国道43号線公害対策尼崎連合会が阪神高速道路建設反対の座り込み開始 47 尼崎から公害をなくす市民連絡会が関西電力(株)尼崎第一発電所・第二発電所の立入調査を実施 48 市内16団体が公害対策統一要求書提出（以降、昭和62年まで毎年提出される。） 49 航空機騒音について尼崎調停団が公害等調整委員会に調停申請 | 40 大阪国際空港騒音対策委員会発足 41 国設尼崎大気汚染測定所測定開始 44 大気汚染防止協定締結（事業者・兵庫県・市による三者協定） 45 国道43号・阪神高速道路公害対策三市連絡協議会発足 47 公害調整課、青空課、水質課、騒音課の4課体制で公害行政にあたる（現在の環境創造課・環境保全課に該当） 47 公害防止協定（第一次）締結 48 尼崎市民の環境をまもる条例公布 49 蓬川水系の5事業所と水質汚濁防止協定締結 | 42 公共飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（航空機騒音防止法）公布 42 公害対策基本法公布 43 大気汚染防止法公布 43 騒音規制法公布 44 兵庫県公害防止条例公布 44 硫酸酸化物に係る環境基準設定 45 水質汚濁防止法公布 45 水質汚濁に係る環境基準設定 46 環境庁発足 46 悪臭防止法公布 46 騒音に係る環境基準設定 47 環境保全上緊急を要する新幹線鉄道騒音対策について勧告 48 瀬戸内海環境保全臨時特別措置法公布 48 大気汚染に係る環境基準設定（二酸化窒素、二酸化硫黄など） 48 航空機騒音に係る環境基準設定 |
| | 50 関西電力(株)尼崎第二発電所運転停止 50 硫酸酸化物の環境基準達成 50 山陽新幹線全線開通 56 阪神高速道路3号神戸線供用開始 57 国道43号車線数減少（10車線から8車線へ） | 50 航空機騒音対策特別委員会発足 51 国道43号・阪神高速道路騒音排気ガス規制等請求事件（国道43号公害訴訟）を神戸地裁に提訴 54 阪神高速道路建設反対の座り込み解除へ | 50 公害防止協定（第二次）締結 52 地域環境を予防的に保全するため、事前協議制度導入 53 工場跡地に関する取扱要綱制定 54 尼崎市環境影響評価指図書要綱制定 55 阪神三市新幹線公害対策連絡協議会発足 58 公害防止協定（第三次）締結 | 50 新幹線鉄道騒音に係る環境基準設定 51 振動規制法公布 51 環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について勧告 53 特定空港周辺航空騒音対策特別措置法公布 55 新幹線沿道の整備に関する法律公布 57 市域一部を航空機騒音対策区域に指定 |
| 62 日本国有鉄道が民営化 | 63 尼崎有害物質排出規制等請求事件（尼崎大気汚染公害訴訟）を神戸地裁に提訴 | | | |

| 年代 | 環境の状況 | 市民の動き | 市の動き | 国・兵庫県の動き |
|----|--|---|---|---|
| 平成 | 6 阪神高速道路5号湾岸線供用開始 | 7 国道43号公害訴訟最高裁判決 | 2 あまがさき快適環境プラン制定（市の環境政策のマスタープラン） 4 庄下川水質浄化短期対策事業着手 6 尼崎市環境審議会発足 8 ローカルアジェンダ21あまがさき策定（地球環境保全のための行動計画） 8 新幹線鉄道公害対策連絡会発足 9 あまがさき快適環境プラン改定 | 3 大阪国際空港周辺対策基金設置 3 土壌汚染に係る環境基準設定 4 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法公布 5 環境基本法公布 7 環境の保全と創造に関する条例（兵庫県）公布 9 地下水の水質汚濁に係る環境基準設定 |
| | 10 国道43号車線数減少（8車線から6車線へ） 13 関西電力㈱尼崎第三・尼崎東発電所運転停止 13 環境ロードプライシング開始 17 阪神高速道路公団が民営化 | 10 国道43号公害訴訟和解及び連絡会設置 11 尼崎大気汚染公害訴訟原告団が企業9社と和解 12 尼崎大気汚染公害訴訟一審判決 12 尼崎大気汚染公害訴訟原告団が国・阪神高速道路公団と和解 14 尼崎大気汚染公害訴訟原告団があっせん申し立て 15 尼崎大気汚染公害訴訟のあっせん成立 | 12 尼崎市の環境をまもる条例公布 12 微小粒子状物質（PM2.5）測定開始 15 尼崎市環境基本計画策定 17 尼崎市環境影響評価等に関する条例公布 17 大阪国際空港騒音対策協議会が大阪国際空港周辺都市対策協議会に名称変更 18 環境保全協定（第一次）締結 | 12 市域全部の航空機騒音対策区域指定を解除 13 環境庁から環境省へ 13 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法公布 14 土壌汚染対策法公布 16 大型ディーゼル自動車等運行規制施行 |
| | 24 国道43号通行ルール（兵庫県域）設定 | 25 尼崎大気汚染公害訴訟の和解条項に基づく協議が終結 | 21 環境保全協定（第二次）締結（事業者・市による二者協定） 26 尼崎市環境基本計画改定 | |
| | | | | |

尼崎大気汚染公害訴訟

本市は南部臨海地域に鉄鋼などに関連する工場や火力発電所が立ち並び、日本屈指の重化学工業都市として阪神工業地帯の一翼を担い発展しましたが、工場からのばい煙による大気汚染などが発生し、昭和30年以降の高度経済成長期には、これらの公害問題が深刻化していきました。

昭和29年に大気汚染の実態調査を開始するとともに、昭和32年には「人命の尊重がすべてに優先する」という信念と「公害をなくそう」という市民運動を背景に、市長を本部長として、学識経験者や市民、産業界、行政機関の代表からなる「尼崎市大気汚染対策本部」を設置し、対策に取り組みました。また、昭和38年の国道43号供用の開始、昭和56年の阪神高速道路大阪西宮線供用開始に伴う排出ガスや騒音・振動により交通公害が引き起こされました。本市では、西宮市・芦屋市とともに「国道43号・阪神高速道路公害対策三市連絡協議会」を発足し、対策などについて国などに要望活動を始めました。

昭和63年には、健康被害の救済と次世代に公害のない住みよいまちを伝えることを願い、市民運動により大気汚染物質の排出差し止めと損害賠償を求め、国や阪神高速道路公団、9企業を相手に「尼崎大気汚染公害訴訟」が起こされました。

その後、平成11年に和解金の支払いと今後の公害防止対策を条件に被告企業との間で和解が成立しました。また、平成12年には、一定条件のもとに道路公害と健康被害の因果関係と被告（国・阪神高速道路公団）の責任が認められたことを受け、和解が成立しました。和解にあたり、国・阪神高速道路公団による排出ガス削減や大型車交通規制をはじめとする施策の検討・実施を条件に、原告団は道路供用の差し止め請求・損害賠償を放棄しました。

平成25年には、国道43号通行ルールの導入などにより沿道環境の改善に一定の成果が見られ、今後も改善・保持が見込まれるとして、尼崎大気汚染公害訴訟の和解条項に基づく協議が終結しました。なお、国は環境対策を続けることを約束しており、今後も定期的に意見交換の場がもたれることとなっています。

公害健康被害補償制度

公害健康被害補償の経緯

公害による健康被害の救済は、昭和45年11月に施行した本市の大気汚染に係る健康被害の救済措置に関する要綱により始まりましたが、同年12月に、市域の一部が公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（昭和44年法律第90号〔公害健康被害補償法の施行に伴い廃止〕）に基づく救済対象地域となり、その後、公害健康被害補償法（昭和48年法律第111号）に基づく第1種指定地域に市域の約3分の2が指定され、さまざまな事業を実施してきました。

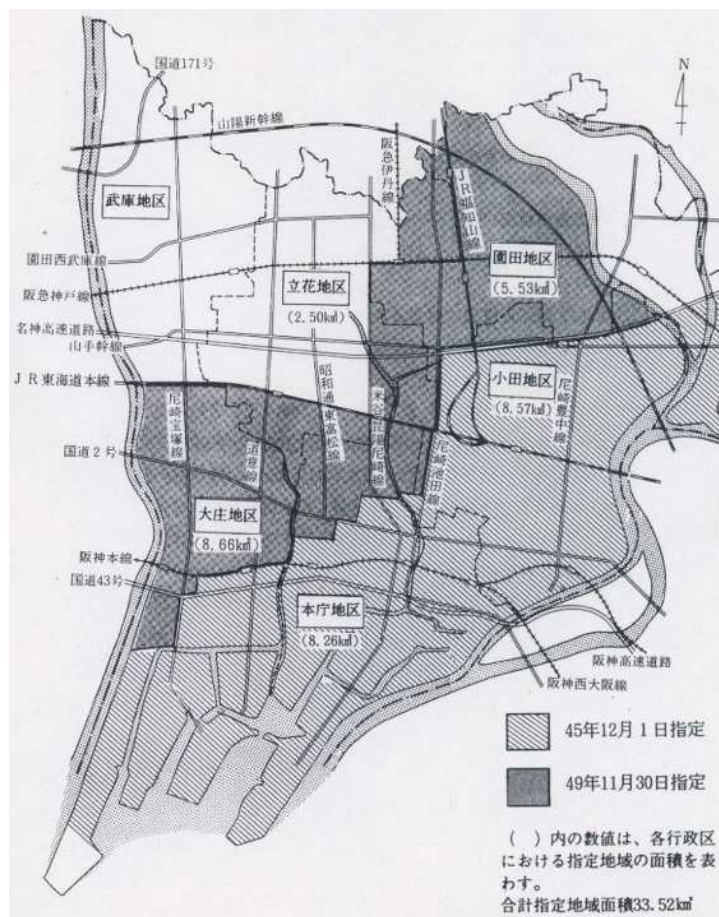
しかしながら、我が国の大気汚染をめぐる情勢が変化したことなどにより補償制度の見直しが行われ、現在は、旧補償法の一部を改正した公害健康被害の補償等に関する法律（以下「新補償法」という。）及び、これを補完する尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例（昭和48年尼崎市条例第20号）に基づき、健康被害の救済並びに予防に係る事業を実施しています。

表 補償制度の沿革

| 年代 | 国 | 年代 | 尼崎市 |
|-------|---|-------|--|
| 昭和 | | 昭和 | |
| 42.8 | 「公害対策基本法」施行 | 45.11 | 「大気汚染に係る健康被害の救済措置に関する要綱」施行 |
| 44.12 | 「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」(以下この表において「救済法」という。)公布 | 48.3 | 尼崎商工会議所と「公害病認定患者救済事業に関する協定」締結 |
| 45.2 | 「救済法」施行 | 48.4 | 「尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例」施行「救済事業基金」設立 |
| 45.12 | 「救済法」本市に適用 | 49.10 | 「尼崎市公害健康被害認定審査会条例」施行 「尼崎市公害健康被害診療報酬審査委員会条例」施行 「尼崎市立健康の家設置条例」施行 |
| 48.10 | 「公害健康補償法」(以下、この表において「旧補償法」という。)公布、「救済法」廃止 | 50.10 | 「尼崎市公害病認定患者救済資金貸付条例」施行 |
| 49.9 | 「旧補償法」施行 | 53.3 | 尼崎商工会議所と「公害病認定患者救済事業に関する協定」(S48.3.31の協定書に基づく事業の強化拡充)締結 |
| 49.11 | 「旧補償法」の一部が改正され、本市の指定地域拡大 | 55.4 | 「尼崎市立いぶきの家設置条例」施行 |
| 62.2 | 「旧補償法」一部改正案国会提出 | 56.4 | 「尼崎市公害病認定患者葬祭費の助成に関する条例」施行 |
| 62.9 | 一部改正案可決成立、「新補償法」公布 | 平成 | |
| 63.3 | 「新補償法」施行 「公害健康被害の補償等に関する法律」に名称改正 (改正内容) ・第一種地域(大気系)の全面指定解除(新規認定の廃止) ・認定者の認定更新・給付継続 ・公害健康被害予防事業実施 | 元.4 | 「尼崎市特定呼吸器疾病調査研究事業」実施 |
| 平成 | | 5.12 | 「尼崎市特定呼吸器疾病調査研究事業に係る情報の評価等について」(報告)健康被害予防事業(ぜん息児童水泳訓練事業)追加 |
| 16.4 | (独)環境再生保全機構の設立(川崎市) (内容) ・公害健康被害補償予防協会を解散 ・公害健康被害補償予防協会業務を継承 | 11.4 | 「尼崎市公害病認定患者救済資金貸付条例」廃止 「尼崎市公害病認定患者団体補助金」廃止 |
| | | 12.3 | 「尼崎市立いぶきの家設置条例」廃止 |
| | | 12.4 | 「尼崎市公害病認定患者葬祭費の助成に関する条例」一部改定(5万円→10万円)、「在宅酸素療法助成事業要綱」施行、「一泊二日リハビリテーション事業要綱」施行、「転地保養事業助成金」改定、「水泳鍛錬奨励事業年齢制限」撤廃、「療養器具貸与事業」改定(加湿器追加) |
| | | 13.7 | 現行事業の効果測定作業開始 現行事業転換計画の検討開始 |
| | | 14.9 | 事業アンケート調査の検討開始 |
| | | 14.10 | 成人の健康回復事業における高齢者対策の実施(介護スタッフ導入・カリキュラムの見直し) |
| | | 15.7 | ぜん息キャンプ事業におけるアレルギー施策の強化(アレルギー食・カリキュラムの見直し及び専門スタッフの導入) |
| | | 15.10 | 救済事業の効果測定作業のまとめ 救済事業転換計画のまとめ(一次案) |
| | | 16.2 | 事業アンケート調査の実施(対象:尼崎市公害病認定患者) |
| | | 16.4 | 「健康の家運営管理委託料」改定(管理体制の見直し) |

| 年代 | 国 | 年代 | 尼崎市 |
|----|---|-------|--|
| | | 17.4 | 「転地保養事業負担金」改定、「転地保養事業」指定施設追加（6施設 11施設）「健康の家利用補助負担金」改定 リフレッシュ事業開始 |
| | | 18.4 | インフルエンザ予防接種助成事業開始（65歳以上対象） |
| | | 21.11 | 新型インフルエンザ（A/H1N1）予防接種助成事業追加（全患者対象） |
| | | 22.4 | 「転地保養事業負担金」改定 「ぜん息教室」を「呼吸器教室」に統合、出前型事業実施 「水泳鍛錬奨励事業」利用施設追加（2施設→3施設） |
| | | 22.11 | 新型インフルエンザ（A/H1N1）3種混合ワクチン予防接種助成事業実 施（全患者対象） |
| | | 23.10 | インフルエンザ予防接種助成事業開始（全患者対象） |
| | | 24.4 | 「転地保養事業」指定施設追加（11施設→14施設） |
| | | 25.12 | 救済事業アンケート調査の実施（対象：尼崎市公害病認定患者） |
| | | 27.4 | ぜん息キャンプ事業及び成人の健康回復事業の廃止 転地保養事業の年間利用可能回数の変更（1回 2回） |

図 旧第一種指定地域



備考1 昭和63年3月1日に解除されている。

健康被害の救済

・認定患者の状況

新補償法の施行に伴い、昭和63年3月1日以後、新規の患者の認定は行われなくなりました。

しかしながら、既認定患者に対する有効期間（慢性気管支炎、気管支ぜん息及び肺気しゅは3年、ぜん息性気管支炎は2年）の更新の認定は引き続き行うことになっており、尼崎市公害健康被害認定審査会の意見をきいて市長が認定しています。

認定患者数については、昭和45年11月に認定を開始して以来、平成27年度末現在で11,208人で、このうち死亡4,121人等の異動があり、実認定患者数は1,821人です。実認定患者数を地域別にみると、中央、小田地区で多く、次いで大庄、園田、立花、武庫地区の順になっています。

また、認定疾病別にみると、気管支ぜん息1,618人（88.9%）、慢性気管支炎196人（10.8%）、肺気しゅ7人（0.3%）、ぜん息性気管支炎0人となっています。慢性気管支炎及び肺気しゅは60歳以上の人に多く見られますが、気管支ぜん息はすべての年齢階層にわたっています。

表 被認定患者異動状況

| 区分 認定数 | 異動 | | | | | | | 実認定 患者数 |
|-----------|-----|-----|-------|-----|-------|-----|-------|------------|
| | 転入 | 転出 | 死亡 | 辞退 | 期間満了 | 否更新 | 計 | |
| 11,208 | 236 | 373 | 4,121 | 456 | 3,812 | 861 | 9,387 | 1,821 |

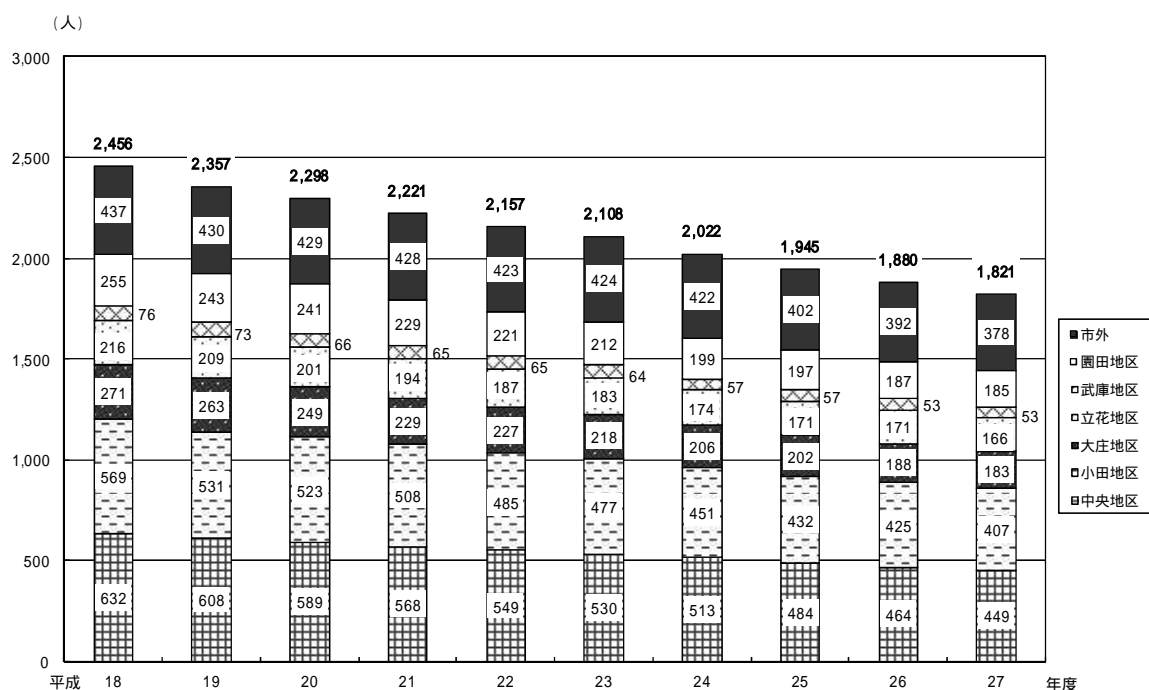
表 性別・年齢別死亡者の状況

| 年齢 区分 | 年齢 | 0~4 | 5~9 | 10~14 | 15~19 | 20~29 | 30~39 | 40~49 | 50~59 | 60~64 | 65以上 | 計 |
|------------------|--------|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 平成27年度 | 男 | - | - | - | - | - | - | - | 1 | 1 | 13 |
| 女 | | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 34 | 34 |
| 平成27年度末 までの累計 | 男 | 4 | 2 | 3 | 4 | 11 | 13 | 44 | 114 | 161 | 1,753 | 2,109 |
| | 女 | 2 | 4 | - | 3 | 7 | 6 | 27 | 91 | 114 | 1,758 | 2,012 |
| | 計 | 6 | 6 | 3 | 7 | 18 | 19 | 71 | 205 | 275 | 3,511 | 4,121 |

表 疾病別・性別・年齢別認定者状況

| 疾病・性別 年齢層 | 肺気しゅ | | 気管支ぜん息 | | 慢性気管支炎 | |
|--------------|------|----|--------|-----|--------|-----|
| | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 |
| 0~14 | - | - | - | - | - | - |
| 15~29 | - | - | 10 | 7 | - | - |
| 30~44 | 1 | - | 349 | 282 | 1 | - |
| 45~59 | - | - | 165 | 171 | 2 | 1 |
| 60歳以上 | 5 | 1 | 186 | 448 | 44 | 148 |
| 合計 | 6 | 1 | 710 | 908 | 47 | 149 |

図 地区別認定患者数の推移



補償給付

公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、認定を受けた公害健康被害者（公害病認定患者）は、認定疾病に必要な医療を受けられるほか、認定疾病の障害の程度に応じた障害補償費等が支給されます。また、認定疾病に起因して死亡した公害病認定患者の遺族に対しても遺族補償費等が支給されます。平成 27 年度の補償給付費の総額は 3,123,688,523 円（平成 26 年度比 1.3%減）となりました。

表 補償給付の状況

| 給付の種類 | 給付内容 | 平成27年度 | |
|------------|---|----------|---------------|
| | | 支給件数 (件) | 支給金額 (円) |
| 療養の給付及び療養費 | 認定疾病に関する医療の現物給付等 | 36,536 | 1,132,617,033 |
| 障害補償費 | 法で定める障害の程度が3級以上である満15歳以上の者に支給する。 支給月額、性別、年齢、障害の程度によって異なる。 | 18,452 | 1,435,689,380 |
| 児童補償手当 | 法で定める障害の程度が3級以上である満15歳未満の被認定者を養育している者に支給する。支給月額、性別、年齢、障害の程度によって異なる。 | 該当なし | |
| 療養手当 | 認定疾病について療養を受けた場合、月を単位として、入院・通院の日数に応じて支給する。 | 16,276 | 378,843,800 |
| 遺族補償費 | 認定疾病により死亡した被認定者の遺族のうち、一定の要件を満たす者に支給する。 | 677 | 98,756,250 |
| 遺族補償一時金 | 遺族補償費を受ける遺族がいない場合、一定の範囲の遺族に支給する。 | 18 | 67,554,810 |
| 葬祭料 | 認定疾病により死亡した被認定者の葬祭を行った者に支給する。 | 22 | 10,227,250 |
| 合計 | | 71,981 | 3,123,688,523 |

表 公害保健福祉事業の状況

| 事業名 | 事業概要 | 平成27年度実績 |
|---|--|--|
| 公害健康被害の補償等に関する法律に基づくもの（公害保健福祉事業） | | |
| リハビリテーション事業 | 1泊2日のリハビリテーション事業を公害病認定患者が自主的に組織する団体に委託することにより、公害病認定患者の自主的な健康回復の促進を図っている。 | 参加者 41人 |
| リフレッシュ事業 | 公害病認定患者が気軽に日帰りで参加し、健康講座・保健指導等を行っている。 | 参加者 126人 |
| 呼吸器教室事業 | 呼吸器疾患に関する知識の普及を図ることを目的に、月3回程度の呼吸器訓練等の教室を行っている。また、年10回程度の出前講座を行っている。 | 参加者 348人 |
| インフルエンザ予防接種助成事業 | インフルエンザ患による呼吸器症状の重症化を予防するため、インフルエンザ予防接種に係る自己負担額を助成している。 | 受診者 747人 |
| 公害健康被害の補償等に関する法律・尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例に基づくもの | | |
| 療養器具貸与事業 | 公害病認定患者に対し、認定疾病の療養に必要な器具を貸与している。 | 貸出件数 空気清浄機 0台 加湿器 0台 吸入器 5台 |
| 尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例に基づくもの | | |
| 転地保養事業 | 空気清浄地にある公共的宿泊施設等を中心に14箇所を市が指定し、公害病認定患者が自身の保養のために施設を利用した際の経費の一部を助成している。 | 宿泊 27人 日帰り 52人 |
| 水泳鍛錬奨励事業 | 公害病認定患者にプール利用券を交付することで、プール利用による体力練成を自主的に行ってもらい、健康回復の促進と福祉の増進を図っている。 | 利用件数 サンシビック 39件 ハーティ21 51件 スポーツの森 16件 |
| 在宅酸素助成事業 | 医師の管理の下で、在宅酸素療法を行っている公害病認定患者に対し、酸素濃縮機の使用にかかる費用の一部を助成している。 | 申請者 85人 |
| 尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例・尼崎市立健康の家の設置及び管理に関する条例に基づくもの | | |
| 健康の家管理運営事業 | 昭和49年に設置された公害病認定患者の保養施設「健康の家」の管理業務を委託している。 | 利用者 公害病認定患者 205人 付添 113人 |
| 健康の家利用補助事業 | 「健康の家」を利用するにあたり、食事代の半額を補助することで実費負担の軽減を図っており、利用を促進している。 | 件数 朝食 402件 昼食 402件 夕食 406件 |
| 尼崎市公害病認定患者葬祭費の助成に関する条例に基づくもの | | |
| 葬祭費助成事業 | 認定疾病に起因せずに死亡した公害病認定患者の葬祭を行った者に葬祭に係る費用の一部を助成している。 | 件数 15件 |

健康被害予防事業

公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、大気汚染の影響による健康被害の予防に関する事業を地域住民を対象に実施しています。

表 健康被害予防事業の状況

| 事業名 | 事業概要 | 平成27年度実績 |
|---------------------------|--|-----------------------------|
| 公害健康被害の補償等に関する法律に基づくもの | | |
| 健康相談事業 | 地域住民を対象として、ぜん息等に関する相談及び指導を行っている。 | 相談者 乳幼児 71人 一般成人 207人 |
| 健康診査等事業 | 乳幼児を対象として、問診等を行い、発症防止のための適切な指導を行うことにより、気管支ぜん息の発症の未然防止を図っている。 | 受診者 3,526人 指導対象者 811人 |
| ぜん息児童水泳訓練事業 (あまっこ水泳教室) | 気管支ぜん息児童を対象として、療養上有効な水泳訓練を行っている。 | 参加者 459人 |

アスベスト問題

経緯

平成 17 年 6 月に、本市域にあった（株）クボタ旧神崎工場の従業員や周辺住民にアスベスト（石綿）による健康被害が発生していることが明らかとなり、市民等からアスベストについて不安の声や相談が数多く寄せられました。

過去にアスベストを使用した事業所の調査

平成 17 年度に、アスベストによる健康被害と発生源の関係を明らかにするため、過去の名簿などからアスベストを使用していたと思われる事業所を抽出し、事業所・周辺住民を対象に聞き取り調査を行いました。

調査した 136 事業所のうち、事業所内でアスベストを使用していたのは 39 事業所、事業所外（建設現場など）で使用していたのは 13 事業所、使用していないのは 20 事業所であり、その他の 64 事業所は所在が不明などで把握できませんでした。

事業所内でアスベストを使用していた 39 事業所は、青石綿と白石綿が 7 事業所、青石綿が 1 事業所、白石綿が 17 事業所であり、その他の 14 事業所では種類が不明でした。また、年間使用量は、回答があった 18 事業所のうち、2 事業所は 5,000t 以上と多量に使用しており、16 事業所については、いずれも 100t 未満でした。

表 過去のアスベスト使用調査の結果

| 使用状況 | | 事業所数 | |
|-----------------|------------------|------|----|
| 事業所内で使用 | 原材料として製品に使用 | 12 | 39 |
| | 製造工程の施設に使用 | 2 | |
| | アスベストの回収・再生 | 1 | |
| | 含有材料を製品に使用 | 10 | |
| | 含有材料を製造工程の施設に使用 | 12 | |
| | アスベストを使用する自動車の解体 | 2 | |
| 事業所外で使用（建設現場など） | | 13 | |
| 使用していない | | 20 | |
| 不明 | 事業所の所在が不明 | 49 | 64 |
| | 使用の有無が不明 | 15 | |
| 計 | | 136 | |

備考 1 結果は平成 17 年度のものである。

表 使用石綿の種類及び使用量

| 種類 | 事業所数 | 使用量（年間） | 事業所数 |
|---------|------|-------------------|------|
| 青石綿と白石綿 | 7 | 5,000t 以上～ | 2 |
| 青石綿 | 1 | 100t 以上～5,000t 未満 | 0 |
| 白石綿 | 17 | 10t 以上～100t 未満 | 2 |
| 不明 | 14 | 1t 以上～10t 未満 | 5 |
| 計 | 39 | ～1t 未満 | 9 |
| | | 使用量不明 | 21 |
| | | 計 | 39 |

備考 1 製品の生産量等による推計値を含む。複数年使用の場合は平均値

石綿の健康リスク調査<環境省委託調査事業>

石綿の健康リスク調査は、環境省が石綿のばく露歴や石綿関連疾患の健康リスクに関する実態把握を目的に、平成 18 年度以降に、石綿ばく露の医学的所見である胸膜ブランク等の有無と健康影響との関係に関する知見を収集してきた事業です。

平成 18 年から平成 21 年度までを「第 1 期石綿の健康リスク調査」とし、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間で、「第 2 期石綿の健康リスク調査」として、石綿ばく露者の中・長期的な健康管理のあり方を検討するための知見を収集しています。本市では、この調査事業を環境省から受託しており、石綿ばく露の状況の違い等による石綿関連所見等の集計を行い、調査結果を環境省に報告しています。なお、結果については環境省の HP で公表されています。

環境省 HP 尼崎市における石綿の健康リスク調査報告書

平成 26 年度 http://www.env.go.jp/air/asbestos/commi_hefc/rep_h26/index.html

・調査対象者

原則として、次の から を満たす者を調査対象者としています。

昭和 30～50 年に、本市に居住していた者

本市が検査を実施する指定医療機関等で検査を受けることができる者

本調査の内容を理解し、調査の協力を同意する者

なお、 については、それ以外の者も石綿ばく露の可能性（通勤、通学等）があれば受け入れることを妨げないこととしています。

・対象者の募集

対象者の募集については、市報やチラシの各戸配布等により行いました。

・調査期間

平成 26 年度 平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日

・調査内容

保健所による確認及び検査

調査対象者に対し、調査事業の説明、調査協力に対する同意をとり、調査登録台帳に登録を行い、医師ないし保健師、看護師のいずれかにより、居住歴や職歴等の問診を実施し、問診の結果、ばく露歴が確認された場合は、胸部 X 線検査を行いました。また、指定医療機関による胸部 CT 検査を受診する者に対しては、受診券を発行しました。

指定医療機関による検査

本市が指定する指定医療機関（関西労災病院、県立尼崎病院、兵庫医科大学病院）が、調査対象者に対し診察の上、必要に応じて胸部 X 線検査、胸部 CT 検査、読影を実施し、これらの結果説明を行いました。

本市は、当該医療機関から、これらの画像データ及び画像所見結果の報告を受けました。

・結果

平成 26 年度の受診者の年齢階層別人数及び胸部 CT の画像所見の集計結果は次のとおりでした。

表 受診者の年齢階層別人数

| 年齢階層 | 合計 | 男 | 女 |
|---------|-----|-----|-----|
| 40 歳未満 | 0 | 0 | 0 |
| 40～49 歳 | 36 | 18 | 18 |
| 50～59 歳 | 104 | 45 | 59 |
| 60～69 歳 | 255 | 133 | 122 |
| 70～79 歳 | 218 | 137 | 81 |
| 80～89 歳 | 51 | 35 | 16 |
| 90 歳以上 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 664 | 368 | 296 |

(単位：人)

表 胸部 CT 画像所見

| ばく露の可能性が特定できない者 | | 合計 |
|-----------------|-----|-----|
| 調査対象者 | 361 | 638 |
| 胸部 CT 受診者 | 296 | 530 |
| 胸膜ブランク | 92 | 176 |
| 肺野の間質影 | 10 | 31 |
| 胸部 CT 未受診者 | 65 | 108 |

(単位：人)

アスベストによる健康被害の救済制度

・制度の概要

この制度は、石綿による健康被害の特殊性に鑑み、石綿による健康被害を受けられた方とご遺族の方で、労災補償等の対象とならない方に対し迅速な救済を図ることを目的として、平成 18 年 3 月 27 日に施行された「石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）」に基づくものです。

なお、平成 22 年 7 月 1 日法施行令の一部を改正する政令が施行され、石綿による健康被害で救済給付の対象となる「指定疾病」は、「中皮腫」及び石綿による「肺がん」に加えて、「著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺」及び「著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚」が追加されました。

表 救済給付の概要

| 給付の種類 | 給付請求者 | 給付の内容・給付額 |
|-------------------|---|---|
| 医療費 | 被認定者で認定疾病にかかる医療を受け、自己負担額が発生した方 なお、被認定者が亡くなり、被認定者が請求していない医療費があったときは、ご遺族の方が当該医療費を請求することができる。 | 療養を開始した日以降の、健康保険等による給付の額を控除した自己負担額 |
| 療養手当 | 被認定者 | 療養を開始した日の翌月から、支給する事由が消滅した日の属する月まで月額 103,870 円 |
| 葬祭料 | 当該認定疾病に起因し死亡した方の葬祭を行う方 | 199,000 円 |
| 特別遺族 弔慰金・特別葬祭料 | 当該指定疾病に起因し死亡した方と同一生計にあったご遺族のうち最優先順位の方 | 特別遺族弔慰金として 2,800,000 円 特別葬祭料として 199,000 円 |
| 救済給付 調整金 | 当該認定疾病に起因し死亡した方と同一生計にあったご遺族のうち最優先順位の方 | 特別遺族弔慰金の額から当該認定疾病に関し支給された医療費及び療養手当の合計額を控除した金額 |

((独) 環境再生保全機構 HP より抜粋)

・申請状況

表 尼崎市における申請受付状況

| 年度 | 申請件数 | 療養中 | 遺族 | 計 |
|----|------|-----|-----|-----|
| 18 | | 76 | 60 | 136 |
| 19 | | 42 | 10 | 52 |
| 20 | | 33 | 12 | 45 |
| 21 | | 18 | 3 | 21 |
| 22 | | 36 | 4 | 40 |
| 23 | | 39 | 5 | 44 |
| 24 | | 41 | 7 | 48 |
| 25 | | 34 | 3 | 37 |
| 26 | | 36 | 3 | 39 |
| 27 | | 36 | 5 | 41 |
| 累計 | | 391 | 112 | 503 |

(単位 : 件)

緑化

公共施設等の緑化状況

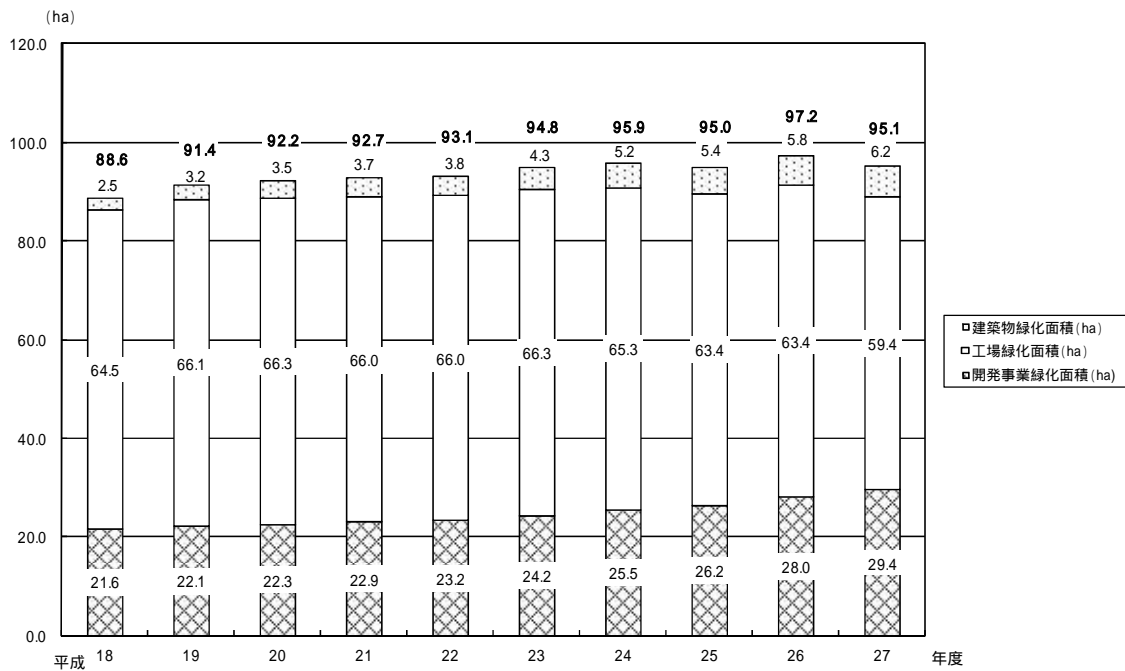
表 植栽状況

| 施設名 \ 年度 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |
|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 公園 | 1,731 | - | 6,175 | 29 | 4,700 | 1,558 | 1,645 | 1,269 | 2,268 | 9,525 |
| 道路 | 12,201 | 3,706 | 8,853 | 10,934 | 6,808 | 2,054 | 3,090 | 630 | 5 | 684 |
| 緑地・緑道 | - | - | 2,323 | 189 | - | 5 | 8 | 1,664 | - | 3,221 |
| 学校 | - | - | - | - | 661 | 100 | - | - | - | - |
| 公共財産 | - | 137 | 2,477 | - | 108 | 1,415 | - | 4,858 | - | 2,720 |
| 花壇 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 保全林等 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 各種施設等 | 5,228 | 3,822 | 11,948 | 10,024 | 6,506 | 10 | 1,487 | - | 1,769 | 2,374 |
| 合計 | 19,160 | 7,665 | 31,776 | 21,176 | 18,783 | 5,142 | 6,230 | 8,421 | 4,042 | 18,524 |
| 累計 | 2,715,941 | 2,723,606 | 2,755,382 | 2,776,558 | 2,795,341 | 2,800,483 | 2,806,713 | 2,815,134 | 2,819,176 | 2,837,700 |

(単位：本)

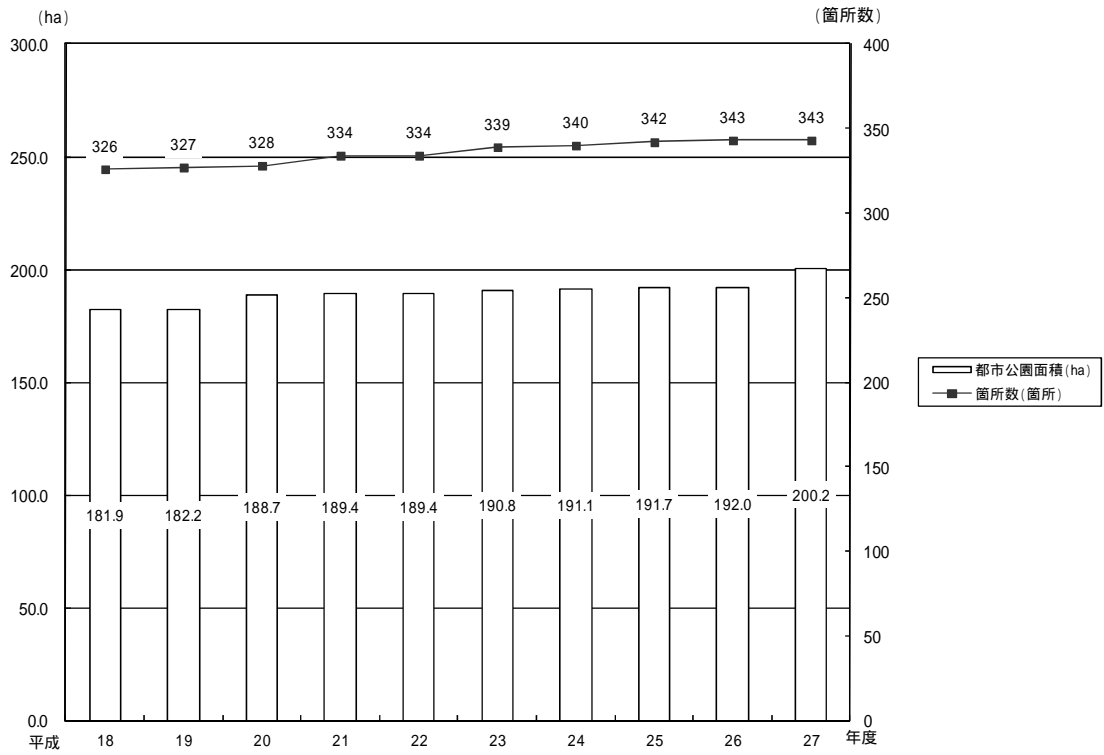
緑化面積

図 開発事業緑化・工場緑化・建築物緑化の累計面積の推移



公園の面積・箇所数の推移

図 都市公園面積・箇所数の推移



尼崎版グリーンニューディールの波及効果

表 経済波及効果

| 効果 | 年度 | 24 | 25 | 26 | 27 |
|-------------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | 直接効果（円） | | 436,000,000 | 408,000,000 | 383,000,000 |
| 第一次波及効果（円） | | 76,000,000 | 71,000,000 | 63,000,000 | 90,000,000 |
| 第二次波及効果（円） | | 54,000,000 | 51,000,000 | 48,000,000 | 30,000,000 |
| 経済波及効果合計（円） | | 566,000,000 | 530,000,000 | 494,000,000 | 820,000,000 |
| 経済波及効果/直接効果 | | 1.30 | 1.30 | 1.29 | 1.17 |

表 雇用者誘発数

| 効果 | 年度 | 24 | 25 | 26 | 27 |
|-----------|--------|----|----|----|----|
| | 就業者誘発数 | | 21 | 21 | 14 |
| うち、雇用者誘発数 | | 13 | 12 | 11 | 26 |

（単位：人）

基礎データ

基礎データとして、人口、製造業、商業や農業に関するデータを尼崎市統計書から抜粋しています。

人口

表 人口・世帯数・1世帯あたり人員の推移

| 年度 | 人口 | | | 世帯数 | 1世帯あたり人員(人) | |
|-------|--------|--------------------|-----------------------|------|-------------|--------------------|
| | 総数(万人) | 年少人口 (0~14歳)(%) | 生産年齢人口 (15~64歳)(%) | | | 老年人口 (65歳以上)(%) |
| 昭和35年 | 40.6 | 26.9 | 69.8 | 3.3 | 101,854 | 3.99 |
| 昭和40年 | 50.1 | 23.4 | 72.9 | 3.6 | 135,938 | 3.69 |
| 昭和45年 | 55.4 | 23.9 | 71.7 | 4.4 | 162,027 | 3.42 |
| 昭和50年 | 54.6 | 24.6 | 69.6 | 5.8 | 170,999 | 3.19 |
| 昭和55年 | 52.4 | 23.3 | 69.2 | 7.5 | 178,151 | 2.94 |
| 昭和60年 | 50.9 | 20.6 | 70.5 | 8.9 | 177,817 | 2.86 |
| 平成2年 | 49.9 | 16.7 | 72.7 | 10.6 | 185,819 | 2.69 |
| 平成7年 | 48.9 | 14.5 | 72.7 | 12.9 | 191,407 | 2.55 |
| 平成12年 | 46.6 | 13.5 | 70.5 | 16.0 | 190,894 | 2.44 |
| 平成18年 | 46.2 | 13.2 | 67.0 | 19.8 | 200,977 | 2.30 |
| 平成19年 | 46.2 | 13.1 | 66.2 | 20.7 | 201,522 | 2.29 |
| 平成20年 | 46.1 | 13.0 | 65.6 | 21.4 | 203,317 | 2.27 |
| 平成21年 | 46.2 | 13.0 | 65.0 | 22.0 | 205,960 | 2.24 |
| 平成22年 | 45.4 | 12.9 | 64.5 | 22.6 | 209,343 | 2.17 |
| 平成23年 | 45.4 | 12.8 | 64.4 | 22.8 | 209,443 | 2.17 |
| 平成24年 | 45.2 | 12.7 | 63.9 | 23.4 | 210,125 | 2.15 |
| 平成25年 | 45.0 | 12.5 | 63.2 | 24.3 | 210,939 | 2.13 |
| 平成26年 | 44.9 | 12.4 | 62.4 | 25.3 | 211,650 | 2.12 |
| 平成27年 | 44.7 | 12.2 | 61.7 | 26.1 | 212,221 | 2.11 |

備考1 国勢調査が実施されている年については、国勢調査人口を掲載しており、それ以外の年については1月現在における住民基本台帳法に基づく増減数を加減して算出される推計人口を掲載している。

製造業

表 事業所数・従業員数・製造品出荷額等総額の推移

| | 事業所数 | 従業員数 | 製造品出荷額等総額（百万円） |
|-------|-------|---------|----------------|
| 昭和35年 | 1,051 | 82,846 | 287,111 |
| 昭和40年 | 1,301 | 95,182 | 450,342 |
| 昭和45年 | 2,398 | 103,906 | 924,932 |
| 昭和50年 | 2,816 | 83,161 | 1,317,839 |
| 昭和55年 | 2,921 | 71,355 | 1,814,954 |
| 昭和60年 | 2,884 | 67,454 | 1,920,889 |
| 平成2年 | 1,824 | 62,478 | 2,090,822 |
| 平成7年 | 1,579 | 56,517 | 1,815,921 |
| 平成12年 | 1,282 | 42,898 | 1,575,100 |
| 平成16年 | 1,001 | 34,582 | 1,247,135 |
| 平成17年 | 1,018 | 35,005 | 1,321,233 |
| 平成18年 | 983 | 35,205 | 1,570,375 |
| 平成19年 | 1,000 | 39,096 | 1,649,664 |
| 平成20年 | 1,032 | 39,754 | 1,658,534 |
| 平成21年 | 912 | 36,661 | 1,359,092 |
| 平成22年 | 840 | 35,533 | 1,502,616 |
| 平成23年 | 878 | 33,908 | 1,410,339 |
| 平成24年 | 836 | 34,103 | 1,347,363 |
| 平成25年 | 824 | 34,085 | 1,315,212 |
| 平成26年 | 783 | 32,645 | 1,314,443 |

備考1 経済産業省所管の「工業統計調査」に基づき本市に関する部分を集計・抜粋している。なお、年によっては、日本標準産業分類の改訂が行われているが、そのまま掲載している。

商業

表 事業所数・従業員数・年間商品販売額の推移

| | 事業所数 | 従業員数 | 年間商品販売額(万円) |
|-------|-------|--------|-------------|
| 昭和35年 | 5,819 | 17,141 | 3,643,932 |
| 昭和37年 | 5,815 | 17,962 | 5,102,351 |
| 昭和39年 | 5,627 | 19,769 | 6,936,085 |
| 昭和41年 | 6,715 | 25,928 | 11,246,621 |
| 昭和43年 | 7,243 | 28,504 | 16,692,865 |
| 昭和45年 | 7,247 | 28,114 | 20,953,708 |
| 昭和47年 | 7,827 | 30,123 | 29,065,843 |
| 昭和49年 | 7,950 | 30,523 | 35,247,689 |
| 昭和51年 | 8,255 | 31,374 | 48,039,376 |
| 昭和54年 | 9,050 | 35,090 | 65,239,366 |
| 昭和57年 | 9,127 | 36,654 | 82,493,150 |
| 昭和60年 | 8,440 | 34,951 | 84,441,276 |
| 昭和63年 | 8,415 | 38,798 | 97,971,991 |
| 平成3年 | 8,180 | 38,454 | 123,434,682 |
| 平成6年 | 7,572 | 38,883 | 123,268,906 |
| 平成9年 | 6,640 | 35,146 | 109,252,193 |
| 平成11年 | 6,587 | 38,311 | 100,119,806 |
| 平成14年 | 5,742 | 34,763 | 81,182,312 |
| 平成16年 | 5,362 | 34,373 | 79,132,239 |
| 平成19年 | 4,875 | 33,078 | 83,106,804 |
| 平成24年 | 3,080 | 22,608 | 89,138,247 |
| 平成26年 | 3,014 | 23,972 | 91,450,193 |

備考1 経済産業省所管の「商業統計調査」に基づき本市に関する部分を集計・抜粋している。なお、昭和35年から昭和57年の値については、「飲食店」に関する値を減じたものを掲載している。

農業

表 農家数・田畑の面積の推移

| | 農家数 | 地積 (ha) | |
|-------|-------|---------|-------|
| | | 田 | 畑 |
| 昭和35年 | 2,330 | 1055.3 | 110.5 |
| 昭和40年 | 1,836 | 696.4 | 75.2 |
| 昭和45年 | 1,411 | 438.9 | 54.9 |
| 昭和50年 | 1,088 | 258.8 | 48.8 |
| 昭和55年 | 952 | 201.1 | 55.1 |
| 昭和60年 | 899 | 181.8 | 50.8 |
| 平成2年 | 606 | 159.5 | 42.8 |
| 平成7年 | 433 | 112.2 | 31.8 |
| 平成12年 | 400 | 93.1 | 26.2 |
| 平成17年 | 359 | 85.8 | 24.5 |
| 平成18年 | | 85.2 | 24.2 |
| 平成19年 | | 83.9 | 23.8 |
| 平成20年 | | 81.8 | 23.6 |
| 平成21年 | | 80.6 | 23.1 |
| 平成22年 | 334 | 79.6 | 22.4 |
| 平成23年 | | 78.9 | 22.2 |
| 平成24年 | | 77.7 | 21.9 |
| 平成25年 | | 75.1 | 21.6 |
| 平成26年 | | 73.9 | 21.0 |

備考1 農家数は農林水産省所管の「農林センサス」に基づき本市に関する部分を集計・抜粋している。

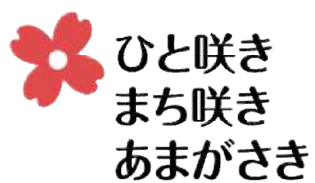
執筆協力所属一覧

| | | | |
|---------|---------------|----------|---------------|
| 危機管理安全局 | 生活安全課 | 都市整備局 | 都市計画課 |
| 企画財政局 | 市政100周年記念事業担当 | | 市街地整備課 |
| | まち咲き施策推進担当 | | 開発指導課 |
| 資産統括局 | 公有財産課 | | 建築安全担当 |
| | 契約課 | | 道路維持担当 |
| | 庁舎管理課 | | 放置自転車対策担当 |
| 市民協働局 | 市民活動推進担当 | | 河港課 |
| | 武庫地域振興センター | | 公園維持課 |
| | 園田地域振興センター | | 公園計画・21世紀の森担当 |
| 健康福祉局 | 疾病対策担当 | | 下水道部経営企画課 |
| | 生活衛生課 | | 下水道部計画担当 |
| | 公害健康保障課 | | 北部浄化センター |
| | 衛生研究所 | 消防局 | 企画管理課 |
| 経済環境局 | 企画管理課 | 水道局 | 神崎浄水場 |
| | 経済活性化対策課 | 教育委員会事務局 | 教育委員会施設課 |
| | 地域産業課 | | 学校教育課 |
| | 農政課 | | 学校保健課 |
| | 環境創造課 | | 教育総合センター |
| | 環境保全課 | | 中央図書館 |
| | 産業廃棄物対策担当 | | 中央公民館 |
| | 資源循環課 | | |
| | 業務課 | | |
| | クリーンセンター | | |

尼崎の環境 平成28年度版

編集・発行 経済環境局環境部環境創造課

TEL 06-6489-6301 FAX 06-6489-6300



本市の最上位計画である「尼崎市総合計画」のキャッチフレーズです。



尼崎市は平成 28 年に市制 100 周年を迎えます。